

医療介護総合確保促進法に基づく 島根県計画

令和 7 年 1 月

島根県

1. 計画の基本的事項

(1) 計画の基本的な考え方

島根県は、東西に長い（約230km）県土と離島の存在、全国に先駆けて進展する高齢化、医師の地域偏在、といった課題を抱えている。

このような状況の中、平成28年10月に地域医療構想を策定し、その中で明らかとなった圏域ごとの課題の解決に向けた様々な取組を支援するとともに、限られた医療資源を活用し、効率的で質の高い医療提供体制が整備されるよう、国が定めた「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（総合確保方針）」に沿った下記事業を推進する計画を策定する。

①地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設設備の整備に関する事業

地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業

②居宅等における医療の提供に関する事業

③介護施設等の整備に関する事業

④医療従事者の確保のための事業

⑤介護従事者の確保に関する事業

⑥その他の事業

<地域医療構想で策定した各圏域の必要病床数>

(2016年度)

(2025年度)

	病床数 合 計	一般 病床	療養 病床
松 江	3,089	2,585	504
雲 南	598	405	193
出 雲	2,361	1,750	611
大 田	647	457	190
浜 田	1,128	731	397
益 田	847	595	252
隠 岐	135	111	24
県合計	8,805	6,634	2,171



	病床数 合 計	高度 急性期	急性期	回復期	慢性期	増減数	増減率 (%)
松 江	2,474	212	810	712	740	▲615	▲19.9
雲 南	523	15	113	254	141	▲75	▲12.5
出 雲	1,661	255	644	421	341	▲700	▲29.6
大 田	403	13	93	174	123	▲244	▲37.7
浜 田	760	62	255	212	231	▲368	▲32.6
益 田	613	47	214	179	173	▲234	▲27.6
隠 岐	135	8	39	50	38	0	0.0
県合計	6,569	612	2,168	2,002	1,787	▲2,236	▲25.4

(2) 都道府県医療介護総合確保区域の設定

島根県における医療介護総合確保区域については、松江区域（松江市、安来市）、雲南区域（雲南市、奥出雲町、飯南町）、出雲区域（出雲市）、大田区域（大田市、川本町、美郷町、邑南町）、浜田区域（浜田市、江津市）、益田区域（益田市、津和野町、吉賀町）、隠岐区域（海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町）の7区域とする。

☒ 2次医療圏及び老人福祉圏域と同じ

☐ 2次医療圏及び老人福祉圏域と異なる

(3) 計画の目標の設定等

■島根県全体

1. 島根県の医療と介護の総合的な確保に関する目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業、病床の機能又は病床数の変更に関する事業

(計画なし)

② 居宅等における医療の提供に関する事業

構想区域内完結型の在宅医療提供体制が整備されるよう、従事者確保対策、在宅療養に関する理解促進、多職種連携の強化や条件不利地域における体制整備などに取り組む。

(数値目標)

- ・ 往診・訪問診療を行う医療機関の割合の維持
R6.1.1時点 29.1%
- ・ 訪問診療を受けている患者数
6,249人(R3年度) → 6,520人(R6年度)
- ・ 訪問看護ステーションにおける看護職員数(常勤換算)
R2.10時点 414.2人 → R6年度 490.0人
- ・ 往診・訪問診療を行う歯科診療所割合の維持
R3.1.1時点 33.4% → R7.1.1時点 33.4%
- ・ 特定行為研修県内修了者数(累計)
R1年度 35人 → R6年度 116人
- ・ まめネット連携カルテの閲覧件数(月平均)
5,312件(R5年度) → 5,400件(R6年度)
- ・ 東部口腔保健センターの患者数の維持
R5年度 843人

③ 介護施設等の整備に関する事業

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第9期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

(数値目標)

- ・ 養護老人ホーム (1カ所)
- ・ 介護医療院 (1カ所)
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 (1カ所)
- ・ 介護老人保健施設 (1カ所)

④ 医療従事者の確保に関する事業

医療介護総合確保促進法に基づく県計画によって、医師確保対策を推進しているが、いまだ医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、継続的に対策を実施し、地域における医療提供体制が整備されるよう、さらなる従事者確保対策、地域偏在是正対策や勤務環境改善に向けた取組などを行う。

また、県内における薬剤師・歯科衛生士の偏在により県西部、中山間地域において不足が深刻であることから、その他の職種においても必要な医療従事者の確保対策を行い、地域全体で多職種によるチーム医療を維持、拡大することを目標とする。

(数値目標)

- ・ 県内の専門研修プログラムで研修を開始する医師数
40人（R5年度）→ 57人（R6年度）
- ・ 鳥取大学から県内への派遣医師数の維持（R5.10時点 158人）
- ・ しまね地域医療支援センター登録対象者のうち医師少数区域等で研修・勤務する医師数
R5年度 135人 → R6年度 153人
- ・ 病院、公立診療所の医師の充足率（医師多数区域を除く二次医療圏）
R5年度 90.0% → R6年度 90.0%
- ・ 産婦人科における医師の充足率維持（R5年度：82.4%）
- ・ 産科・産婦人科の病院勤務医師数の維持（R5年度：46人）
- ・ 分娩1000件当たりの産科・産婦人科の病院勤務医師数の維持（R5年度 16.4人）
- ・ 小児（二次・三次）救急対応病院数の維持（R5年度：17病院）
- ・ 病院の看護師の充足率
97.6%（R5年度） → 98.0%（R6年度）
- ・ 県内からの医学科進学者数
40人（R5年度） → 45人（R6年度）
- ・ 就業歯科衛生士数の維持（R4年末928人→R6年末928人）
- ・ 就業歯科技工士数の維持（R4年末240人→R6年末240人）
- ・ 県内病院における薬剤師の充足率
83.9%（R5年度） → 85.0%（R6年度）

⑤ 介護従事者の確保に関する事業

令和7年度（2025年度）における介護職員需給ギャップ（461人）の解消を目標とする。その際、介護人材の需給状況を調査の上、今後の施策展開をより効果的に進めるよう検討を進めるとともに、各種研修等を実施し、現任介護従事者に対するフォローアップ体制を充実させることで定着促進を図る。

(数値目標)

- ・ 令和7年度（2025年度）における介護職員需給ギャップ（461人）の解消

⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

(計画なし)

2. 計画期間

令和6年度～令和10年度

※島根県においては、在宅医療や医療従事者確保は全県的な課題として取り組んでいることから、区域ごとの数値目標の明示は行わないこととする。

■松江区域

1. 目標

【医療事業】

- ・ 疾病・事業別の役割分担・相互協力等についての検討を進めるとともに、安来市内の医療機関を中心に、回復期以降の受入体制・機能の充実を図る。
- ・ 市が中心となり、自宅のみならず介護保健施設等も含め、最適な在宅医療等の提供体制の検討・整備を図る。

【介護事業】

- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、医療機関及び介護保険事業所等の社会資源の整備状況や在宅医療・介護の連携状況を総合的に勘案して、それぞれの地域課題の解消に向けた取組を推進する。
- ・ 介護人材の確保は喫緊の課題となっており、関係団体との連携を図りながら、介護人材の確保、定着、育成の3つの視点に立ち、介護現場に働く人材確保に向けた取組を推進していく。
- ・ サービスの担い手である介護福祉士、ホームヘルパー、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士などの専門職の質的向上を図るとともに、県と連携して研修等の実施により人材の確保を図る。

2. 計画期間

令和6年度～令和10年度

■雲南区域

1. 目標

【医療事業】

- ・ 高度急性期については、他区域との機能分担・連携の取組を継続しつつ、二次救急医療・がん・小児・周産期は、身近な地域で診断・治療を受けることができる体制の維持を図る。
- ・ 区域内の病院が、在宅医療をいかに支えていくかについて議論を行う。

【介護事業】

- ・ 介護保険サービス提供事業所は、これまでに整備が進み、概ね充足されてきている。サービス利用者は今後とも減少することはない、だれもが安心して適切なサービスを受けられるよう、サービス提供体制を維持していく必要がある。また、住み慣れた地域で生活していくために、更に居宅サービスを充実していく必要がある。
- ・ 介護職の魅力を伝え、専門的資格を取得するための支援を行うほか、関係機関と人材確保についての協議の場を設け、中学生や高校生への介護の仕事に関する情報提供や

体験機会の設定、専門教育機関への働きかけ、介護支援ロボットの活用など新たな対策についても検討を行う。

2. 計画期間

令和6年度～令和10年度

■出雲区域

1. 目標

【医療事業】

- ・高度急性期を担う病院間での疾病・事業別の役割分担・相互協力等について継続した検討を行っていく。
- ・市を中心として、自宅や介護保健施設を含めた在宅医療の提供体制について、具体的な実態を明らかにし、継続的に議論していく。

【介護事業】

- ・高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、必要な介護サービスの量を予測したうえで、必要な基盤の整備を計画的に行っていく。
- ・介護福祉士等の有資格者について、必要数を確保できていない現状を踏まえ、若者が介護職に魅力を感じられるような環境づくりを関係機関と連携しながら推進していく。

2. 計画期間

令和6年度～令和10年度

■大田区域

1. 目標

【医療事業】

- ・急性期の一部（整形外科等）及び回復期以降については、機能の充実や病院間の連携促進により自区域内での完結を目指す。
- ・国や県における検討・調査も参考に、区域として必要な慢性期機能について継続的に議論していく。

【介護事業】

- ・サービス基盤については、身近な地域で様々なサービス拠点が連携する面的な整備が必要となることから、日常生活圏域ごとに計画的な基盤整備を推進する。
- ・介護職員の確保は喫緊の課題となっており、人材の確保、質の高い介護サービスを提供する職員の養成、離職防止に向けた取組を行っていく。

2. 計画期間

令和6年度～令和10年度

■浜田区域

1. 目標

【医療事業】

- ・県西部の拠点的な役割を果たしている浜田医療センターの機能の維持、充実を目指す。
- ・区域内の病院の役割分担、連携を一層進め、区域全体として高度急性期から慢性期の医療機能の確保を目指す議論を行う。

【介護事業】

- ・地域包括ケアシステムの構築に向けて、医療との連携強化、在宅生活の維持、認知症対策の推進、地域支援事業の充実、高齢者世帯の住まい対策などに取り組む。
- ・地域包括ケアシステムを構築し、サービスの充実を図るためには、安定的な介護人材の確保・定着が必要であり、人材の確保に向けて取り組む。

2. 計画期間

令和6年度～令和10年度

■益田区域

1. 目標

【医療事業】

- ・地域の急性期患者に対応するため、一般的な救急医療に対応できる総合診療専門医を区域で育成、確保するとともに、一定数の急性期病床を確保していく。
- ・日常生活圏域ごとに医療・介護情報の共有化とネットワーク構築を進め、多職種連携による在宅療養支援体制を構築していく。

【介護事業】

- ・「介護離職ゼロ」に向けた、介護しながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備について検討する。

2. 計画期間

令和6年度～令和10年度

■隠岐区域

1. 目標

【医療事業】

- ・病院・自宅・介護保険施設等を循環しながら地域全体で医療需要に対応し、終末期を本人が望む環境で迎えることができるようにする。

【介護事業】

- ・福祉施設等の関係機関や隠岐4町村で連携し、介護の仕事の魅力の向上、多様な人材の確保・育成、離職防止を柱とする総合的な取組を通し、介護人材の確保に努める。

2. 計画期間

令和6年度～令和10年度

(4) 目標の達成状況

別紙1「事後評価」のとおり。

令和 6 年度地域医療介護総合確保基金(医療分)個別事業調書

<事業区分Ⅱ>

(1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業				標準事業例	8
事業名	No	医療分 1	新規事業／継続事業	継続	【総事業費 (計画期間の総額)】 16,392千円	
事業の対象となる医療 介護総合確保区域	県全域					
事業の実施主体	診療所を中心としたチーム					
事業の期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日					
背景にある医療・介護ニ ーズ	今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれること から、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅 医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の 向上が必要。					
	アウトカム 指標	・往診・訪問診療を行う医療機関の割合の維持 R6.1.1 時点 29.1% ・訪問診療を受けている患者数 6,249人(R3年度) → 6,520人(R6年度)				
事業の内容	地域における医療連携の取組の促進を図るため、郡市医師会単位におい てモデル事業として行われる小規模な医療連携の取組(小規模なチーム作 り)に必要な経費を県が補助する。 また、在宅医療介護連携を図るため、県医師会を中心に多職種連携、人 材育成、普及啓発、全県単位でのデータ集計・分析等に取り組む。					
アウトプット指標	在宅医療に取り組む連携チーム数 5チーム					
アウトカムとアウトプ ットの関連	医療連携の取組が促進されることにより、地域における在宅医療提供体 制が整備され、在宅医療の供給量の増加につながる。					
事業に要する費用の額	金 額	総事業費 (A + B + C)	(千円) 16,392	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 1)	公	(千円) 0
		国 (A)	(千円) 8,196			
	基 金	都道府県 (B)	(千円) 4,098		民	(千円) 8,196
		計 (A + B)	(千円) 12,294			うち受託事業等 (再掲) (注 2)
		その他 (C)	(千円) 4,098			(千円) 3,845
備考 (注 3)						

(注 1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業				標準事業例	7
事業名	No	医療分2	新規事業／継続事業	継続	【総事業費 (計画期間の総額)】	
	市町村計画に基づく在宅医療の推進事業				54,800千円	
事業の対象となる医療 介護総合確保区域	県全域					
事業の実施主体	県内市町村					
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日					
背景にある医療・介護ニ ーズ	今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれること から、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅 医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の 向上が必要。					
	アウトカム 指標	・往診・訪問診療を行う医療機関の割合の維持 R6.1.1 時点 29.1% ・訪問診療を受けている患者数 6,249人(R3年度) → 6,520人(R6年度)				
事業の内容	在宅医療の推進のために以下の取組を行う市町村を支援する。 ・条件不利地域に訪問診療・訪問看護を行う医療機関や訪問看護ステー ションの運営支援					
アウトプット指標	在宅医療の推進のために以下の取組を行う事業所数 ・条件不利地域に訪問診療を行う医療機関 45カ所 ・条件不利地域に訪問看護を行う訪問看護ステーション 45カ所					
アウトカムとアウトプ ットの関連	市町村の取組が促進されることにより、地域における在宅医療提供体制 が整備され、在宅医療の供給量の増加につながる。					
事業に要する費用の額	金 額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 54,800	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円) 2,740
		国(A)	(千円) 27,400			
	基 金	都道府県 (B)	(千円) 13,700		民	(千円) 24,660
		計(A+B)	(千円) 41,100			うち受託事業等 (再掲)(注2)
		その他(C)	(千円) 13,700			(千円)
備考(注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業				標準事業例	1 2
事業名	No	医療分 3	新規事業／継続事業	継続	【総事業費 (計画期間の総額)】	
	訪問看護推進事業				13,249千円	
事業の対象となる医療 介護総合確保区域	県全域					
事業の実施主体	県（訪問看護支援センター）、訪問看護ステーション、病院					
事業の期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日					
背景にある医療・介護ニ ーズ	今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれるこ とから、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅 医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の 向上が必要。					
	アウトカム 指標	訪問看護ステーションにおける看護職員数（常勤換算） 414.2人（R2年度）→ 490人（R6年度）				
事業の内容	地域の実情に応じた訪問看護サービスの充実を図るため、有識者等によ る検討会を設置し、訪問看護の推進に向けた取組の検討を行う。また、訪 問看護支援センターにおいて、訪問看護師の確保・定着の支援、資質向上 のための集合研修、現場での実践的な研修により個々の知識や経験に応じ た指導及び助言が受けられる機会を提供するとともに、事業所の経営・運 営の支援、事業者及び県民向けの相談窓口の設置、県民に向けた訪問看護 師確保に関する普及啓発を行う。					
アウトプット指標	・ 訪問看護支援検討会の開催 2 回 ・ 相互研修に参加する看護職員の数 30人 ・ 集合研修の開催 6 回					
アウトカムとアウトプ ットの関連	訪問看護を取り巻く課題を整理し、解決に向けた検討を行うとともに、 訪問看護に関する研修体制を充実させることにより、必要な訪問看護師の 確保・育成を図る。					
事業に要する費用の額	金 額	総事業費 (A + B + C)	(千円) 13,249	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 1)	公	(千円) 8,833
	基 金	国 (A)	(千円) 8,833		民	(千円) 0
		都道府県 (B)	(千円) 4,416			うち受託事業等 (再掲) (注 2) (千円)
		計 (A + B)	(千円) 13,249			
		その他 (C)	(千円) 0			
備考 (注 3)						

(注 1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別として、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業				標準事業例	16
事業名	No	医療分 4	新規事業／継続事業	継続	【総事業費 (計画期間の総額)】 1,618千円	
事業の対象となる医療 介護総合確保区域	県全域					
事業の実施主体	県、県歯科医師会					
事業の期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日					
背景にある医療・介護ニ ーズ	今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれる中、在宅歯科の分野においても適切な医療を提供できるよう体制の維持を図る必要がある。					
	アウトカム 指標	往診・訪問診療を行う歯科診療所割合の維持 R3. 1. 1時点 33.4%→ R7. 1. 1時点 33.4%				
事業の内容	在宅歯科医療の適切な提供を維持するため、県歯科医師会に在宅歯科医療連携室を設置し、在宅歯科医療希望者への歯科診療所の紹介や相談対応等を行う。また、在宅等への訪問診療の連携体制構築に向けた多職種との協議会を開催する。					
アウトプット指標	在宅歯科医療連携室の運営 1カ所					
アウトカムとアウトプ ットの関連	在宅歯科医療連携室を設置運営し、在宅歯科診療に関する相談や研修を行うことにより、在宅歯科診療の体制維持につながる。					
事業に要する費用の額	金 額	総事業費 (A + B + C)	(千円) 1,618	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 1)	公	(千円) 540
		国 (A)	(千円) 1,079			
	基 金	都道府県 (B)	(千円) 539		民	(千円) 539
		計 (A + B)	(千円) 1,618			うち受託事業等 (再掲) (注 2)
		その他 (C)	(千円) 0			(千円)
備考 (注 3)						

(注 1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額 (国費) における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業				標準事業例	2 1
事業名	No	医療分 5	新規事業／継続事業	継続	【総事業費 (計画期間の総額)】 1,661千円	
事業の対象となる医療 介護総合確保区域	県全域					
事業の実施主体	県歯科医師会					
事業の期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日					
背景にある医療・介護ニ ーズ	今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれる中、在宅歯科の分野においても適切な医療を提供できるよう体制の維持を図る必要がある。					
	アウトカム 指標	往診・訪問診療を行う歯科診療所割合の維持 R3. 1. 1時点 33. 4%→ R7. 1. 1時点 33. 4%				
事業の内容	在宅歯科医療の体制維持や関係者の資質向上を図るため、歯科専門職を中心として医療・福祉・介護職等の多職種の関係者に在宅歯科医療のために必要な知識や技術等の研修を実施する。					
アウトプット指標	歯科専門職等に対する研修会の開催 2 回					
アウトカムとアウトプ ットの関連	在宅歯科医療の普及や必要な知識や技術等の習得につながる研修を行うことにより、在宅歯科医療の体制維持につながる。					
事業に要する費用の額	金 額	総事業費 (A + B + C)	(千円) 1,661	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 1)	公	(千円) 0
		国 (A)	(千円) 1,107			
	基 金	都道府県 (B)	(千円) 554		民	(千円) 1,107
		計 (A + B)	(千円) 1,661			うち受託事業等 (再掲) (注 2)
		その他 (C)	(千円)			(千円)
備考 (注 3)						

(注 1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業				標準事業例	10
事業名	No	医療分 6	新規事業／継続事業	継続	【総事業費 (計画期間の総額)】	
	未来の医療を支える特定行為を行う看護師養成事業				54,400千円	
事業の対象となる医療 介護総合確保区域	県全域					
事業の実施主体	県、病院、訪問看護ステーション					
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日					
背景にある医療・介護ニ ーズ	今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれること から、患者にタイムリーな医療を提供するため、医師等の判断を待たず に手順書により特定行為のできる看護師が必要。					
	アウトカム 指標	県内修了者数（累計） R1年度 35人 → R4年度 79人 → R5年度 97人 → R6年度 116人				
事業の内容	県外での研修受講は、看護師や医療機関等の金銭的な負担も大きいこと から、入学金や受講料、長期滞在に要する経費を支援することにより、受 講促進を図る。					
アウトプット指標	研修受講に係る経費への支援 10カ所					
アウトカムとアウトプ ットの関連	看護師の特定行為研修への受講料等の補助を通じた受講促進により、『特定 行為を行う看護師』の確保を図る。					
事業に要する費用の額	金 額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 54,400	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円) 9,066
		国 (A)	(千円) 18,133			
	基 金	都道府県 (B)	(千円) 9,067		民	(千円) 9,067
		計 (A+B)	(千円) 27,200			うち受託事業等 (再掲) (注2)
		その他 (C)	(千円) 27,200			(千円)
備考 (注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業				標準事業例	7
事業名	No	医療分7	新規事業／継続事業	継続	【総事業費 (計画期間の総額)】 67,500千円	
	訪問診療等に必要な設備整備事業					
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域					
事業の実施主体	県内医療機関等					
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日					
背景にある医療・介護ニーズ	今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上が必要。					
アウトカム指標	・往診・訪問診療を行う医療機関の割合の維持 R6.1.1 時点 29.1% ・訪問診療を受けている患者数 6,249人(R3年度) → 6,520人(R6年度)					
事業の内容	医師が行う訪問診療・往診に必要な車両や医療機器の整備、及び、関連する在宅療養支援病院・診療所、訪問薬局などが行う在宅における医療の提供に必要な機器や設備の整備に対して支援を行う。 また、現に在宅医療に従事する看護師等の技術向上を目的とした研修を大学の教育機関が実施するために必要な設備の整備に対して支援を行う。					
アウトプット指標	在宅訪問診療の提供体制構築に資する設備整備を行う施設数 45カ所					
アウトカムとアウトプットの関連	在宅訪問診療を行う上で必要となる設備を整備することにより、質の高い在宅医療の提供が可能となり、在宅医療の供給量の増加につながる。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 67,500	基金充当額 (国費)における 公民の別 (注1)	公	(千円) 3,000
	基金	国(A)	(千円) 30,000		民	(千円) 27,000
		都道府県(B)	(千円) 15,000			
		計(A+B)	(千円) 45,000			うち受託事業等(再掲)(注2) (千円)
		その他(C)	(千円) 22,500			
備考(注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業				標準事業例	8
事業名	No	医療分 8	新規事業／継続事業	継続	【総事業費 (計画期間の総額)】 20,000千円	
事業の対象となる医療 介護総合確保区域	県全域					
事業の実施主体	県、医療機関等					
事業の期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日					
背景にある医療・介護ニ ーズ	東西に県土が長く離島の存在する本県において、地域医療構想の達成や地域包括ケアシステムの構築を図るには、医療機関間等や多職種での効率的な情報連携を促進する必要がある。					
	アウトカム 指標	・ネットワーク利用件数（連携カルテ閲覧件数） 現状値（R5年平均）5,312件／月 →目標値（R6年平均）5,400件／月 ・同意カードの発行枚数 現状値（R6.1月末）72,593枚 →目標値（R7.1月末）76,000枚				
事業の内容	地域医療構想の達成や在宅医療の推進を図るため、しまね医療情報ネットワーク（まめネット）を活用して、地域の医療・介護関係者間の情報連携を推進する取組を支援する。					
アウトプット指標	・情報連携のための取組を行う医療機関 5 施設					
アウトカムとアウトプ ットの関連	地域での運用ルール作りや効果的な活用方策の検討に積極的に取り組む団体を支援することで、複数メンバー・他職種間での情報連携が一層進む。このことにより、ネットワーク参加者（同意カード発行枚数）、ネットワーク利用件数（連携カルテ閲覧件数等）の増につながる。					
事業に要する費用の額	金 額	総事業費 (A + B + C)	(千円) 20,000	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 1)	公	(千円) 3,300
		国 (A)	(千円) 10,000			
	基 金	都道府県 (B)	(千円) 5,000		民	(千円) 6,700
		計 (A + B)	(千円) 15,000			うち受託事業等 (再掲) (注 2)
		その他 (C)	(千円) 5,000			(千円)
備考 (注 3)						

(注 1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業				標準事業例	16
事業名	No	医療分 9	新規事業／継続事業	新規	【総事業費 (計画期間の総額)】 32,528千円	
事業の対象となる医療 介護総合確保区域	県全域					
事業の実施主体	島根県歯科医師会					
事業の期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日					
背景にある医療・介護ニ ーズ	在宅医療の提供を推進するにあたって、障がい者を含む在宅歯科医療の提供体制を充実するニーズが高まっている。 県東部における心身障がい者への歯科診療を行う唯一の診療所及び在宅歯科医療連携拠点として、今後も同様の役割を担うことが期待されることを踏まえ、センター全体の機能を改善し、医療の質の向上を図るため、整備する必要がある。					
	アウトカム 指標	患者数の維持 843人 (R5年度)				
事業の内容	島根県歯科医師会が障がい者への一般診療や訪問診療、歯科検診などの公益的事業を行っている東部口腔保健センターを在宅歯科医療の拠点（研修機能含む）として整備するために必要な経費を支援する。					
アウトプット指標	施設整備 1 施設					
アウトカムとアウトプ ットの関連	東部口腔保健センターを整備することにより、心身障がい者歯科医療の体制維持につながる。					
事業に要する費用の額	金 額	総事業費 (A + B + C)	(千円) 32,528	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 1)	公	(千円) 0
		国 (A)	(千円) 14,456			
	基 金	都道府県 (B)	(千円) 7,229		民	(千円) 14,456
		計 (A + B)	(千円) 21,685			うち受託事業等 (再掲) (注 2)
		その他 (C)	(千円) 10,843			(千円)
備考 (注 3)						

(注 1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(事業区分3：介護施設等の整備に関する事業)

(1) 事業の内容等

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業	
事業名	【No.1（介護分）】 島根県介護施設等整備事業	【総事業費（計画期間の総額）】 116,729 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県東部・県西部	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。	
アウトカム指標	年内の特養入所申し込み者数の減少	
事業の内容	①地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。 ②介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備に対する助成を行う。 ③災害レッドゾーン・災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築を行う事業を対象とする。 ④介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。 ⑤介護施設等の整備に必要な定期借地権設定のための一時金に対して支援を行う。 ⑥介護サービスの改善を図るための既存施設等の改修に対して支援を行う。	
アウトプット指標	地域包括ケアシステムの構築に向けて、第9期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。 ・養護老人ホーム（1カ所） ・介護医療院（1カ所） ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（1カ所） ・介護老人保健施設（1カ所）	
アウトカムとアウトプットの関連	地域密着型サービス施設等の整備を行うことにより、65歳以上人口あたりの地域密着型サービス施設等の定員総数を増加させる。	

事業に要する費用の額	事業内容		総事業費 (A+B+C) (注1)	基金		その他 (C) (注2)		
				国 (A)	都道府県 (B)			
	①地域密着型サービス施設等の整備		(千円) 7,000	(千円) 4,666	(千円) 2,334	(千円)		
	②施設等の開設・設置に必要な準備経費		(千円) 109,729	(千円) 73,153	(千円) 36,576	(千円)		
	③介護保険施設等の整備に必要な定期借地権設定のための一時金		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)		
	④介護サービスの改善を図るための既存施設等の改修		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)		
	⑤民有地マッチング事業		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)		
	⑥介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)		
	⑦介護職員の宿舎施設整備		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)		
	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 116,729	基金充当額 (国費)における公民の別 (注3) (注4)	公	(千円)	
		基金	国 (A)			(千円) 77,819	民	うち受託事業等 (再掲) (千円)
			都道府県 (B)			(千円) 38,910		
			計 (A+B)			(千円) 116,729		
		その他 (C)		(千円)				
備考 (注5)								

(注1) 事業者が未定等のため、総事業費が不明の場合は、記載を要しない。

(注2) 事業者が未定で、事業者負担額が不明の場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注4) 指定管理者制度の活用など設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。

(注5) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

<事業区分Ⅳ>

(1) 事業の内容等

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業				標準事業例	2 6
事業名	No	医療分10	新規事業／継続事業	継続	【総事業費 (計画期間の総額)】 37,419千円	
	専攻医確保・養成事業					
事業の対象となる医療 介護総合確保区域	県全域					
事業の実施主体	国立大学法人島根大学、県立中央病院					
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日					
背景にある医療・介護ニ ーズ	平成30年度から開始された新専門医制度について、県全体として専攻医を確保・養成し県内定着を進めるために、県内全病院が参画し県内病院をローテートする養成プログラムを作成すること及び医師の養成が急務である診療科の専攻医の確保・養成を支援することで医師不足、地域偏在の解消を図る必要がある。					
	アウトカム 指標	県内の専門研修プログラムで研修を開始する医師数 40人(R5年度)→57人(R6年度)				
事業の内容	島根大学を中心とする県内のすべての病院による病院群をローテートして勤務する仕組みの構築及び医師の養成が急務である診療科の専攻医の養成を行い、医師不足、地域偏在の解消を図るために必要な支援を島根大学医学部附属病院卒後臨床研修センターの専門研修部門に対し行う。また、総合診療専門医の人材確保・養成のため、大学と県立病院の連携と役割分担による効果的な研修体制の構築等に向けた支援を行う。					
アウトプット指標	新専門医養成プログラムの策定を支援する専門研修部門の設置 1件					
アウトカムとアウトプ ットの関連	大学と県内病院が連携して魅力ある研修プログラムを提供することにより、県内で研修する医師を増やすとともに、医師の地域偏在解消に寄与する。					
事業に要する費用の額	金 額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 37,419	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円) 24,946
		国(A)	(千円) 24,946			
	基 金	都道府県 (B)	(千円) 12,473		民	(千円) 0
		計(A+B)	(千円) 37,419			うち受託事業等 (再掲)(注2)
		その他(C)	(千円) 0			(千円)
備考(注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業				標準事業例	25							
事業名	No	医療分11	新規事業／継続事業	継続	【総事業費 (計画期間の総額)】 45,000千円								
事業の対象となる医療 介護総合確保区域	県全域												
事業の実施主体	国立大学法人鳥取大学												
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日												
背景にある医療・介護ニ ーズ	医療介護総合確保促進法に基づく県計画によって、医師確保対策を推進しているが、いまだ医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、継続的に対策を実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。												
	アウトカム 指標	鳥取大学から県内への派遣医師数の維持 (R5.10時点 158人)											
事業の内容	鳥取大学医学部には、島根県の地域枠を5名設置しており、これら地域枠学生が卒業後、島根県の地域医療に貢献できるよう、鳥取大学における医療技術の習得に資する環境整備、地域医療教育の充実に必要な経費を支援する。												
アウトプット指標	大学医学部における研修・教育環境の整備、地域医療教育の充実に図る 大学数 1件												
アウトカムとアウトプ ットの関連	島根県の地域枠を有し、島根県への医師派遣実績もある鳥取大学の教育環境等の充実に通じて同大学と連携を図ることで、島根県の地域医療に貢献する医師を養成、確保する。												
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A + B + C)	(千円) 45,000	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円) 30,000							
		国 (A)	(千円) 30,000										
	基金	都道府県 (B)	(千円) 15,000		民	(千円) 0							
		計 (A + B)	(千円) 45,000			うち受託事業等 (再掲) (注2) (千円)							
		その他 (C)	(千円) 0										
備考 (注3)													

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業				標準事業例	26
事業名	No	医療分12	新規事業／継続事業	継続	【総事業費 (計画期間の総額)】 45,000千円	
事業の対象となる医療 介護総合確保区域	島根大学への寄附講座の設置					
事業の実施主体	県全域					
事業の期間	国立大学法人島根大学					
背景にある医療・介護ニ ーズ	令和6年4月1日～令和7年3月31日					
アウトカム 指標	医療介護総合確保促進法に基づく県計画によって、医師確保対策を推進しているが、いまだ医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、継続的に対策を実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。 ・しまね地域医療支援センター登録対象者のうち医師少数区域等で研修・勤務する医師数 R5年度 135人→ R6年度 153人 ・病院・公立診療所の医師の充足率（医師多数区域を除く二次医療圏） R5年度 90.0%→ R6年度 90.0%					
事業の内容	島根大学医学部地域枠入学者や奨学金貸与者等の地域医療に貢献する意志のある学生に対し、早期からの地域医療実習などによる学ぶ機会の確保、動機づけで学習意欲を向上させ、地域で求められる医師像やロールモデルとの出会いを促し、地域医療を担う医師を育成するため、島根大学医学部に地域医療支援学講座を設置する。					
アウトプット指標	島根大学医学部内における地域医療支援学講座の開設 1件					
アウトカムとアウトプ ットの関連	地域医療支援学講座を開設し、しまね地域医療支援センターと連携した卒前～卒後の一体的なキャリア支援を実施することにより、県内で研修・勤務する医師を増やすとともに、医師の地域偏在解消に寄与する。					
事業に要する費用の額	金 額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 45,000	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円) 30,000
	基 金	国 (A)	(千円) 30,000		民	(千円) 0
		都道府県 (B)	(千円) 15,000			
		計 (A+B)	(千円) 45,000			うち受託事業等 (再掲) (注2) (千円)
		その他 (C)	(千円) 0			
備考 (注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業				標準事業例	25
事業名	No	医療分13	新規事業／継続事業	継続	【総事業費 (計画期間の総額)】 253,375千円	
	医学生奨学金の貸与					
事業の対象となる医療 介護総合確保区域	県全域					
事業の実施主体	県					
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日					
背景にある医療・介護ニ ーズ	医療介護総合確保促進法に基づく県計画によって、医師確保対策を推進しているが、いまだ医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、継続的に対策を実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。					
	アウトカム 指標	・病院・公立診療所の医師の充足率（医師多数区域を除く二次医療圏） R5年度 90.0%→ R6年度 90.0%				
事業の内容	将来医師として県内の地域医療に携わる意志のある大学生、大学院生に対して奨学金を貸与する。					
アウトプット指標	奨学金貸与者の継続的確保 32人／年 このうち、地域医療の確保の観点に基づく医学部定員の臨時増員を対象とした奨学金 (1)島根大学医学部医学科 12人／年 (2)鳥取大学医学部医学科 5人／年					
アウトカムとアウトプ ットの関連	県内での臨床研修が必須となる奨学金の貸与により、将来県内で勤務する意思のある学生の確保につながり、臨床研修医の確保や及び県内病院、公立病院の医師の充足率向上を図る。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 253,375	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円) 168,917
	基金	国(A)	(千円) 168,917		民	(千円) 0
		都道府県 (B)	(千円) 84,458			うち受託事業等 (再掲)(注2) (千円)
		計(A+B)	(千円) 253,375			
		その他(C)	(千円) 0			
備考(注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業				標準事業例	25
事業名	No	医療分14	新規事業／継続事業	継続	【総事業費 (計画期間の総額)】 19,200千円	
	研修医研修支援資金の貸与					
事業の対象となる医療 介護総合確保区域	県全域					
事業の実施主体	県					
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日					
背景にある医療・介護ニ ーズ	医療介護総合確保促進法に基づく県計画によって、医師確保対策を推進しているが、いまだ医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、継続的に対策を実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。					
	アウトカム 指標	産婦人科における医師の充足率維持 (R5年度 82.4%)				
事業の内容	県内で産婦人科等の専門医取得を目指す臨床研修医や専門医養成プログラムにより研修を行う後期研修医に対して研修支援資金を貸与する。					
アウトプット指標	研修支援資金貸与者の継続的確保 4人／年					
アウトカムとアウトプ ットの関連	研修支援資金貸与者に県内の指定医療機関での複数年勤務を義務づけることにより、特定診療科における医師の充足率向上を図る。					
事業に要する費用の額	金 額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 19,200	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円) 12,800
		国 (A)	(千円) 12,800			
	基 金	都道府県 (B)	(千円) 6,400		民	(千円) 0
		計 (A+B)	(千円) 19,200			うち受託事業等 (再掲) (注2) (千円)
		その他 (C)	(千円) 0			
備考 (注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業				標準事業例	25、32
事業名	No	医療分15	新規事業／継続事業	継続	【総事業費 (計画期間の総額)】 112,091千円	
	地域医療支援センター運営事業					
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域					
事業の実施主体	県					
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日					
背景にある医療・介護ニーズ	医療介護総合確保促進法に基づく県計画によって、医師確保対策を推進しているが、いまだ医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、継続的に対策を実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。					
	アウトカム指標	・病院・公立診療所の医師の充足率（医師多数区域を除く二次医療圏） R5年度 90.0%→ R6年度 90.0%				
事業の内容	・若手医師のキャリア形成支援、充実した研修体制の推進等を行い、医師の県内定着を図ることにより、本県の地域医療の確保を実現する。 ・医師の確保・定着のためには、働きやすい職場環境づくりが必要であるため、関係機関・団体等と連携し、県内女性医師等の復職支援等を行う相談窓口（えんネット）を設置運営する。 （委託先：一般社団法人しまね地域医療支援センター）					
アウトプット指標	・キャリア形成プログラムの作成数 249人分 ・地域卒卒業医師数に対するキャリア形成プログラム参加医師数の割合 100% ・相談窓口における相談件数 50件					
アウトカムとアウトプットの関連	地域医療支援センターや復職に向けた相談窓口（えんネット）を設置運営し医師の県内定着・復職支援を図ることにより、県内医師の充足率向上を図る。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 112,091	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円) 14,945
	基金	国(A)	(千円) 74,727		民	(千円) 59,782
		都道府県(B)	(千円) 37,364			うち受託事業等 (再掲)(注2)
		計(A+B)	(千円) 112,091			(千円)
		その他(C)	(千円) 0			
備考(注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業				標準事業例	26
事業名	No	医療分16	新規事業／継続事業	継続	【総事業費 (計画期間の総額)】	
	地域勤務医師応援事業				81,347千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域					
事業の実施主体	過疎地域、離島に所在する病院及びへき地診療所					
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日					
背景にある医療・介護ニーズ	医療介護総合確保促進法に基づく県計画によって、医師確保対策を推進しているが、いまだ医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医師確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。					
	アウトカム指標	・病院・公立診療所の医師の充足率（医師多数区域を除く二次医療圏） R5年度 90.0%→ R6年度 90.0%				
事業の内容	過疎地域、離島における医療機関の医師確保対策を支援するため、非常勤医師の応援を受けるために交通費等を支出した医療機関に対し、その経費の一部を支援する。					
アウトプット指標	他の医療機関から非常勤医師の応援を受けることにより医師の負担軽減を図る医療機関の数 25病院					
アウトカムとアウトプットの関連	他の医療機関から非常勤医師の応援を受けることにより医師の負担軽減を図る取組を推進することにより、過疎地域、離島における医師の確保を図る。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 81,347	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円) 20,336
	基金	国(A)	(千円) 40,672		民	(千円) 20,336
		都道府県(B)	(千円) 20,336			うち受託事業等 (再掲)(注2)
		計(A+B)	(千円) 61,008			(千円)
		その他(C)	(千円) 20,339			
備考(注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業				標準事業例	26
事業名	No	医療分17	新規事業／継続事業	継続	【総事業費 (計画期間の総額)】 78,938千円	
事業の対象となる医療 介護総合確保区域	医師少数区域及び医師少数スポット					
事業の実施主体	県内医療機関等					
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日					
背景にある医療・介護ニ ーズ	医療介護総合確保促進法に基づく県計画によって、医師確保対策を推進しているが、いまだ医師の不足や地域偏在など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、継続的に対策を実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。					
	アウトカム 指標	・しまね地域医療支援センター登録対象者のうち医師少数区域等で研修・勤務する医師数 R5年度 135人→ R6年度 153人 ・病院・公立診療所の医師の充足率（医師多数区域を除く二次医療圏） R5年度 90.0%→ R6年度 90.0%				
事業の内容	医師確保計画の推進のため、県内医療機関等が実施する以下の取組を県が支援する。 (1) 圏域の医療機関や自治体等と連携して実施する医師招聘事業 (2) 県内の医師多数区域又は県外から新規に常勤・非常勤雇用する医師を対象とし、1年以上勤務することを返還免除の条件とする資金貸与制度を設け、当該制度に基づき事業を行った際にかかる経費 (3) 県内の医師少数区域又は医師少数スポットに所在する病院、へき地診療所へ医師の派遣を行うことで生じる逸失利益 (4) 医師を確保するために実施する研修環境整備事業 (5) 子育て中の医師が働きやすい職場にするため、子育て支援に要する経費					
アウトプット指標	県内医療機関等が連携して取り組む医師招聘事業等 10件					
アウトカムとアウトプ ットの関連	医師少数区域及び医師少数スポットに所在する県内医療機関等が連携して取り組む医師招聘事業等の推進を支援することにより、医師不足及び地域偏在の是正を図る。					
事業に要する費用の額	金 額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 78,938	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円) 13,157
		国 (A)	(千円) 26,313			
	基 金	都道府県 (B)	(千円) 13,156		民	(千円) 13,156
		計 (A+B)	(千円) 39,469			うち受託事業等 (再掲) (注2)
		その他 (C)	(千円) 39,469			(千円)
備考 (注3)						

(様式 3 : 島根県)

(注 1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業				標準事業例	28、 29、53
事業名	No	医療分18	新規事業／継続事業	継続	【総事業費 (計画期間の総額)】 52,840千円	
	医師派遣等推進事業、周産期医療体制構築事業、子ども医療電話相談事業等					
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域					
事業の実施主体	県、県内医療機関、県内産科医療機関					
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日					
背景にある医療・介護ニーズ	平成25年度までの国庫補助事業により行ってきた特定診療科に対する支援や医師の確保対策によっても、特定診療科の医療提供体制は厳しい状況が続いており、継続的な対策を行い、特定診療科の体制維持・充実を図る必要がある。					
	アウトカム指標	・産科・産婦人科の病院勤務医師数の維持 (R5年度46人) ・分娩1000件当たりの産科・産婦人科の病院勤務医師数の維持 (R5年度 16.4人) ・小児 (二次・三次) 救急対応病院数の維持 (R5年度 17病院)				
事業の内容	1. 医師派遣等推進事業 地域の医療機関に勤務する医師の確保に向けて、出張やWebでの面談、地域医療視察ツアーを実施することにより、医師確保が困難な地域における医療の提供を図る。 2. 周産期医療体制構築事業 ・産科医等の処遇改善を図るため、分娩の取扱に従事する医師等に分娩手当等を支給する医療機関に対して財政支援を行う。 ・将来の産科医療を担う医師の育成・確保を図るため、臨床研修修了後の専門的な研修において産科を選択する医師に研修手当等を支給する医療機関に対して財政的支援を行う。 ・過酷な勤務状況にある新生児医療担当医 (新生児科医) の処遇を改善するため、出産後NICUに入室する新生児を担当する医師に手当を支給する医療機関に対して財政支援を行う。 3. 小児救急医療医師研修 地域の小児救急医療体制の補強及び質の向上を図るため、地域の小児科医師、内科医師等を対象として小児救急医療に関する研修等を実施する。 4. 子ども医療電話相談事業 高次医療機関小児科への患者集中を緩和し、勤務医の負担を軽減するとともに、安心な子育てをサポートするため、民間事業者を活用し、急病時の対応について医師等が助言する電話相談事業を実施する。					
アウトプット指標	・出張面談や視察を通じた医師の招へい 10名 ・分娩手当を支給する産科医療機関数 15施設 ・分娩手当支給者数 80人					

	・子ども医療電話相談の相談件数 5,600件 ・小児救急医療医師研修の開催 2回					
アウトカムとアウトプットの関連	特定診療科への支援、負担軽減に向けた取組を実施することにより、診療体制の維持を図る。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A + B + C)		(千円) 52,840	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公 (千円) 8,806
		基金	国 (A)	(千円) 17,613		民 (千円) 8,807
			都道府県 (B)	(千円) 8,807		
			計 (A + B)	(千円) 26,420		
			その他 (C)			
						うち受託事業等 (再掲) (注2) (千円)
備考 (注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

(様式3：島根県)

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業				標準事業例	35、 36、38
事業名	No	医療分19	新規事業／継続事業	継続	【総事業費 (計画期間の総額)】 86,837千円	
	看護職員の確保定着事業					
事業の対象となる医療 介護総合確保区域	県全域					
事業の実施主体	県、県看護協会、県内に所在する医療機関					
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日					
背景にある医療・介護ニ ーズ	ワークライフバランスの推進などを背景に看護職員が不足しており、地域の医療提供体制は厳しい状況が続いていることから、看護職員確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。					
	アウトカム 指標	病院の看護師の充足率 R4年度 97.2% → R5年度 97.6% → R6年度 98.0%				
事業の内容	各医療機関の看護体制において中心的な役割を果たす中堅看護職員のモチベーション向上や資質向上を図るため、認定看護師教育課程の開講や専門性の高い研修等の受講関係経費の支援を行う。 また、各病院での看護職全体の資質向上や新人看護職員の育成、看護職員自身が安心して働ける職場環境づくりを推進するための支援を行う。					
アウトプット指標	・研修に参加する病院の数 20病院 ・ナースセンターの運営 1カ所					
アウトカムとアウトプ ットの関連	看護師の研修環境を整備することにより、看護師の意欲を高め、病院への定着・離職防止を図る。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 86,837	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円) 19,297
	基金	国 (A)	(千円) 38,593		民	(千円) 19,296
		都道府県 (B)	(千円) 19,297			
		計 (A+B)	(千円) 57,890			うち受託事業等 (再掲) (注2) (千円)
		その他 (C)	(千円) 28,947			
備考 (注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業				標準事業例	50
事業名	No	医療分20	新規事業／継続事業	継続	【総事業費 (計画期間の総額)】 29,545千円	
	院内保育所運営事業					
事業の対象となる医療 介護総合確保区域	県全域					
事業の実施主体	県内に所在する病院					
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日					
背景にある医療・介護ニ ーズ	医療従事者の勤務環境改善に向けた取組を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。					
	アウトカム 指標	・病院・公立診療所の医師の充足率（医師多数区域を除く二次医療圏） R4年度 86.6% → R5年度 90.0% → R6年度 90.0% ・病院の看護師の充足率 R4年度 97.2% → R5年度 97.6% → R6年度 98.0%				
事業の内容	医療従事者の離職防止及び再就業を促進することで、良質な医療提供体制の確保を図るため、県内の病院及び診療所に勤務する職員のために保育施設を運営する事業について財政支援を行う。					
アウトプット指標	院内保育所の運営費支援 7カ所					
アウトカムとアウトプ ットの関連	夜間保育の可能な院内保育所を整備・運営するなど、子育てしながら勤務を継続できる環境を整備することにより、医療従事者の離職防止及び再就業促進を図る。					
事業に要する費用の額	金 額	総事業費 (A + B + C)	(千円) 29,545	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円) 0
		国 (A)	(千円) 13,131			
	基 金	都道府県 (B)	(千円) 6,565		民	(千円) 13,131
		計 (A + B)	(千円) 19,696			うち受託事業等 (再掲) (注2)
		その他 (C)	(千円) 9,849			(千円)
備考 (注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業				標準事業例	39
事業名	No	医療分21	新規事業／継続事業	継続	【総事業費 (計画期間の総額)】 104,036千円	
	看護師等養成所の運営・整備、看護教員継続研修、 実習指導者養成講習会					
事業の対象となる医療 介護総合確保区域	県全域					
事業の実施主体	県内看護師等養成所					
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日					
背景にある医療・介護ニ ーズ	看護教員の資質向上、看護師等養成所の運営等の支援を通じ、看護師等 養成所の魅力向上を図り、県内進学を促進、県内就業につなげることで、 地域における医療提供体制を維持する必要がある。					
	アウトカム 指標	病院の看護師の充足率 R4年度 97.2% → R5年度 97.6% → R6年度 98.0%				
事業の内容	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づき指定を受けた 島根県内の保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校又は養成所に対し てその運営、施設整備及び教員の資質向上に要する経費を支援する。					
アウトプット指標	・看護師等養成所の運営費等の支援 5カ所 ・看護教員継続研修の開催 2回 ・実習指導者養成講習会の開催 1回					
アウトカムとアウトプ ットの関連	看護師養成所の運営等の支援及び養成所教員のスキルアップにより教育 内容を充実させることで県内看護師等養成所への進学を促進し、必要な看 護職員数の確保を図る。					
事業に要する費用の額	金 額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 104,036	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円) 0
		国(A)	(千円) 62,421			
	基 金	都道府県 (B)	(千円) 31,210		民	(千円) 62,421
		計(A+B)	(千円) 93,631			うち受託事業等 (再掲)(注2)
		その他(C)	(千円) 10,405			(千円)
備考(注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業				標準事業例	
事業名	No	医療分22	新規事業／継続事業	継続	【総事業費 (計画期間の総額)】	
	医療従事者の確保に関する支援事業 医療従事者研修環境整備事業				14,805千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域.					
事業の実施主体	県					
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日					
背景にある医療・介護ニーズ	医療介護総合確保促進法に基づく県計画によって、医師確保対策を推進しているが、いまだ医師・看護師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医療従事者確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。					
	アウトカム指標	・病院・公立診療所の医師の充足率（医師多数区域を除く二次医療圏） R5年度 90.0%→ R6年度 90.0% ・病院の看護師の充足率 R4年度 97.2% →R5年度 97.6%→ R6年度 98.0%				
事業の内容	・県内の医療従事者を確保するため、各病院が独自に取り組む医療従事者確保のための勧誘活動に要する経費を県が補助する。 ・県内の病院及び郡市医師会が、地域医療構想に基づき、二次医療圏域内において必要となる医療従事者の確保のための勧誘活動に要する経費を県が補助する。 ・二次医療圏ごとに、医療技術及び提供医療の質の向上を図るため、圏域内の医療従事者を対象とした研修を病院が実施する場合、研修実施に要する経費を県が補助する。（原則として二次医療圏で1病院を対象とする。）					
アウトプット指標	・独自に医療従事者の確保に取り組む病院の数 16病院 ・各医療圏域での研修開催 4回					
アウトカムとアウトプットの関連	各圏域における医療従事者確保対策を支援することにより、地域における医療提供体制の確保を図る。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 14,805	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円) 3,288
	基金	国 (A)	(千円) 6,579		民	(千円) 3,291
		都道府県 (B)	(千円) 3,290			
		計 (A+B)	(千円) 9,869			
		その他 (C)	(千円) 4,936			うち受託事業等 (再掲) (注2) (千円)
備考 (注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業				標準事業例	26
事業名	No	医療分23	新規事業／継続事業	継続	【総事業費 (計画期間の総額)】 12,184千円	
事業の対象となる医療 介護総合確保区域	県全域					
事業の実施主体	県内市町村					
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日					
背景にある医療・介護ニ ーズ	医療介護総合確保促進法に基づく県計画によって、医師確保対策を推進しているが、いまだ医師等の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医療従事者確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。					
	アウトカム 指標	県内からの医学科進学者数 R5年度 40人 → R6年度 45人				
事業の内容	継続的かつ安定的な医療提供体制の確保を図るため次の取組を実施する。 ・小中学校がふるさと教育として「地域医療」をテーマとした授業等を実施するために必要な経費を県が補助。 ・中・高校生を対象とした地域医療現場体験事業（院内見学や医師・医学生等との意見交換など）の実施。					
アウトプット指標	・ふるさと教育（地域医療）に取り組む小中学校数 150校 ・体験事業実施数 6回					
アウトカムとアウトプ ットの関連	ふるさと教育や体験事業を通じて小・中・高校時における医療従事者を 目指すきっかけを創出することにより、医療人材の育成・確保を図る。					
事業に要する費用の額	金 額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 12,184	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円) 8,123
		国 (A)	(千円) 8,123			
	基 金	都道府県 (B)	(千円) 4,061		民	(千円) 0
		計 (A+B)	(千円) 12,184			うち受託事業等 (再掲) (注2)
		その他 (C)	(千円) 0			(千円)
備考 (注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業				標準事業例	33
事業名	No	医療分24	新規事業／継続事業	継続	【総事業費 (計画期間の総額)】	
	歯科医療従事者（歯科衛生士・歯科技工士）人材確保対策事業				1,396千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域					
事業の実施主体	県、県歯科医師会、県歯科衛生士会					
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日					
背景にある医療・介護ニーズ	歯科衛生士の数が全県的に不足しているため、歯科衛生士の確保・離職防止を図り、適切な歯科医療提供体制を確保する必要がある。					
	アウトカム指標	就業歯科衛生士数の維持（R4年末928人→R6年末928人） 就業歯科技工士数の維持（R4年末240人→R6年末240人）				
事業の内容	歯科衛生士等の確保や専門性の向上に係る啓発や研修会、歯科技工士養成校の学生との交流・意見交換会などを開催する。					
アウトプット指標	上記研修会の開催 2回					
アウトカムとアウトプットの関連	歯科衛生士等の確保や専門性の向上に係る啓発や研修会を開催することにより、歯科衛生士等の確保・離職防止を図るとともに、適切な歯科医療提供体制を維持する。 また、養成校卒業生の県内就職を促し、県内での人材確保につなげる。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 1,396	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円) 0
	基金	国(A)	(千円) 931		民	(千円) 931
		都道府県(B)	(千円) 465			うち受託事業等 (再掲)(注2) (千円)
		計(A+B)	(千円) 1,396			
		その他(C)	(千円) 0			
備考(注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業				標準事業例	
事業名	No	医療分25	新規事業／継続事業	継続	【総事業費 (計画期間の総額)】 4,600千円	
	薬剤師確保対策事業					
事業の対象となる医療 介護総合確保区域	県全域					
事業の実施主体	県、県薬剤師会					
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日					
背景にある医療・介護ニ ーズ	人口あたりの薬剤師数が少なく、薬剤師不足が深刻であることから、薬剤師の確保対策を行い、地域における医療提供体制を維持する必要がある。					
	アウトカム 指標	県内病院における薬剤師の充足率 R4年度：87.9% → R5年度：83.9% → R6年度：85.0%目標				
事業の内容	高校生とその保護者、教員を対象としたセミナーを実施し、薬学部設置大学への進学を後押しする。 また、本県からの進学者が多い中国四国地方を中心に薬学部設置大学を訪問するなどし、薬剤師の県内就業を促進する。					
アウトプット指標	セミナーへの参加者数 100名					
アウトカムとアウトプ ットの関連	薬科大学への進学者数を増やすことにより薬剤師の確保を図る。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 4,600	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円) 333
	基金	国(A)	(千円) 3,066		民	(千円) 2,733
		都道府県 (B)	(千円) 1,534			うち受託事業等 (再掲)(注2) (千円)
		計(A+B)	(千円) 4,600			
		その他(C)	(千円) 0			
備考(注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業				標準事業例	—
事業名	No	医療分 26	新規事業／継続事業	新規	【総事業費 (計画期間の総額)】 32,942 千円	
	食事療養提供体制確保事業					
事業の対象となる医療 介護総合確保区域	県全域					
事業の実施主体	島根県					
事業の期間	令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 6 年 5 月 31 日					
背景にある医療・介護ニ ーズ	食材料費の高騰に伴い、食事療養を提供する人員体制を圧迫していることを鑑み、食材料費の高騰による負担を軽減し、管理栄養士等の専門人材とのチーム医療により、適切な助言・管理の下での食事療養の提供が必要。					
	アウトカム 指標	県内病院に勤務する管理栄養士及び栄養士数の維持 管理栄養士 177 人 (令和 5 年度) → 177 人 (令和 6 年度) 栄養士 34 人 (令和 5 年度) → 34 人 (令和 6 年度)				
事業の内容	食材料費の高騰による負担を軽減し、チーム医療を推進する病院及び有床診療所を支援する。					
アウトプット指標	食事療養提供体制の確保を行う病院 (有床診療所) への支援数 80 機関					
アウトカムとアウトプ ットの関連	食事療養提供体制の確保を行う病院及び有床診療所を支援することにより、県内の栄養士数の低下を防ぐ。					
事業に要する費用の額	金 額	総事業費 (A + B + C)	(千円) 32,942	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 1)	公	(千円) 6,034
	基 金	国 (A)	(千円) 21,961		民	(千円) 15,927
		都道府県 (B)	(千円) 10,981			
		計 (A + B)	(千円) 32,942			うち受託事業等 (再掲) (注 2)
		その他 (C)	(千円) 0			(千円)
備考 (注 3)						

(注 1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額 (国費) における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(事業区分5：介護従事者の確保に関する事業)

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 基本整備						
	(中項目) 基盤整備						
	(小項目) 介護人材確保対策連携強化事業（協議会設置等）						
事業名	【No. 1 （介護分）】 福祉・介護人材確保推進会議事業					【総事業費 （計画期間の総額）】 937千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域						
事業の実施主体	島根県						
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ	2025年に向けて介護人材の確保・離職防止が喫緊の課題となる中、官民一体となって、現状や課題を共有し、対策を推進する必要がある						
アウトカム指標	アウトカム指標：2025年度における介護職員需給ギャップ（1,006人）の緩和						
事業の内容	行政、職能団体、事業者団体や教育機関等で構成される福祉・介護人材確保推進会議を設置し、県内の介護従事者の確保・定着へ向けた普及啓発、人材確保・育成、労働環境改善等に関する協議を行い対策を進める。						
アウトプット指標	推進会議開催：2～3回						
アウトカムとアウトプットの関連	推進会議での情報共有や意見交換を通じて、現状の実態把握・分析を行い、課題解決に向けた取組を検討・実施することで、県内の介護従事者確保・定着や育成、労働環境改善等につなげる。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費（A+B+C）		937（千円）	基金充当額 （国費） における 公民の別 （注1）	公	625（千円）
	基金	国（A）		625（千円）		民	（千円）
		都道府県（B）		312（千円）		うち受託事業等 （再掲）（注2） （千円）	
		計（A+B）		937（千円）			
		その他（C）		0（千円）			
	備考（注3）						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(事業区分5：介護従事者の確保に関する事業)

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 基本整備						
	(中項目) 基盤整備						
	(小項目) 人材育成等に取り組む事業所の認証評価委制度実施等事業						
事業名	【No. 2 (介護分)】 認証評価制度実施事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 594千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域						
事業の実施主体	島根県						
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ	介護事業者の人材育成・確保の取り組みを「見える化」し、介護事業者の切磋琢磨を進め、業界全体のレベルアップとボトムアップを推進するとともに、介護職を志す者の参入と定着促進を図る必要がある。						
アウトカム指標	アウトカム指標：2025年度における介護職員需給ギャップ（461人）の緩和						
事業の内容	介護事業者の人材育成や人材確保に向けた取組の「見える化」を図る認証評価制度について、宣言方式により実施する。						
アウトプット指標	宣言事業所（法人）数：年間20						
アウトカムとアウトプットの関連	宣言事業所（法人）数の増加により、人材育成や人材確保に向けた取組を積極的に行う事業所の「見える化」が図られ、介護職を志す者の新規参入等が期待される。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費（A+B+C）		594（千円）	基金充当額（国費）	公	396（千円）
	基金	国（A）		396（千円）	における 公民の別 （注1）	民	（千円）
		都道府県（B）		198（千円）			うち受託事業等 （再掲）（注2） （千円）
		計（A+B）		594（千円）			
		その他（C）		0（千円）			
	備考（注3）						

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

（注3）備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(事業区分5：介護従事者の確保に関する事業)

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 参入促進						
	(中項目) 介護人材の「すそ野拡大」						
	(小項目) 地域における介護のしごと魅力発信事業						
事業名	【No. 3 (介護分)】 権利擁護人材育成事業（普及啓発事業）				【総事業費 （計画期間の総額）】 1,006千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	松江市、出雲市、大田市、浜田市、益田市、安来市、江津市、邑南町、雲南市の区域						
事業の実施主体	松江市、出雲市、大田市、浜田市、益田市、安来市、江津市、邑南町、雲南市						
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進行に伴い増加の見込まれる、親族等による成年後見の困難な人々（例：認知症高齢者等）への、成年後見人材の確保。						
アウトカム指標	アウトカム指標：セミナー等参加人数300人						
事業の内容	一般住民に対し、成年（市民）後見人制度の概要や成年（市民）後見人の必要性、役割等を広く周知するための講演会、セミナーを開催する。						
アウトプット指標	セミナー等開催：4～5回						
アウトカムとアウトプットの関連	講演会等での情報の提供を通して、成年（市民）後見人制度について知る機会を増やすことで、成年（市民）後見制度への理解と、将来、市民後見人として活躍する可能性のある人材の発掘に繋がる。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費（A+B+C）		1,006（千円）	基金充当額（国費）	公	671（千円）
	基金	国（A）		671（千円）	における 公民の別 （注1）	民	（千円）
		都道府県（B）		335（千円）			うち受託事業等 （再掲）（注2） （千円）
		計（A+B）		1,006（千円）			
		その他（C）		0（千円）			
備考（注3）							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(事業区分5：介護従事者の確保に関する事業)

(1) 事業の内容等

事業の区分		5. 介護従事者の確保に関する事業							
		(大項目) 参入促進							
		(中項目) 介護人材の「すそ野」拡大							
		(小項目) 地域における介護のしごと魅力発信事業							
事業名		【No. 4 (介護分)】 介護や介護の仕事理解促進事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 5,118千円			
事業の対象となる医療介護総合確保区域		県内全域							
事業の実施主体		島根県							
事業の期間		令和6年4月1日～令和7年3月31日							
背景にある医療・介護ニーズ		2025年に向けて介護人材の確保が喫緊の課題となる中、介護の魅力を広く発信し、介護の社会的評価を高めることにより、介護につきまとうネガティブなイメージを払拭し、若年層が将来の職業として「介護」を選択する機運の醸成が必要になっている。							
	アウトカム指標	アウトカム指標：介護や介護の仕事へのイメージアップ等を感じる介護関係者及び一般県民の人数増加につなげる。							
事業の内容		①シルバーウィーク（9月）から介護の日前後の期間（11月）を中心に、介護や介護の仕事に関する理解を深める啓発活動を実施する。 ②年間を通じた介護の普及啓発活動に取り組む。							
アウトプット指標		啓発活動に取り組む団体数：41							
アウトカムとアウトプットの関連		実施により今後の市町村の地域の実情に応じた人材確保の取組支援につなげる。							
事業に要する費用の額		金額		総事業費（A+B+C）		5,118（千円）	基金充当額（国費）	公	（千円）
		基金	国（A）		3,412（千円）	における 公民の別 （注1）	民	3,412（千円）	
			都道府県（B）		1,706（千円）			うち受託事業等 （再掲）（注2） 3,412（千円）	
			計（A+B）		5,118（千円）				
			その他（C）		0（千円）				
備考（注3）									

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

（注3）備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(事業区分5：介護従事者の確保に関する事業)

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業					
	(大項目) 参入促進					
	(中項目) 介護人材の「すそ野」拡大					
	(小項目) 地域における介護のしごと魅力発信事業					
事業名	【No. 5 (介護分)】 保険者等による福祉介護人材確保・定着促進事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 30,000千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域					
事業の実施主体	島根県					
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日					
背景にある医療・介護ニーズ	介護人材の確保の状況は、地域の実情により異なるため、市町村の地域の実情に応じた確保対策や定着促進に係る取組も重要となっている。					
アウトカム指標	アウトカム指標：2025年度における介護職員需給ギャップ（461人）の緩和					
事業の内容	市町村が地域単位で実施する人材確保対策・定着促進事業を支援する。 ・介護や介護の仕事に係る普及啓発活動 ・未経験者や潜在的な介護人材の参入促進 等					
アウトプット指標	事業実施市町村数：11 (保険者)					
アウトカムとアウトプットの関連	市町村の事業実施を促し、地域からの需給ギャップの緩和に貢献する。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費（A+B+C）		30,000（千円）	基金充当額（国費） における 公民の別 （注1）	公 20,000（千円）
	基金	国（A）		20,000（千円）		民 （千円） うち受託事業等 （再掲）（注2） （千円）
		都道府県（B）		10,000（千円）		
		計（A+B）		30,000（千円）		
		その他（C）		0（千円）		
備考（注3）						

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

（注3）備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(事業区分5：介護従事者の確保に関する事業)

(1) 事業の内容等

事業の区分		5. 介護従事者の確保に関する事業							
		(大項目) 参入促進							
		(中項目) 介護人材の「すそ野」拡大							
		(小項目) 若者・女性・高年齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験等事業							
事業名		【No. 6 (介護分)】 介護とのふれあい体験推進事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 1,104千円			
事業の対象となる医療介護総合確保区域		県内全域							
事業の実施主体		島根県							
事業の期間		令和6年4月1日～令和7年3月31日							
背景にある医療・介護ニーズ		2025年に向けて介護人材の確保が喫緊の課題となる中、介護分野の職種については、小中高生が身近に感じる機会が少なく、将来の職業として意識されにくい。また、介護職についての正しい知識がないまま、伝聞によるマイナスイメージが先行する傾向がある。介護職場の将来を担う子どもたちに対して「介護とのふれあいの場」を教育段階に応じて継続的に提供し、就業に向けたイメージを育てる必要がある。							
アウトカム指標		アウトカム指標：市町村と協力し、介護の仕事に関心を持ったと感じる参加児童・生徒数を増やす。							
事業の内容		中高生向け介護の職場体験：夏休みに介護施設での介護体験をしてもらう。体験の感想や気付きなどの声を冊子にするなどして情報発信を行う。							
アウトプット指標		参加人数 中高生200人							
アウトカムとアウトプットの関連		市町村と協力して、介護の仕事を身近に感じ、興味を持つ児童・生徒を増やす。							
事業に要する費用の額		金額	総事業費 (A+B+C)		1,104 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公 民	(千円)	
			基金	国 (A)				736 (千円)	736 (千円)
				都道府県 (B)				368 (千円)	うち受託事業等 (再掲) (注2) 736 (千円)
				計 (A+B)				1,104 (千円)	
			その他 (C)		0 (千円)				
備考 (注3)									

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(事業区分5：介護従事者の確保に関する事業)

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業					
	(大項目) 参入促進 (中項目) 参入促進のための研修支援 (小項目) 介護未経験者に対する研修等支援事業					
事業名	【No. 7 (介護分)】 新任介護職員定着促進事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 6,000千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域					
事業の実施主体	島根県					
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日					
背景にある医療・介護ニーズ	介護人材不足の中、未経験で介護職に就いた職員のスキルアップが現場で望まれている。					
アウトカム指標	アウトカム指標：2025年度における介護職員需給ギャップ(461人)の緩和					
事業の内容	初任段階の介護職員(介護関係の資格等を有しない者)に、介護職員初任者研修を受講させた場合に当該経費を支援					
アウトプット指標	介護職員初任者研修受講者： 年間 20人					
アウトカムとアウトプットの関連	対象者の研修受講費、賃金を補助することにより、研修を受講しやすくなり、介護職員のスキルアップ、離職防止に繋がる。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費(A+B+C)	6,000 (千円)	基金充当額(国費)	公	(千円)
	基金	国(A)	4,000 (千円)	における 公民の別 (注1)	民	4,000 (千円)
		都道府県(B)	2,000 (千円)			うち受託事業等 (再掲)(注2) (千円)
		計(A+B)	6,000 (千円)			
		その他(C)	0 (千円)			
備考(注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(事業区分5：介護従事者の確保に関する事業)

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 参入促進						
	(中項目) 参入促進のための研修支援						
	(小項目) 介護未経験者に対する研修等支援事業						
事業名	【No. 8 (介護分)】 中高年齢者等への入門的研修事業					【総事業費 (計画期間の総額)】 1,764千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域						
事業の実施主体	島根県						
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ	2025年に向けて介護人材の確保が喫緊の課題となる中、介護人材のすそ野を広げることが必要となっている。						
アウトカム指標	アウトカム指標：2025年度における介護職員需給ギャップ（461人）の緩和						
事業の内容	就労意欲のある中高年齢者等への生活援助従事者研修の実施						
アウトプット指標	研修の修了者：年間10人						
アウトカムとアウトプットの関連	勤労意欲のあるものの受講を促進することで介護人材を確保し、地域からの需給ギャップの緩和に貢献する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費（A+B+C）		1,764（千円）	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公 民	(千円)
		基金	国（A）	1,176（千円）			1,176（千円）
			都道府県（B）	588（千円）			うち受託事業等 (再掲)（注2） (千円)
			計（A+B）	1,764（千円）			
			その他（C）				
		備考（注3）					

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

（注3）備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(事業区分5：介護従事者の確保に関する事業)

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業 (大項目) 参入促進 (中項目) 参入促進のための研修支援 (小項目) 介護未経験者に対する研修支援事業					
事業名	【No. 9 (介護分)】 介護福祉士資格取得(実務者研修ルート)促進事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 1,000千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域					
事業の実施主体	島根県					
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日					
背景にある医療・介護ニーズ	平成28年度から、実務者ルートによる介護福祉士受験資格として実務者研修受講が義務付けられたが、離島や中山間地域などでは受講の機会が少なく、受講が困難な現任職員が出ている。そこで、離島や中山間地域で実務者研修のスクーリングを開催する養成施設へ支援を行うことで、受講機会の増進を図る必要がある。					
アウトカム指標	アウトカム指標：介護福祉士の増					
事業の内容	離島や中山間地域での実務者研修の経費を助成することにより介護福祉士資格取得者の増加を図る。					
アウトプット指標	実務者研修開催回数：年間1回					
アウトカムとアウトプットの関連	離島や中山間地域での受講機会を増進し、介護人材の確保を図る。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費(A+B+C)	1,000 (千円)	基金充当額(国費)における公民の別(注1)	公	(千円)
	基金	国(A)	667 (千円)		民	667 (千円)
		都道府県(B)	333 (千円)			うち受託事業等(再掲)(注2) (千円)
		計(A+B)	1,000 (千円)			
		その他(C)	0 (千円)			
備考(注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

(注4) 事業区分の小項目については全て記載すること。(イやロなども記載すること。)

3. 計画に基づき実施する事業

（事業区分5：介護従事者の確保に関する事業）

(1) 事業の内容等

事業の区分	5．介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 参入促進						
	(中項目) 地域のマッチング機能強化						
	(小項目) 多様な人材層（若者・女性・高齢者）の参入促進事業 イ 多様な人材層（若者・女性・高齢者）に応じたマッチング機能強化事業						
事業名	【No. 10（介護分）】 再就職支援コーディネート事業				【総事業費 （計画期間の総額）】 21,733千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域						
事業の実施主体	島根県						
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ	離職した介護福祉士等の登録制度開始にあわせ、再就職の支援を強力に進めていく必要がある。						
アウトカム指標	アウトカム指標：介護士バンクに登録し就職した人数 30名						
事業の内容	福祉人材センターにコーディネーターを配置し、離職した介護人材や他産業からの転職者等に対する再就職支援、相談支援を行う。						
アウトプット指標	介護職の新規求職者数が毎年1割前後減少している中、離職した介護福祉士の届出情報を管理するデータベース「介護士バンク」を活用して潜在的な介護士を掘り起こすことで減少分をカバーする。介護士バンク登録者数100名						
アウトカムとアウトプットの関連	介護士バンク登録者に就職前後にわたり丁寧な関わりをすることにより、登録者の就労や離職防止を図る						
事業に要する費用の額	金額	総事業費（A+B+C）		21,733（千円）	基金充当額 （国費） における 公民の別 （注1）	公	0（千円）
		基金	国（A）	14,489（千円）		民	14,489（千円）
			都道府県（B）	7,244（千円）		うち受託事業等 （再掲）（注2） 14,489（千円）	
			計（A+B）	21,733（千円）			
			その他（C）				0（千円）
		備考（注3）					

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

（注3）備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(事業区分5：介護従事者の確保に関する事業)

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 参入促進						
	(中項目) 地域のマッチング機能強化						
事業の区分	(小項目) 多様な人材層（若者・女性・高齢者）の参入促進事業						
	ハ 介護助手等普及推進事業						
事業名	【No. 11（介護分）】 介護助手等普及推進事業				【総事業費 （計画期間の総額）】 1,438千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域						
事業の実施主体	島根県						
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ	福祉・介護職場における人材不足の解消は、喫緊の課題となっており介護人材確保と離職防止の強化が必要。 介護職場の業務仕分けを行い、必ずしも介護職員が行わなくても良い業務を介護助手等に担っていただくことで、介護人材の確保と離職防止につなげていく。						
アウトカム指標	アウトカム指標：2025年度における介護職員需給ギャップ（461人）の解消						
事業の内容	県福祉人材センター及び介護労働安定センター島根支部と連携し、介護事業所等を対象とした介護助手等の導入に関する研修会を開催						
アウトプット指標	研修会の開催8回						
アウトカムとアウトプットの関連	介護助手等が普及することで、介護職員の負担軽減・専門化につながり、介護職員の定着率の向上、介護人材の確保が図られる。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費（A+B+C）		1,438（千円）	基金充当額 （国費） における 公民の別 （注1）	公	（千円）
	基金	国（A）		959（千円）		民	959（千円）
		都道府県（B）		479（千円）			うち受託事業等 （再掲）（注2） 959（千円）
		計（A+B）		1,438（千円）			
		その他（C）		0（千円）			
	備考（注3）						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

（事業区分5：介護従事者の確保に関する事業）

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 参入促進						
	(中項目) 地域のマッチング機能強化						
	(小項目) 多様な人材層（若者・女性・高齢者）の参入促進事業 イ 多様な人材層（若者・女性・高齢者）に応じたマッチング機能強化事業						
事業名	【No. 12（介護分）】 福祉・介護人材マッチング機能強化事業					【総事業費 （計画期間の総額）】 4,437千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域						
事業の実施主体	島根県						
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ	少子高齢化が進む中、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年に向け、介護の需要は増加、必要な介護職員数の確保が喫緊の課題となっている。						
アウトカム指標	アウトカム指標：人材センターの斡旋により就職した人数100人						
事業の内容	人材センターに福祉介護職場についての専門的な知見があるキャリア支援専門員を配置し、再就職支援セミナーや職場見学・体験等を実施し、求人側と求職側のマッチング機能強化をする。						
アウトプット指標	職場見学・体験の参加者数100人						
アウトカムとアウトプットの関連	職場見学・体験を実施することで、実際の職場の雰囲気やサービス内容を知ってもらい人材確保を図る。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費（A+B+C）		4,437（千円）	基金充当額（国費） における 公民の別 （注1）	公 民	（千円）
		基金	国（A）	2,958（千円）			2,958（千円）
			都道府県（B）	1,479（千円）			うち受託事業等 （再掲）（注2） 2,958（千円）
			計（A+B）	4,437（千円）			
			その他（C）	0（千円）			
		備考（注3）					

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

（注3）備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

（注4）事業区分の小項目については全て記載すること。（イやロなども記載すること。）

３．計画に基づき実施する事業

（事業区分５：介護従事者の確保に関する事業）

(1) 事業の内容等

事業の区分	５．介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 参入促進						
	(中項目) 介護人材の「すそ野」拡大						
	(小項目) 外国人留学生及び１号特定技能外国人の受入環境整備事業 イ 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業						
事業名	【No. 13 (介護分)】 外国人留学生奨学金等支給支援事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 9,000千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域						
事業の実施主体	島根県						
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ	・福祉・介護職場における人材不足の解消は、喫緊の課題であり、2025年までの高齢化の進行と人材需給バランスを見据えた介護人材確保対策の強化が必要となっている。 ・介護福祉士の資格取得を目指して、直接又は日本語学校を経由して介護福祉士養成施設に留学する外国人を、将来、介護の専門職として雇用しようとする介護施設等が、当該留学生に奨学金等を貸与・給付しているが、介護施設等の負担軽減が課題となっている。						
アウトカム指標	アウトカム指標：2025年度における介護職員需給ギャップ（461人）の緩和						
事業の内容	介護福祉士資格の取得を目指す外国人留学生に対して学費や生活費などを給付する介護施設等について、当該介護施設等が行う奨学金等の一部を助成						
アウトプット指標	留学生数・・・20名 １年目（日本語学校） 10名 2年目、3年目（介護福祉養成施設） 10名						
アウトカムとアウトプットの関連	外国人の介護福祉士資格の取得を支援することにより、介護人材の確保を図る。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費（A+B+C）		9,000（千円）	基金充当額（国費）	公	0（千円）
	基金	国（A）		6,000（千円）	における 公民の別 (注1)	民	6,000（千円）
		都道府県（B）		3,000（千円）			うち受託事業等 (再掲) (注2) (千円)
		計（A+B）		9,000（千円）			
		その他（C）		0（千円）			
	備考（注3）						

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

（注3）備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

３．計画に基づき実施する事業

（事業区分５：介護従事者の確保に関する事業）

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業					
	(大項目) 参入促進					
	(中項目) 介護人材の「すそ野拡大」					
	(小項目) 介護分野への就職に向けた支援金貸付事業 イ 福祉系高校修学資金貸付事業					
事業名	【No. 14 (介護分)】 福祉系高校修学資金貸付事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 5,390千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域					
事業の実施主体	島根県					
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日					
背景にある医療・介護ニーズ	・福祉・介護職場における人材不足の解消は、喫緊の課題であり、2025年までの高齢化の進行と人材需給バランスを見据えた介護人材確保対策の強化が必要となっている。 ・福祉系高校に修学し、介護福祉士を目指す生徒に修学資金を貸し付けることにより、生徒の確保を図る必要がある。					
	アウトカム指標：2025年度における介護職員需給ギャップ（461人）の緩和					
事業の内容	県内の介護職場に就労することを目指す福祉系高校の生徒に対し、修学資金を貸付け、介護業務従事で返還免除とする 県社会福祉協議会に対し貸付け原資を補助金交付する					
アウトプット指標	福祉系高校生のうち修学資金を活用し、介護業務に従事する者 年：10名					
アウトカムとアウトプットの関連	介護福祉士を目指す福祉系高校の生徒を支援することにより、介護人材の確保を図る。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費（A+B+C）		5,390（千円）	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公 (千円)
		基金	国（A）	3,593（千円）		民 3,593（千円）
			都道府県（B）	1,797（千円）		うち受託事業等 (再掲)（注2） (千円)
			計（A+B）	5,390（千円）		
			その他（C）	0（千円）		
		備考（注3）				

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

（注3）備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(事業区分5：介護従事者の確保に関する事業)

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 参入促進						
	(中項目) 介護人材の「すそ野拡大」						
	(小項目) 介護分野への就職に向けた支援金貸付事業 口 介護分野就職支援金貸付事業						
事業名	【No. 15 (介護分)】 介護分野就職支援金貸付事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 6,600千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域						
事業の実施主体	島根県						
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ	・福祉・介護職場における人材不足の解消は、喫緊の課題であり、2025年までの高齢化の進行と人材需給バランスを見据えた介護人材確保対策の強化が必要となっている。 ・他業種で働いていた者の介護分野への参入を促進するため、就職支援金を貸し付けることにより、介護人材の確保を図る必要がある。						
	アウトカム指標：2025年度における介護職員需給ギャップ（461人）の緩和						
事業の内容	他業種で働いていた者等の介護分野への参入に係る就職支援金を貸付け、介護業務従事で返還免除						
アウトプット指標	貸付事業を活用し、介護分野での就労を行う者 30人／年						
アウトカムとアウトプットの関連	他業種から介護分野への参入に係る就職を支援することにより、介護人材の確保を図る。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費（A+B+C）		6,600（千円）	基金充当額 （国費） における 公民の別 （注1）	公	（千円）
		基金	国（A）	4,400（千円）		民	4,400（千円）
			都道府県（B）	2,200（千円）		うち受託事業等 （再掲）（注2） （千円）	
			計（A+B）	6,600（千円）			
			その他（C）	0（千円）			
		備考（注3）					

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(事業区分5：介護従事者の確保に関する事業)

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 資質の向上						
	(中項目) キャリアアップ研修の支援						
	(小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業 イ多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業						
事業名	【No. 16 (介護分)】 訪問看護師確保対策事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 38,300千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域						
事業の実施主体	島根県						
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ	地域包括ケアを推進する上で訪問看護は不可欠の事業であるが、それを担う訪問看護ステーションにおいて、訪問看護師等の介護人材確保が困難な状況にある。また本県では訪問看護における介護保険適用の割合が医療保険適用よりも多く、介護人材としての訪問看護ステーションの従事者確保は重要課題である。						
アウトカム指標	アウトカム指標：訪問看護師確保数						
事業の内容	訪問看護ステーションに採用され、新たに訪問看護師として勤務する職員の初期の訓練期間中の事業所への支援を行い、潜在看護師等の積極的な採用を図る。						
アウトプット指標	訪問看護師確保数：25名						
アウトカムとアウトプットの関連	失業中の看護師の掘り起し及び看護師の新規雇用に繋がっている。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		38,300 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	0 (千円)
	基金	国 (A)	25,533 (千円)	民		25,533 (千円)	
		都道府県 (B)	12,767 (千円)			うち受託事業等 (再掲) (注2) 0 (千円)	
		計 (A+B)	38,300 (千円)				
		その他 (C)	0 (千円)				
	備考 (注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(事業区分5：介護従事者の確保に関する事業)

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 資質の向上						
	(中項目) キャリアアップ研修の支援						
	(小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業 イ多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業						
事業名	【No. 17 (介護分)】 訪問看護ステーション出向研修事業					【総事業費 (計画期間の総額)】 12,336千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域						
事業の実施主体	島根県						
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ	地域包括ケアを推進する上で訪問看護は不可欠の事業であるが、それを担う訪問看護ステーションにおいて、訪問看護師等の介護人材確保が困難な状況にある。また本県では訪問看護における介護保険適用の割合が医療保険適用よりも多く、介護人材としての訪問看護ステーションの従事者確保は重要課題である。						
アウトカム指標	アウトカム指標：出向研修修了者：6人						
事業の内容	病院の看護師が一定期間、訪問看護ステーションで研修受講、また訪問看護ステーションの看護師が病院で研修を受けることにより、退院支援・在宅療養支援のスキルアップを図る。訪問看護支援センターの設置により、病院看護師と訪問看護師の交流、入退院連携の円滑化、在宅医療の体制づくりにつなぐ。						
アウトプット指標	出向研修修了者：6人						
アウトカムとアウトプットの関連	病院の看護師が一定期間、訪問看護ステーションに出向等し、訪問看護に従事しながら在宅療養の支援のスキルアップを図ることにより、今後の訪問看護ステーションの人材確保につなげる。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		12,336 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	0 (千円)
	基金	国 (A)		8,224 (千円)		民	8,224 (千円)
		都道府県 (B)		4,112 (千円)		うち受託事業等 (再掲) (注2) 8,224 (千円)	
		計 (A+B)		12,336 (千円)			
		その他 (C)		0 (千円)			
	備考 (注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(事業区分5：介護従事者の確保に関する事業)

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業							
	(大項目) 資質の向上							
	(中項目) キャリアアップ研修の支援							
	(小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業 イ多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業							
事業名	【No. 18 (介護分)】 新卒等訪問看護師育成事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 7,431千円			
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域							
事業の実施主体	島根県							
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日							
背景にある医療・介護ニーズ	地域包括ケアを推進する上で訪問看護は必要不可欠の事業であるが、それを担う訪問看護ステーションにおいて、訪問看護師等の介護人材確保が困難な状況にあり、さらには50代以上の看護職員の比率が55%以上と若年層の人材確保が喫緊の課題である。							
アウトカム指標	アウトカム指標：新卒等訪問看護師の採用人数							
事業の内容	訪問看護ステーションに採用された新人看護師のための体系的な育成プログラムを構築し、安心して就職し働ける体制を整備する。 また、啓発活動に取り組み、訪問看護師の仕事について理解を深める機会とする。訪問看護支援センターと協働し、訪問看護師研修体系含め人材育成の検討、交流・研修の実施等を行う。							
アウトプット指標	新卒訪問看護師の採用：2人							
アウトカムとアウトプットの関連	育成プログラムの実施と訪問看護ステーションへの支援をすることにより、新卒の訪問看護師の採用が見込まれる。							
事業に要する費用の額	金額	基金	総事業費 (A+B+C)		7,431 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公 民	(千円)
			国 (A)	4,954 (千円)	4,954 (千円)			
				都道府県 (B)				2,477 (千円)
				計 (A+B)				7,431 (千円)
				その他 (C)				0 (千円)
		うち受託事業等 (再掲) (注2)		0 (千円)				
備考 (注3)								

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(事業区分5：介護従事者の確保に関する事業)

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 資質の向上 (中項目) キャリアアップ研修の支援 (小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業 ハ 介護支援専門員資質向上事業	
事業名	【No. 19 (介護分)】 介護支援専門員資質向上研修等事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 15,892千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日	
背景にある医療・介護ニーズ	要介護者等ができる限り住み慣れた地域で、最期まで尊厳をもって自分らしい自立した日常生活を送るため、適切なケアマネジメントを行うことが重要であり、その役割を担う介護支援専門員の資質向上を図る。	
	アウトカム指標	アウトカム指標：各種介護支援専門員研修受講者数
事業の内容	①介護支援専門員実務研修 研修対象者：介護支援専門員実務研修受講試験の合格者 ②介護支援専門員再研修 研修対象者：介護支援専門員証の有効期間が満了し、再度証交付を受けようとする者 ③介護支援専門員更新研修（実務未経験者） 研修対象者：介護支援専門員証が有効な5年間に実務経験がなく、有効期間が概ね2年以内に満了する介護支援専門員 ④介護支援専門員更新研修（実務経験者）兼専門研修課程Ⅱ 研修対象者：実務従事後3年以上の介護支援専門員 ⑤介護支援専門員更新研修（実務経験者）兼専門研修課程Ⅰ 研修対象者：実務従事後6ヶ月～3年未満の介護支援専門員 ⑥主任介護支援専門員研修 研修対象者：地域包括支援センターや特定事業所加算を取得している居宅介護支援事業所に配置され、介護支援専門員の指導や助言等を行う主任介護支援専門員 ⑦主任介護支援専門員更新研修 研修対象者：主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間が概ね2年以内に満了する主任介護支援専門員 ※②、③は同時開催	
アウトプット指標	①介護支援専門員実務研修 研修の受講者数：90人 ②介護支援専門員再研修 研修の受講者数：80人 ③介護支援専門員更新研修（実務未経験者） 研修の受講者数：60人 ④介護支援専門員更新研修（実務従事経験者）兼専門研修課程Ⅱ 研修の受講者数：540人 ⑤介護支援専門員更新研修（実務経験者）兼専門研修課程Ⅰ 研修の受講者数：400人 ⑥主任介護支援専門員研修 研修の受講者数：150人 ⑦主任介護支援専門員更新研修 研修の受講者数：300人	
アウトカムとアウトプットの関連	介護支援専門員への各種研修を受講することにより、介護支援専門員の資質向上を図る。	

事業に要する 費用の額	金額	総事業費（A+B+C）		15, 892（千円）	基金充当額 （国費） における 公民の別 （注1）	公	0（千円）
		基金	国（A）	10, 595（千円）		民	10, 595（千円）
			都道府県（B）	5, 297（千円）			うち受託事業等 （再掲）（注2） 10, 595（千円）
			計（A+B）	15, 892（千円）			
			その他（C）	0（千円）			
		備考（注3）					

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

（注3）備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

３．計画に基づき実施する事業

（事業区分５：介護従事者の確保に関する事業）

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業					
	(大項目) 資質の向上					
	(中項目) キャリアアップ研修の支援					
	(小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業 イ 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業					
事業名	【No. 20 (介護分)】 介護職員医療的ケア研修体制整備事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 12,052千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域					
事業の実施主体	島根県					
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日					
背景にある医療・介護ニーズ	これまで運用上やむを得ず行われていた介護職員等による喀痰吸引等業務について、より安全性を確保するため法制度に基づき行われることとなった。高齢社会により喀痰吸引等行為を必要とする人が増加する可能性がある中、そのニーズに安全かつ速やかに対応できるようにするため、介護職員等の研修体制の構築を図る。					
アウトカム指標	アウトカム指標：直近年度の認定特定行為業務従事者認定数300人／年程度を維持する。					
事業の内容	在宅、老人福祉施設、介護保険施設等において、医師・看護職員との連携・協力のもとに、喀痰吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等の人材を養成する。					
アウトプット指標	介護職員等によるたんの吸引等研修事業の実施…認定特定行為業務従事者の養成 100名程度 指導者講習の実施…たんの吸引等研修に係る指導者の養成 80名程度 検討委員会の実施…事業実施に係る関係団体との意見交換、情報交換等の実施 年2回					
アウトカムとアウトプットの関連	介護職員等の研修機会の増加と、介護職員等を指導する看護師等の指導力向上を促進することにより研修の質と安全性の確保を行うことにより、喀痰吸引等業務を行うことのできる認定特定行為業務従事者の増加につなげる。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		12,052 (千円)	基金充当額 (国費)	公 (千円)
	基金	国 (A)		8,035 (千円)	における 公民の別 (注1)	民 8,035 (千円)
		都道府県 (B)		4,017 (千円)		うち受託事業等 (再掲) (注2) 8,035 (千円)
		計 (A+B)		12,052 (千円)		
		その他 (C)		0 (千円)		
備考 (注3)						

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

（注3）備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

３．計画に基づき実施する事業

（事業区分５：介護従事者の確保に関する事業）

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 資質の向上						
	(中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成						
	(小項目) 介護予防の推進に資する専門職種の指導者育成事業						
事業名	【No. 21 (介護分)】 介護人材資質向上支援事業					【総事業費 (計画期間の総額)】 7,000千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域						
事業の実施主体	島根県						
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ	介護予防推進等には職員等の研修体制の構築が必要不可欠である。						
アウトカム指標	アウトカム指標：2025年度における介護職員需給ギャップ（461人）の緩和						
事業の内容	介護事業者の団体や職能団体が実施する介護人材の資質向上のための各種研修（介護予防の推進に資するOT, PT, ST指導者育成に関すること等）を支援し、介護予防の推進に資する指導者の育成を図る。						
アウトプット指標	アウトプット指標：延べ受講者数700人（研修実施7団体×各延べ100人受講）						
アウトカムとアウトプットの関連	様々な事業者団体や職能団体における研修実施を支援することで、介護人材の資質向上を図り、人材の定着につながる。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費（A+B+C）		7,000（千円）	基金充当額 （国費） における 公民の別 （注1）	公 民	（千円）
		基金	国（A）	4,667（千円）			4,667（千円）
			都道府県（B）	2,333（千円）			うち受託事業等 （再掲）（注2） （千円）
			計（A+B）	7,000（千円）			
			その他（C）				
備考（注3）							

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

（注3）備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(事業区分5：介護従事者の確保に関する事業)

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業					
	(大項目) 資質の向上					
	(中項目) 研修代替要員の確保支援					
	(小項目) 各種研修に係る代替職員の確保対策事業					
事業名	【No. 22 (介護分)】 介護職場における実務者研修代替職員確保支援事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 3,500千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域					
事業の実施主体	島根県					
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日					
背景にある医療・介護ニーズ	介護福祉士国家試験の受験する際、実務者研修の受講が必要となり、介護職場で働きながら資格を取得する職員を支援する体制を構築する必要がある。					
アウトカム指標	アウトカム指標：介護福祉士の増					
事業の内容	介護従事者が実務者研修を受講する際、必要となる代替職員の確保を支援。					
アウトプット指標	実務者研修受講職員数 20人					
アウトカムとアウトプットの関連	代替職員の確保を支援することで、職員の資格取得を促進し介護サービスの質の向上と人材定着を図る。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		3,500 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公 民 うち受託事業等 (再掲) (注2) (千円)
		基金	国 (A)	2,333 (千円)		
			都道府県 (B)	1,167 (千円)		
			計 (A+B)	3,500 (千円)		
			その他 (C)	0 (千円)		
		備考 (注3)				

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(事業区分5：介護従事者の確保に関する事業)

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 資質の向上						
	(中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成						
	(小項目) 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業 イ 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業						
事業名	【No. 23 (介護分)】 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 7,996千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域						
事業の実施主体	島根県						
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ	認知症の人及びMC Iの人が、容態に応じた適時・適切な医療・介護が受けられる体制の構築を図る。						
	アウトカム指標：認知症ケアパスを作成・活用する市町村数 19市町村						
事業の内容	別紙のとおり						
アウトプット指標	別紙のとおり						
アウトカムとアウトプットの関連	認知症ケアパスは「発症予防から人生の最終段階まで、生活機能障害の進行状態に合わせ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのか、流れを示したもの」である。認知症に関わる医療・介護・地域スタッフが認知症の対応力を向上させると共に、各機関の連携体制の構築（別紙（アウトプット指標）の取組）の結果として作成・活用されるものである。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費（A+B+C）		7,996（千円）	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	5,331（千円）
		基金	国（A）	5,331（千円）		民	（千円）
			都道府県（B）	2,665（千円）			うち受託事業等 (再掲) (注2) （千円）
			計（A+B）	7,996（千円）			
			その他（C）				0（千円）
		備考（注3）					

- (注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。
(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。
(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

(別紙)

事業の内容
1 介護従事者向け認知症研修事業 介護サービス事業所等の管理者等に対して、認知症ケアに必要な知識や技術などを修得させ、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図る。 2 認知症サポート医養成研修 国立長寿医療研究センターに委託して、かかりつけ医等への助言や地域連携その推進役になる認知症サポート医を養成する。 3 認知症サポート医フォローアップ研修事業 認知症サポート医に対して認知症の診断・治療・ケア等に関する研修、症例検討、グループ討議等を実施し、地域における認知症の人への支援体制の充実・強化を図るとともに、地域における認知症サポート医同士の連携強化を図る。 4 かかりつけ医等認知症対応力研修 かかりつけ医に対し、適切な認知症診療の知識・技術や認知症の人とその家族を支える知識と方法を習得するための研修を実施し、認知症の初期からの支援体制の構築を図る。 また、歯科医師、薬剤師に対しても、医療と介護の連携の重要性等を習得するための研修を実施し、認知症の支援体制構築の担い手づくりを図る。 5 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業 病院勤務の医師、看護師等の医療従事者に対し、認知症の人や家族を支えるために必要な基本知識や、医療と介護の連携の重要性、認知症ケアの原則等の知識について習得するための研修を実施し、病院での認知症の人の手術や処置等の適切な実施の確保を図る。 6 認知症初期集中支援チーム員育成のための研修 認知症初期集中支援チームの構成員要件となる研修を、国立長寿医療研究センターに委託して実施する。 7 看護師の認知症対応力向上研修 看護師に対して、適切な認知症診療の知識・技術や認知症の人本人とその家族を支える知識と方法を習得するための研修を実施し、認知症の初期からの支援体制の構築を図る。 8 認知症介護指導者フォローアップ研修 認知症介護実践者研修を企画・立案し、研修を実施する指導者に対し、最新の専門知識や技術を習得するための研修を認知症介護研究・研修センターに委託して実施する。

アウトプット指標
1 介護従事者向け認知症研修事業 (1) 認知症対応型サービス事業管理者研修修了者 48人 (2) 認知症対応型サービス事業開設者研修修了者 24人 (3) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修修了者 24人 (4) 認知症介護基礎研修修了者 135人 2 認知症サポート医養成研修 認知症サポート医の養成数 18名 3 認知症サポート医フォローアップ研修事業 研修参加認知症サポート医 100名中35名 4 かかりつけ医等認知症対応力研修修了者 70人 5 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業 研修参加者数 70人 6 認知症初期集中支援チーム員育成のための研修 初期集中支援チーム設置市町村数19か所 7 看護師の認知症対応力向上研修修了者 60人 8 認知症介護指導者フォローアップ研修修了者 1人

3. 計画に基づき実施する事業

（事業区分5：介護従事者の確保に関する事業）

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業								
	(大項目) 資質の向上								
	(中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成								
	(小項目) 地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上事業								
事業名	【No. 24 (介護分)】 在宅医療・介護連携事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 4,000千円				
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域								
事業の実施主体	島根県								
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日								
背景にある医療・介護ニーズ	背景：病床数の減少や人材不足などから病院や診療所での看取りが減少し、自宅や介護施設での看取りが徐々に増加している。 ニーズ：高齢者施設や訪問看護・訪問介護などの職員にとって、本人の意思を尊重した看取りに必要な知識と心構えを習得する必要（ニーズ）がある。								
アウトカム指標	アウトカム指標： 病院・診療所以外での死亡割合 現状：32.6%（R3年度）、目標：42.6%（R8年度）								
事業の内容	看取りに関わる高齢者施設や訪問看護・訪問介護の職員の資質向上、本人の意思を尊重した看取りを推進するために、研修会を実施する。また、県民へ対しても在宅医療介護やACPの普及啓発を行う。								
アウトプット指標	高齢者施設や訪問看護・訪問介護などの職員の出席者数：300名								
アウトカムとアウトプットの関連	研修への参加により、高齢者施設や訪問看護・訪問介護などの職員が本人の意思を尊重した看取りに必要な知識と心構えを習得することで、看取りに対する姿勢が変化し、看取りを前提とした受け入れや体制が整備され、病院・診療所以外での死亡割合が高まっていく。								
事業に要する費用の額	金額	基金	総事業費（A+B+C）		4,000（千円）	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	2,667（千円）	
			国（A）	2,667（千円）			民	0（千円）	
				都道府県（B）	1,333（千円）			うち受託事業等 (再掲)（注2） 0（千円）	
					計（A+B）				4,000（千円）
			その他（C）		0（千円）				
備考（注3）									

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

（注3）備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

３．計画に基づき実施する事業

（事業区分５：介護従事者の確保に関する事業）

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 資質の向上						
	(中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成						
	(小項目) 地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上事業						
事業名	【No. 25 (介護分)】 生活支援コーディネーター活動支援研修事業					【総事業費 (計画期間の総額)】 3,636千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域						
事業の実施主体	島根県						
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ	地域包括ケアを推進するために、地域資源の発掘や関係者のネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」の配置が必要とされている。						
	アウトカム指標：研修を受けて生活支援コーディネーターとなる者の数の増加と質の向上を図る。						
事業の内容	生活支援コーディネーター養成のための研修を実施する。						
アウトプット指標	アウトプット指標：受講者数 生活支援コーディネーター養成研修：50人 生活支援コーディネーターフォローアップ研修（情報交換会）：80人						
アウトカムとアウトプットの関連	生活支援コーディネーターがそれぞれの地域において生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たすことができる。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費（A+B+C）		3,636（千円）	基金充当額 （国費） における 公民の別 （注1）	公 民	（千円）
		基金	国（A）	2,424（千円）			2,424（千円）
			都道府県（B）	1,212（千円）			うち受託事業等 （再掲）（注2） 2,424（千円）
			計（A+B）	3,636（千円）			
			その他（C）	0（千円）			
		備考（注3）					

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

（注3）備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(事業区分5：介護従事者の確保に関する事業)

(1) 事業の内容等

		5. 介護従事者の確保に関する事業						
事業の区分		(大項目) 資質の向上						
		(中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成						
		(小項目) 権利擁護人材育成事業						
		イ 認知症高齢者等権利擁護人材育成事業						
事業名		【No. 26 (介護分)】 権利擁護人材育成事業			【総事業費 (計画期間の総額)】 21,494千円			
事業の対象となる医療介護総合確保区域		松江市、出雲市、大田市、浜田市、益田市、安来市、江津市、邑南町、雲南市の区域						
事業の実施主体		市町村（松江市、出雲市、大田市、浜田市、益田市、安来市、江津市、邑南町、雲南市）						
事業の期間		令和6年4月1日～令和7年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ		高齢化の進行に伴い増加の見込まれる、親族等による成年後見の困難な人々(例：認知症高齢者等)への、成年後見人材の確保。						
	アウトカム指標	アウトカム指標：市民後見人名簿登録者数の増加						
事業の内容		・ 市民後見人養成研修の実施 ・ 権利擁護人材（市民後見人、法人後見支援員等）の活動を継続的に支援するための体制の構築 ・ 市民後見人の活動マニュアル（仮称）等の作成 ・ 認知症高齢者等の権利擁護に関する相談業務の充実						
アウトプット指標		・ 市民後見人養成研修の受講者数:100人						
アウトカムとアウトプットの関連		市民後見人養成研修の実施により新規受講者数を確保するとともに、既受講者数に対してはフォローアップ研修や活動支援等の実施により継続的な支援を行うこととしている。これらの取り組みにより、市民後見人の選任候補としての名簿登録者数の増加に繋がる。						
事業に要する費用の額		金額	総事業費（A+B+C）		21,494（千円）	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	14,329（千円）
		基金	国（A）	14,329（千円）	民		(千円)	
			都道府県（B）	7,165（千円）			うち受託事業等 (再掲)（注2） (千円)	
			計（A+B）	21,494（千円）				
			その他（C）				0（千円）	
備考（注3）								

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

（注3）備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(事業区分5：介護従事者の確保に関する事業)

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業 (大項目) 資質の向上 (中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成 (小項目) 権利擁護人材育成事業 □ 介護相談員育成に係る研修支援事業				
事業名	【No. 27 (介護分)】 介護相談員育成に係る研修支援事業			【総事業費 (計画期間の総額)】	820千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域				
事業の実施主体	島根県				
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日				
背景にある医療・介護ニーズ	介護サービスの適正化、地域包括ケアの推進、高齢者の権利擁護の観点から、サービス利用者へのサポートや地域住民等に対する認知症の理解促進といった役割を担う介護相談員の重要性が高まっている。				
アウトカム指標	アウトカム指標：介護相談員の養成、活動人数の維持				
事業の内容	・ 介護相談員養成研修受講時の経費支援、研修会（相談員活動報告会議）の運営実施により、介護相談員の養成と資質向上を図る。 ・ 養成研修事業担当者研修への参加により、事業への理解を深める。				
アウトプット指標	介護相談員活動人数：およそ60名 養成研修終了者数：1名				
アウトカムとアウトプットの関連	研修支援により、介護相談員の養成と資質向上、事業担当者の制度理解に繋がる。				
事業に要する費用の額	金額	総事業費（A+B+C）	820（千円）	基金充当額（国費） における 公民の別 （注1）	公 民 （千円） 547（千円） うち受託事業等 （再掲）（注2） 547（千円）
	基金	国（A）	547（千円）		
		都道府県（B）	273（千円）		
		計（A+B）	820（千円）		
		その他（C）	0（千円）		
備考（注3）					

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

（注3）備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(事業区分5：介護従事者の確保に関する事業)

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 労働環境・処遇の改善						
	(中項目) 人材育成力の強化						
	(小項目) 新人介護職員に対するエルダー、メンター制度等導入支援事業						
事業名	【No. 28 (介護分)】 エルダー・メンター制度等導入支援事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 2,259千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域						
事業の実施主体	島根県						
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ	介護職場での離職者のうち、入職後3年以内に辞める者が全体の6割を占めており、新人職員の定着に向けた取り組みが喫緊の課題となっている。また、離職の理由としては、職場の人間関係を理由に挙げる者も多い状況となっていることから、精神的なサポート役を担う先輩職員（エルダー）を養成し、早期離職防止や定着促進を図る必要がある。						
アウトカム指標	アウトカム指標：2025年度における介護職員需給ギャップ（461人）の解消						
事業の内容	新人職員がいる施設からエルダーを担う職員を選出し、育成研修・フォローアップ研修や巡回相談、成果報告会を実施しエルダーを育成する。						
アウトプット指標	実施事業所数 10事業所						
アウトカムとアウトプットの関連	エルダーとなる職員が育成されることにより、新人職員の精神的負担が軽減され、早期離職防止や定着促進につながる。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費（A+B+C）		2,259（千円）	基金充当額 （国費） における 公民の別 （注1）	公 民	（千円）
		基金	国（A）	1,506（千円）			1,506（千円）
			都道府県（B）	753（千円）			うち受託事業等 （再掲）（注2） 1506（千円）
			計（A+B）	2,259（千円）			
			その他（C）	0（千円）			
		備考（注3）					

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

（注3）備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(事業区分5：介護従事者の確保に関する事業)

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業 (大項目) 労働環境・処遇の改善 (中項目) 外国人介護人材受入れ環境整備 (小項目) 外国人介護人材受入施設等環境整備事業				
事業名	【No. 29 (介護分)】 外国人介護人材受入施設等環境整備事業			【総事業費 (計画期間の総額)】 6,000千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域				
事業の実施主体	島根県				
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日				
背景にある医療・介護ニーズ	・福祉・介護職場における人材不足の解消は、喫緊の課題であり、2025年までの高齢化の進行と人材需給バランスを見据えた介護人材確保対策の強化が必要となっている。 ・今後、増加が見込まれる外国人介護人材の受入を検討するにあたり、介護施設等においてコミュニケーションや文化・風習への配慮等への不安や、外国人介護人材に学習支援や生活支援できる体制が十分でないという実態がある。 ・こうした実態を踏まえ、介護施設等の不安を和らげるとともに、外国人介護人材が円滑に就労・定着できる環境を整備する必要がある。				
アウトカム指標	アウトカム指標：2025年度における介護職員需給ギャップ（461人）の緩和				
事業の内容	介護施設等が外国人受入のために要する多言語翻訳機の導入にかかる経費や外国人職員の学習支援に係る経費の助成				
アウトプット指標	外国人介護人材受入施設数 30施設				
アウトカムとアウトプットの関連	外国人介護人材の受入れ環境を整備することにより、介護人材の確保を図る。				
事業に要する費用の額	金額	総事業費（A+B+C）	6,000（千円）	基金充当額（国費）	公 0（千円）
	基金	国（A）	4,000（千円）	における 公民の別 （注1）	民 4,000（千円）
		都道府県（B）	2,000（千円）		うち受託事業等 （再掲）（注2） （千円）
		計（A+B）	6,000（千円）		
		その他（C）	0（千円）		
備考（注3）					

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

（注3）備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(事業区分5：介護従事者の確保に関する事業)

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 労働環境・処遇の改善						
	(中項目) 外国人介護人材受入れ環境整備						
	(小項目) 外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業						
事業名	【No. 30 (介護分)】 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 1,140千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域						
事業の実施主体	島根県						
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ	・福祉・介護職場における人材不足の解消は、喫緊の課題であり、2025年までの高齢化の進行と人材需給バランスを見据えた介護人材確保対策の強化が必要となっている。 ・今後、増加が見込まれる外国人介護人材の受入を検討するにあたり、介護施設等においてコミュニケーションや文化・風習への配慮等への不安や、外国人介護人材に学習支援や生活支援できる体制が十分でないという実態がある。 ・こうした実態を踏まえ、介護施設等の不安を和らげるとともに、外国人介護人材が円滑に就労・定着できる環境を整備する必要がある。						
アウトカム指標	アウトカム指標：2025年度における介護職員需給ギャップ（461人）の緩和						
事業の内容	・就労中の外国人介護福祉士候補者の日本語学習、介護分野の専門知識の学習及び学習環境の整備に要する経費、喀痰吸引等研修の受講に要する経費、外国人介護福祉士候補者の研修を担当する者の活動に要する経費の助成						
アウトプット指標	外国人介護人材受入施設数 2施設						
アウトカムとアウトプットの関連	外国人介護人材の受入れ環境を整備することにより、介護人材の確保を図る。						
事業に要する費用の額	金額	基金	総事業費（A+B+C）	1,140（千円）	基金充当額（国費） における 公民の別 （注1）	公 民	（千円）
			国（A）	760（千円）			760（千円）
			都道府県（B）	380（千円）			うち受託事業等 （再掲）（注2） （千円）
			計（A+B）	1,140（千円）			
			その他（C）	0（千円）			
		備考（注3）					

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。
 （注2）事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。
 （注3）備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

令和 5 年度島根県計画に関する 事後評価

令和 7 年 1 月
島根県

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

☒ 行った

(実施状況)

- ・令和6年3月9日 令和5年度第3回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。

☐ 行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

(2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

特になし

2. 目標の達成状況

令和5年度島根県計画に規定した目標を再掲し、令和5年度終了時における目標の達成状況について記載。

■島根県全体

1. 島根県の医療と介護の総合的な確保に関する目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業、病床の機能又は病床数の変更に関する事業

将来の医療需要や地域における関係者の協議を踏まえながら、求められる医療機能の充実を図るため、医療機関の病床削減や再編統合への取組を支援する必要がある。

(数値目標)

- ・令和5年度基金を活用した本事業による病床変動数
高度急性期機能 ▲46床

② 居宅等における医療の提供に関する事業

構想区域内完結型の在宅医療提供体制が整備されるよう、従事者確保対策、在宅療養に関する理解促進、多職種連携の強化や条件不利地域における体制整備などに取り組む。

(数値目標)

- ・往診・訪問診療を行う医療機関の割合の維持
R5.2.1時点 28.7%
- ・訪問診療を受けている患者数
5,769人（H27年度）→ 6,496人（R5年度）
- ・訪問看護ステーションにおける看護職員数（常勤換算）
R2.10時点 414.2人 → R5年度末時点 475.0人
- ・まめネット連携カルテの閲覧件数（月平均）
3,761件（R1年度）→ 4,800件（R5年度）

③ 介護施設等の整備に関する事業

（計画なし）

④ 医療従事者の確保に関する事業

医療介護総合確保促進法に基づく県計画によって、医師確保対策を推進しているが、いまだ医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、継続的

に対策を実施し、地域における医療提供体制が整備されるよう、さらなる従事者確保対策、地域偏在是正対策や勤務環境改善に向けた取組などを行う。

また、県内における薬剤師・歯科衛生士の偏在により県西部、中山間地域において不足が深刻であることから、その他の職種においても必要な医療従事者の確保対策を行い、地域全体で多職種によるチーム医療を維持、拡大することを目標とする。

(数値目標)

- ・ 県内の専門研修プログラムで研修を開始する医師数
28人 (R4年度) → 40人 (R5年度)
- ・ 鳥取大学から県内への派遣医師数の維持 (R4. 10時点 169人)
- ・ しまね地域医療支援センターへの登録対象者のうち医師少数区域等で研修・勤務する医師数
R4年度 118人 → R5年度 135人 → R6年度 153人
- ・ 病院、公立診療所の医師の充足率 (医師多数区域を除く二次医療圏)
R4年度 86.6% → R5年度 90.0% → R6年度 90.0%
- ・ 産婦人科における医師の充足率維持 (R4年度: 85.7%)
- ・ 産科・産婦人科の病院勤務医師数の維持 (R4年度: 55人)
- ・ 小児 (二次・三次) 救急対応病院数の維持 (R4年度: 19病院)
- ・ 病院の看護師の充足率
97.6% (R5年度) → 98.0% (R6年度)
- ・ 県内からの医学科進学者数
36人 (R4年度) → 50人 (R4年度)
- ・ 歯科衛生士が勤務する歯科診療所数の維持 (R5年 216箇所)
- ・ 県内病院における薬剤師の充足率
88.2% (R4年度) → 88.7% (R5年度)

⑤ 介護従事者の確保に関する事業

令和7年度 (2025年度) における介護職員需給ギャップ (461人) の解消を目標とする。その際、介護人材の需給状況を調査の上、今後の施策展開をより効果的に進めるよう検討を進めるとともに、各種研修等を実施し、現任介護従事者に対するフォローアップ体制を充実させることで定着促進を図る。

(数値目標)

- ・ 令和7年度 (2025年度) における介護職員需給ギャップ (461人) の解消

⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

2024年4月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始に向け、医師の労働時間短縮を進める必要がある。

(数値目標)

- ・医師の労働時間が短縮された医療機関数 5 施設

2. 計画期間

令和 5 年度～令和 9 年度

□島根県全体（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備及び病床の機能又は病床数の変更に関する目標

- ・令和 5 年度基金を活用した本事業による病床変動数
高度急性期機能 ▲46床

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・往診・訪問診療を行う医療機関の割合の維持
R5. 2. 1時点 28. 7% → R7. 1. 1 27. 6%
- ・訪問診療を受けている患者数
5, 769人（H27年度）→ 6, 197人（R5年度）
※【目標値】6, 496人（R5年度）
- ・訪問看護ステーションにおける看護職員数（常勤換算）
R2. 10時点 414. 2人 → R5年度末時点 460. 2人
※【目標値】R5年度末時点 475. 0人
- ・まめネット連携カルテの閲覧件数（月平均）
3, 761 件（R1 年度）→ 5, 263 件（R5 年度）
※【目標値】4, 800 件（R5 年度）

③ 介護施設等の整備に関する目標

（計画なし）

④ 医療従事者の確保に関する目標

- ・県内の専門研修プログラムで研修を開始する医師数
28人（R4年度）→ 57人（R6年度）
※【目標値】40人（R5年度）
- ・鳥取大学から県内への派遣医師数の維持（R4. 10時点 169人）
153人（R6. 4. 1現在）
- ・しまね地域医療支援センターへの登録者対象者のうち医師少数区域等で研修・勤務する医師数
R4 年度 118 人 → R5 年度 144 人

※【目標値】R5年度 135人

- ・病院、公立診療所の医師の充足率（全域が医師少数区域等の二次医療圏）

R4年度 86.6% → R6年度 79.7%（R6.10月勤務医師実態調査）

※【目標値】R5年度 90.0%

- ・産婦人科における医師の充足率維持

R4年度：85.7% → R6年度：82.6%

- ・産科・産婦人科の病院勤務医師数の維持

R4年度：55人 → R5年度：45人

- ・小児（二次・三次）救急対応病院数の維持

R4年度：19病院 → R5年度：11病院

- ・病院の看護師の充足率

97.6%（R5年度） → 95.7%（R6年度）

※【目標値】98.0%（R6年度）

- ・県内からの医学科進学者数

36人（R4年度） → 28人（R6年度）

※【目標値】50人（R5年度）

- ・歯科衛生士が勤務する歯科診療所数の維持（R5年 216箇所）

最新の統計データがないため下記の参考の指標で代替して評価した
（参考）県内養成校卒業生における県内就職率

R1年度：63.9%（DH） → R5年度：73.6%（DH）

- ・県内病院における薬剤師の充足率

88.2%（R4年度） → 83.9%（R5年度）

※【目標値】88.7%（R5年度）

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

令和4年度介護職員数 17,077人

⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する目標

R5計画事業執行なし

2) 見解

（1）地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業、病床の機能又は病床数の変更に関する事業

医療機関を支援する事により、高度急性期病床が46床減少し、地域医療構想の達成に向けた病床の機能分化・連携に直接的な効果があった。

(2) 在宅医療の推進に関する事業

①在宅医療の推進に関する事業

訪問診療に必要な設備整備等への支援、条件不利地域への訪問診療・訪問看護に対する市町を通じた支援等により、在宅医療提供体制のハード・ソフト両面の整備を図った。

後継者不足による閉院などの影響がある中でも、数値目標の達成に向け一定の成果を得ている。

②医療連携の強化・促進

「まめネット」の普及に向けた取組を支援したこと等により、連携カルテの閲覧件数はR5年度の月平均が5,263件、同意カード発行枚数はR5年度末には73,476枚となり順調に増加しているため、今後は、在宅医療に活用できる連携アプリケーションの整備を進めることにより、多職種連携の主要なツールとして「まめネット」の活用を積極的に図っていく。

(3) 介護施設等の整備に関する事業

(計画なし)

(4) 医療従事者の確保

これまでの、地域医療支援センター運営事業や医学生奨学金の貸与等の医師確保の取組と、看護師の研修環境の整備、院内保育所の運営支援等による医療従事者の県内定着の取組により、数値目標の達成に向け一定の成果を得ている。

今後、さらに対策を進め、医療従事者の確保に積極的に取り組んでいく。

(5) 介護従事者の確保に関する事業

計画に掲載した事業は着実に実施した。取り組みの成果は今後の統計調査により把握する。

(6) 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

R5計画事業執行なし

3) 改善の方向性

- ・ 病床機能分化・連携、在宅医療の拡大に向け、地域医療構想調整会議等の場において地域の実情を踏まえた議論を活性化するための取り組みを実施していく。
- ・ 関係機関が協働して、在宅医療の普及に努めるとともに、在宅医療に携わる医療従事者の養成など提供体制の維持・強化に継続して取り組む。

4) 目標の継続状況

- ☒ 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況

令和5年度島根県計画に規定した事業について、令和5年度終了時における事業の実施状況について記載。

事業の区分	I-2 地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更に関する事業	
事業名	【NO.1】 単独支援給付金支給事業	【総事業費】 94,392 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内に所在する医療機関（病床機能報告対象医療機関）	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成28年10月に策定した地域医療構想の達成を図るには、東西に長い県土と離島の存在、全国に先駆けて進展する高齢化、中山間地域に点在する医療機関、開業医の高齢化と後継者不足等島根県の実情に合わせた「しまね型」の医療提供体制の構築が求められる。 将来の医療需要や地域における関係者の協議を踏まえながら、求められる医療機能の充実を図るため、医療機関の病床削減や再編統合への取組を支援する必要がある。	
	アウトカム指標： 令和5年度基金を活用した本事業による病床変動数 ・高度急性期機能 ▲46床	
事業の内容（当初計画）	地域医療構想の実現を図る観点から、医療機関の病床削減や再編統合に給付金を支給することにより、地域医療構想の実現に向けた取り組みを一層推進させる。	
アウトプット指標（当初の目標値）	圏域での合意に基づき病床削減等を行う医療機関数 1施設	
アウトプット指標（達成値）	圏域での合意に基づき病床削減等を行う医療機関数 1施設	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 令和5年度基金を活用した本事業による病床変動数 ・高度急性期機能 ▲46床	
	（1）事業の有効性 令和5年度までに、高度急性期病床が46床減少してお	

	り、本事業を活用し医療機関を支援する事により、地域医療構想の達成に向けた病床の機能分化・連携に直接的な効果があった。 (2) 事業の効率性 地域医療構想調整会議において合意が得られた地域医療構想の達成に資する整備に限定して実施しており、圏域の議論の促進にも取り組んでいる。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO. 2】 市町村計画に基づく在宅医療の推進事業	【総事業費】 11,405 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内市町村	
事業の期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上が必要。 アウトカム指標： ・往診・訪問診療を行う医療機関の割合の維持 R5.2.1 時点 28.7% ・訪問診療を受けている患者数 5,769 人（H27 年度）→ 6,496 人（R5 年度）	
事業の内容（当初計画）	在宅医療の推進のために以下の取組を行う市町村を支援する。 ・条件不利地域に訪問診療・訪問看護を行う医療機関や訪問看護ステーションの運営支援	
アウトプット指標（当初の目標値）	在宅医療の推進のために以下の取組を行う事業所数 ・条件不利地域に訪問診療を行う医療機関 45 カ所 ・条件不利地域に訪問看護を行う訪問看護ステーション 45 カ所	
アウトプット指標（達成値）	・11 市町の 36 医療機関、47 訪問看護ステーションが条件不利地域への訪問診療・訪問看護に取り組み、市町を通じ支援を行った。	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： ・訪問診療を実施する医療機関数（診療所、病院数） 267 カ所（H29(2017)年度）→ 270 カ所（R5(2023)年度） ・訪問診療を受けている患者数 5,847 人（H29(2017)年度）→ 6,197 人（R5(2023)年度） ※市町村国民健康保険・後期高齢者医療広域連合による医療レセプトデータにより抽出 ・往診・訪問診療を行う医療機関の割合 27.6%（R7.1.1 時点）	

	（１）事業の有効性 後継者不在による閉院などの影響により、目標値は未達成であった。しかし、本事業の実施が訪問区域の拡大・維持に寄与し、訪問型医療・介護サービスの総合的な確保を図ることができた。また、在宅医療の普及拡大に対し住民の理解を得ることができた。 医療従事者の確保が困難である現状から、今後更に在宅医療の需要増に伴う従事者１人あたりの業務負担が増加する中、条件不利地域等は訪問にかかる移動時間が長く効率が悪いいため、在宅医療の提供体制の維持が課題となる。 本事業により条件不利地域へ訪問を行う事業者を支援することで在宅医療の提供体制の維持・向上が図られる。 （２）事業の効率性 市町村に対して補助を行うことにより、県が事業者に対して直接支援を行うのに対し、地域の実情に即した効率的な支援が可能となる。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO. 3】 訪問看護推進事業	【総事業費】 8,501 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県（訪問看護支援センター）、訪問看護ステーション、病院	
事業の期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上が必要。 アウトカム指標： 訪問看護ステーションにおける看護職員数（常勤換算） R2. 10 時点 414. 2 人→R3. 10 時点 437. 3 人→R5. 2 時点 460. 5 人→R5. 10 時点 460. 3 人	
事業の内容（当初計画）	地域の実情に応じた訪問看護サービスの充実を図るため、有識者等による検討会を設置し、訪問看護の推進に向けた取組の検討を行う。また、訪問看護支援センターにおいて、訪問看護師の確保・定着の支援、資質向上のための集合研修、現場での実践的な研修により個々の知識や経験に応じた指導及び助言が受けられる機会を提供するとともに、事業所の経営・運営の支援、事業者及び県民向けの相談窓口の設置、県民に向けた訪問看護師確保に関する普及啓発を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・訪問看護支援検討会の開催 2 回 ・相互研修に参加する看護職員の数 30 人 ・集合研修の開催 6 回	
アウトプット指標（達成値）	・訪問看護支援検討会は新型コロナウイルス感染症の状況をふまえた開催としたため、令和 2 年度は 1 回、3 年度は 2 回、4 年度は 1 回の開催となったが、令和 5 年度は 2 回開催、訪問看護の推進に向けた取組、方向性について検討できた。 ・相互研修については、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の拡大のため病院・訪問看護ステーション相互の体制が整わず見合わせとなったが、令和 3 年度は 13 人、令和 4 年度は 11 人令和 5 年度は訪問看護支援センターの研修機能により、36 名の看護職員が参加した。 ・集合研修の開催 6 回	

事業の有効性・効率性	事業終了後１年以内のアウトカム指標： 訪問看護ステーションにおける訪問看護職員数（常勤換算）H29.3月 317人 → R1年度 412人 → R2年度 414人 → R3年度 437人 → R4年度 460.5人 → R5年度 460.2人 （１）事業の有効性 ・本事業により訪問看護ステーションにおける訪問看護職員数（常勤換算）は317人から460.2人となり、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上を図ることができた。 ・訪問看護支援検討会を２回開催し、訪問看護を取り巻く関係機関の代表者が多角的な視点で現状を分析・評価することで、訪問看護を推進する上での具体的な課題の整理と今後の方向性の検討ができた。 ・新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながらではあったが、相互研修に参加した看護職員は令和３年度は13人、令和４年度11名、令和５年度は36名と増加、訪問看護の現場を経験することで、個々の知識や経験に応じた実践的な指導及び助言が得られる機会を確保することができた。 （２）事業の効率性 類似の会議等の活用により、訪問看護支援検討会の開催回数を最小限とすることで、コストの低下を図りながら効率的に実施している。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO. 4】 在宅緩和ケアを行う開業医等研修事業 P C A ポンプ整備支援事業	【総事業費】 0 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県、各医療圏の拠点薬局	
事業の期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上が必要。	
	アウトカム指標： 緩和ケア研修修了者数 R4 年度時点 1,687 人 → R5 年度 1,767 人	
事業の内容（当初計画）	医療用麻薬の使用への抵抗感や緩和ケアに対する漠然とした不安感を解消し、在宅での緩和ケアを進めるため、開業医等を対象とした緩和ケア研修会を開催する。 また、在宅において医療用麻薬の持続皮下注射が可能な P C A ポンプの普及と機器更新による切れ目のない緩和ケアの提供を図るため、各医療圏において在宅緩和ケアの拠点となる薬局が行う P C A ポンプの整備に対して支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・開業医を主な対象とした緩和ケア研修の開催 1 回 ・P C A ポンプの整備数 10 カ所	
アウトプット指標（達成値）	令和 5 年度事業は過年度計画により実施している。（過年度分事後評価参照）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 過年度計画により実施したため令和 5 年度計画分は執行していない。	
	（１）事業の有効性 令和 5 年度計画分は執行していない。 （２）事業の効率性 令和 5 年度計画分は執行していない。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO. 5】 在宅歯科医療連携室整備事業	【総事業費】 353 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県、県歯科医師会	
事業の期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれる中、在宅歯科の分野においても適切な医療を提供できるよう体制の維持を図る必要がある。	
	アウトカム指標： 往診・訪問診療を行う歯科診療所割合の維持 R3.1.1時点 33.4%→ R5.1.1時点 33.4%	
事業の内容（当初計画）	在宅歯科医療の適切な提供を維持するため、県歯科医師会に在宅歯科医療連携室を設置し、在宅歯科医療希望者への歯科診療所の紹介や相談対応等を行う。また、在宅等への訪問診療の連携体制構築に向けた多職種との協議会を開催する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	在宅歯科医療連携室の運営 1カ所	
アウトプット指標（達成値）	・在宅歯科医療連携室の運営 R5年度1カ所 ・在宅歯科医療連携室相談件数 R5年度29件	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 往診・訪問診療を行う歯科診療所割合 40.2% (H29.10) → 43.9% (R2.3) → 33.2% (R5.3) → 33.2% (R6.3)	
	（1）事業の有効性 往診・訪問診療を行う歯科診療所割合は減少しており、アウトカム指標が未達成となったが、直近2年は横ばいになった。本事業において在宅歯科医療における医科や介護等と連携する窓口の運営がされ、対応できる歯科医院を把握し、相談対応することにより、対象者への歯科医療の提供に一定の効果があつた。また、会議が開催されることにより、地域における歯科医療の推進及び、多職種連携体制の整備を図ることにつながった。引き続き、在宅歯科医療における連携体制の構築と体制整備を図っていく。	

	（２）事業の効率性 島根県歯科医師会に委託することにより、相談者への歯科医療機関の紹介を円滑に行うことができる。さらに、往診・訪問診療を行う歯科診療所と連携をとることで、各地区における取組状況等の情報共有や、在宅歯科医療連携室の周知等の情報発信を効率的に行うことができる。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO. 6】 在宅歯科医療推進対策事業	【総事業費】 0 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県歯科医師会	
事業の期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれる中、在宅歯科の分野においても適切な医療を提供できるよう体制の維持を図る必要がある。	
	アウトカム指標： 往診・訪問診療を行う歯科診療所割合の維持 R3.1.1時点 33.4%→ R5.1.1時点 33.4%	
事業の内容（当初計画）	在宅歯科医療の体制維持や関係者の資質向上を図るため、歯科専門職を中心として医療・福祉・介護職等の多職種の関係者に在宅歯科医療のために必要な知識や技術等の研修を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	歯科専門職等に対する研修会の開催 2回	
アウトプット指標（達成値）	令和5年度事業は過年度計画により実施している。（過年度分事後評価参照）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 過年度計画により実施したため令和5年度計画分は執行していない。	
	（1）事業の有効性 令和5年度計画分は執行していない。 （2）事業の効率性 令和5年度計画分は執行していない。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO. 7】 未来の医療を支える特定行為を行う看護師養成事業	【総事業費】 42,650 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県、病院、訪問看護ステーション	
事業の期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、患者にタイムリーな医療を提供するため、医師等の判断を待たずに手順書により特定行為のできる看護師が必要。	
	アウトカム指標： 県内修了者数（累計） R1年度 35人 → R3年度 56人 → R4年度 79人 → R5年度 97人	
事業の内容（当初計画）	県外での研修受講は、看護師や医療機関等の金銭的な負担も大きいことから、入学金や受講料、長期滞在に要する経費を支援することにより、受講促進を図る。	
アウトプット指標（当初の目標値）	研修受講に係る経費への支援 10カ所	
アウトプット指標（達成値）	研修受講に係る経費への支援 16カ所	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 県内看護師の研修修了者 130名	
	（1）事業の有効性 16カ所32名への受講費用補助を通じ、受講促進につなげることができた。 （2）事業の効率性 県看護協会など、関係機関と情報共有することで、病院以外の医療機関等へのきめ細かな情報発信が可能となり、実施事業の効率化が図られた。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO. 8】 訪問診療等に必要な設備整備事業	【総事業費】 61,705 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内医療機関等	
事業の期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上が必要。 アウトカム指標： ・ 往診・訪問診療を行う医療機関の割合の維持 R5.2.1 時点 28.7% ・ 訪問診療を受けている患者数 5,769 人（H27 年度） → 6,496 人（R5 年度）	
事業の内容（当初計画）	医師が行う訪問診療・往診に必要な車両や医療機器の整備、及び、関連する在宅療養支援病院・診療所、訪問薬局などが行う在宅における医療の提供に必要な機器や設備の整備に対して支援を行う。 また、現に在宅医療に従事する看護師等の技術向上を目的とした研修を大学の教育機関が実施するために必要な設備の整備に対して支援を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	在宅訪問診療の提供体制構築に資する設備整備を行う施設数 45 カ所	
アウトプット指標（達成値）	在宅訪問診療の体制整備のため、診療所や訪問看護ステーションなど 65 機関が医療機器や訪問用車両の整備を実施した。	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： ・ 往診・訪問診療を行う医療機関の割合 27.6% (R7.1.1 時点) ・ 訪問診療を実施する医療機関数（診療所、病院数） 267 カ所（H29(2017)年度） → 270 カ所（R5(2023)年度） ・ 訪問診療を受けている患者数 5,847 人（H29(2017)年度） → 6,197 人（R5(2023)年度） ※市町村国民健康保険・後期高齢者医療広域連合による医療レセプトデータより抽出	

	（１）事業の有効性 後継者不在による閉院などの影響により、目標値は未達成であった。しかし、事業規模の小さい医療機関、訪問看護ステーション等が多い本県においては、新たな設備投資が困難な場合が多いため、本事業を活用した支援は、在宅医療提供体制の裾野拡大と質の向上に直接役立っている。 今後のさらなる在宅医療の需要増に対し、引き続き本事業により設備投資を支援することで在宅医療の提供体制の維持・向上が図られる。 （２）事業の効率性 医療機関等に対し、必ず複数社から見積もり徴することを求めるなどコストの低下を図っている。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO. 9】 医療介護情報連携モデル事業	【総事業費】 268 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県、医療機関等	
事業の期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	東西に県土が長く離島の存在する本県において、地域医療構想の達成や地域包括ケアシステムの構築を図るには、医療機関間等や多職種での効率的な情報連携を促進する必要がある。 アウトカム指標： ・ネットワーク利用件数（連携カルテ閲覧件数） 現状値（R4 年度平均）4,722 件／月 →目標値（R5 年度平均）4,800 件／月 ・同意カードの発行枚数 現状値（R5.3 月末）70,188 枚 →目標値（R6.3 月末）75,000 枚	
事業の内容（当初計画）	地域医療構想の達成や在宅医療の推進を図るため、しまね医療情報ネットワーク（まめネット）を活用して、地域の医療・介護関係者間の情報連携を推進する取組を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・情報連携のための取組を行う医療機関 5 施設	
アウトプット指標（達成値）	・情報連携のための取組を行う医療機関 2 施設	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： ・ネットワーク利用件数（連携カルテ閲覧数） (H30 年度平均) 3,099 件／月 → (R3 年度平均) 3,574 件／月→ (R4 年度平均 4,722 件／月) → (R5 年度平均) 5,263 件／月 ・同意カードの発行枚数 (R2.1 月末) 57,074 枚→ (R4.3 月末) 66,552 枚 → (R4.8 月末) 68,170 枚→ (R5.3 月末) 70,188 枚 → (R6.3 月末) 73,476 件／月	

	(１) 事業の有効性 本事業により、それまでは退院前合同カンファレンスは退院支援にとって重要である一方で遠方の地域連携関係者にとっては病院までの移動が負担であったところ、まめネットを活用すれば来院することなく、カンファレンスに参加でき情報共有に有効で、特に遠方の地域連携関係者の積極的な参加が得られるということが確認されたため、地域の関係者間の情報連携の推進に一定の効果があつた。 ネットワーク利用件数（連携カルテ閲覧件数）が 5,263 件／月に増加し、目標を達成したが、同意カードの発行枚数の目標は達成できなかった。 今後も、地域の医療・介護関係者間の情報連携を推進する取組を支援することで、ネットワーク利用件数や同意カードの発行枚数増を図っていく。 (２) 事業の効率性 当県は離島や中山間地域を有し、また、医療資源の偏在もあり、地域毎に様々な課題がある。本事業により各々工夫した取組を行うことで、実情に即した効率化を図ることができる。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 10】 専攻医確保・養成事業	【総事業費】 1,113 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	国立大学法人島根大学、県立中央病院	
事業の期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成 30 年度から開始された新専門医制度について、県全体として研修医を確保・養成し県内定着を進めるために、県内全病院が参画し県内病院をローテートする養成プログラムを作成すること及び医師の養成が急務である診療科の専攻医の養成を支援することで医師不足、地域偏在の解消を図る必要がある。	
	アウトカム指標： 県内の専門研修プログラムで研修を開始する医師数 28 人（R4 年度）→ 40 人（R5 年度）	
事業の内容（当初計画）	島根大学を中心とする県内のすべての病院による病院群をローテートして勤務する仕組みの構築及び医師の養成が急務である診療科の専攻医の養成を行い、医師不足、地域偏在の解消を図るために必要な支援を島根大学医学部附属病院卒後臨床研修センターの専門研修部門に対し行う。また、総合診療専門医の養成確保のため、大学と県立病院の連携と役割分担による効果的な研修体制の構築に向けた支援を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	新専門医養成プログラムの策定を支援する専門研修部門の設置 1 件	
アウトプット指標（達成値）	新専門医養成プログラムの策定を支援する専門研修部門の設置 1 件	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 県内の専門研修プログラムで研修を開始した医師数 37 人（H30 年度）→ 57 人（R6 年度）	
	（1）事業の有効性 島根大学医学部附属病院を基幹施設として、県内の病院群で構成する研修プログラムを作成し、県内病院でローテートして勤務できるような仕組みを構築することで、医師不足、地域偏在の解消に寄与した。 一方で、令和 6 年度に県内の専門研修プログラムで研修	

	を開始した医師数は 57 人であり、令和 5 年度に比べて 17 人増加し、県人口比 49 人を満たすことができたが、地域偏在や診療科偏在の課題に対応するためにも専攻医確保にかかる対策を引き続き行っていくことが必要である。 したがって、複数の専門研修プログラムを持つ島根大学医学部附属病院が中心となり、県内の基幹施設と連携しながら各プログラムの魅力化を図るとともに、県内だけでなく県外の医師からも選んでもらえるよう情報発信に力を入れ専攻医確保を図っていく。 (2) 事業の効率性 基幹施設である島根大学医学部附属病院に委託することにより、低コストで効率的に実施している。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 11】 地域勤務医師育成支援事業	【総事業費】 31,391 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	国立大学法人鳥取大学	
事業の期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療介護総合確保促進法に基づく県計画によって、医師確保対策を推進しているが、いまだ医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、継続的に対策を実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標： 鳥取大学から県内への派遣医師数の維持 (R4. 10 時点 169 人)	
事業の内容（当初計画）	鳥取大学医学部には、島根県の地域枠を 5 名設置しており、これら地域枠学生が、卒業後、島根県の地域医療に貢献できるよう、鳥取大学における医療技術の習得に資する環境整備、地域医療教育の充実に必要な経費を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	大学医学部における研修・教育環境の整備、地域医療教育の充実を図る 大学数 1 件	
アウトプット指標（達成値）	鳥取大学医学部における教育環境の整備、地域医療教育の充実を図った。 1 件	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 鳥取大学から県内への派遣医師数 174 人（H30. 10 時点）→ 153 人（R6. 4. 1 現在）	
	（1）事業の有効性 平成 30 年と比べて派遣医師数は減少したが、医師が不足している県西部地域へは一定程度の派遣医師数が継続されている状況であり、本事業により教育環境の整備、地域医療教育の充実の支援をすることで、地域医療を担う医師の育成に寄与している。 一方で、派遣医師数の減少は医療提供体制に影響を及ぼすことになるので、今後も、毎年地域枠学生は誕生することも踏まえ、鳥取大学との連携を強化し、島根県への派遣医師数の維持・増加を図っていく。	

	（２）事業の効率性 県内への一定数の医師派遣が期待できる鳥取大学における研修・教育環境の整備、地域医療教育の充実に資する経費に限定して支援をすることにより、効率的に実施している。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.12】 島根大学への寄附講座の設置	【総事業費】 34,057 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	国立大学法人島根大学	
事業の期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療介護総合確保促進法に基づく県計画によって、医師確保対策を推進しているが、いまだ医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、継続的に対策を実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。 アウトカム指標： ・しまね地域医療支援センター登録対象者のうち医師少数区域等で研修・勤務する医師数 R4年度 118人 → R5年度 135人 → R6年度 153人 ・病院・公立診療所の医師の充足率（医師多数区域を除く二次医療圏） R4年度 86.6% → R5年度 90.0% → R6年度 90.0%	
事業の内容(当初計画)	島根大学医学部地域枠入学者や奨学金貸与者等の地域医療に貢献する意志のある学生に対し、早期からの地域医療実習などによる学ぶ機会の確保、動機づけで学習意欲を向上させ、地域で求められる医師像やロールモデルとの出会いを促し、地域医療を担う医師を育成するため、島根大学医学部に地域医療支援学講座を設置する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	島根大学医学部内における地域医療支援学講座の開設 1件	
アウトプット指標 (達成値)	島根大学医学部内における地域医療支援学講座の開設 1件	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： ・しまね地域医療支援センターの登録者のうち、医師少数区域等で研修・勤務する医師数 R2年度 82人 → R5年度 144人 ・R6.10月に勤務医師実態調査を実施 （病院・公立診療所の医師の充足率 R6年度 85.1% うち全域が医師少数区域等の二次医療圏 R6年度 79.7%） （1）事業の有効性 学生が地域医療に興味を持ち、さらにモチベーションを向上させるため、地域医療について継続的な質の高い学びの場を確保す	

	る等の支援を実施。これらの取組により、しまね地域医療支援センターの登録者のうち県内で研修・勤務する医師は毎年 20～30 人程度増加し、医師少数区域等で研修・勤務する医師は R5 年度には 144 人となった。一方で、病院・公立診療所の医師の充足率は目標に届かなかったが、増加傾向にあることから、本事業は地域医療を担う医師の育成に寄与しているため、引き続き充足率の向上に向けて取り組む。 （２）事業の効率性 島根大学医学部に地域医療支援学講座を設置することにより、低コストかつ効率的に事業実施している。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 13】 医学生奨学金の貸与	【総事業費】 164,141 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県	
事業の期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療介護総合確保促進法に基づく県計画によって、医師確保対策を推進しているが、いまだ医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、継続的に対策を実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。 アウトカム指標： ・病院・公立診療所の医師の充足率（医師多数区域を除く二次医療圏） R4 年度 86.6% → R5 年度 90.0%→ R6 年度 90.0%	
事業の内容（当初計画）	将来医師として県内の地域医療に携わる意志のある大学生、大学院生に対して奨学金を貸与する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	奨学金貸与者の継続的確保 32 人／年 このうち、地域医療の確保の観点に基づく医学部定員の臨時増員を対象とした奨学金 (1)島根大学医学部医学科 12 人／年 (2)鳥取大学医学部医学科 5 人／年	
アウトプット指標（達成値）	奨学金貸与者の継続的確保 27 人／年 このうち、地域医療の確保の観点に基づく医学部定員の臨時増員を対象とした奨学金 (1)島根大学医学部医学科 12 人／年 (2)鳥取大学医学部医学科 5 人／年	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： R6. 10 月に勤務医師実態調査を実施 （病院・公立診療所の医師の充足率 R6 年度 85.1% うち全域が医師少数区域等の二次医療圏 R6 年度 79.7%） （1）事業の有効性 本事業の実績としては、近年、受験者数の低下等により入学者・貸与者が定員を満たしていないが、今後、中・高校生に対しての医師を目指すきっかけ作りや奨学金制度の周知を強化するなど医療人材確保につながる取り組みを行う。 本事業の効果としては、病院・公立診療所の医師の充足率は	

	向上したため、県内で勤務する医師の確保、とりわけ地域の医療機関に勤務する医師数の増加に寄与した。 一方で、専門研修期間においては大学や中核病院のある医師多数区域で勤務する傾向があり、地域偏在解消に至っていないため、しまね地域医療支援センターと連携し医師少数区域でのキャリア形成支援に取り組む。 （２）事業の効率性 適切な貸与額、返還免除条件を設定することにより、コストの低下を図っている。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 14】 研修医研修支援資金の貸与	【総事業費】 0 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県	
事業の期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療介護総合確保促進法に基づく県計画によって、医師確保対策を推進しているが、いまだ医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、継続的に対策を実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標： 産婦人科における医師の充足率維持（R4 年度 85.7%）	
事業の内容（当初計画）	県内で産婦人科等の専門医取得を目指す臨床研修医や専門医養成プログラムにより研修を行う後期研修医に対して研修支援資金を貸与する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	研修支援資金貸与者の継続的確保 4 人／年	
アウトプット指標（達成値）	令和 5 年度事業は過年度計画により実施している。（過年度分事後評価参照）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 過年度計画により実施したため令和 5 年度計画分は執行していない。	
	（１）事業の有効性 令和 5 年度計画分は執行していない。 （２）事業の効率性 令和 5 年度計画分は執行していない。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 15】 地域医療支援センター運営事業	【総事業費】 43,703 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県	
事業の期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療介護総合確保促進法に基づく県計画によって、医師確保対策を推進しているが、いまだ医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、継続的に対策を実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。 アウトカム指標： ・病院・公立診療所の医師の充足率（医師多数区域を除く二次医療圏） R4 年度 86.6% → R5 年度 90.0%→ R6 年度 90.0%	
事業の内容（当初計画）	・若手医師のキャリア形成支援、充実した研修体制の推進等を行い、医師の県内定着を図ることにより、本県の地域医療の確保を実現する。 ・医師の確保・定着のためには、働きやすい職場環境づくりが必要であるため、関係機関・団体等と連携し、県内女性医師等の復職支援等を行う相談窓口（えんネット）を設置運営する。 （委託先：一般社団法人しまね地域医療支援センター）	
アウトプット指標（当初の目標値）	・キャリア形成プログラムの作成数 241 人分 ・地域卒卒業医師数に対するキャリア形成プログラム参加医師数の割合 100% ・相談窓口における相談件数 50 件	
アウトプット指標（達成値）	・キャリア形成プログラムの作成数 249 人分 ・地域卒卒業医師数に対するキャリア形成プログラム参加医師数の割合 100% ・相談窓口における相談件数 21 件	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： R6. 10 月に勤務医師実態調査を実施 （病院・公立診療所の医師の充足率 R6 年度 85.1% うち全域が医師少数区域等の二次医療圏 R6 年度 79.7%）	

	（１）事業の有効性 本事業の効果としては、支援センター登録医師の県内勤務医師数は着実に増加傾向にあるなど、取組の成果が現れつつある。また、病院・公立診療所の医師の充足率も向上しており、本事業は医師の確保に効果があった。 女性医師の復職支援相談窓口については、当初予定した相談件数に満たなかったが、引き続き窓口の周知等に取り組む。 （２）事業の効率性 研修病院合同説明会等の事業は、県全体として取り組むことにより、個々の病院が単独で取り組む場合と比較して、低コストで効率的かつ効果的に実施している。 また、地域医療支援学講座（寄附講座）と同じ建物（島根大学医学部）に設置し、密に連携することで卒前から切れ目のない支援を実施している。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 16】 地域勤務医師応援事業	【総事業費】 11,537 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	過疎地域、離島に所在する病院及びへき地診療所	
事業の期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療介護総合確保促進法に基づく県計画によって、医師確保対策を推進しているが、いまだ医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医師確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標： ・病院・公立診療所の医師の充足率（医師多数区域を除く二次医療圏） R4 年度 86.6% → R5 年度 90.0% → R6 年度 90.0%	
事業の内容（当初計画）	過疎地域、離島における医療機関の医師確保対策を支援するため、非常勤医師の応援を受け、その医師の応援を受けるために交通費等を支出した医療機関に対し、その経費の一部を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	他の医療機関から非常勤医師の応援を受けることにより医師の負担軽減を図る医療機関の数 25 病院	
アウトプット指標（達成値）	他の医療機関から非常勤医師の応援を受けることにより医師の負担軽減を図る医療機関の数 25 病院	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： R6. 10月に勤務医師実態調査を実施 (病院・公立診療所の医師充足率 R6 年度 85.1%)	
	（1）事業の有効性 過疎地域、離島における医療機関が、非常勤医師に対し交通費等を支出することにより、非常勤医師の採用を促進することができた。 （2）事業の効率性 特に医師が不足している過疎地域、離島における医療機関に限定して支援することで、効率的な実施ができた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 17】 医師確保計画推進事業	【総事業費】 0 千円
事業の対象となる区域	医師少数区域及び医師少数スポット	
事業の実施主体	県内医療機関等	
事業の期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療介護総合確保促進法に基づく県計画によって、医師確保対策を推進しているが、いまだ医師の不足や地域偏在など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、継続的に対策を実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標：病院の看護師の充足率 ・しまね地域医療支援センター登録対象者のうち医師少数区域等で研修・勤務する医師数 R4 年度 118 人→ R5 年度 135 人→ R6 年度 153 人 ・病院・公立診療所の医師の充足率（医師多数区域を除く二次医療圏） R4 年度 86.6% → R5 年度 90.0%→ R6 年度 90.0%	
事業の内容（当初計画）	医師確保計画の推進のため、県内医療機関等が実施する以下の取組を県が支援する。 (1)圏域の医療機関や自治体等と連携して実施する医師招聘事業 (2)県内の医師多数区域又は県外から新規に常勤・非常勤雇用する医師を対象とし、1 年以上勤務することを返還免除の条件とする資金貸与制度を設け、当該制度に基づき事業を行った際にかかる経費 (3)県内の医師少数区域又は医師少数スポットに所在する病院、へき地診療所へ医師の派遣を行うことで生じる逸失利益 (4)医師を確保するために実施する研修環境整備事業	
アウトプット指標（当初の目標値）	県内医療機関等が連携して取り組む医師招聘事業等 10 件	
アウトプット指標（達成値）	令和 5 年度事業は過年度計画により実施している。（過年度分事後評価参照）	

事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 過年度計画により実施したため令和 5 年度計画分は執行していない。
	（１）事業の有効性 令和 5 年度計画分は執行していない。 （２）事業の効率性 令和 5 年度計画分は執行していない。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 18】 医師派遣等推進事業、周産期医療体制構築事業、子ども医療電話相談事業等	【総事業費】 19,236 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県、県内医療機関、県内産科医療機関	
事業の期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成25年度までの国庫補助事業により行ってきた特定診療科に対する支援や医師の確保対策によっても、特定診療科の医療提供体制は厳しい状況が続いており、継続的な対策を行い、特定診療科の体制維持・充実を図る必要がある。 アウトカム指標： ・産科・産婦人科の病院勤務医師数の維持（R4年度55人） ・分娩1000件当たりの産科・産婦人科の病院勤務医師数の維持（R4年度18.2人） ・小児（二次・三次）救急対応病院数の維持（R3年度19病院→R4年度19病院）	
事業の内容（当初計画）	1. 医師派遣等推進事業 地域の医療機関に勤務する医師の確保に向けて、出張やWebでの面談、地域医療視察ツアーを実施することにより、医師確保が困難な地域における医療の提供を図る。 2. 周産期医療体制構築事業 ・産科医等の処遇改善を図るため、分娩の取扱に従事する医師等に分娩手当等を支給する医療機関に対して財政支援を行う。 ・将来の産科医療を担う医師の育成・確保を図るため、臨床研修修了後の専門的な研修において産科を選択する医師に研修手当等を支給する医療機関に対して財政的支援を行う。 ・過酷な勤務状況にある新生児医療担当医（新生児科医）の処遇を改善するため、出産後NICUに入室する新生児を担当する医師に手当を支給する医療機関に対して財政支援を行う。 3. 小児救急医療医師研修 地域の小児救急医療体制の補強及び質の向上を図るため、	

	地域の小児科医師、内科医師等を対象として小児救急医療に関する研修等を実施する。 4. 子ども医療電話相談事業 高次医療機関小児科への患者集中を緩和し、勤務医の負担を軽減するとともに、安心な子育てをサポートするため、民間事業者を活用し、急病時の対応について医師等が助言する電話相談事業を実施する。
アウトプット指標（当初の目標値）	・出張面談や視察を通じた医師の招へい 10 名 ・分娩手当を支給する産科医療機関数 15 施設 ・分娩手当支給者数 80 人 ・子ども医療電話相談の相談件数 5,600 件 ・小児救急医療医師研修の開催 2 回
アウトプット指標（達成値）	・出張面談や視察を通じた医師の招へい 10 名 ・分娩手当を支給する産科医療機関数 13 施設 ・分娩手当支給者数 74 人 ・小児救急電話相談の相談件数 7,513 件 ・小児救急医療医師研修の開催 0 回
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： ・計画策定時と比較し、病院勤務医師数は減少しているが、分娩 1000 件当たりの病院勤務医師数は増加しており、病院勤務医の状況は概ね維持できていると評価できる。 産科・産婦人科の病院勤務医師数 H28 年度 50 人 → R5 年度 45 人 分娩 1000 件当たりの産科・産婦人科の病院勤務医師数 H28 年度 13.9 人 → R5 年度 17.8 人 ・小児（二次・三次）救急対応病院数 H30 年度 18 病院 → R5 年度 11 病院
	（１）事業の有効性 ○医師派遣等推進事業 喫緊の求職者が少なかったことから医師の招へい数について、目標値には到達しなかったが、オンライン面談、地域医療視察ツアーの実施により、県内の医療機関について、医師の理解の促進につながった。 ○周産期医療体制構築事業 分娩の取扱いに従事する医師等に分娩手当等を支給する医療機関に対して財政支援を行うことにより、産科医等の処遇改善が図られた。 また、臨床研修修了後の専門的な研修において産科を選

	択する医師に対し、研修手当等を支給する医療機関に対して財政的支援を行うことにより、将来の産科医療を担う医師の育成・確保が図られる。 加えて、出産後NICUに入室する新生児を担当する医師に対し手当を支給する医療機関に対して財政支援を行うことにより、過酷な勤務状況にある新生児医療担当医（新生児科医）の処遇の改善が図られた。 ○小児救急医療医師研修 令和5年度の開催実績はないが、地域の小児救急医療体制の維持及び質の向上を図るため、継続して実施する必要がある。 ○子ども医療電話相談事業 高次医療機関小児科への患者集中を緩和し、勤務医の負担を軽減するとともに、安心な子育てをサポートする体制を維持することができた。 （２）事業の効率性 ○医師派遣等推進事業 医師が赴任を考えるにあたり、交通費を心配することなく医療機関や住環境等の見学を行うことができ、医師の希望する医療機関との効率的なマッチングにつながった。 ○小児救急医療医師研修 圏域単位で実施することで、参加者の旅費等が軽減され、経済的な執行ができる。 ○子ども医療電話相談事業 電話による相談という簡易な手段により、多くの相談を経済的に執行することができた。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 19】 看護職員の確保定着事業	【総事業費】 6,963 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県、県看護協会、県内に所在する医療機関	
事業の期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	ワークライフバランスの推進などを背景に看護職員が不足しており、地域の医療提供体制は厳しい状況が続いていることから、看護職員確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標： 病院の看護師の充足率 R4 年度 97.2% → R5 年度 97.6% → R6 年度 98.0%	
事業の内容（当初計画）	各医療機関の看護体制において中心的な役割を果たす中堅看護職員のモチベーション向上や資質向上を図るため、認定看護師教育課程の開講や専門性の高い研修等の受講関係経費の支援を行う。 また、各病院での看護職全体の資質向上や新人看護職員の育成、看護職員自身が安心して働ける職場環境づくりを推進するための支援を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・研修に参加する病院の数 20 病院 ・ナースセンターの運営 1 カ所	
アウトプット指標（達成値）	・研修に参加した病院の数 30 病院 ・ナースセンターの運営 1 カ所	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： R6. 10月に看護職員実態調査を実施。 (病院の看護師の充足率 R6 年度 95.7%)	
	(1) 事業の有効性 看護師の充足率は横ばいだが、新人看護職員に対する研修や中堅看護職員に対するキャリアアップのための研修等を講ずることにより、看護職員の意欲向上やメンタル面での支援が可能となり、病院への定着、離職防止に繋げることができ、看護師の確保・定着に一定の効果があった。(R4 県内病院における看護職員の離職率 8.2%。R4 全国平均 11.8%)	

	（２）事業の効率性 単独での研修開催が難しい中小病院に対して、新人職員向けの合同研修を行い、研修を集約化すること等で参加者や研修指導者の負担軽減を図り、効率的・経済的な研修実施等を行うことでコストの低下を図っている。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 20】 院内保育所運営事業	【総事業費】 0 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内に所在する病院	
事業の期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療従事者の勤務環境改善に向けた取組を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。 アウトカム指標： ・病院・公立診療所の医師の充足率（医師多数区域を除く二次医療圏） R4 年度 86.6% → R5 年度 90.0%→ R6 年度 90.0% ・病院の看護師の充足率 R4 年度 97.2% →R5 年度 97.6%→ R6 年度 98.0%	
事業の内容（当初計画）	医療従事者の離職防止及び再就業を促進することで、良質な医療提供体制の確保を図るため、県内の病院及び診療所に勤務する職員のために保育施設を運営する事業について財政支援を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	院内保育所の運営費支援 8 カ所	
アウトプット指標（達成値）	令和 5 年度事業は過年度計画により実施している。（過年度分事後評価参照）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 過年度計画により実施したため令和 5 年度計画分は執行していない。 （1）事業の有効性 令和 5 年度計画分は執行していない。 （2）事業の効率性 令和 5 年度計画分は執行していない。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.21】 看護師等養成所の運営・整備、看護教員継続研修、実習指導者養成講習会	【総事業費】 78,470 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内看護師等養成所	
事業の期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	看護教員の資質向上、看護師等養成所の運営等の支援を通じ、看護師等養成所の魅力向上を図り、県内進学促進、県内就業につなげることで、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標： 病院の看護師の充足率 R4 年度 97.2% → R5 年度 97.6% → R6 年度 98.0%	
事業の内容（当初計画）	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づき指定を受けた島根県内の保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校又は養成所に対してその運営、施設整備及び教員の資質向上に要する経費を支援する。	
アウトプット指標（当初目標値）	・ 看護師等養成所の運営費等の支援 5カ所 ・ 看護教員継続研修の開催 2回 ・ 実習指導者養成講習会の開催 1回	
アウトプット指標（達成値）	・ 看護師等養成所の運営費等の支援 5カ所 ・ 看護教員継続研修の開催 2回 ・ 実習指導者養成講習会の開催 1回	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： R6.10月に看護職員実態調査を実施。 （病院の看護師の充足率 R6 年度 95.7%） （1）事業の有効性 看護師等養成所の専任教員の養成及び人件費等の運営費を支援することにより、看護教育の充実を図ることができ、新卒採用者数の維持など看護師の確保に一定の効果があった。 しかし、看護師の充足率に関しては、病床数削減に伴う必要数の減などがあった一方で、病床削減計画に沿った採用減	

	を進めている病院があったこと、産休育休・中途退職者の増加に対し代替職員の確保が十分にできなかったことなどの影響により現員数が減少したため、上昇には至らなかった。 県内進学の促進、県内就業による看護職員の確保を図るため、引き続き看護師等養成所の支援を行う必要がある。 （２）事業の効率性 旧国庫補助事業と同様の補助要件とすることで、コストの低下を図っている。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.22】 医療従事者の確保に関する支援事業 医療従事者研修環境整備事業	【総事業費】 0 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療介護総合確保促進法に基づく県計画によって、医師確保対策を推進しているが、いまだ医師・看護師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医療従事者確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標： ・病院・公立診療所の医師の充足率（医師多数区域を除く二次医療圏） R4 年度 86.6% → R5 年度 90.0%→ R6 年度 90.0% ・病院の看護師の充足率 R4 年度 97.2% →R5 年度 97.6%→ R6 年度 98.0%	
事業の内容（当初計画）	・県内の医療従事者を確保するため、各病院が独自に取り組む医療従事者確保のための勧誘活動に要する経費を県が補助する。 ・県内の病院及び郡市医師会が、地域医療構想に基づき、二次医療圏域内において必要となる医療従事者の確保のための勧誘活動に要する経費を県が補助する。 ・二次医療圏ごとに、医療技術及び提供医療の質の向上を図るため、圏域内の医療従事者を対象とした研修を病院が実施する場合、研修実施に要する経費を県が補助する。（原則として二次医療圏で1病院を対象とする。）	
アウトプット指標（当初目標値）	・独自に医療従事者の確保に取り組む病院の数 16 病院 ・各医療圏域での研修開催 4 回	
アウトプット指標（達成値）	令和5年度事業は過年度計画により実施している。（過年度分事後評価参照）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 過年度計画により実施したため令和5年度計画分は執行していない。	

	(1) 事業の有効性 令和5年度計画分は執行していない。 (2) 事業の効率性 令和5年度計画分は執行していない。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.23】 地域医療教育推進事業	【総事業費】 0 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内市町村	
事業の期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療介護総合確保促進法に基づく県計画によって、医師確保対策を推進しているが、いまだ医師・看護師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医療従事者確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標： 県内からの医学科進学者数 R4 年度 36 人 → R5 年度 50 人	
事業の内容（当初計画）	継続的かつ安定的な医療提供体制の確保を図るため次の取組を実施する。 ・小中学校がふるさと教育として「地域医療」をテーマとした授業等を実施するために必要な経費を県が補助。 ・中・高校生を対象とした地域医療現場体験事業（院内見学や医師・医学生等との意見交換など）の実施。	
アウトプット指標（当初目標値）	・ふるさと教育（地域医療）に取り組む小中学校数 135 校 ・体験事業実施数 6 回	
アウトプット指標（達成値）	令和5年度事業は過年度計画により実施している。（過年度分事後評価参照）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 過年度計画により実施したため令和5年度計画分は執行していない。	
	（1）事業の有効性 令和5年度計画分は執行していない。 （2）事業の効率性 令和5年度計画分は執行していない。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.24】 歯科医療従事者人材確保対策事業	【総事業費】 785 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県、県歯科医師会、県歯科衛生士会	
事業の期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	歯科衛生士の数が全県的に不足しているため、歯科衛生士の確保・離職防止を図り、適切な歯科医療提供体制を確保する必要がある。	
	アウトカム指標： 歯科衛生士が勤務する歯科診療所数の維持 (H30.12時点 216カ所 ⇒ R5年 216箇所)	
事業の内容（当初計画）	歯科衛生士等の確保や専門性の向上に係る啓発や研修会、歯科技工士養成校の学生との交流・意見交換会などを開催する。	
アウトプット指標（当初目標値）	上記研修会の開催 2回	
アウトプット指標（達成値）	・歯科衛生士、歯科技工士を雇用する立場である歯科医院管理者（歯科医師）を対象とした研修を開催（R5年度1回） ・歯科衛生士（現職・復職希望者）等を対象としたセミナーの開催（R5年度1回） ・高校生までを対象とした職業紹介の実施 R5年度 5回 ・歯科衛生士・歯科技工士養成校の学生との交流参加者 R5年度6名（うち県内就職者3名） ・島根県歯科衛生士人材確保協議会の開催 R5年度 1回	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 歯科衛生士が勤務する歯科診療所 216か所(H30.12) 参考：県内養成校卒業生における県内就職率 R1年度：63.9%（DH）→R2年度：41.0%（DH）→R3年度：70%（DH） →R4年度：80%（DH）→R5年度：73.6%（DH）	

	（１）事業の有効性 雇用主である歯科医師や歯科医院管理者へ対する研修を実施することで、勤務・復職しやすい体制づくり、環境づくりを図ることができた。 また、県内養成校卒業生の県内就職率は増加し、県内養成校学生との交流がきっかけとなり、県内就職にもつながっていることから、一定の効果が得られている。なお、「歯科衛生士が勤務する歯科診療所数」を把握していたデータ元の調査項目が変更となり、経年の評価を参考指標に代替し、「県内養成校卒業生における県内就職率」を用いている。 （２）事業の効率性 島根県歯科医師会へ委託することで、管理者としても離職防止等を考えてもらうことができる。また、島根県歯科衛生士会へ委託することで、復職希望者の把握が可能となり、歯科医院へ勤務している歯科衛生士に対しても広く働きかけることができる。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.25】 薬剤師確保対策事業	【総事業費】 1,317 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県、県薬剤師会	
事業の期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	人口あたりの薬剤師数が少なく、薬剤師不足が深刻であることから、薬剤師の確保対策を行い、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標： 県内病院における薬剤師の充足率 R4年度：87.9% → R5年度：88.4%	
事業の内容（当初計画）	高校生とその保護者、教員を対象としたセミナーを実施し、薬科大学への進学を後押しする。 また、本県からの進学者が多い中国四国地方を中心に薬科大学を訪問するなどし、薬剤師の県内就業を促進する。	
アウトプット指標（当初目標値）	セミナーへの参加者数 100 名	
アウトプット指標（達成値）	新型コロナウイルス感染症の影響により、高校生セミナーについては、オンラインにより開催し、52名の参加があった。 また、薬科大学の訪問についても、1大学に訪問した。	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 県内病院における薬剤師の充足率 H30年度：81.0% → R1年度：84.1% → R2年度：85.3% → R3年度：87.7% → R4年度：87.9% → R5年度：83.9% （1）事業の有効性 本県から薬科大学へ進学を希望している者を後押しし、将来、本県で働く薬剤師のタマゴを育成する。また、各薬科大学に対して本県の薬剤師が不足している状況を訴え、本県での就職を働きかけてもらうことにより、本県での就職を考える薬剤師が増加することが期待できる。 しかし、R5年度は県内病院における薬剤師の充足率は	

	上昇しなかったため、R 6 年度は、本県に地域枠を設ける薬科大学への見学旅費助成事業や、薬学生・薬剤師のための病院薬剤師を対象とした就職説明会の開催など新たな事業を行うことで、本県から薬科大学の志望者数の増加や、本県の薬剤師が不足している病院への就職者数増加を図る。 (2) 事業の効率性 本県への就職の可能性が高い者へ限定して働きかけを行うことにより、コストの低下を図りながら効率的に実施している。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 資質の向上	
	(中項目) キャリアアップ研修の支援	
	(小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業	
事業名	【No. 1 (介護分)】 介護支援専門員資質向上研修等事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 9,486千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	要介護者等ができる限り住み慣れた地域で、最期まで尊厳をもって自分らしい自立した日常生活を送るため、適切なケアマネジメントを行うことが重要であり、その役割を担う介護支援専門員の資質向上を図る。	
アウトカム指標	アウトカム指標：各種介護支援専門員研修受講者数	
事業の内容	①介護支援専門員実務研修 研修対象者：介護支援専門員実務研修受講試験の合格者 ②介護支援専門員再研修 研修対象者：介護支援専門員証の有効期間が満了し、再度証交付を受けようとする者 ③介護支援専門員更新研修（実務未経験者） 研修対象者：介護支援専門員証が有効な5年間に実務経験がなく、有効期間が概ね2年以内に満了する介護支援専門員 ④介護支援専門員更新研修（実務経験者）兼専門研修課程Ⅱ 研修対象者：実務従事後3年以上の介護支援専門員 ⑤介護支援専門員更新研修（実務経験者）兼専門研修課程Ⅰ 研修対象者：実務従事後6ヶ月～3年未満の介護支援専門員 ⑥主任介護支援専門員研修 研修対象者：地域包括支援センターや特定事業所加算を取得している居宅介護支援事業所に配置され、介護支援専門員の指導や助言等を行う主任介護支援専門員 ⑦主任介護支援専門員更新研修 研修対象者：主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間が概ね2年以内に満了する主任介護支援専門員 ※②、③は同時開催	
アウトプット指標（当初の目標値）	①介護支援専門員実務研修 研修の受講者数：90人 ②介護支援専門員再研修 研修の受講者数：80人 ③介護支援専門員更新研修（実務未経験者） 研修の受講者数：60人 ④介護支援専門員更新研修（実務従事経験者）兼専門研修課程Ⅱ 研修の受講者数：540人 ⑤介護支援専門員更新研修（実務経験者）兼専門研修課程Ⅰ 研修の受講者数：400人 ⑥主任介護支援専門員研修 研修の受講者数：150人 ⑦主任介護支援専門員更新研修 研修の受講者数：300人	
アウトプット指標（達成値）	①介護支援専門員実務研修 研修の受講者数：80人 ②介護支援専門員再研修 研修の受講者数：78人 ③介護支援専門員更新研修（実務未経験者） 研修の受講者数：70人 ④介護支援専門員更新研修（実務従事経験者）兼専門研修課程Ⅱ 研修の受講者数：223人 ⑤介護支援専門員更新研修（実務経験者）兼専門研修課程Ⅰ 研修の受講者数：62人 ⑥主任介護支援専門員研修 研修の受講者数：39人 ⑦主任介護支援専門員更新研修 研修の受講者数：87人	

事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 ①介護支援専門員実務研修 研修の受講者数：90人 ②介護支援専門員再研修 研修の受講者数：100人 ③介護支援専門員更新研修（実務未経験者） 研修の受講者数：60人 ④介護支援専門員更新研修（実務従事経験者）兼専門研修課程Ⅱ 研修の受講者数：450人 ⑤介護支援専門員更新研修（実務経験者）兼専門研修課程Ⅰ 研修の受講者数：250人 ⑥主任介護支援専門員研修 研修の受講者数：15人 ⑦主任介護支援専門員更新研修 研修の受講者数：250人
	（１）事業の有効性 介護支援専門員に対して、多様な生活状況等に応じて、多職種協働を図りながらケアマネジメントを実践できるよう、専門知識及び技能の修得を図り、介護支援専門員の資質向上へとつながってきている。 （２）事業の効率性 研修事業を島根県福祉人材センターに委託することで、効率的に事業を実施することができた。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 資質の向上	
	(中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成	
	(小項目) 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業	
事業名	【No. 2 (介護分)】 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 808千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	認知症の人及びMC Iの人が、容態に応じた適時・適切な医療・介護が受けられる体制の構築を図る。	
アウトカム指標	アウトカム指標：認知症ケアパスを作成・活用する市町村数 19市町村	
事業の内容	別紙のとおり	
アウトプット指標（当初の目標値）	別紙のとおり	
アウトプット指標（達成値）	1 介護従事者向け認知症研修事業 (1) 認知症対応型サービス事業管理者研修修了者 41人 (2) 認知症対応型サービス事業開設者研修修了者 11人 (3) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修修了者 22人 (4) 認知症介護基礎研修修了者 975人 2 認知症サポート医養成研修 認知症サポート医の養成数 17名 3 認知症サポート医フォローアップ研修事業 研修参加認知症サポート医 名中 95名 4 かかりつけ医等認知症対応力研修修了者 0人 5 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業 研修参加者数 38人 6 認知症初期集中支援チーム員育成のための研修 初期集中支援チーム設置市町村数19か所 7 看護師の認知症対応力向上研修修了者 75人 8 認知症介護指導者フォローアップ研修修了者 1人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 認知症ケアパスを作成・活用する市町村数 18市町村	
	（1）事業の有効性 ○介護従事者研修受講生が増加し、施設における認知症ケアの向上が図られた。 ○「認知症初期集中支援チーム員」「認知症地域支援推進員」の研修受講により、市町村で配置に向けた取り組みが進んだ。（早期発見・早期対応の取組が進んだ） ○認知症サポート医が増加し、認知症の診療体制の整備が図られた。 ○医療従事者の研修により、医療現場での認知症対応力向上が図られた。 （2）事業の効率性 ○介護従事者研修会を福祉人材センターに委託することで、効率的に実施できた。 ○認知症初期集中支援チーム員研修、認知症地域支援員研修、認知症サポート医養成研修を国が認めた研修センターに委託して実施することで効果的、効率的に実施できた。 ○認知症対応力向上研修を認知症疾患医療センター、看護協会と連携して実施することで、効果的、効率的に実施できた。	
その他		

(別紙)

事業の内容

- 1 介護従事者向け認知症研修事業
介護サービス事業所等の管理者等に対して、認知症ケアに必要な知識や技術などを修得させ、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図る。
- 2 認知症サポート医養成研修
国立長寿医療研究センターに委託して、かかりつけ医等への助言や地域連携その推進役になる認知症サポート医を養成する。
- 3 認知症サポート医フォローアップ研修事業
認知症サポート医に対して認知症の診断・治療・ケア等に関する研修、症例検討、グループ討議等を実施し、地域における認知症の人への支援体制の充実・強化を図るとともに、地域における認知症サポート医同士の連携強化を図る。
- 4 かかりつけ医等認知症対応力研修
かかりつけ医に対し、適切な認知症診療の知識・技術や認知症の人とその家族を支える知識と方法を習得するための研修を実施し、認知症の初期からの支援体制の構築を図る。
また、歯科医師、薬剤師に対しても、医療と介護の連携の重要性等を習得するための研修を実施し、認知症の支援体制構築の担い手づくりを図る。
- 5 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業
病院勤務の医師、看護師等の医療従事者に対し、認知症の人や家族を支えるために必要な基本知識や、医療と介護の連携の重要性、認知症ケアの原則等の知識について習得するための研修を実施し、病院での認知症の人の手術や処置等の適切な実施の確保を図る。
- 6 認知症初期集中支援チーム員育成のための研修
認知症初期集中支援チームの構成員要件となる研修を、国立長寿医療研究センターに委託して実施する。
- 7 看護師の認知症対応力向上研修
看護師に対して、適切な認知症診療の知識・技術や認知症の人本人とその家族を支える知識と方法を習得するための研修を実施し、認知症の初期からの支援体制の構築を図る。
- 8 認知症介護指導者フォローアップ研修
認知症介護実践者研修を企画・立案し、研修を実施する指導者に対し、最新の専門知識や技術を習得するための研修を認知症介護研究・研修センターに委託して実施する。

アウトプット指標

- 1 介護従事者向け認知症研修事業
 - (1) 認知症対応型サービス事業管理者研修修了者 48人
 - (2) 認知症対応型サービス事業開設者研修修了者 24人
 - (3) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修修了者 24人
 - (4) 認知症介護基礎研修修了者 135人
- 2 認知症サポート医養成研修 認知症サポート医の養成数 18名
- 3 認知症サポート医フォローアップ研修事業 研修参加認知症サポート医 100名中35名
- 4 かかりつけ医等認知症対応力研修修了者 70人
- 5 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業 研修参加者数 70人
- 6 認知症初期集中支援チーム員育成のための研修 初期集中支援チーム設置市町村数19か所
- 7 看護師の認知症対応力向上研修修了者 60人
- 8 認知症介護指導者フォローアップ研修修了者 1人

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 資質の向上 (中項目) 地域包括ケア構築ための広域的人材養成 (小項目) 権利擁護人材育成事業	
事業名	【No. 3 (介護分)】 権利擁護人材育成事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 8,287千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	松江市、出雲市、大田市、浜田市、益田市、江津市、邑南町の区域	
事業の実施主体	市町村（松江市、出雲市、大田市、浜田市、益田市、江津市、邑南町）	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進行に伴い増加の見込まれる、親族等による成年後見の困難な人々(例：認知症高齢者等)への、成年後見人材の確保。	
アウトカム指標	アウトカム指標：市民後見人名簿登録者数の増加	
事業の内容	・ 市民後見人養成研修の実施 ・ 権利擁護人材（市民後見人、法人後見支援員等）の活動を継続的に支援するための体制の構築 ・ 市民後見人の活動マニュアル（仮称）等の作成 ・ 認知症高齢者等の権利擁護に関する相談業務の充実	
アウトプット指標（当初の目標値）	・ 市民後見人養成研修の受講者数:100人	
アウトプット指標（達成値）	・ 市民後見人養成研修の受講者数:135人、フォローアップ等158人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 ・ 市民後見人名簿新規登録者:47人	
	（１）事業の有効性 新規の研修受講者だけでなく過去の研修受講者向けのフォローアップ・スキルアップを目的とした研修や、研修修了者が高齢者の権利擁護のために活動する上で必要とされる支援体制の整備も実施されており、権利擁護人材の確保・育成を図る上で有効な事業内容となっている。	
その他	（２）事業の効率性 実施主体である市町村においては、日常生活自立支援事業や法人後見事業で権利擁護に係るノウハウを有する市社会福祉協議会に委託することにより、切れ目のない権利擁護の支援体制構築に向け効率的な研修会を実施することができた。	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 労働環境・処遇の改善	
	(中項目) 外国人介護人材受入れ環境整備	
	(小項目) 外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業	
事業名	【No. 4 (介護分)】 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 421千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	・福祉・介護職場における人材不足の解消は、喫緊の課題であり、2025年までの高齢化の進行と人材需給バランスを見据えた介護人材確保対策の強化が必要となっている。 ・今後、増加が見込まれる外国人介護人材の受入を検討するにあたり、介護施設等においてコミュニケーションや文化・風習への配慮等への不安や、外国人介護人材に学習支援や生活支援できる体制が十分でないという実態がある。 ・こうした実態を踏まえ、介護施設等の不安を和らげるとともに、外国人介護人材が円滑に就労・定着できる環境を整備する必要がある。	
	アウトカム指標：2025年度における介護職員需給ギャップ（461人）の緩和	
事業の内容	・就労中の外国人介護福祉士候補者の日本語学習、介護分野の専門知識の学習及び学習環境の整備に要する経費、喀痰吸引等研修の受講に要する経費、外国人介護福祉士候補者の研修を担当する者の活動に要する経費の助成	
アウトプット指標（当初の目標値）	外国人介護人材受入施設数 2施設	
アウトプット指標（達成値）	外国人介護人材受入施設数 2施設	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標	
	外国人介護人材受入施設数 2施設	
	（１）事業の有効性 外国人介護福祉士候補者が介護現場で働くにあたり、介護職としての技能や利用者等とのコミュニケーション能力等の習得は重要である。受入施設が行う外国人介護福祉士候補者の日本語学習等を支援することで、技能やコミュニケーション能力等の習得を後押しすることができる。	
備考（注３）	（２）事業の効率性 外国人介護福祉士候補者を受け入れている事業所については、全て補助金の交付を行い、日本語学習等を支援している。	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 労働環境・処遇の改善 (中項目) 緊急時介護人材等支援 (小項目) 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業	
事業名	【No. 18】 介護サービス継続支援事業（コロナ）	【総事業費】 56,630千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	介護サービスは、要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものであるため、新型コロナウイルスの感染等によりサービス提供に必要な職員が不足した場合でもサービスの継続が求められる。 アウトカム指標：介護サービス事業所・施設等による介護サービスの提供の継続	
事業の内容（当初計画）	新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援するとともに、平時から緊急時に備えた応援派遣体制を構築する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	緊急時に備えた応援体制の構築並びに緊急時における介護人材の確保及び職場環境の復旧・改善	
アウトプット指標（達成値）	緊急時に備えた応援体制の構築並びに緊急時における介護人材の確保及び職場環境の復旧・改善	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 緊急時に備えた応援体制の構築並びに緊急時における介護人材の確保及び職場環境の復旧・改善	
	(1) 事業の有効性 介護サービス事業所・施設等において、新型コロナウイルスへの感染防止対策を行うことにより、介護を必要とする高齢者やその家族の日常生活の維持に必要なサービスを提供する体制を確保することにつながる。 (2) 事業の効率性 介護サービス事業所・施設等における新型コロナウイルスへの感染防止対策を支援することにより、必要な介護人材の確保が可能となる。	
その他		

事業の区分	6. 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業	
事業名	【No.26】 地域医療勤務環境改善体制整備事業	【総事業費】 0 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内に所在する医療機関	
事業の期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	2024年4月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始に向け、医師の労働時間短縮を進める必要がある。	
	アウトカム指標： ・医師の労働時間が短縮された医療機関数 5施設	
事業の内容（当初計画）	医師の労働時間短縮に向けた取組を総合的に実施するために必要な費用を支援する。	
アウトプット指標（当初目標値）	対象となる施設数 5施設	
アウトプット指標（達成値）	令和5年度事業は過年度計画により実施している。（過年度分事後評価参照）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 過年度計画により実施したため令和5年度計画分は執行していない。	
	（1）事業の有効性 令和5年度計画分は執行していない。 （2）事業の効率性 令和5年度計画分は執行していない。	
その他		

令和 4 年度島根県計画に関する 事後評価

令和 7 年 1 月
島根県

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

☒ 行った

(実施状況)

- ・令和5年3月10日 令和4年度第3回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。
- ・令和6年3月9日 令和5年度第3回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。

☐ 行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

(2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

特になし

2. 目標の達成状況

令和4年度島根県計画に規定した目標を再掲し、令和5年度終了時における目標の達成状況について記載。

■島根県全体

1. 島根県の医療と介護の総合的な確保に関する目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業、病床の機能又は病床数の変更に関する事業

(計画なし)

② 居宅等における医療の提供に関する事業

構想区域内完結型の在宅医療提供体制が整備されるよう、従事者確保対策、在宅療養に関する理解促進、多職種連携の強化や条件不利地域における体制整備などに取り組む。

(数値目標)

- ・訪問診療を実施する診療所・病院数
270箇所（H27年度）→ 298箇所（R4年度）
- ・訪問診療を受けている患者数
5,769人（H27年度）→ 6,275人（R4年度）
- ・訪問看護ステーションにおける看護職員数（常勤換算）
R2.10時点 414.2人 → R3.10時点445.0人
- ・往診・訪問診療を行う歯科診療所数の維持
R3.1.1時点 33.4%→ R5.1.1時点 33.4%
- ・まめネット連携カルテの閲覧件数（月平均）
3,761件（R1年度）→ 4,000件（R4年度）

③ 介護施設等の整備に関する事業

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第8期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

(数値目標) ※数値目標は、第8期介護保険事業計画に基づくもの

(令和3年度→令和5年度)

- ・小規模な特別養護老人ホーム (1カ所)
- ・小規模な養護老人ホーム (1カ所)
- ・小規模な介護医療院 (1カ所)
- ・介護老人保健施設の大規模修繕・耐震化 (1カ所)

④ 医療従事者の確保に関する事業

医療介護総合確保促進法に基づく県計画によって、医師確保対策を推進しているが、いまだ医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、継続的に対策を実施し、地域における医療提供体制が整備されるよう、さらなる従事者確保対策、地域偏在是正対策や勤務環境改善に向けた取組などを行う。

また、県内における薬剤師・歯科衛生士の偏在により県西部、中山間地域において不足が深刻であることから、その他の職種においても必要な医療従事者の確保対策を行い、地域全体で多職種によるチーム医療を維持、拡大することを目標とする。

(数値目標)

- ・ 県内の専門研修プログラムで研修を開始する医師数
61人（R3年度）→ 28人（R4年度）
- ・ 鳥取大学から県内への派遣医師数の維持（R3.10時点 172人）
- ・ しまね地域医療支援センターへの登録者対象者のうち医師少数区域等で研修・勤務する医師数
R3年度 91人 → R4年度 99人 → R6年度 114人
- ・ 病院、公立診療所の医師の充足率（医師多数区域を除く二次医療圏）
R3年度 83.3% → R4年度 86.6% → R6年度 90.0%
- ・ 産科・産婦人科の病院勤務医師数の維持
R2年度55人 → R4年度55人
- ・ 分娩1000件当たりの産科・産婦人科の病院勤務医師数の維持
R2年度 18.2人 → R4年度 18.2人
- ・ 小児（二次・三次）救急対応病院数の維持
R3年度 19病院 → R4年度 19病院
- ・ 病院の看護師の充足率
97.2%（R4年度） → 98.0%（R6年度）
- ・ 県内からの医学科進学者数
35人（R3年度） → 50人（R4年度）
- ・ 歯科衛生士が勤務する歯科診療所数の維持（R3年 216箇所）
- ・ 県内病院における薬剤師の充足率
85.8%（R3年度） → 86.3%（R4年度）

⑤ 介護従事者の確保に関する事業

令和7年度（2025年度）における介護職員需給ギャップ（461人）の解消を目標とする。その際、介護人材の需給状況を調査の上、今後の施策展開をより効果的に進めるよう検討を進めるとともに、各種研修等を実施し、現任介護従事者に対するフォローアップ体制を充実させることで定着促進を図る。

(数値目標)

- ・ 令和7年度（2025年度）における介護職員需給ギャップ（461人）の解消

⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

2024年4月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始に向け、医師の労働時間短縮を進める必要がある。

(数値目標)

- ・医師の労働時間が短縮された医療機関数 3施設

2. 計画期間

令和4年度～令和8年度

□島根県全体（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標
(計画なし)

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・訪問診療を実施する診療所・病院数
270箇所（H27年度）→ 270箇所（R5年度）
※【目標値】270箇所（H27年度）→ 298箇所（R4年度）
- ・訪問診療を受けている患者数
5,769人（H27年度）→ 6,197人（R5年度）
※【目標値】5,769人（H27年度）→ 6,275人（R4年度）
- ・訪問看護ステーションにおける看護職員数（常勤換算）
R2.10時点 414.2人 → 460.2人（R5年度）
※【目標値】R2.10時点 414.2人 → R3.10時点445.0人
- ・往診・訪問診療を行う歯科診療所数の維持
R5.3時点 33.2%→ R6.3時点 33.2%
※【目標値】R3.1.1時点 33.4%→ R5.1.1時点 33.4%
- ・まめネット連携カルテの閲覧件数（月平均）
3,761件（R1年度）→ 5,263件（R5年度）
※【目標値】3,761件（R1年度）→ 4,000件（R4年度）

③ 介護施設等の整備に関する目標

R4計画事業執行なし

④ 医療従事者の確保に関する目標

- ・県内の専門研修プログラムで研修を開始する医師数
61人（R3年度）→ 57人（R6年度）
※【目標値】61人（R3年度）→ 28人（R4年度）

- ・鳥取大学から県内への派遣医師数の維持（R3.10時点 172人）
R3.10：172人→ R6.4.1：153人
- ・しまね地域医療支援センターへの登録対象者のうち医師少数区域等で研修・勤務する医師数
R3年度 91人 → R5年度 144人
※【目標値】R3年度 91人 → R4年度 99人→ R6年度 114人
- ・病院、公立診療所の医師の充足率（全域が医師少数区域等の二次医療圏）
R3年度 83.3% → R6年度 79.7%
※【目標値】R3年度 83.3% → R4年度 86.6%→ R6年度 90.0%
- ・産科・産婦人科の病院勤務医師数の維持
R2年度55人→ R5年度45人
※【目標値】R2年度55人→ R4年度55人
- ・分娩1000件当たりの産科・産婦人科の病院勤務医師数の維持
R2年度 18.2人→R5年度 17.8人
※【目標値】R2年度 18.2人→R4年度 18.2人
- ・小児（二次・三次）救急対応病院数の維持
R3年度 19病院→R5年度 11病院
※【目標値】R3年度 19病院→R4年度 19病院
- ・病院の看護師の充足率
95.9%（R3年度） → 95.7%（R6年度）
※【目標値】97.2%（R4年度） → 98.0%（R6年度）
- ・県内からの医学科進学者数
35人（R3年度） → 28人（R6年度）
※【目標値】35人（R3年度） → 50人（R4年度）
- ・歯科衛生士が勤務する歯科診療所数の維持（R3年 216箇所）
最新の統計データがないため下記の参考の指標で代替して評価した
（参考）県内養成校卒業生における県内就職率
R1年度：63.9%（DH）→ R5年度：73.6%（DH）
- ・県内病院における薬剤師の充足率
85.8%（R3年度）→ 83.9%（R5年度）
※【目標値】85.8%（R3年度）→ 86.3%（R4年度）

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

令和4年度介護職員数 17,077人

⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する目標

R4計画事業執行なし

2) 見解

(1) 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業 (計画なし)

(2) 在宅医療の推進に関する事業

①在宅医療の推進に関する事業

訪問診療に必要な設備整備等への支援、条件不利地域への訪問診療・訪問看護に対する市町を通じた支援等により、在宅医療提供体制のハード・ソフト両面の整備を図った。

後継者不足による閉院などの影響がある中でも、数値目標の達成に向け一定の成果を得ている。

②医療連携の強化・促進

「まめネット」の普及に向けた取組を支援したこと等により、連携カルテの閲覧件数はR5年度の月平均が5,263件、同意カード発行枚数はR5年度末には73,476枚となり順調に増加しているため、今後は、在宅医療に活用できる連携アプリケーションの整備を進めることにより、多職種連携の主要なツールとして「まめネット」の活用を積極的に図っていく。

(3) 介護施設等の整備に関する事業

R4 計画事業執行なし

(4) 医療従事者の確保

これまでの、地域医療支援センター運営事業や医学生奨学金の貸与等の医師確保の取組と、看護師の研修環境の整備、院内保育所の運営支援等による医療従事者の県内定着の取組により、数値目標の達成に向け一定の成果を得ている。

今後、さらに対策を進め、医療従事者の確保に積極的に取り組んでいく。

(5) 介護従事者の確保に関する事業

計画に掲載した事業は着実に実施した。取り組みの成果は今後の統計調査により把握する。

(6) 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

R4計画事業執行なし

3) 改善の方向性

- ・ 病床機能分化・連携、在宅医療の拡大に向け、地域医療構想調整会議等の場において地域の実情を踏まえた議論を活性化するための取り組みを実施していく。
- ・ 関係機関が協働して、在宅医療の普及に努めるとともに、在宅医療に携わる医療従事者の養成など提供体制の維持・強化に継続して取り組む。

4) 目標の継続状況

- ☒ 令和5年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和5年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況

令和4年度島根県計画に規定した事業について、令和5年度終了時における事業の実施状況について記載。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.1】 市町村計画に基づく在宅医療の推進事業	【総事業費】 12,000 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内市町村	
事業の期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上が必要。	
	アウトカム指標： ・訪問診療を実施する診療所・病院数 270 箇所（H27 年度）→ 298 箇所（R4 年度） ・訪問診療を受けている患者数 5,769 人（H27 年度）→ 6,275 人（R4 年度）	
事業の内容（当初計画）	在宅医療の推進のために以下の取組を行う市町村を支援する。 ・条件不利地域に訪問診療・訪問看護を行う医療機関や訪問看護ステーションの運営支援	
アウトプット指標（当初の目標値）	在宅医療の推進のために以下の取組を行う事業所及び市町村数 ・条件不利地域に訪問診療を行う医療機関 30 カ所 ・条件不利地域に訪問看護を行う訪問看護ステーション 35 カ所	
アウトプット指標（達成値）	・11 市町の 36 医療機関、47 訪問看護ステーションが条件不利地域への訪問診療・訪問看護に取り組み、市町を通じ支援を行った。	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： ・訪問診療を実施する医療機関数（診療所、病院数） 267 カ所（H29(2017)年度） → 270 カ所（R5(2023)年度）	

	・訪問診療を受けている患者数 5,847 人（H29(2017)年度） → 6,197 人（R5(2023)年度） ※市町村国民健康保険・後期高齢者医療広域連合による医療レセプトデータにより抽出 ・往診・訪問診療を行う医療機関の割合 27.6%（R7.1.1時点） （１）事業の有効性 後継者不在による閉院などの影響により、目標値は未達成であった。しかし、本事業の実施が訪問区域の拡大・維持に寄与し、訪問型医療・介護サービスの総合的な確保を図ることができた。また、在宅医療の普及拡大に対し住民の理解を得ることができた。 医療従事者の確保が困難である現状から、今後更に在宅医療の需要増に伴う従事者 1 人あたりの業務負担が増加する中、条件不利地域等は訪問にかかる移動時間が長く効率が悪いいため、在宅医療の提供体制の維持が課題となる。 本事業により条件不利地域へ訪問を行う事業者を支援することで在宅医療の提供体制の維持・向上が図られる。 （２）事業の効率性 市町村に対して補助を行うことにより、県が事業者に直接支援を行うのに対し、地域の実情に即した効率的な支援が可能となる。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO. 2】 訪問看護推進事業	【総事業費】 1,800 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県、訪問看護ステーション、病院	
事業の期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日 □継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上が必要。 アウトカム指標： 訪問看護ステーションにおける看護職員数（常勤換算） 令和2年10月時点 414.2人 → 令和3年10月 445.0人	
事業の内容（当初計画）	地域の実情に応じた訪問看護サービスの充実を図るため、有識者等による検討会を設置し、訪問看護の推進に向けた取組の検討を行うとともに、訪問看護師の確保、資質向上のための集合研修や、現場での実践的な研修により個々の知識や経験に応じた指導及び助言が受けられる機会を提供する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・訪問看護支援検討会の開催 2回 ・相互研修に参加する看護職員の数 30人 ・集合研修の開催 6回	
アウトプット指標（達成値）	・訪問看護支援検討会は新型コロナウイルス感染症の状況をふまえた開催としたため、令和2年度は1回、3年度は2回、4年度は1回の開催となったが、令和5年度は2回開催、訪問看護の推進に向けた取組、方向性について検討できた。 ・相互研修については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大のため病院・訪問看護ステーション相互の体制が整わず見合わせとなったが、令和3年度は13人、令和4年度は11人、令和5年度は訪問看護支援センターの研修機能により、36名の看護職員が参加した。 ・集合研修の開催 6回	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 訪問看護ステーションにおける訪問看護職員数（常勤換算） H29.3月 317人 → R1年度 412人 → R2年度 414人 → R3年度 437人 → R4年度 460.5人 → R5年度 460.2人	

	（１）事業の有効性 ・本事業により訪問看護ステーションにおける訪問看護職員数（常勤換算）は 317 人から 460.2 人となり、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上を図ることができた。 ・訪問看護支援検討会を 2 回開催し、訪問看護を取り巻く関係機関の代表者が多角的な視点で現状を分析・評価することで、訪問看護を推進する上での具体的な課題の整理と今後の方向性の検討ができた。 ・新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながらではあったが、相互研修に参加した看護職員は令和 3 年度は 13 人、令和 4 年度 11 名、令和 5 年度は 36 名と増加、訪問看護の現場を経験することで、個々の知識や経験に応じた実践的な指導及び助言が得られる機会を確保することができた。 （２）事業の効率性 類似の会議等の活用により、訪問看護支援検討会の開催回数を最小限とすることで、コストの低下を図りながら効率的に実施している。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO. 3】 在宅歯科医療連携室整備事業	【総事業費】 1,574 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県、県歯科医師会	
事業の期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれる中、在宅歯科の分野においても適切な医療を提供できるよう体制の維持を図る必要がある。	
	アウトカム指標： 往診・訪問診療を行う歯科診療所割合の維持 R3.1.1時点 33.4%→ R5.1.1時点 33.4%	
事業の内容（当初計画）	在宅歯科医療の適切な提供を維持するため、県歯科医師会に在宅歯科医療連携室を設置し、在宅歯科医療希望者への歯科診療所の紹介や相談対応等を行う。また、在宅等への訪問診療の連携体制構築に向けた多職種との協議会を開催する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	在宅歯科医療連携室の運営 1カ所	
アウトプット指標（達成値）	- 在宅歯科医療連携室の運営 R5年度 1カ所 - 在宅歯科医療連携室相談件数 R5年度 29件	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 往診・訪問診療を行う歯科診療所割合 40.2% (H29.10) → 43.9% (R2.3) → 33.2% (R5.3) → 33.2% (R6.3)	
	（1）事業の有効性 往診・訪問診療を行う歯科診療所割合は減少しており、アウトカム指標が未達成となったが、直近2年は横ばいになった。本事業において在宅歯科医療における医科や介護等と連携する窓口の運営がされ、対応できる歯科医院を把握し、相談対応することにより、対象者への歯科医療の提供に一定の効果があった。また、会議が開催されることにより、地域における歯科医療の推進及び、多職種連携体制の整備を図ることにつながった。引き続き、在宅歯科医療における連携体制の構築と体制整備を図っていく。	

	（２）事業の効率性 島根県歯科医師会に委託することにより、相談者への歯科医療機関の紹介を円滑に行うことができる。さらに、往診・訪問診療を行う歯科診療所と連携をとることで、各地区における取組状況等の情報共有や、在宅歯科医療連携室の周知等の情報発信を効率的に行うことができる。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO. 4】 在宅歯科医療推進対策事業	【総事業費】 0 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県歯科医師会	
事業の期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれる中、在宅歯科の分野においても適切な医療を提供できるよう体制の維持を図る必要がある。	
	アウトカム指標： 往診・訪問診療を行う歯科診療所割合の維持 R3.1.1時点 33.4%→ R5.1.1時点 33.4%	
事業の内容（当初計画）	在宅歯科医療の体制維持や関係者の資質向上を図るため、歯科専門職を中心として医療・福祉・介護職等の多職種の関係者に在宅歯科医療のために必要な知識や技術等の研修を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	歯科専門職等に対する研修会の開催 2回	
アウトプット指標（達成値）	令和5年度事業は過年度計画により実施している。（過年度分事後評価参照）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 過年度計画により実施したため令和4年度計画分は執行していない。	
	（1）事業の有効性 令和4年度計画分は執行していない。 （2）事業の効率性 令和4年度計画分は執行していない。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO. 5】 訪問診療等に必要な設備整備事業	【総事業費】 44,247 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内医療機関等	
事業の期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上が必要。 アウトカム指標： ・訪問診療を実施する診療所・病院数 270 箇所（H27 年度）→ 298 箇所（R4 年度） ・訪問診療を受けている患者数 5,769 人（H27 年度）→ 6,275 人（R4 年度）	
事業の内容（当初計画）	医師が行う訪問診療・往診に必要な車両や医療機器の整備、及び、関連する在宅療養支援病院・診療所、訪問薬局などが行う在宅における医療の提供に必要な機器や設備の整備に対して支援を行う。 また、現に在宅医療に従事する看護師等の技術向上を目的とした研修を大学の教育機関が実施するために必要な設備の整備に対して支援を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	在宅訪問診療の提供体制構築に資する設備整備を行う施設数 45 カ所	
アウトプット指標（達成値）	在宅訪問診療の体制整備のため、診療所や訪問看護ステーションなど65機関が医療機器や訪問用車両の整備を実施した。	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： ・往診・訪問診療を行う医療機関の割合 27.6% (R7.1.1 時点) ・訪問診療を実施する医療機関数（診療所、病院数） 267 カ所（H29(2017)年度）→ 270 カ所（R5(2023)年度） ・訪問診療を受けている患者数 5,847 人（H29(2017)年度）→ 6,197 人（R5(2023)年度） ※市町村国民健康保険・後期高齢者医療広域連合による医療レセプトデータより抽出	

	（１）事業の有効性 後継者不在による閉院などの影響により、目標値は未達成であった。しかし、事業規模の小さい医療機関、訪問看護ステーション等が多い本県においては、新たな設備投資が困難な場合が多いため、本事業を活用した支援は、在宅医療提供体制の裾野拡大と質の向上に直接役立っている。 今後のさらなる在宅医療の需要増に対し、引き続き本事業により設備投資を支援することで在宅医療の提供体制の維持・向上が図られる。 （２）事業の効率性 医療機関等に対し、必ず複数社から見積もり徴することを求めるなどコストの低下を図っている。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO. 6】 医療介護情報連携モデル事業	【総事業費】 9,300 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県、医療機関等	
事業の期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	東西に県土が長く離島の存在する本県において、地域医療構想の達成や地域包括ケアシステムの構築を図るには、医療機関間等や多職種での効率的な情報連携を促進する必要がある。 アウトカム指標： ・ネットワーク利用件数（連携カルテ閲覧件数） 現状値（R2 年度平均）3,919 件／月 →目標値（R4 年度平均）4,000 件／月 ・同意カードの発行枚数 現状値（R4.1 月末）65,892 枚 →目標値（R5.3 月末）69,000 枚	
事業の内容（当初計画）	・地域医療構想の達成や在宅医療の推進を図るため、しまね医療情報ネットワーク（まめネット）を活用して、地域の医療・介護関係者間の情報連携を推進する取組を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・情報連携のための取組を行う医療機関 5 施設	
アウトプット指標（達成値）	・情報連携のための取組を行う医療機関 2 施設	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： ・ネットワーク利用件数（連携カルテ閲覧数） (H30 年度平均) 3,099 件／月 → (R3 年度平均) 3,574 件／月 → (R4 年度平均 4,722 件／月) → (R5 年度平均) 5,263 件／月 ・同意カードの発行枚数 (R2.1 月末) 57,074 枚 → (R4.3 月末) 66,552 枚 → (R4.8 月末) 68,170 枚 → (R5.3 月末) 70,188 枚 → (R6.3 月末) 73,476 件／月	

	(1) 事業の有効性 本事業により、それまでは退院前合同カンファレンスは退院支援にとって重要である一方で遠方の地域連携関係者にとっては病院までの移動が負担であったところ、まめネットを活用すれば来院することなく、カンファレンスに参加でき情報共有に有効で、特に遠方の地域連携関係者の積極的な参加が得られるということが確認されたため、地域の関係者間の情報連携の推進に一定の効果があった。 ネットワーク利用件数（連携カルテ閲覧件数）が 5,263 件／月に増加し、目標を達成したが、同意カードの発行枚数の目標は達成できなかった。 今後も、地域の医療・介護関係者間の情報連携を推進する取組を支援することで、ネットワーク利用件数や同意カードの発行枚数増を図っていく。 (2) 事業の効率性 当県は離島や中山間地域を有し、また、医療資源の偏在もあり、地域毎に様々な課題がある。本事業により各々工夫した取組を行うことで、実情に即した効率化を図ることができる。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 7】 専攻医確保・養成事業	【総事業費】 14,000 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	国立大学法人島根大学、県立中央病院	
事業の期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日 □継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成30年度から開始された新専門医制度について、県全体として研修医を確保・養成し県内定着を進めるために、県内全病院が参画し県内病院をローテートする養成プログラムを作成し、医師不足、地域偏在の解消を図る必要がある。	
	アウトカム指標： ・県内の専門研修プログラムで研修を開始する医師数 61人（R3年度）→28人（R4年度）	
事業の内容（当初計画）	島根大学を中心とする県内のすべての病院による病院群をローテートして勤務する仕組みの構築及び医師の養成が急務である診療科の専攻医の養成を行い、医師不足、地域偏在の解消を図るために必要な支援を島根大学医学部附属病院卒後臨床研修センターの専門研修部門に対し行う。また、総合診療専門医の養成確保のため、大学と県立病院の連携と役割分担による効果的な研修体制の構築に向けた支援を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	新専門医養成プログラムの策定を支援する専門研修部門の設置 1件	
アウトプット指標（達成値）	新専門医養成プログラムの策定を支援する専門研修部門の設置 1件	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 県内の専門研修プログラムで研修を開始した医師数 37人（H30年度）→57人（R6年度）	
	（1）事業の有効性 島根大学医学部附属病院を基幹施設として、県内の病院群で構成する研修プログラムを作成し、県内病院でローテートして勤務できるような仕組みを構築することで、医師不足、地域偏在の解消に寄与した。 一方で、令和6年度に県内の専門研修プログラムで研修を開始した医師数は57人であり、令和5年度に比べて17人	

	増加し、県人口比 49 人を満たすことができたが、地域偏在や診療科偏在の課題に対応するためにも専攻医確保にかかる対策を引き続き行っていくことが必要である。 したがって、複数の専門研修プログラムを持つ島根大学医学部附属病院が中心となり、県内の基幹施設と連携しながら各プログラムの魅力化を図るとともに、県内だけでなく県外の医師からも選んでもらえるよう情報発信に力を入れ専攻医確保を図っていく。 (2) 事業の効率性 基幹施設である島根大学医学部附属病院に委託することにより、低コストで効率的に実施している。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 8】 地域勤務医師育成支援事業	【総事業費】 33,000 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	国立大学法人鳥取大学	
事業の期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療介護総合確保促進法に基づく県計画によって、医師確保対策を推進しているが、いまだ医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、継続的に対策を実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。 アウトカム指標： 鳥取大学から県内への派遣医師数の維持 (R3.10時点 172人)	
事業の内容（当初計画）	鳥取大学医学部には、島根県の地域枠を5名設置しており、これら地域枠学生が、卒業後、島根県の地域医療に貢献できるよう、鳥取大学における医療技術の習得に資する環境整備、地域医療教育の充実に必要な経費を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	大学医学部における研修・教育環境の整備、地域医療教育の充実を図る大学数 1件	
アウトプット指標（達成値）	鳥取大学医学部における教育環境の整備、地域医療教育の充実を図った。 1件	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 鳥取大学から県内への派遣医師数 174人（H30.10時点）→ 153人（R6.4.1現在） （1）事業の有効性 平成30年と比べて派遣医師数は減少したが、医師が不足している県西部地域へは一定程度の派遣医師数が継続されている状況であり、本事業により教育環境の整備、地域医療教育の充実の支援をすることで、地域医療を担う医師の育成に寄与している。 一方で、派遣医師数の減少は医療提供体制に影響を及ぼすことになるので、今後も、毎年地域枠学生は誕生することも踏まえ、鳥取大学との連携を強化し、島根県への派遣医師数の維持・増加を図っていく。	

	(2) 事業の効率性 県内への一定数の医師派遣が期待できる鳥取大学における研修・教育環境の整備、地域医療教育の充実に資する経費に限定して支援をすることにより、効率的に実施している。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 9】 島根大学への寄附講座の設置	【総事業費】 45,000 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	国立大学法人島根大学	
事業の期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療介護総合確保促進法に基づく県計画によって、医師確保対策を推進しているが、いまだ医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、継続的に対策を実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。 アウトカム指標： ・しまね地域医療支援センター登録対象者のうち医師少数区域等で研修・勤務する医師数 R3 年度 91 人 → R4 年度 99 人 → R6 年度 114 人 ・病院・公立診療所の医師の充足率（医師多数区域を除く二次医療圏） R3 年度 83.3% → R4 年度 86.6% → R6 年度 90.0%	
事業の内容（当初計画）	島根大学医学部地域枠入学者や奨学金貸与者等の地域医療に貢献する意志のある学生に対し、早期からの地域医療実習などによる学ぶ機会の確保、動機づけで学習意欲を向上させ、地域で求められる医師像やロールモデルとの出会いを促し、地域医療を担う医師を育成するため、島根大学医学部に地域医療支援学講座を設置する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	島根大学医学部内における地域医療支援学講座の開設 1 件	
アウトプット指標（達成値）	島根大学医学部内における地域医療支援学講座の開設 1 件	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： ・しまね地域医療支援センターの登録者のうち、医師少数区域等で研修・勤務する医師数 R2 年度 82 人 → R5 年度 144 人 ・R6. 10 月に勤務医師実態調査を実施 (病院・公立診療所の医師の充足率 R6 年度 85.1% うち全域が医師少数区域等の二次医療圏 R6 年度 79.7%)	

	（１）事業の有効性 学生が地域医療に興味を持ち、さらにモチベーションを向上させるため、地域医療について継続的な質の高い学びの場を確保する等の支援を実施。これらの取組により、しまね地域医療支援センターの登録者のうち県内で研修・勤務する医師は毎年 20～30 人程度増加し、医師少数区域等で研修・勤務する医師は R5 年度には 144 人となった。一方で、病院・公立診療所の医師の充足率は目標に届かなかったが、増加傾向にあることから、本事業は地域医療を担う医師の育成に寄与しているため、引き続き充足率の向上に向けて取り組む。 （２）事業の効率性 島根大学医学部に地域医療支援学講座を設置することにより、低コストかつ効率的に事業実施している。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 10】 医学生奨学金の貸与	【総事業費】 154,000 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県	
事業の期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日 □継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療介護総合確保促進法に基づく県計画によって、医師確保対策を推進しているが、いまだ医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、継続的に対策を実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。 アウトカム指標： ・病院・公立診療所の医師の充足率（医師多数区域を除く二次医療圏） R3年度 83.3% → R4年度 86.6%→ R6年度 90.0%	
事業の内容（当初計画）	将来医師として県内の地域医療に携わる意志のある大学生、大学院生に対して奨学金を貸与する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	奨学金貸与者の継続的確保 32 人／年 このうち、地域医療の確保の観点に基づく医学部定員の臨時増員を対象とした奨学金 (1)島根大学医学部医学科 12 人／年 (2)鳥取大学医学部医学科 5 人／年	
アウトプット指標（達成値）	奨学金貸与者の継続的確保 27 人／年 このうち、地域医療の確保の観点に基づく医学部定員の臨時増員を対象とした奨学金 (1)島根大学医学部医学科 12 人／年 (2)鳥取大学医学部医学科 5 人／年	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： R6. 10月に勤務医師実態調査を実施 （病院・公立診療所の医師の充足率 R6年度 85.1% うち全域が医師少数区域等の二次医療圏 R6年度 79.7%） （1）事業の有効性 本事業の実績としては、近年、受験者数の低下等により入学者・貸与者が定員を満たしていないが、今後、中・高校生に対しての医師を目指すきっかけ作りや奨学金制度の周知を強化するなど医療人材確保につながる取り組みを行う。 本事業の効果としては、病院・公立診療所の医師の充足率は向上したため、県内で勤務する医師の確保、とりわけ地域	

	の医療機関に勤務する医師数の増加に寄与した。 一方で、専門研修期間においては大学や中核病院のある医師多数区域で勤務する傾向があり、地域偏在解消に至っていないため、しまね地域医療支援センターと連携し医師少数区域でのキャリア形成支援に取り組む。 (2) 事業の効率性 適切な貸与額、返還免除条件を設定することにより、コストの低下を図っている。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 11（医療分）】 地域医療支援センター運営事業	【総事業費】 50,000 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県	
事業の期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療介護総合確保促進法に基づく県計画によって、医師確保対策を推進しているが、いまだ医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、継続的に対策を実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標： ・病院・公立診療所の医師の充足率（医師多数区域を除く二次医療圏） R3 年度 83.3% → R4 年度 86.6% → R6 年度 90.0%	
事業の内容（当初計画）	・若手医師のキャリア形成支援、充実した研修体制の推進等を行い、医師の県内定着を図ることにより、本県の地域医療の確保を実現する。 ・医師の確保・定着のためには、働きやすい職場環境づくりが必要であるため、関係機関・団体等と連携し、県内女性医師等の復職支援等を行う相談窓口（えんネット）を設置運営する。 （委託先：一般社団法人しまね地域医療支援センター）	
アウトプット指標（当初の目標値）	・キャリア形成プログラムの作成数 216 人分 ・地域卒卒業医師数に対するキャリア形成プログラム参加医師数の割合 100% ・相談窓口における相談件数 50 件	
アウトプット指標（達成値）	・キャリア形成プログラムの作成数 249 人分 ・地域卒卒業医師数に対するキャリア形成プログラム参加医師数の割合 100% ・相談窓口における相談件数 21 件	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： R6. 10 月に勤務医師実態調査を実施 （病院・公立診療所の医師の充足率 R6 年度 85.1% うち全域が医師少数区域等の二次医療圏 R6 年度 79.7%）	

	（１）事業の有効性 本事業の効果としては、支援センター登録医師の県内勤務医師数は着実に増加傾向にあるなど、取組の成果が現れつつある。また、病院・公立診療所の医師の充足率も向上しており、本事業は医師の確保に効果があった。 女性医師の復職支援相談窓口については、当初予定した相談件数に満たなかったが、引き続き窓口の周知等に取り組む。 （２）事業の効率性 研修病院合同説明会等の事業は、県全体として取り組むことにより、個々の病院が単独で取り組む場合と比較して、低コストで効率的かつ効果的に実施している。 また、地域医療支援学講座（寄附講座）と同じ建物（島根大学医学部）に設置し、密に連携することで卒前から切れ目のない支援を実施している。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.1 2（医療分）】 地域勤務医師応援事業	【総事業費】 40,000 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	過疎地域、離島に所在する病院及びへき地診療所	
事業の期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療介護総合確保促進法に基づく県計画によって、医師確保対策を推進しているが、いまだ医師の不足や地域偏在など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、継続的に対策を実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	・病院・公立診療所の医師の充足率（医師多数区域を除く二次医療圏） R3年度 83.3% → R4年度 86.6%→ R6年度 90.0%	
事業の内容(当初計画)	過疎地域、離島における医療機関の医師確保対策を支援するため、非常勤医師の応援を受け、その医師の応援を受けるために交通費等を支出した医療機関に対し、その経費の一部を支援する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	他の医療機関から非常勤医師の応援を受けることにより医師の負担軽減を図る医療機関の数 25 病院	
アウトプット指標 (達成値)	他の医療機関から非常勤医師の応援を受けることにより医師の負担軽減を図る医療機関の数 25 病院	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： R6.10月に勤務医師実態調査を実施 （病院・公立診療所の医師充足率 R6年度 85.1%）	
	（1）事業の有効性 過疎地域、離島における医療機関が、非常勤医師に対し交通費等を支出することにより、非常勤医師の採用を促進することができた。 （2）事業の効率性 特に医師が不足している過疎地域、離島における医療機関に限定して支援することで、効率的な実施ができた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 13】 医師確保計画推進事業	【総事業費】 0 千円
事業の対象となる区域	医師少数区域及び医師少数スポット	
事業の実施主体	県内医療機関等	
事業の期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療介護総合確保促進法に基づく県計画によって、医師確保対策を推進しているが、いまだ医師の不足や地域偏在など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、継続的に対策を実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標： ・しまね地域医療支援センター登録対象者のうち医師少数区域等で研修・勤務する医師数 R3 年度 91 人→ R4 年度 99 人→ R6 年度 114 人 ・病院・公立診療所の医師の充足率（医師多数区域を除く二次医療圏） R3 年度 83.3% → R4 年度 86.6%→ R6 年度 90.0%	
事業の内容（当初計画）	医師確保計画の推進のため、県内医療機関等が実施する以下の取組を県が支援する。 (1)圏域の医療機関や自治体等と連携して実施する医師招聘事業 (2)県内の医師多数区域又は県外から新規に常勤・非常勤雇用する医師を対象とし、1年以上勤務することを返還免除の条件とする資金貸与制度を設け、当該制度に基づき事業を行った際にかかる経費 (3)県内の医師少数区域又は医師少数スポットに所在する病院、へき地診療所へ医師の派遣を行うことで生じる逸失利益	
アウトプット指標（当初の目標値）	県内医療機関等が連携して取り組む医師招聘事業等 10 件	
アウトプット指標（達成値）	令和5年度事業は過年度計画により実施している。（過年度分事後評価参照）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 過年度計画により実施したため令和4年度計画分は執行していない。	

	(1) 事業の有効性 令和4年度計画分は執行していない。 (2) 事業の効率性 令和4年度計画分は執行していない。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 14】 医師派遣等推進事業、周産期医療体制構築事業、子ども医療電話相談事業等	【総事業費】 24,000 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県、県内医療機関、県内産科医療機関	
事業の期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成25年度までの国庫補助事業により行ってきた特定診療科に対する支援や医師の確保対策によっても、特定診療科の医療提供体制は厳しい状況が続いており、継続的な対策を行い、特定診療科の体制維持・充実を図る必要がある。 アウトカム指標： ・産科・産婦人科の病院勤務医師数の維持 (R2年度55人→R4年度55人) ・分娩1000件当たりの産科・産婦人科の病院勤務医師数の維持(R2年度18.2人→R4年度18.2人) ・小児(二次・三次)救急対応病院数の維持 (R3年度19病院→R4年度19病院)	
事業の内容(当初計画)	1. 医師派遣等推進事業 地域の医療機関に勤務する医師の確保に向けて、出張面談、地域医療視察ツアーを実施することにより、医師確保が困難な地域における医療の提供を図る。 2. 周産期医療体制構築事業 ・産科医等の処遇改善を図るため、分娩の取扱に従事する医師等に分娩手当等を支給する医療機関に対して財政支援を行う。 ・将来の産科医療を担う医師の育成・確保を図るため、臨床研修修了後の専門的な研修において産科を選択する医師に研修手当等を支給する医療機関に対して財政的支援を行う。 ・過酷な勤務状況にある新生児医療担当医(新生児科医)の処遇を改善するため、出産後NICUに入室する新生児を担当する医師に手当を支給する医療機関に対して財政支援を行う。 3. 小児救急医療医師研修 地域の小児救急医療体制の補強及び質の向上を図るた	

	め、地域の小児科医師、内科医師等を対象として小児救急医療に関する研修等を実施する。 4. 子ども医療電話相談事業 高次医療機関小児科への患者集中を緩和し、勤務医の負担を軽減するとともに、安心な子育てをサポートするため、民間事業者を活用し、急病時の対応について医師等が助言する電話相談事業を実施する。
アウトプット指標（当初の目標値）	- 出張面談や視察を通じた医師の招へい 10 名 - 分娩手当を支給する産科医療機関数 15 施設 - 分娩手当支給者数 80 人 - 子ども医療電話相談の相談件数 5,600 件 - 小児救急医療医師研修の開催 2 回
アウトプット指標（達成値）	- 出張面談や視察を通じた医師の招へい 23 名 - 分娩手当を支給する産科医療機関数 13 施設 - 分娩手当支給者数 74 人 - 小児救急電話相談の相談件数 7,513 件 - 小児救急医療医師研修の開催 0 回
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： - 計画策定時と比較し、病院勤務医師数は減少しているが、分娩1000件当たりの病院勤務医師数は増加しており、病院勤務医の状況は概ね維持できていると評価できる。 産科・産婦人科の病院勤務医師数 H28年度 50 人 → R5年度 45 人 分娩1000件当たりの産科・産婦人科の病院勤務医師数 H28年度 13.9 人 → R5年度 17.8 人 - 小児（二次・三次）救急対応病院数 H30年度 18 病院 → R5年度 11 病院
	（1）事業の有効性 ○医師派遣等推進事業 喫緊の求職者が少なかったことから医師の招へい数について、目標値には到達しなかったが、オンライン面談、地域医療視察ツアーの実施により、県内の医療機関について、医師の理解の促進につながった。 ○周産期医療体制構築事業 分娩の取扱いに従事する医師等に分娩手当等を支給する医療機関に対して財政支援を行うことにより、産科医等の処遇改善が図られた。 また、臨床研修修了後の専門的な研修において産科を選

	択する医師に対し、研修手当等を支給する医療機関に対して財政的支援を行うことにより、将来の産科医療を担う医師の育成・確保が図られる。 加えて、出産後NICUに入室する新生児を担当する医師に対し手当を支給する医療機関に対して財政支援を行うことにより、過酷な勤務状況にある新生児医療担当医（新生児科医）の処遇の改善が図られた。 ○小児救急医療医師研修 令和5年度の開催実績はないが、地域の小児救急医療体制の維持及び質の向上を図るため、継続して実施する必要がある。 ○子ども医療電話相談事業 高次医療機関小児科への患者集中を緩和し、勤務医の負担を軽減するとともに、安心な子育てをサポートする体制を維持することができた。 （２）事業の効率性 ○医師派遣等推進事業 医師が赴任を考えるにあたり、交通費を心配することなく医療機関や住環境等の見学を行うことができ、医師の希望する医療機関との効率的なマッチングにつながった。 ○小児救急医療医師研修 圏域単位で実施することで、参加者の旅費等が軽減され、経済的な執行ができる。 ○子ども医療電話相談事業 電話による相談という簡易な手段により、多くの相談を経済的に執行することができた。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 15】 看護職員の確保定着事業	【総事業費】 45,000 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県、県看護協会、県内に所在する医療機関	
事業の期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日 □継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	ワークライフバランスの推進などを背景に看護職員が不足しており、地域の医療提供体制は厳しい状況が続いていることから、看護職員確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標：病院の看護師の充足率 R3 年度 95.9% → R4 年度 97.2% → R6 年度 98.0%	
事業の内容（当初計画）	各医療機関の看護体制において中心的な役割を果たす中堅看護職員のモチベーション向上や資質向上を図るため、認定看護師教育課程の開講や専門性の高い研修等の受講関係経費の支援を行う。 また、各病院での看護職全体の資質向上や新人看護職員の育成、看護職員自身が安心して働ける職場環境づくりを推進するための支援を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・研修に参加する病院の数 20 病院 ・ナースセンターの運営 1 カ所	
アウトプット指標（達成値）	・研修に参加した病院の数 30 病院 ・ナースセンターの運営 1 カ所	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： R6. 10月に看護職員実態調査を実施。 (病院の看護師の充足率 R6 年度 95.7%)	
	(1) 事業の有効性 看護師の充足率は横ばいだが、新人看護職員に対する研修や中堅看護職員に対するキャリアアップのための研修等を講ずることにより、看護職員の意欲向上やメンタル面での支援が可能となり、病院への定着、離職防止に繋げることができ、看護師の確保・定着に一定の効果があった。(R4 県内病院における看護職員の離職率 8.2%。R4 全国平均 11.8%)	

	（２）事業の効率性 単独での研修開催が難しい中小病院に対して、新人職員向けの合同研修を行い、研修を集約化すること等で参加者や研修指導者の負担軽減を図り、効率的・経済的な研修実施等を行うことでコストの低下を図っている。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 16】 院内保育所運営事業	【総事業費】 3,410 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内に所在する病院	
事業の期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療従事者の勤務環境改善に向けた取組を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。 アウトカム指標： ・病院・公立診療所の医師の充足率（医師多数区域を除く二次医療圏） R2 年度 78.9% → R3 年度 83.3% → R6 年度 90.0% ・病院の看護師の充足率 R3 年度 95.9% → R4 年度 97.2% → R6 年度 98.0%	
事業の内容（当初計画）	医療従事者の離職防止及び再就業を促進することで、良質な医療提供体制の確保を図るため、県内の病院及び診療所に勤務する職員のために保育施設を運営する事業について財政支援を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	院内保育所の運営費支援 8カ所	
アウトプット指標（達成値）	院内保育所の運営費支援 8カ所	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： R6. 10月に勤務医師実態調査及び看護職員実態調査を実施 （病院・公立診療所の医師の充足率 R6 年度 85.1%） （病院の看護師の充足率 R6 年度 95.7%） （1）事業の有効性 院内保育所を整備・運営することにより、育休からの早期復帰や退職防止につなげることができ、医療従事者の確保に効果があった。 （2）事業の効率性 旧国庫補助事業の補助要件からの拡充内容を最小限とすることで、コストの低下を図っている。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 17】 看護師等養成所の運営・整備、看護教員 継続研修、実習指導者養成講習会	【総事業費】 50,050 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内看護師等養成所	
事業の期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	看護教員の資質向上、看護師等養成所の運営等の支援を通じ、看護師等養成所の魅力向上を図り、県内進学促進、県内就業につなげることで、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標：病院の看護師の充足率 R3 年度 95.9% → R4 年度 97.2% → R6 年度 98.0%	
事業の内容（当初計画）	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づき指定を受けた島根県内の保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校又は養成所に対してその運営、施設整備及び教員の資質向上に要する経費を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・看護師等養成所の運営費等の支援 5カ所 ・看護教員継続研修の開催 2回 ・実習指導者養成講習会の開催 1回	
アウトプット指標（達成値）	・看護師等養成所の運営費等の支援 5カ所 ・看護教員継続研修の開催 2回 ・実習指導者養成講習会の開催 1回	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： R6. 10月に看護職員実態調査を実施。 (病院の看護師の充足率 R6 年度 95.7%)	
	(1) 事業の有効性 看護師等養成所の専任教員の養成及び人件費等の運営費を支援することにより、看護教育の充実を図ることができ、新卒採用者数の維持など看護師の確保に一定の効果があった。 しかし、看護師の充足率に関しては、病床数削減に伴う必要数の減などがあった一方で、病床削減計画に沿った採用減を進めている病院があったこと、産休育休・中途退職者の増加に対し代替職員の確保が十分にできなかったことなど	

	の影響により現員数が減少したため、上昇には至らなかった。 県内進学の促進、県内就業による看護職員の確保を図るため、引き続き看護師等養成所の支援を行う必要がある。 （２）事業の効率性 旧国庫補助事業と同様の補助要件とすることで、コストの低下を図っている。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 18】 地域医療教育推進事業	【総事業費】 1,396 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内市町村	
事業の期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療介護総合確保促進法に基づく県計画によって、医師確保対策を推進しているが、いまだ医師・看護師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医療従事者確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標： 県内からの医学科進学者数 R3 年度 35 人 → R4 年度 50 人	
事業の内容（当初計画）	継続的かつ安定的な医療提供体制の確保を図るため次の取組を実施する。 ・小中学校がふるさと教育として「地域医療」をテーマとした授業等を実施するために必要な経費を県が補助。 ・中・高校生を対象とした地域医療現場体験事業（院内見学や医師・医学生等との意見交換など）の実施。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・ふるさと教育（地域医療）に取り組む小中学校数 150 校 ・体験事業実施数 6 回	
アウトプット指標（達成値）	・ふるさと教育（地域医療）に取り組む小中学校数 132 校 ・体験事業実施数 8 回	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 県内からの医学科進学者数 R6 年度 28 人	
	（1）事業の有効性 小中学生の時期から地域医療の現状及び課題を知り、ふるさとの将来に自分が果たすべき役割を考える機会を設けることに努めたが、目標としていた数値には到達しなかった。 新型コロナウイルス感染症の影響により実施を中断していた、中・高校生を対象とした医療現場体験事業については、実施を再開し、目標の実施数を達成した。	

	本事業に参加した児童、生徒が県内で医師として勤務しており一定の効果が得られている。 (2) 事業の効率性 各小中学校で工夫しながら授業を構成しており、県が直接実施する場合と比較して、地域の実情に応じて低コストで効率的にふるさと教育を実施することができる。 中高生の医療現場体験は、県内医療機関の協力を得ながら生徒の休業期間中に集中して行うことで、最小限の実施回数で効率的に実施している。 引き続き、県教育委員会と連携・役割分担し、事業の魅力化、効率化について検討を続ける。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 19】 歯科医療従事者人材確保対策事業	【総事業費】 1,000 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県、県歯科医師会	
事業の期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	歯科衛生士の数が全県的に不足しているため、歯科衛生士の確保・離職防止を図り、適切な歯科医療提供体制を確保する必要がある。	
	アウトカム指標： 歯科衛生士が勤務する歯科診療所数の維持 (H30.12時点 216カ所 ⇒ R5年 216箇所)	
事業の内容（当初計画）	歯科衛生士等の確保や専門性の向上に係る啓発や研修会、歯科技工士養成校の学生との交流・意見交換会などを開催する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	上記研修会の開催 2回	
アウトプット指標（達成値）	・歯科衛生士、歯科技工士を雇用する立場である歯科医院管理者（歯科医師）を対象とした研修を開催（R5年度1回） ・歯科衛生士（現職・復職希望者）等を対象としたセミナーの開催（R5年度1回） ・高校生までを対象とした職業紹介の実施 R5年度 5回 ・歯科衛生士・歯科技工士養成校の学生との交流参加者 R5年度6名（うち県内就職者3名） ・島根県歯科衛生士人材確保協議会の開催 R5年度 1回	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 歯科衛生士が勤務する歯科診療所 216か所(H30.12) 参考：県内養成校卒業生における県内就職率 R1年度：63.9%（DH）→R2年度：41.0%（DH）→R3年度：70%（DH） →R4年度：80%（DH）→R5年度：73.6%（DH）	
	（1）事業の有効性 雇用主である歯科医師や歯科医院管理者へ対する研修を実施することで、勤務・復職しやすい体制づくり、環境づくりを図ることができた。 また、県内養成校卒業生の県内就職率は増加し、県内養成校学生との交流がきっかけとなり、県内就職にもつながっていることから、一定の効果が得られている。なお、「歯科衛生士が勤務する歯科診療所数」を把握していたデータ元	

	の調査項目が変更となり、経年の評価を参考指標に代替し、「県内養成校卒業生における県内就職率」を用いている。 （２）事業の効率性 島根県歯科医師会へ委託することで、管理者としても離職防止等を考えてもらうことができる。また、島根県歯科衛生士会へ委託することで、復職希望者の把握が可能となり、歯科医院へ勤務している歯科衛生士に対しても広く働きかけることができる。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 20】 薬剤師確保対策事業	【総事業費】 2,000 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県、県薬剤師会	
事業の期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	人口あたりの薬剤師数が少なく、薬剤師不足が深刻であることから、これらの職種においても必要な医療従事者の確保対策を行い、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標： 県内病院における薬剤師の充足率 R3 年度：85.8% → R4 年度：86.3%	
事業の内容（当初計画）	薬剤師を含む医療従事者等の確保・養成が急務であるため、高校生とその保護者、教員を対象としたセミナーを実施し、薬科大学への進学を後押しする。 なお、新型コロナウイルス感染症の流行状況に応じて、インターネットを活用した WEB 方式による開催とする。 また、本県からの進学者が多い中国四国地方を中心に薬科大学を訪問するなどし、薬剤師の県内就業を促進する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	セミナーへの参加者数 100 名	
アウトプット指標（達成値）	新型コロナウイルス感染症の影響により、高校生セミナーについては、オンラインにより開催し、52 名の参加があった。 また、薬科大学の訪問についても、1 大学に訪問した。	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 県内病院における薬剤師の充足率 H30 年度：81.0% → R1 年度：84.1% → R2 年度：85.3% → R3 年度：87.7% → R4 年度：87.9% → R5 年度：83.9%	
	（1）事業の有効性 本県から薬科大学へ進学を希望している者を後押しし、将来、本県で働く薬剤師のタマゴを育成する。また、各薬科大学に対して本県の薬剤師が不足している状況を訴え、本県での就職を働きかけてもらうことにより、本県での就職	

	を考える薬剤師が増加することが期待できる。 しかし、R 5 年度は県内病院における薬剤師の充足率は上昇しなかったため、R 6 年度は、本県に地域枠を設ける薬科大学への見学旅費助成事業や、薬学生・薬剤師のための病院薬剤師を対象とした就職説明会の開催など新たな事業を行うことで、本県から薬科大学の志望者数の増加や、本県の薬剤師が不足している病院への就職者数増加を図る。 （２）事業の効率性 本県への就職の可能性が高い者へ限定して働きかけを行うことにより、コストの低下を図りながら効率的に実施している。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 労働環境・処遇の改善 (中項目) 緊急時介護人材等支援 (小項目) 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業	
事業名	【No. 1】 介護サービス継続支援事業（コロナ）	【総事業費】 11,053千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	介護サービスは、要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものであるため、新型コロナウイルスの感染等によりサービス提供に必要な職員が不足した場合でもサービスの継続が求められる。 アウトカム指標：介護サービス事業所・施設等による介護サービスの提供の継続	
事業の内容（当初計画）	新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援するとともに、平時から緊急時に備えた応援派遣体制を構築する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	緊急時に備えた応援体制の構築並びに緊急時における介護人材の確保及び職場環境の復旧・改善	
アウトプット指標（達成値）	緊急時に備えた応援体制の構築並びに緊急時における介護人材の確保及び職場環境の復旧・改善	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 緊急時に備えた応援体制の構築並びに緊急時における介護人材の確保及び職場環境の復旧・改善	
	(1) 事業の有効性 介護サービス事業所・施設等において、新型コロナウイルスへの感染防止対策を行うことにより、介護を必要とする高齢者やその家族の日常生活の維持に必要なサービスを提供する体制を確保することにつながる。 (2) 事業の効率性 介護サービス事業所・施設等における新型コロナウイルスへの感染防止対策を支援することにより、必要な介護人材の確保が可能となる。	
その他		

事業の区分	6. 勤務医の働き方改革の推進に関する事業	
事業名	【No. 2 1】 地域医療勤務環境改善体制整備事業	【総事業費】 0 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内に所在する医療機関	
事業の期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	2024 年 4 月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始に向け、医師の労働時間短縮を進める必要がある。	
	アウトカム指標： ・医師の労働時間が短縮された医療機関数 3 施設	
事業の内容（当初計画）	医師の労働時間短縮に向けた取組を総合的に実施するために必要な費用を支援する。	
アウトプット指標（当初目標値）	対象となる施設数 3 施設	
アウトプット指標（達成値）	令和5年度事業は過年度計画により実施している。（過年度分事後評価参照）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 過年度計画により実施したため令和4年度計画分は執行していない。	
	（1）事業の有効性 令和4年度計画分は執行していない。 （2）事業の効率性 令和4年度計画分は執行していない。	
その他		

令和 3 年度島根県計画に関する 事後評価

令和 7 年 1 月
島根県

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

☒ 行った

(実施状況)

- ・令和4年3月11日 令和3年度第4回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。
- ・令和5年3月10日 令和4年度第3回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。
- ・令和6年3月9日 令和5年度第3回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。

☐ 行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

(2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

特になし

2. 目標の達成状況

令和3年度島根県計画に規定した目標を再掲し、令和5年度終了時における目標の達成状況について記載。

■島根県全体

1. 島根県の医療と介護の総合的な確保に関する目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

各圏域で合意が得られた病床の機能分化・連携に資する施設設備整備を始めとする様々な取組について総合的な支援を行う。

また、しまね医療情報ネットワーク（以下、「まめネット」）のさらなる利便性の向上を図ることにより、病病連携、病診連携の強化や中山間・離島地域の診療支援、地域包括ケアシステム構築のための多職種連携などに取り組む。

（数値目標）

- ・R3年度基金を活用した取組による県内医療機関の病床変動数
高度急性期・急性期機能▲238床、回復期機能74床、慢性期機能▲121床
- ・病床の機能分化・連携に資する施設整備等の取組を行う医療機関数
4施設（R3年度）
- ・まめネット連携カルテの閲覧件数（月平均）
3,761件（R1年度） → 3,900件（R3年度）
- ・まめネットカード発行枚数（県民の参加数）
62,567枚（R3.1） → 68,000枚（R4.3）

＜地域医療構想で策定した各圏域の必要病床数＞

（2016年度）

	病床数 合 計	一般 病床	療養 病床
松 江	3,089	2,585	504
雲 南	598	405	193
出 雲	2,361	1,750	611
大 田	647	457	190
浜 田	1,128	731	397
益 田	847	595	252
隠 岐	135	111	24
県合計	8,805	6,634	2,171

（2025年度）

	病床数 合 計	高度 急性期	急性期	回復期	慢性期	増減数	増減率 (%)
松 江	2,474	212	810	712	740	▲615	▲19.9
雲 南	523	15	113	254	141	▲75	▲12.5
出 雲	1,661	255	644	421	341	▲700	▲29.6
大 田	403	13	93	174	123	▲244	▲37.7
浜 田	760	62	255	212	231	▲368	▲32.6
益 田	613	47	214	179	173	▲234	▲27.6
隠 岐	135	8	39	50	38	0	0.0
県合計	6,569	612	2,168	2,002	1,787	▲2,236	▲25.4

② 居宅等における医療の提供に関する事業

構想区域内完結型の在宅医療提供体制が整備されるよう、従事者確保対策、在宅療養に関する理解促進、多職種連携の強化や条件不利地域における体制整備などに取り組む。

(数値目標)

- ・ 訪問診療を実施する診療所・病院数
270 箇所 (H27 年度) → 293 箇所 (R3 年度)
- ・ 訪問診療を受けている患者数
5,769 人 (H27 年度) → 6,254 人 (R3 年度)
- ・ 訪問看護ステーションにおける看護職員数 (常勤換算)
R2.10 時点 414.2 人 → R3.10 時点 445.0 人
- ・ 往診・訪問診療を行う歯科診療所数の維持
R3.1.1 時点 33.4% → R4.1.1 時点 33.4%
- ・ 2025 年までに特定行為を行う看護師
県内修了者数 (累計) R1 年度 35 人 → R3 年度 85 人
- ・ まめネット連携カルテの閲覧件数 (月平均)
3,761 件 (R1 年度) → 3,900 件 (R3 年度)

③ 介護施設等の整備に関する事業

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 7 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

(数値目標) ※数値目標は、第 8 期介護保険事業計画に基づくもの
(令和 3 年度→令和 5 年度)

- ・ 認知症高齢者グループホーム 5 施設 (54 床)
- ・ 小規模多機能型居宅介護 2 施設
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護 3 施設
- ・ 介護老人保健施設 1 施設 (105 床)
- ・ 介護医療院 2 施設 (88 床)

④ 医療従事者の確保に関する事業

平成 27 年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医療従事者の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いている。このような状況の中で、地域における医療提供体制が整備されるよう、さらなる従事者確保対策、地域偏在是正対策や勤務環境改善に向けた取組などを行う。

また、県内における薬剤師・歯科衛生士の偏在が顕著であり特に県西部において不足が深刻であることから、その他の職種においても必要な医療従事者の確保対策を行い、地域全体で多職種によるチーム医療を維持、拡大することを目標とする。

(数値目標)

・しまね地域医療支援センターへの登録者対象者のうち医師少数区域等で研修・勤務する医師数

82 人 (R2 年度) → 91 人 (R3 年度)

・病院、公立診療所の医師の充足率 (医師多数区域を除く二次医療圏)

78.9% (R2 年度) → 83.3% (R3 年度)

・病院の看護師の充足率

96.2% (R2 年度) → 97.0% (R3 年度)

・県内の専門研修プログラムで研修を開始する医師数

45 人 (R2 年度) → 61 人 (R3 年度)

・鳥取大学から県内への派遣医師数の維持 (R3.10 時点 173 人)

・産婦人科における医師の充足率維持 (R3 年度 88.1%)

・分娩手当支給施設の産科・産婦人科医師数の維持 (R3 年度 57 人)

・分娩 1000 件当たりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数の維持
(R3 年度 14.6 人)

・小児 (二次・三次) 救急対応病院数の維持 (R3 年度 19 病院)

・県内からの医学科進学者数

35 人 (R2 年度) → 50 人 (R3 年度)

・歯科衛生士が勤務する歯科診療所数の維持 (R3 年 216 箇所)

・県内病院における薬剤師の充足率

85.3% (R2 年度) → 85.8% (R3 年度)

⑤ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

2024 年 4 月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始に向け、医師の労働時間短縮を進める必要がある。

(数値目標)

・医師の労働時間が短縮された医療機関数 3 施設

⑥ 介護従事者の確保に関する事業

令和 7 年度 (2025 年度) における介護職員需給ギャップ (461 人) の解消を目標とする。その際、介護人材の需給状況を調査の上、今後の施策展開をより効果的に進めるよう検討を進めるとともに、各種研修等を実施し、現任介護従事者に対するフォローアップ体制を充実させることで定着促進を図る。

(数値目標)

・令和 7 年度 (2025 年度) における介護職員需給ギャップ (461 人) の解消

2. 計画期間

令和3年度～令和7年度

□島根県全体（達成状況）

1）目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

R3 計画事業執行なし

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・往診・訪問診療を行う診療所・病院数

※【目標値】270 カ所（H27 年度）→ 293 カ所（R3 年度）

最新の統計データがないため出典の異なる同様の指標で評価した

- ・訪問診療を行っている医療機関数（診療所、病院数）

267 カ所（H29(2017)年度）→ 270 カ所（R5(2023)年度）

- ・訪問診療を受けている患者数

※【目標値】5,769 人（H27 年度）→ 6,254 人（R3 年度）

最新の統計データがないため出典の異なる同様の指標で評価した

- ・訪問診療を受けている患者数

5,847 人（H29(2017)年度）→ 6,197 人（R5(2023)年度）

- ・訪問看護ステーションにおける看護職員数（常勤換算）

412.5 人（R1.10）→ 460.2 人（R5 年度）

※【目標値】445 人（R3.10）

- ・往診・訪問診療を行う歯科診療所割合の維持

R5.3 時点 33.2% → R6.3 時点 33.2%

※R3.1 時点 33.4%

- ・2025 年までに特定行為を行う看護師

県内看護師の研修修了者 130 名

※【目標値】県内修了者数（累計）R1 年度 35 人 → R3 年度 85 人

- ・まめネット連携カルテの閲覧件数（月平均）

2,164 件（H29 年度）→ 5,263 件（R5 年度）

※【目標値】3,900 件（R3 年度）

③ 介護施設等の整備に関する目標

R3 計画事業執行なし

④ 医療従事者の確保に関する目標

- ・しまね地域医療支援センターへの登録対象者のうち医師少数区域等で研修・勤務する医師数

74 人（R1 年度）→ 144 人（R5 年度）

※【目標値】91 人（R3 年度）

- ・病院、公立診療所の医師の充足率（全域が医師少数区域等の二次医療圏）
76.7%（R1 年度） → 79.7%（R6 年度）
※【目標値】83.3%（R3 年度）
- ・病院の看護師の充足率
96.2%（R2 年度） → 95.7%（R6 年度）
※【目標値】97.0%（R3 年度）
- ・県内の専門研修プログラムで研修を開始する医師数
45 人（R2 年度） → 57 人（R6 年度）
※【目標値】61 人（R3 年度）
- ・産婦人科における医師の充足率維持
82.4%（R5 年度） → 82.6%（R6 年度）
※【目標値】88.1%（R3 年度）
- ・県内からの医学科進学者数
35 人（R2 年度） → 28 人（R6 年度）
※【目標値】50 人（R3 年度）

⑤ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

医師の労働時間が短縮された医療機関数 2 施設

⑥ 介護従事者の確保に関する目標

令和 4 年度介護職員数 17,077 人

2) 見解

(1) 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

R3 計画事業執行なし

(2) 在宅医療の推進に関する事業

①在宅医療の推進に関する事業

研修等による医療機関の体制整備支援や、条件不利地域への訪問診療・訪問看護に対する市町を通じた支援等により、提供体制の充実を図った。

②医療連携の強化・促進

「まめネット」の普及に向けた取組を支援したこと等により、連携カルテの閲覧件数はR5年度の月平均が5,263件、同意カード発行枚数はR5年度末には73,476枚となり順調に増加しているため、今後は、在宅医療に活用できる連携アプリケーションの整備を進めることにより、多職種連携の主要なツールとして「まめネット」の活用を積極的に図っていく。

(3) 介護施設等の整備に関する事業

R3 計画事業執行なし

(4) 医療従事者の確保

これまでの、地域医療支援センター運営事業や医学生奨学金の貸与等の医師確保の取組と、看護師の研修環境の整備、院内保育所の運営支援等による医療従事者の県内定着の取組により、数値目標の達成に向け一定の成果を得ている。

今後、さらに対策を進め、医療従事者の確保に積極的に取り組んでいく。

(5) 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

事業を実施した医療機関において、医師の労働時間の縮減に対する直接的な効果があった。

(6) 介護従事者の確保に関する事業

計画に記載した事業は着実に実施した。取組の成果は今後の統計調査により把握する。

3) 改善の方向性

- ・病床機能分化・連携、在宅医療の拡大に向け、地域医療構想調整会議等の場において地域の実情を踏まえた議論を活性化するための取り組みを実施していく。
- ・関係機関が協働して、在宅医療の普及に努めるとともに、在宅医療に携わる医療従事者の養成など提供体制の維持・強化に継続して取り組む。

4) 目標の継続状況

- ☒ 令和4年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和4年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況

令和3年度島根県計画に規定した事業について、令和5年度終了時における事業の実施状況について記載。

事業の区分	I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO.1】 医療提供体制構築事業	【総事業費】 0 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内医療機関等	
事業の期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成28年10月に策定した地域医療構想の達成を図るには、東西に長い県土と離島の存在、全国に先駆けて進展する高齢化、中山間地域に点在する医療機関、開業医の高齢化と後継者不足等島根県の実情に合わせた「しまね型」の医療提供体制の構築が求められる。 将来の医療需要や地域における関係者の協議を踏まえながら、求められる医療機能の充実に係る支援及び構想区域を越えた医療機能の連携・病床再編の促進等に取り組んでいく必要がある。	
	アウトカム指標：令和3年度基金を活用した取組による県内医療機関の病床変動数 ※（ ）内は地域医療構想記載の R7 必要病床数－H27 病床機能報告病床数 ・高度急性期・急性期機能 ▲238 床(▲2,047 床) ・回復期機能 74 床(630 床) ・慢性期機能 ▲86 床(▲586 床)	
事業の内容（当初計画）	島根の実情にあった医療提供体制の構築を目指し、各医療機関等が圏域での合意に基づき、地域医療構想達成に資する1に掲げる施設設備整備事業へ取り組む場合、必要な経費を支援する。 また、1の事業に取り組む医療機関等が、地域医療構想の達成にあたり施設整備事業だけではなく、2に掲げる事業を活用し、施設設備整備事業と一体となって地域医療構想の達成を図る場合、必要な経費を支援する。 1. 施設設備整備事業（主な事業） ・病床機能の転換	

	・複数医療機関間の再編 ・病床規模の適正化を伴う医療機能の充実 ・がん診療拠点病院の機能充実等 2. 施設設備整備関連事業 ・病床転換に伴い必要となる部門への医療従事者の派遣、確保等に必要となる事業等 ・病床転換や再編等に伴い必要となる人材を育成する事業等 (例：回復期機能への転換や回復期機能を強化することに伴い必要となる回復期病棟の運用に必要な専門性の高い看護師を養成するための研修等) ・病床機能の転換や病床再編に取り組むにあたって必要となる調査・検討、又はコーディネーターの配置事業等
アウトプット指標（当初の目標値）	圏域での合意に基づき病床機能転換等を行う医療機関数 4施設
アウトプット指標（達成値）	令和5年度事業は過年度計画により実施している。（過年度分事後評価参照）
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 過年度計画により実施したため令和3年度計画分は執行していない。
	（1）事業の有効性 令和3年度計画分は執行していない。 （2）事業の効率性 令和3年度計画分は執行していない。
その他	

事業の区分	I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO.2】 しまね医療情報ネットワーク整備事業	【総事業費】 0 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県、医療機関等	
事業の期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	本県は、東西に長い（約 230 km）県土と離島の存在、全国に先駆けて進展する高齢化、医師の地域偏在、といった課題を抱えている。このような状況の中で、限られた医療資源を活用し、効率的で質の高い医療提供体制が整備されるよう、しまね医療情報ネットワーク（以下、「まめネット」）を整備・活用し、構想区域を越えた医療機能の分化連携と病床再編を促進するとともに、地域包括ケアシステム構築のための多職種連携などに取り組む必要がある。	
	アウトカム指標： ・ネットワーク利用件数（連携カルテ閲覧件数） 現状値（R 元年度平均） 3,761 件／月 →目標値（令和 3 年度平均）3,900 件／月 ・同意カードの発行枚数 現状値（R3.1 月末）62,567 枚 →目標値（R4.3 月末）68,000 枚	
事業の内容（当初計画）	・まめネットの整備等（まめネット連携アプリケーション整備、まめネットに接続するための院内システム整備等の経費）	
アウトプット指標（当初の目標値）	・連携アプリケーション（在宅ケア支援サービス等）の改修 2 件 ・情報提供項目を拡大する病院 1 施設	
アウトプット指標（達成値）	令和 5 年度事業は過年度計画により実施している。（過年度分事後評価参照）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 過年度計画により実施したため令和 3 年度計画分は執行していない。	
	（1）事業の有効性 令和 3 年度計画分は執行していない。	

	(2) 事業の効率性 令和3年度計画分は執行していない。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.4】 医療連携推進事業	【総事業費】 3,615 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	診療所を中心としたチーム	
事業の期間	令和3年4月1日～令和7年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上が必要。	
	アウトカム指標： ・ 往診・訪問診療を行う医療機関の割合の維持 R3.2.1 時点 28.4% ・ 訪問診療を受けている患者数 8,360 人（2015 年）→9,062 人（2021 年）	
事業の内容(当初計画)	地域における医療連携の取組の促進を図るため、郡市医師会単位においてモデル事業として行われる小規模な医療連携の取組（小規模なチーム作り）に必要な経費を県が補助する。 また、推進の拠点となる在宅医療介護連携推進センター（仮称）を設置し、全県単位でのデータ収集や実態把握、好事例の共有等の取組に必要な経費を県が補助する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	在宅医療に取り組む連携チーム数 5 チーム	
アウトプット指標 (達成値)	R5年度までに、3つの連携チームが構築され、地域における新たな医療体制の構築に向けた活動が活発化した。具体的には、看取り代診医システム運用のための検討会や、在宅医療に関わる医療介護専門職による多職種連携チームによる症例検討・研修会の実施等、各地域で多様な取組が実施され、県内の在宅医療提供体制の充実が図られた。	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： ・ 訪問診療を実施する医療機関数（診療所、病院数） 267 ヲ所（H29(2017)年度） → 270 ヲ所（R5(2023)年度） ・ 訪問診療を受けている患者数 5,847 人（H29(2017)年度） → 6,197 人（R5(2023)年度） ※アウトカム指標の訪問診療を受けている患者数は NDB データであるが、直近の値が非公表であり、市町村国民健康保険・後期高齢者医療広域連合による医療レセプトデ	

	ータにより確認した。 ・ 往診・訪問診療を行う医療機関の割合 27.6% (R7.1.1時点)
	(1) 事業の有効性 在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上を図るとともに、地域の実情に応じた医療関係者の自発的な取組を喚起することができ、在宅医療提供体制に係る具体的な取組の普及を図ることができた。 (2) 事業の効率性 適切な補助要件、補助基準等を設定することにより、コストの低下を図っている。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.5】 市町村計画に基づく在宅医療の推進事業	【総事業費】 28,451 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内市町村	
事業の期間	令和3年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上が必要。 アウトカム指標： ・ 往診・訪問診療を行う医療機関の割合の維持 R3.2.1時点 28.4% ・ 訪問診療を受けている患者数 8,360人（2015年）→9,062人（2021年）	
事業の内容（当初計画）	在宅医療の推進のために以下の取組を行う市町村を支援する。 ・ 条件不利地域に訪問診療・訪問看護を行う医療機関や訪問看護ステーションの運営支援 ・ 訪問看護ステーションのサテライト整備費用の一部を補助 ・ 住民理解を深めるため、医療関係者と住民組織が一堂に会して共に考える場の創出	
アウトプット指標（当初の目標値）	在宅医療の推進のために以下の取組を行う事業所及び市町村数 ・ 条件不利地域に訪問診療を行う医療機関 50カ所 ・ 条件不利地域に訪問看護を行う訪問看護ステーション 35カ所 ・ 住民の理解促進事業を行う市町村 3市町村	
アウトプット指標（達成値）	・ 11市町の36医療機関、47訪問看護ステーションが条件不利地域への訪問診療・訪問看護に取り組み、市町を通じ支援を行った。 ・ 市町村による住民の理解促進事業の実績はなかった。 ・ サテライトを整備する訪問看護ステーションの実績はなかった。	

	・各市町村の在宅医療提供体制の充実に寄与しただけでなく、市町村と医療機関等の連携体制強化にも寄与した。
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： ・訪問診療を実施する医療機関数（診療所、病院数） 267 ヲ所（H29(2017)年度） → 270 ヲ所（R5(2023)年度） ・訪問診療を受けている患者数 5,847 人（H29(2017)年度） → 6,197 人（R5(2023)年度） ※アウトカム指標の訪問診療を受けている患者数は NDB データであるが、直近の値が非公表であり、市町村国民健康保険・後期高齢者医療広域連合による医療レセプトデータにより確認した。 ・往診・訪問診療を行う医療機関の割合 27.6%（R7.1.1 時点） （１）事業の有効性 後継者不在による閉院などの影響により、目標値は未達成であった。しかし、本事業の実施が訪問区域の拡大・維持に寄与し、訪問型医療・介護サービスの総合的な確保を図ることができた。 医療従事者の確保が困難である現状から、今後更に従事者 1 人あたりの業務負担が増加する中、条件不利地域等は訪問にかかる移動時間が長く効率が悪いため、在宅医療の提供体制の維持が課題となる。 本事業により条件不利地域へ訪問を行う事業者を支援することで在宅医療の提供体制の維持・向上が図られる。 （２）事業の効率性 市町村に対して補助を行うことにより、県が事業者に対して直接支援を行うのに対し、地域の実情に即した効率的な支援が可能となる。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO. 6】 訪問看護推進事業	【総事業費】 2,500 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県、訪問看護ステーション、病院	
事業の期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上が必要。 アウトカム指標： 訪問看護ステーションにおける看護職員数（常勤換算） 令和 2 年 10 月時点 414.2 人 → 令和 3 年 10 月 445.0 人	
事業の内容（当初計画）	地域の実情に応じた訪問看護サービスの充実を図るため、有識者等による検討会を設置し、訪問看護の推進に向けた取組の検討を行うとともに、訪問看護師の確保、資質向上のための集合研修や、現場での実践的な研修により個々の知識や経験に応じた指導及び助言が受けられる機会を提供する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・訪問看護支援検討会の開催 2 回 ・相互研修に参加する看護職員の数 30 人 ・集合研修の開催 6 回	
アウトプット指標（達成値）	・訪問看護支援検討会は新型コロナ感染症の状況をふまえた開催としたため、令和 2 年度は 1 回、3 年度は 2 回、4 年度は 1 回の開催となったが、令和 5 年度は 2 回開催、訪問看護の推進に向けた取組、方向性について検討できた。 ・相互研修については、令和 2 年度は新型コロナ感染症の拡大のため病院・訪問看護ステーション相互の体制が整わず見合わせとなったが、令和 3 年度は 13 人、令和 4 年度は 11 人、令和 5 年度は訪問看護支援センターの研修機能により、36 名の看護職員が参加した。 ・集合研修の開催 6 回	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 訪問看護ステーションにおける訪問看護職員数（常勤換算）H29.3 月 317 人 → R1 年度 412 人 → R2 年度 414 人 → R3 年度 437 人 → R4 年度 460.5 人	

	→ R5 年度 460.2 人
	(1) 事業の有効性 ・ 本事業により訪問看護ステーションにおける訪問看護職員数（常勤換算）は 317 人から 460.2 人となり、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上を図ることができた。 ・ 訪問看護支援検討会を 2 回開催し、訪問看護を取り巻く関係機関の代表者が多角的な視点で現状を分析・評価することで、訪問看護を推進する上での具体的な課題の整理と今後の方向性の検討ができた。 ・ 新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながらではあったが、相互研修に参加した看護職員は令和 3 年度は 13 人、令和 4 年度 11 名、令和 5 年度は 36 名と増加、訪問看護の現場を経験することで、個々の知識や経験に応じた実践的な指導及び助言が得られる機会を確保することができた。 (2) 事業の効率性 類似の会議等の活用により、訪問看護支援検討会の開催回数を最小限とすることで、コストの低下を図りながら効率的に実施している。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.7】 在宅緩和ケアを行う開業医等研修事業	【総事業費】 0 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県	
事業の期間	令和3年4月1日～令和7年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上が必要。	
	アウトカム指標：緩和ケア研修修了者数 令和2年度時点 1,527 人 → 令和3年度 1,607 人	
事業の内容（当初計画）	医療用麻薬の使用への抵抗感や緩和ケアに対する漠然とした不安感を解消し、在宅での緩和ケアを進めるため、開業医等を対象とした緩和ケア研修会を開催する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	開業医を主な対象とした緩和ケア研修の開催 1 回	
アウトプット指標（達成値）	令和5年度事業は過年度計画により実施している。（過年度分事後評価参照）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 過年度計画により実施したため令和3年度計画分は執行していない。	
	（1）事業の有効性 令和3年度計画分は執行していない。 （2）事業の効率性 令和3年度計画分は執行していない。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO. 9】 在宅歯科医療推進対策事業	【総事業費】 1,176 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県歯科医師会	
事業の期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれる中、在宅歯科の分野においても適切な医療を提供できるよう体制の維持を図る必要がある。	
	アウトカム指標： 往診・訪問診療を行う歯科診療所割合の維持 R3. 1. 1 時点 33. 4%→ R4. 1. 1 時点 33. 4%	
事業の内容（当初計画）	在宅歯科医療の体制維持や関係者の資質向上を図るため、歯科専門職を中心として医療・福祉・介護職等の多職種の関係者に在宅歯科医療のために必要な知識や技術等の研修を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	歯科専門職等に対する研修会の開催 3 回	
アウトプット指標（達成値）	・ 歯科衛生士及び歯科技工士に対し、在宅歯科医療に関する知識の普及及び技術向上のための研修会を開催した R3 年度 2 回、R4 年度 2 回、R5 年度 2 回	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 往診・訪問診療を行う歯科診療所割合 40. 2% (H29. 10) → 43. 9% (R2. 3) →33. 2% (R5. 3) →33. 2% (R6. 3)	
	（１）事業の有効性 往診・訪問診療を行う歯科診療所割合は減少しており、アウトカム指標が未達成となったが、直近 2 年は横ばいになった。また、本事業を通じて、歯科衛生士・歯科技工士が歯科医療の実施に必要な知識や技術の向上について、一定の効果があつた。往診・訪問診療を行う歯科診療所の維持に向けて、引き続き、在宅歯科医療の体制整備及び質の向上を図っていきたい。 （２）事業の効率性 島根県歯科医師会に委託することにより、各地区におけ	

	る在宅歯科医療に関わる歯科衛生士及び歯科技工士の取組状況や、課題等の情報共有を効率的に行うことができる。さらに、現場の課題に柔軟に対応した上で、より専門的な研修が開催できるとともに、歯科衛生士等を派遣する側である歯科医師の理解にもつながっている。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO. 10】 未来の医療を支える特定行為を行う看護師養成事業	【総事業費】 15,050 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県、病院、訪問看護ステーション	
事業の期間	令和3年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、患者にタイムリーな医療を提供するため、医師等の判断を待たずに手順書により特定行為のできる看護師が必要。	
	アウトカム指標： 県内修了者数（累計） R1 年度 35 人 → R3 年度 85 人 → R6 年度 168 人	
事業の内容（当初計画）	県外での研修受講は、看護師や医療機関等の金銭的な負担も大きいことから、入学金や受講料、長期滞在に要する経費、代替職員の雇用に要する経費を支援することにより、受講促進を図る。	
アウトプット指標（当初の目標値）	研修受講に係る経費への支援 10 か所	
アウトプット指標（達成値）	研修受講に係る経費への支援 16 か所	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 県内看護師の研修修了者 130 名	
	（1）事業の有効性 16 か所 32 名への受講費用補助を通じ、受講促進につなげることができた。 （2）事業の効率性 県看護協会など、関係機関と情報共有することで、病院以外の医療機関等へのきめ細かな情報発信が可能となり、実施事業の効率化が図られた。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO. 12】 医療介護情報連携モデル事業	【総事業費】 20,000 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県、医療機関等	
事業の期間	令和3年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	東西に県土が長く離島の存在する本県において、地域医療構想の達成や地域包括ケアシステムの構築を図るには、医療機関間等や多職種での効率的な情報連携を促進する必要がある。 アウトカム指標： ・ネットワーク利用件数（連携カルテ閲覧件数） 現状値（令和元年度平均）3,761 件／月 →目標値（令和3年度平均）3,900 件／月 ・同意カードの発行枚数 現状値（R3.1月末）62,567 枚 →目標値（R4.3月末）68,000 枚	
事業の内容（当初計画）	・地域医療構想の達成や在宅医療の推進を図るため、しまね医療情報ネットワーク（まめネット）を活用して、地域の医療・介護関係者間の情報連携を推進する取組を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・情報連携のための取組を行う医療機関 5 施設	
アウトプット指標（達成値）	・情報連携のための取組を行う医療機関 2 施設	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： ・ネットワーク利用件数（連携カルテ閲覧数） (H30 年度平均) 3,099 件／月 → (R3 年度平均) 3,574 件／月 → (R4 年度平均 4,722 件／月) → (R5 年度平均) 5,263 件／月 ・同意カードの発行枚数 (R2.1月末) 57,074 枚 → (R4.3月末) 66,552 枚 → (R4.8月末) 68,170 枚 → (R5.3月末) 70,188 枚 → (R6.3月末) 73,476 件／月	

	(1) 事業の有効性 本事業により、それまでは退院前合同カンファレンスは退院支援にとって重要である一方で遠方の地域連携関係者にとっては病院までの移動が負担であったところ、まめネットを活用すれば来院することなく、カンファレンスに参加でき情報共有に有効で、特に遠方の地域連携関係者の積極的な参加が得られるということが確認されたため、地域の関係者間の情報連携の推進に一定の効果があった。 ネットワーク利用件数（連携カルテ閲覧件数）が 5,263 件／月に増加し、目標を達成したが、同意カードの発行枚数の目標は達成できなかった。 今後も、地域の医療・介護関係者間の情報連携を推進する取組を支援することで、ネットワーク利用件数や同意カードの発行枚数増を図っていく。 (2) 事業の効率性 当県は離島や中山間地域を有し、また、医療資源の偏在もあり、地域毎に様々な課題がある。本事業により各々工夫した取組を行うことで、実情に即した効率化を図ることができる。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 13】 専攻医確保・養成事業	【総事業費】 18,628 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	国立大学法人島根大学、県立中央病院	
事業の期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成 30 年度から開始された新専門医制度について、県全体として研修医を確保・養成し県内定着を進めるために、県内全病院が参画し県内病院をローテートする養成プログラムを作成し、医師不足、地域偏在の解消を図る必要がある。	
	アウトカム指標： ・ 県内の専門研修プログラムで研修を開始する医師数 45 人（R2 年度）→ 61 人（R3 年度）	
事業の内容（当初計画）	島根大学を中心とする県内のすべての病院による病院群をローテートして勤務する仕組みを構築するため、島根大学医学部附属病院卒後臨床研修センターの専門研修部門の整備を支援する。 また、総合診療専門医の養成確保のため、大学と県立病院の連携と役割分担による効果的な研修体制の構築に向けた支援を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	新専門医養成プログラムの策定を支援する専門研修部門の設置 1 件	
アウトプット指標（達成値）	新専門医養成プログラムの策定を支援する専門研修部門の設置 1 件	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 県内の専門研修プログラムで研修を開始した医師数 37 人（H30 年度）→ 57 人（R6 年度）	
	（１）事業の有効性 島根大学医学部附属病院を基幹施設として、県内の病院群で構成する研修プログラムを作成し、県内病院でローテートして勤務できるような仕組みを構築することで、医師不足、地域偏在の解消に寄与した。 一方で、令和 6 年度に県内の専門研修プログラムで研修を開始した医師数は 57 人であり、令和 5 年度に比べて 17 人増加し、県人口比 49 人を満たすことができたが、地域偏在	

	や診療科偏在の課題に対応するためにも専攻医確保にかかる対策を引き続き行っていくことが必要である。 したがって、複数の専門研修プログラムを持つ島根大学医学部附属病院が中心となり、県内の基幹施設と連携しながら各プログラムの魅力化を図るとともに、県内だけでなく県外の医師からも選んでもらえるよう情報発信に力を入れ専攻医確保を図っていく。 （２）事業の効率性 基幹施設である島根大学医学部附属病院に委託することにより、低コストで効率的に実施している。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 17】 研修医研修支援資金の貸与	【総事業費】 0 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県	
事業の期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成 27 年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いている。このような状況は特に特定診療科において顕著であり、医師確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標： 産婦人科における医師の充足率維持（R3 年度 88.1%）	
事業の内容（当初計画）	県内で産婦人科等の専門医取得を目指す初期臨床研修医や専門医養成プログラムにより研修を行う後期研修医に対して研修支援資金を貸与する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	研修支援資金貸与者の継続的確保 4 人／年	
アウトプット指標（達成値）	令和 5 年度事業は過年度計画により実施している。（過年度分事後評価参照）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 過年度計画により実施したため令和 3 年度計画分は執行していない。	
	（１）事業の有効性 令和 3 年度計画分は執行していない。 （２）事業の効率性 令和 3 年度計画分は執行していない。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 18】 地域医療支援センター運営事業	【総事業費】 100,000 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県	
事業の期間	令和3年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成27年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医師確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標： ・病院・公立診療所の医師の充足率（医師多数区域を除く二次医療圏） R2年度 78.9% → R3年度 83.3% → R6年度 90.0%	
事業の内容（当初計画）	・若手医師のキャリア形成支援、充実した研修体制の推進等を行い、医師の県内定着を図ることにより、本県の地域医療の確保を実現する。 ・医師の確保・定着のためには、働きやすい職場環境づくりが必要であるため、関係機関・団体等と連携し、県内女性医師等の復職支援等を行う相談窓口（えんネット）を設置運営する。 （委託先：一般社団法人しまね地域医療支援センター）	
アウトプット指標（当初の目標値）	・キャリア形成プログラムの作成数 223 人分 ・地域卒卒業医師数に対するキャリア形成プログラム参加医師数の割合 100% ・相談窓口における相談件数 50 件	
アウトプット指標（達成値）	・キャリア形成プログラムの作成数 249 人分 ・地域卒卒業医師数に対するキャリア形成プログラム参加医師数の割合 100% ・相談窓口における相談件数 21 件	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： R6. 10月に勤務医師実態調査を実施 （病院・公立診療所の医師の充足率 R6年度 85.1% うち全域が医師少数区域等の二次医療圏 R6年度 79.7%）	

	（１）事業の有効性 本事業の効果としては、支援センター登録医師の県内勤務医師数は着実に増加傾向にあるなど、取組の成果が現れつつある。また、病院・公立診療所の医師の充足率も向上しており、本事業は医師の確保に効果があった。 女性医師の復職支援相談窓口については、当初予定した相談件数に満たなかったが、引き続き窓口の周知等に取り組む。 （２）事業の効率性 研修病院合同説明会等の事業は、県全体として取り組むことにより、個々の病院が単独で取り組む場合と比較して、低コストで効率的かつ効果的に実施している。 また、地域医療支援学講座（寄附講座）と同じ建物（島根大学医学部）に設置し、密に連携することで卒前から切れ目のない支援を実施している。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.19】 地域勤務医師応援事業	【総事業費】 23,690 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	過疎地域、離島に所在する病院及びへき地診療所	
事業の期間	令和3年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成27年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医師確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標：病院・公立診療所の医師の充足率（医師多数区域を除く二次医療圏） R2年度 78.9% → R3年度 83.3% → R6年度 90.0%	
事業の内容(当初計画)	過疎地域、離島における医療機関の医師確保対策を支援するため、非常勤医師の応援を受け、その医師の応援を受けるために交通費等を支出した医療機関に対し、その経費の一部を支援する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	他の医療機関から非常勤医師の応援を受けることにより医師の負担軽減を図る医療機関の数 24 病院	
アウトプット指標 (達成値)	他の医療機関から非常勤医師の応援を受けることにより医師の負担軽減を図る医療機関の数 25 病院	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： R6.10月に勤務医師実態調査を実施 (病院・公立診療所の医師充足率 R6年度 85.1%)	
	(1) 事業の有効性 過疎地域、離島における医療機関が、非常勤医師に対し交通費等を支出することにより、非常勤医師の採用を促進することができた。 (2) 事業の効率性 特に医師が不足している過疎地域、離島における医療機関に限定して支援することで、効率的な実施ができた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 20】 医師確保計画推進事業	【総事業費】 57,389 千円
事業の対象となる区域	医師少数区域及び医師少数スポット	
事業の実施主体	県内医療機関等	
事業の期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成 27 年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師の不足や地域偏在など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医師確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。 アウトカム指標： ・しまね地域医療支援センター登録対象者のうち医師少数区域等で研修・勤務する医師数 R2 年度 82 人 → R3 年度 91 人 → R6 年度 114 人 ・病院・公立診療所の医師の充足率（医師多数区域を除く二次医療圏） R2 年度 78.9% → R3 年度 83.3% → R6 年度 90.0%	
事業の内容（当初計画）	医師確保計画の推進のため、県内医療機関等が実施する以下の取組を県が支援する。 (1)圏域の医療機関や自治体等と連携して実施する医師招聘事業 (2)医師多数区域から新規に常勤・非常勤雇用する医師を対象とし、1 年以上勤務することを返還免除の条件とする資金貸与制度を設け、当該制度に基づき事業を行った際にかかる経費 (3)医師少数区域又は医師少数スポットに所在する病院、へき地診療所へ医師の派遣を行うことで生じる逸失利益	
アウトプット指標（当初の目標値）	県内医療機関等が連携して取り組む医師招聘事業等 10 件	
アウトプット指標（達成値）	県内医療機関等が連携して取り組む医師招聘事業等 6 件	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： ・しまね地域医療支援センター登録対象者のうち 医師少数区域等で研修・勤務する医師数 R5 年度 144 人 ・病院・公立診療所の医師の充足率 全域が医師少数区域等の二次医療圏 R6 年度 79.7%	

	（１）事業の有効性 しまね地域医療支援センター登録対象者のうち医師少数区域等で研修・勤務する医師数、及び病院・公立診療所の医師の充足率（医師多数区域を除く二次医療圏）とも、増えており、医師少数区域等で勤務する医師の増加に寄与した。 しかし、取組実績は目標に達していないので、医療機関等へ事業の支援内容について引き続き周知していく。 （２）事業の効率性 適切な基準額、対象経費等を設定することにより、コストの低下を図っている。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 22】 看護職員の確保定着事業	【総事業費】 41,204 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県、県看護協会、県内に所在する医療機関	
事業の期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成 27 年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師・看護師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、看護職員確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標：病院の看護師の充足率 R2 年度 96.2% → R3 年度 97.0% → R6 年度 98.0%	
事業の内容（当初計画）	各病院の看護体制において中心的な役割を果たす中堅看護職員のモチベーション向上や資質向上を図るため、他医療機関等が開催する研修を受講するために要する経費の支援を行う。 また、各病院での看護職全体の資質向上や新人看護職員の育成、看護職員自身が安心して働ける職場環境づくりを推進するための支援を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・研修に参加する病院の数 20 病院 ・ナースセンターの運営 1 カ所	
アウトプット指標（達成値）	・研修に参加した病院の数 30 病院 ・ナースセンターの運営 1 カ所	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： R6. 10 月に看護職員実態調査を実施。 (病院の看護師の充足率 R6 年度 95.7%)	
	(1) 事業の有効性 看護師の充足率は横ばいだが、新人看護職員に対する研修や中堅看護職員に対するキャリアアップのための研修等を講ずることにより、看護職員の意欲向上やメンタル面での支援が可能となり、病院への定着、離職防止に繋げることができ、看護師の確保・定着に一定の効果があつた。(R4 県内病院における看護職員の離職率 8.2%。R4 全国平均 11.8%)	

	（２）事業の効率性 単独での研修開催が難しい中小病院に対して、新人職員向けの合同研修を行い、研修を集約化すること等で参加者や研修指導者の負担軽減を図り、効率的・経済的な研修実施等を行うことでコストの低下を図っている。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 23】 院内保育所運営事業	【総事業費】 26,839 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内に所在する病院	
事業の期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成 27 年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師・看護師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医療従事者の勤務環境改善に向けた取組を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標： ・病院・公立診療所の医師の充足率（医師多数区域を除く二次医療圏） R2 年度 78.9% → R3 年度 83.3% → R6 年度 90.0% ・病院の看護師の充足率 R2 年度 96.2% → R3 年度 97.0% → R6 年度 98.0%	
事業の内容（当初計画）	医療従事者の離職防止及び再就業を促進することで、良質な医療提供体制の確保を図るため、県内の病院及び診療所に勤務する職員のために保育施設を運営する事業について財政支援を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	院内保育所の運営費支援 9 カ所	
アウトプット指標（達成値）	院内保育所の運営費支援 8 カ所	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： R6. 10 月に勤務医師実態調査及び看護職員実態調査を実施 （病院・公立診療所の医師の充足率 R6 年度 85.1%） （病院の看護師の充足率 R6 年度 95.7%）	
	（１）事業の有効性 院内保育所を整備・運営することにより、育休からの早期復帰や退職防止につなげることができ、医療従事者の確保に効果があった。 （２）事業の効率性 旧国庫補助事業の補助要件からの拡充内容を最小限と	

	することで、コストの低下を図っている。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 25】 医療勤務環境改善支援センター事業	【総事業費】 0 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県	
事業の期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成 27 年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師・看護師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医療従事者の勤務環境改善に向けた取組を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標： ・病院・公立診療所の医師の充足率（医師多数区域を除く二次医療圏） R2 年度 78.9% → R3 年度 83.3% → R6 年度 90.0% ・病院の看護師の充足率 R2 年度 96.2% → R3 年度 97.0% → R6 年度 98.0%	
事業の内容（当初計画）	県内医療機関に勤務する、医師・看護師等の医療スタッフの離職防止や医療安全の確保を図るため、医療勤務環境改善支援センターを設置し、医療機関が自主的に行う勤務環境改善の取組を支援する。（訪問支援、相談対応のほか、医療機関への普及啓発等を行う）	
アウトプット指標（当初の目標値）	センターの支援により勤務環境改善計画を策定する医療機関数 4 施設	
アウトプット指標（達成値）	令和 5 年度事業は過年度計画により実施している。（過年度分事後評価参照）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 過年度計画により実施したため令和 3 年度計画分は執行していない。	
	（１）事業の有効性 令和 3 年度計画分は執行していない。 （２）事業の効率性 令和 3 年度計画分は執行していない。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.26】 医療従事者の確保に関する支援事業 医療従事者研修環境整備事業	【総事業費】 0 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内に所在する病院、郡市医師会	
事業の期間	令和3年4月1日～令和7年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成27年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師・看護師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医療従事者確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標： ・ 病院・公立診療所の医師の充足率 R2年度 82.1% → R3年度 83.3% ・ 病院の看護師の充足率 R2年度 96.2% → R3年度 97.0% → R6年度 98%	
事業の内容(当初計画)	・ 県内の医療従事者を確保するため、各病院が独自に取り組む医療従事者確保のための勧誘活動に要する経費を県が補助する。 ・ 県内の病院及び郡市医師会が、地域医療構想に基づき、二次医療圏域内において必要となる医療従事者の確保のための勧誘活動に要する経費を県が補助する。 ・ 二次医療圏ごとに、医療技術及び提供医療の質の向上を図るため、圏域内の医療従事者を対象とした研修を病院が実施する場合、研修実施に要する経費を県が補助する。(原則として二次医療圏で1病院を対象とする。)	
アウトプット指標 (当初の目標値)	・ 独自に医療従事者の確保に取り組む病院の数 16 病院 ・ 各医療圏域での研修開催 4 回	
アウトプット指標 (達成値)	令和5年度事業は過年度計画により実施している。(過年度分事後評価参照)	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 過年度計画により実施したため令和3年度計画分は執行していない。	
	(1) 事業の有効性 令和3年度計画分は執行していない。	

	(2) 事業の効率性 令和3年度計画分は執行していない。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 27】 地域医療教育推進事業	【総事業費】 12,026 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内市町村	
事業の期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成 27 年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師・看護師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医療従事者確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標： 県内からの医学科進学者数 R2 年度 35 人 → R3 年度 50 人	
事業の内容（当初計画）	継続的かつ安定的な医療提供体制の確保を図るため次の取組を実施する。 ・小中学校がふるさと教育として「地域医療」をテーマとした授業等を実施するために必要な経費を県が補助。 ・中・高校生を対象とした地域医療現場体験事業（院内見学や医師・医学生等との意見交換など）の実施。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・ふるさと教育（地域医療）に取り組む小中学校数 150 校 ・体験事業実施数 6 回	
アウトプット指標（達成値）	・ふるさと教育（地域医療）に取り組む小中学校数 132 校 ・体験事業実施数 8 回	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 県内からの医学科進学者数 R6 年度 28 人	
	（1）事業の有効性 小中学生の時期から地域医療の現状及び課題を知り、ふるさととの将来に自分が果たすべき役割を考える機会を設けることに努めたが、目標としていた数値には到達しなかった。 新型コロナウイルス感染症の影響により実施を中断していた、中・高校生を対象とした医療現場体験事業については、実施を再開し、目標の実施数を達成した。 本事業に参加した児童、生徒が県内で医師として勤務し	

	ており一定の効果が得られている。 (2) 事業の効率性 各小中学校で工夫しながら授業を構成しており、県が直接実施する場合と比較して、地域の実情に応じて低コストで効率的にふるさと教育を実施することができる。 中高生の医療現場体験は、県内医療機関の協力を得ながら生徒の休業期間中に集中して行うことで、最小限の実施回数で効率的に実施している。 引き続き、県教育委員会と連携・役割分担し、事業の魅力化、効率化について検討を続ける。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 基盤整備	
	(中項目) 基盤整備	
	(小項目) 人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業	
事業名	【No. 1】 人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業 事業認証評価制度実施事業	【総事業費】 65千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	介護事業者の人材育成・確保の取り組みを「見える化」し、介護事業者の切磋琢磨を進め、業界全体のレベルアップとボトムアップを推進するとともに、介護職を志す者の参入と定着促進を図る必要がある。 アウトカム指標：令和5年度からの認証評価制度導入	
事業の内容（当初計画）	介護人材に取り組む事業者に対する認証評価制度の導入	
アウトプット指標（当初の目標値）	認証評価制度（宣言制度）の導入	
アウトプット指標（達成値）	認証評価制度（宣言制度）の開始	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 宣言を行った事業所（法人）数 4 法人	
	（1）事業の有効性 福祉・介護人材の育成や、処遇・職場環境の改善による定着促進に取り組む福祉・介護事業者が「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所」として宣言し、自らの取組について若者や求職者へ情報発信することで、福祉・介護業界への参入の促進を図ることができる。 （2）事業の効率性 ホームページバナーなどの広報媒体を作成し、制度周知を行った。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 参入促進 (中項目) 介護人材の「すそ野拡大」 (小項目) 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業	
事業名	【No. 2 (介護分)】 権利擁護人材育成事業 (普及啓発事業)	【総事業費 (計画期間の総額)】 984千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	松江市、出雲市、大田市、浜田市、益田市、江津市、邑南町の区域	
事業の実施主体	松江市、出雲市、大田市、浜田市、益田市、江津市、邑南町	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進行に伴い増加の見込まれる、親族等による成年後見の困難な人々(例：認知症高齢者等)への、成年後見人材の確保。	
	アウトカム指標	アウトカム指標：セミナー等参加人数300人
事業の内容	一般住民に対し、成年(市民)後見人制度の概要や成年(市民)後見人の必要性、役割等を広く周知するための講演会、セミナーを開催する。	
アウトプット指標(当初の目標値)	セミナー等開催：4～5回	
アウトプット指標(達成値)	セミナー等開催：30回	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 セミナー等開催：30回	
	(1) 事業の有効性 まずは市民に対し、成年後見制度そのものへの認知度を高め、併せて市民後見人の必要性についての理解も深めることが重要であると考えており、このような啓発活動は今後も継続すべき有効な事業である。 (2) 事業の効率性 市町村が普及啓発する際に、広報誌を活用する等により、事業費の効率的運用に努めている。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 参入促進 (中項目) 介護人材の「すそ野」拡大 (小項目) 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業	
事業名	【No. 3 (介護分)】 介護や介護の仕事理解促進事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 919千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	2025年に向けて介護人材の確保が喫緊の課題となる中、介護の魅力を広く発信し、介護の社会的評価を高めることにより、介護につきまとうネガティブなイメージを払拭し、若年層が将来の職業として「介護」を選択する機運の醸成が必要になっている。	
アウトカム指標	アウトカム指標：介護や介護の仕事へのイメージアップ等を感じる介護関係者及び一般県民の人数増加につなげる。	
事業の内容	①シルバーウィーク（9月）から介護の日前後の期間（11月）を中心に、介護や介護の仕事に関する理解を深める啓発活動を実施する。 ②年間を通じた介護の普及啓発活動に取り組む。	
アウトプット指標（当初の目標値）	啓発活動に取り組む団体数：39	
アウトプット指標（達成値）	啓発活動に取り組む団体数：39	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 啓発活動に取り組む団体数：39	
	（1）事業の有効性 益田市で介護の日イベントを実施し、一般の方に向けて。介護や介護の仕事理解促進や魅力を啓発することができる。 （2）事業の効率性 一般の方が参加しやすいイベントを実施することで、介護や介護の仕事の魅力発信ができ、職業選択における介護分野への参入促進に繋がる。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 参入促進 (中項目) 介護人材の「すそ野」拡大 (小項目) 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業	
事業名	【No. 4 (介護分)】 保険者等による福祉介護人材確保・定着促進事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 3,050千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	介護人材の確保の状況は、地域の実情により異なるため、市町村の地域の実情に応じた確保対策や定着促進に係る取組も重要となっている。	
アウトカム指標	アウトカム指標：2025年度における介護職員需給ギャップ（461人）の緩和	
事業の内容	市町村が地域単位で実施する人材確保対策・定着促進事業を支援する。 ・介護や介護の仕事に係る普及啓発活動 ・未経験者や潜在的な介護人材の参入促進 等	
アウトプット指標（当初の目標値）	事業実施市町村数：11（保険者）	
アウトプット指標（達成値）	事業実施市町村数：11（保険者）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 事業実施市町村数：11（保険者）	
	（１）事業の有効性 広域保険者、市町村が実施する人材確保対策・定着促進事業の実施を支援し、介護人材の確保、定着に資する事業を実施する （２）事業の効率性 広域保険者、市町村がそれぞれ独自で実施する人材確保対策・定着促進事業をの实施を支援することにより、介護人材の確保・定着に資する事業を実施することができる	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 参入促進 (中項目) 介護人材の「すそ野」拡大 (小項目) 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験事業	
事業名	【No. 5 (介護分)】 介護とのふれあい体験推進事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 173千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	2025年に向けて介護人材の確保が喫緊の課題となる中、介護分野の職種については、小中高生が身近に感じる機会が少なく、将来の職業として意識されにくい。また、介護職についての正しい知識がないまま、伝聞によるマイナスイメージが先行する傾向がある。 介護職場の将来を担う子どもたちに対して「介護とのふれあいの場」を教育段階に応じて継続的に提供し、就業に向けたイメージを育てる必要がある。	
	アウトカム指標	アウトカム指標：市町村と協力し、介護の仕事に関心を持ったと感じる参加児童・生徒数を増やす。
事業の内容	中高生向け介護の職場体験：夏休みに介護施設での介護体験をしてもらう。体験の感想や気付きなどの声を冊子にするなどして情報発信を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	参加人数 中高生200人	
アウトプット指標（達成値）	参加人数 中高生 104人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 参加人数 中高生人	
	（1）事業の有効性 中高生に対しては、夏休み介護職場体験を通じて、就業に向けたイメージを具体化してもらうことで、将来の介護職場へ就職・定着する人材の育成につながっている。	
	（2）事業の効率性 より参加者数を増やすため、参加しやすい夏休み期間を利用する。 また、参加者にはアンケート調査等を行い、今後の若い世代の介護職場への就労につながる取組への参考としている。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 参入促進 (中項目) 地域のマッチング機能強化 (小項目) 多様な人材層(若者・女性・高齢者)の参入促進事業	
事業名	【No. 6 (介護分)】 介護助手等普及推進事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 204千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	福祉・介護職場における人材不足の解消は、喫緊の課題となっており介護人材確保と離職防止の強化が必要。 介護職場の業務仕分けを行い、必ずしも介護職員が行わなくても良い事業を仕分けし、介護助手等に担っていただくことで、介護人材の確保と離職防止につなげていく。	
アウトカム指標	アウトカム指標：2025年度における介護職員需給ギャップ(461人)の解消	
事業の内容	県福祉人材センターへの委託により介護事業所等を対象とした介護助手等の導入に関する研修会を開催	
アウトプット指標(当初の目標値)	研修会の開催9回	
アウトプット指標(達成値)	研修会の開催1回	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 参加事業所数 4事業所	
	(1) 事業の有効性 介護現場の生産性向上の取組について意欲があり、介護助手の導入に興味があるが、具体的手法が分からず取り組めていない事業者を対象に研修会を実施することで、介護助手の導入を促すことができる。	
	(2) 事業の効率性 受講した事業者に対して実態調査を実施し、次年度以降の施策の検討材料とした。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 参入促進	
	(中項目) 介護人材の「すそ野拡大」	
	(小項目) 介護分野への就職に向けた支援金貸付事業	
事業名	【No. 3 (介護分)】 福祉系高校修学資金貸付事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 1,285千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	・福祉・介護職場における人材不足の解消は、喫緊の課題であり、2025年までの高齢化の進行と人材需給バランスを見据えた介護人材確保対策の強化が必要となっている。 ・福祉系高校に修学し、介護福祉士を目指す生徒に修学資金を貸し付けることにより、生徒の確保を図る必要がある。	
	アウトカム指標	アウトカム指標：2025年度における介護職員需給ギャップ（461人）の緩和
事業の内容	県内の介護職場に就労することを目指す福祉系高校の生徒に対し、修学資金を貸付け、介護業務従事で返還免除とする 県社会福祉協議会に対し貸付け原資を補助金交付する	
アウトプット指標（当初の目標値）	福祉系高校生のうち修学資金を活用し、介護業務に従事する者 年：20名	
アウトプット指標（達成値）	福祉系高校生のうち修学資金を活用し、介護業務に従事する者 年：8名	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 福祉系高校生のうち修学資金を活用し、介護業務に従事する者 年：8名	
	（1）事業の有効性 介護福祉士資格取得を目指し、介護職場で就労しようとしている福祉系高校生に受験対策費用等を貸し付けることにより、生徒の確保につながっている。 （2）事業の効率性 県（社協）が補助金を交付することにより、介護職場に就労しようとしている福祉系高校生を支援することができる。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 参入促進	
	(中項目) 介護人材の「すそ野拡大」	
	(小項目) 介護分野への就職に向けた支援金貸付事業	
事業名	【No. 8 (介護分)】 介護分野就職支援金貸付事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 480千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	・福祉・介護職場における人材不足の解消は、喫緊の課題であり、2025年までの高齢化の進行と人材需給バランスを見据えた介護人材確保対策の強化が必要となっている。 ・他業種で働いていた者の介護分野への参入を促進するため、就職支援金を貸し付けることにより、介護人材の確保を図る必要がある。	
アウトカム指標	アウトカム指標：2025年度における介護職員需給ギャップ（461人）の緩和	
事業の内容	他業種で働いていた者等の介護分野への参入に係る就職支援金を貸付け、介護業務従事で返還免除	
アウトプット指標（当初の目標値）	貸付事業を活用し、介護分野での就労を行う者 30人／年	
アウトプット指標（達成値）	貸付事業を活用し、介護分野での就労を行う者 2人／年	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 貸付事業を活用し、介護分野での就労を行う者 2人／年	
	(1) 事業の有効性 介護分野以外に就労していた者が、介護分野に就労する場合に20万円を貸しつけることにより、介護分野への就労を促すとともに、新たに就労する者の安定した就労につながっている。 (2) 事業の効率性 県（社協）が補助金を交付することにより、介護分野以外に就労していた者が、介護分野に就職しようとする場合に支援することができている。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 資質の向上	
	(中項目) キャリアアップ研修の支援	
	(小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業	
事業名	【No. 9 (介護分)】 訪問看護ステーション出向研修事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 2,231千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域包括ケアを推進する上で訪問看護は不可欠の事業であるが、それを担う訪問看護ステーションにおいて、訪問看護師等の介護人材確保が困難な状況にある。また本県では訪問看護における介護保険適用の割合が医療保険適用よりも多く、介護人材としての訪問看護ステーションの従事者確保は重要課題である。	
アウトカム指標	アウトカム指標：出向研修修了者：7人	
事業の内容	病院の看護師が一定期間、地域の訪問看護ステーションに出向し、訪問看護に従事しながら退院支援・在宅療養支援のスキルアップを図ることにより、訪問看護が担える看護師の養成を進める。	
アウトプット指標（当初の目標値）	出向研修修了者：7人	
アウトプット指標（達成値）	出向研修修了者：6人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 出向研修修了者：6人	
	（1）事業の有効性 ・本事業を通じ、出向者が訪問看護での学びを病院内で共有・活用していくことにより、病院における訪問看護の理解を促進し、魅力を発信することにつながり、また、出向元の病院と出向先の訪問看護ステーション間での退院支援・退院調整の円滑化、連携強化が図られている。 ・病院看護師が本事業に参加することで、訪問看護に興味を持ち、将来的に訪問看護の担い手となり得る看護人材を地域に増やすことにつながっている。 ・研修期間、訪問看護ステーションでは人員が増えるため、その他の訪問看護師が研修に参加できる等、訪問看護ステーションの質の向上に繋がっている。 （2）事業の効率性 コーディネーターを配置することで、病院と訪問看護ステーション間のマッチング、出向条件の調整、出向期間中の情報共有や相談支援等をスムーズにし、効果的な事業実施につながっている。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 資質の向上 (中項目) キャリアアップ研修の支援 (小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業	
事業名	【No. 10 (介護分)】 新卒等訪問看護師育成事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 4,127千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域包括ケアを推進する上で訪問看護は必要不可欠の事業であるが、それを担う訪問看護ステーションにおいて、訪問看護師等の介護人材確保が困難な状況にあり、さらには50代以上の看護職員の比率が55%以上と若年層の人材確保が喫緊の課題である。	
アウトカム指標	アウトカム指標：新卒等訪問看護師の採用人数	
事業の内容	訪問看護ステーションに採用された新人看護師のための体系的な育成プログラムを構築し、安心して就職し働ける体制を整備する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	新卒訪問看護師の採用：2人	
アウトプット指標（達成値）	新卒訪問看護師の採用：2人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 新卒訪問看護師の採用：1人	
	（１）事業の有効性 育成プログラムの構築と訪問看護ステーションへの支援をすることにより、新卒者の育成経験のない訪問看護ステーションにおいても新卒の訪問看護師を採用につなげることができている。	
	（２）事業の効率性 新卒者を受け入れる訪問看護ステーションの管理者や指導者、スタッフが、新卒者を育てるためにはどのように進めたらよいかをまとめたプログラムを参考にすることで、組織として目線を合わせた人材育成が図られている。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 資質の向上	
	(中項目) キャリアアップ研修の支援	
	(小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業	
事業名	【No. 11 (介護分)】 介護人材資質向上支援事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 2,497千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成28年度に実施した介護人材確保に関する事業者向けアンケート結果では、人材確保にとって優先度の高い事業として研修機会の確保が上位にあり、様々な職種・団体において研修活動を活発化することで、サービスの質の向上のみならず人材確保にもつながることが見込まれる。	
アウトカム指標	アウトカム指標：2025年度における介護職員需給ギャップ（461人）の緩和	
事業の内容	介護事業者の団体や職能団体が実施する介護人材の資質向上のための各種研修（介護予防の推進に資するOT, PT, ST指導者育成含む）を支援し、介護サービスの質の向上と人材定着を図る。	
アウトプット指標（当初の目標値）	アウトプット指標：延べ受講者数700人（研修実施7団体×各延べ100人受講）	
アウトプット指標（達成値）	アウトプット指標：延べ受講者数 約500人（研修実施6団体）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 アウトプット指標：延べ受講者数約500人	
	（1）事業の有効性 全県的な団体又は職能団体が実施する研修を補助することで、広域的な研修機会の確保に繋がり、介護サービスに従事する者や介護予防推進の担い手となる者の資質向上が行えた。 （2）事業の効率性 中堅職員のキャリアアップや、介護予防推進の指導者育成に繋がることで、より質の高いサービスの提供が行え、また若手職員等へのフォロー体制強化にも繋がり定着促進が行える。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 資質の向上	
	(中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成	
	(小項目) 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業	
事業名	【No. 12 (介護分)】 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 577千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	認知症の人及びMC Iの人が、容態に応じた適時・適切な医療・介護が受けられる体制の構築を図る。	
アウトカム指標	アウトカム指標：認知症ケアパスを作成・活用する市町村数 19市町村	
事業の内容	別紙のとおり	
アウトプット指標（当初の目標値）	別紙のとおり	
アウトプット指標（達成値）	1 介護従事者向け認知症研修事業 (1) 認知症対応型サービス事業管理者研修修了者 41人 (2) 認知症対応型サービス事業開設者研修修了者 11人 (3) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修修了者 22人 (4) 認知症介護基礎研修修了者 975人 2 認知症サポート医養成研修 認知症サポート医の養成数 17名 3 認知症サポート医フォローアップ研修事業 研修参加認知症サポート医 名中 95名 4 かかりつけ医等認知症対応力研修修了者 0人 5 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業 研修参加者数 38人 6 認知症初期集中支援チーム員育成のための研修 初期集中支援チーム設置市町村数19か所 7 看護師の認知症対応力向上研修修了者 75人 8 認知症介護指導者フォローアップ研修修了者 1人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 認知症ケアパスを作成・活用する市町村数 18市町村	
	（1）事業の有効性 ○介護従事者研修受講生が増加し、施設における認知症ケアの向上が図られた。 ○「認知症初期集中支援チーム員」「認知症地域支援推進員」の研修受講により、市町村で配置に向けた取り組みが進んだ。（早期発見・早期対応の取組が進んだ） ○認知症サポート医が増加し、認知症の診療体制の整備が図られた。 ○医療従事者の研修により、医療現場での認知症対応力向上が図られた。 （2）事業の効率性 ○介護従事者研修会を福祉人材センターに委託することで、効率的に実施できた。 ○認知症初期集中支援チーム員研修、認知症地域支援員研修、認知症サポート医養成研修を国が認めた研修センターに委託して実施することで効果的、効率的に実施できた。 ○認知症対応力向上研修を認知症疾患医療センター、看護協会と連携して実施することで、効果的、効率的に実施できた。	
その他		

(別紙)

事業の内容

- 1 介護従事者向け認知症研修事業
介護サービス事業所等の管理者等に対して、認知症ケアに必要な知識や技術などを修得させ、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図る。
- 2 認知症サポート医養成研修
国立長寿医療研究センターに委託して、かかりつけ医等への助言や地域連携その推進役になる認知症サポート医を養成する。
- 3 認知症サポート医フォローアップ研修事業
認知症サポート医に対して認知症の診断・治療・ケア等に関する研修、症例検討、グループ討議等を実施し、地域における認知症の人への支援体制の充実・強化を図るとともに、地域における認知症サポート医同士の連携強化を図る。
- 4 かかりつけ医等認知症対応力研修
かかりつけ医に対し、適切な認知症診療の知識・技術や認知症の人とその家族を支える知識と方法を習得するための研修を実施し、認知症の初期からの支援体制の構築を図る。
また、歯科医師、薬剤師に対しても、医療と介護の連携の重要性等を習得するための研修を実施し、認知症の支援体制構築の担い手づくりを図る。
- 5 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業
病院勤務の医師、看護師等の医療従事者に対し、認知症の人や家族を支えるために必要な基本知識や、医療と介護の連携の重要性、認知症ケアの原則等の知識について習得するための研修を実施し、病院での認知症の人の手術や処置等の適切な実施の確保を図る。
- 6 認知症初期集中支援チーム員育成のための研修
認知症初期集中支援チームの構成員要件となる研修を、国立長寿医療研究センターに委託して実施する。
- 7 看護師の認知症対応力向上研修
看護師に対して、適切な認知症診療の知識・技術や認知症の人本人とその家族を支える知識と方法を習得するための研修を実施し、認知症の初期からの支援体制の構築を図る。
- 8 認知症介護指導者フォローアップ研修
認知症介護実践者研修を企画・立案し、研修を実施する指導者に対し、最新の専門知識や技術を習得するための研修を認知症介護研究・研修センターに委託して実施する。

アウトプット指標

- 1 介護従事者向け認知症研修事業
 - (1) 認知症対応型サービス事業管理者研修修了者 48人
 - (2) 認知症対応型サービス事業開設者研修修了者 24人
 - (3) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修修了者 24人
 - (4) 認知症介護基礎研修修了者 135人
- 2 認知症サポート医養成研修 認知症サポート医の養成数 18名
- 3 認知症サポート医フォローアップ研修事業 研修参加認知症サポート医 100名中35名
- 4 かかりつけ医等認知症対応力研修修了者 70人
- 5 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業 研修参加者数 70人
- 6 認知症初期集中支援チーム員育成のための研修 初期集中支援チーム設置市町村数19か所
- 7 看護師の認知症対応力向上研修修了者 60人
- 8 認知症介護指導者フォローアップ研修修了者 1人

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 資質の向上	
	(中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成	
	(小項目) 地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上事業	
事業名	【No. 13 (介護分)】 在宅医療・介護連携事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 2,357千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域ケア個別会議・地域ケア推進会議を効果的に開催し、地域包括ケアシステムの構築を図る。	
アウトカム指標	アウトカム指標：地域ケア推進会議の開催 19市町村	
事業の内容	地域包括支援センター等に従事する職員の資質向上や在宅医療・介護連携の取り組みを推進するために、研修会や検討会を開催する。また住民理解を促進する啓発資材の作成や講演会を開催する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	全県の地域包括支援センターから出席 100人 各圏域ごとの取り組み実施（検討会、研修会、啓発資材作成） 7圏域	
アウトプット指標（達成値）	全県の地域包括支援センターから出席 131人 各圏域ごとの取り組み実施（検討会、研修会、啓発資材作成） 7圏域	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 地域ケア推進会議の開催 19市町村	
	（1）事業の有効性 ○各圏域や市町村における在宅医療・介護連携に向けて、多職種による顔の見える関係づくりや、医療従事者・介護従事者など関係者の資質向上につながっている。 （2）事業の効率性 ○各保健所の地域包括ケア推進スタッフや市町村担当者とも協働・連携することで、効率的な会議や研修実施につながっている。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 資質の向上	
	(中項目) 地域包括ケア構築ための広域的人材養成	
	(小項目) 地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上事業	
事業名	【No. 14 (介護分)】 生活支援コーディネーター活動支援研修事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 1,584千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域包括ケアを推進するために、地域資源の発掘や関係者のネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」の配置が必要とされている。	
	アウトカム指標	アウトカム指標：研修を受けて生活支援コーディネーターとなる者の数の増加と質の向上を図る。 生活支援コーディネーター養成研修：50人 生活支援コーディネーターフォローアップ研修：80人
事業の内容	生活支援コーディネーター養成のための研修を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	アウトプット指標：受講者数 生活支援コーディネーター養成研修：50人 生活支援コーディネーターフォローアップ研修（情報交換会）：80人	
アウトプット指標（達成値）	アウトプット指標：受講者数 生活支援コーディネーター養成研修：20人 生活支援コーディネーターフォローアップ研修（情報交換会）：43人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 生活支援コーディネーター養成研修：20人 生活支援コーディネーターフォローアップ研修（情報交換会）：43人	
	（1）事業の有効性 生活支援コーディネーターに資格要件はないが、都道府県が行う養成研修を修了することが望ましいとされており、この研修を実施することで、生活支援コーディネーターの地域での有効的な活動につながっている。 （2）事業の効率性 地域支援事業実施者である市町村や介護保険者が独自に養成研修を実施することは非効率であり、生活支援コーディネーターの横の連携にもつながることから、県で実施することが効率的である。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 資質の向上 (中項目) 地域包括ケア構築ための広域的人材養成 (小項目) 権利擁護人材育成事業	
事業名	【No. 15 (介護分)】 権利擁護人材育成事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 2,140千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	松江市、出雲市、大田市、浜田市、益田市、江津市、邑南町の区域	
事業の実施主体	市町村（松江市、出雲市、大田市、浜田市、益田市、江津市、邑南町）	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進行に伴い増加の見込まれる、親族等による成年後見の困難な人々(例：認知症高齢者等)への、成年後見人材の確保。	
アウトカム指標	アウトカム指標：市民後見人名簿登録者数の増加	
事業の内容	・ 市民後見人養成研修の実施 ・ 権利擁護人材（市民後見人、法人後見支援員等）の活動を継続的に支援するための体制の構築 ・ 市民後見人の活動マニュアル（仮称）等の作成 ・ 認知症高齢者等の権利擁護に関する相談業務の充実	
アウトプット指標（当初の目標値）	・ 市民後見人養成研修の受講者数:100人	
アウトプット指標（達成値）	・ 市民後見人養成研修の受講者数:135人、フォローアップ等158人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 ・ 市民後見人名簿新規登録者:47人	
	（１）事業の有効性 新規の研修受講者だけでなく過去の研修受講者向けのフォローアップ・スキルアップを目的とした研修や、研修修了者が高齢者の権利擁護のために活動する上で必要とされる支援体制の整備も実施されており、権利擁護人材の確保・育成を図る上で有効な事業内容となっている。	
その他	（２）事業の効率性 実施主体である市町村においては、日常生活自立支援事業や法人後見事業で権利擁護に係るノウハウを有する市社会福祉協議会に委託することにより、切れ目のない権利擁護の支援体制構築に向け効率的な研修会を実施することができた。	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 資質の向上 (中項目) 地域包括ケア構築ための広域的人材養成 (小項目) 権利擁護人材育成事業	
事業名	【No. 15 (介護分)】 介護相談員育成に係わる研修支援事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 107千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	介護サービスの適正化、地域包括ケアの推進、高齢者の権利擁護の観点から、サービス利用者へのサポートや地域住民等に対する認知症の理解促進といった役割を担う介護相談員の重要性が高まっている。	
アウトカム指標	アウトカム指標：介護相談員の養成、活動人数の維持	
事業の内容	・ 介護相談員養成研修受講時の経費支援、研修会（相談員活動報告会議）の運営実施により、介護相談員の養成と資質向上を図る。 ・ 養成研修事業担当者研修への参加により、事業への理解を深める。	
アウトプット指標（当初の目標値）	介護相談員活動人数：およそ60名（参考：H30. 10…69名、R2. 9…61名） 養成研修終了者数：5名	
アウトプット指標（達成値）	介護相談員活動人数：60名 養成研修終了者数：1名	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 介護相談員活動人数：60名 養成研修終了者数：1名	
	（１）事業の有効性 ○利用者の権利擁護とサービスの質的向上に向けて、相談員となる者が養成研修を受講することにより、専門的知識や技能の習得など、介護サービス相談員の育成・資質向上につながっている。	
	（２）事業の効率性 ○介護サービス相談員養成研修を介護サービス相談・地域づくり連絡会へ委託することにより効率的に実施できている。	
その他		

3. 計画に基づき実施する事業

(事業区分5：介護従事者の確保に関する事業)

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業 (大項目) 労働環境・処遇の改善 (中項目) 外国人介護人材受入れ環境整備 (小項目) 外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業	
事業名	【No. 17 (介護分)】 外国人介護人材受入れ施設環境整備事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 1,264千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	・福祉・介護職場における人材不足の解消は、喫緊の課題であり、2025年までの高齢化の進行と人材需給バランスを見据えた介護人材確保対策の強化が必要となっている。 ・今後、増加が見込まれる外国人介護人材の受入を検討するにあたり、介護施設等においてコミュニケーションや文化・風習への配慮等への不安や、外国人介護人材に学習支援や生活支援できる体制が十分でないという実態がある。 ・こうした実態を踏まえ、介護施設等の不安を和らげるとともに、外国人介護人材が円滑に就労・定着できる環境を整備する必要がある。 アウトカム指標：2025年度における介護職員需給ギャップ（1,006人）の緩和	
事業の内容	介護施設等が外国人受入のために要する多言語翻訳機の導入にかかる経費や外国人職員の学習支援に係る経費の助成	
アウトプット指標（当初の目標値）	外国人介護人材受入れ施設数 40施設	
アウトプット指標（達成値）	外国人介護人材の受入れ環境を整備することにより、介護人材の確保を図る。 外国人介護人材受入れ施設数 11施設	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 外国人介護人材の受入れ環境を整備することにより、介護人材の確保を図る。 (1) 事業の有効性 外国人介護人材が介護施設等の介護現場で働くにあたり、介護職としての技能や利用者等とのコミュニケーション能力等の習得は重要である。介護施設等がその習得の後押しをすることは外国人介護職員の確保を図る上で有効である。 (2) 事業の効率性 県が外国人介護人材を受け入れ、介護福祉士の資格取得支援や利用者等とのコミュニケーション能力等の習得のために行う事業について、補助金を交付することにより、介護施設等の負担軽減を諮り、将来の介護施設での外国人職員の確保を進めることができる。	
備考（注3）		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 労働環境・処遇の改善 (中項目) 緊急時介護人材等支援 (小項目) 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業	
事業名	【No. 18】 介護サービス継続支援事業（コロナ）	【総事業費】 3,937千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	介護サービスは、要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものであるため、新型コロナウイルスの感染等によりサービス提供に必要な職員が不足した場合でもサービスの継続が求められる。 アウトカム指標：介護サービス事業所・施設等による介護サービスの提供の継続	
事業の内容（当初計画）	新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援するとともに、平時から緊急時に備えた応援派遣体制を構築する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	緊急時に備えた応援体制の構築並びに緊急時における介護人材の確保及び職場環境の復旧・改善	
アウトプット指標（達成値）	緊急時に備えた応援体制の構築並びに緊急時における介護人材の確保及び職場環境の復旧・改善	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 緊急時に備えた応援体制の構築並びに緊急時における介護人材の確保及び職場環境の復旧・改善	
	（1）事業の有効性 介護サービス事業所・施設等において、新型コロナウイルスへの感染防止対策を行うことにより、介護を必要とする高齢者やその家族の日常生活の維持に必要なサービスを提供する体制を確保することにつながる。 （2）事業の効率性 介護サービス事業所・施設等における新型コロナウイルスへの感染防止対策を支援することにより、必要な介護人材の確保が可能となる。	
その他		

事業の区分	6. 勤務医の働き方改革の推進に関する事業	
事業名	【No.30】 地域医療勤務環境改善体制整備事業	【総事業費】 7,809 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内に所在する医療機関	
事業の期間	令和3年4月1日～令和7年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	2024 年 4 月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始に向け、医師の労働時間短縮を進める必要がある。	
	アウトカム指標： ・医師の労働時間が短縮された医療機関数 3 施設	
事業の内容（当初計画）	医師の労働時間短縮に向けた取組を総合的に実施するために必要な費用を支援する。	
アウトプット指標（当初目標値）	対象となる施設数 3 施設	
アウトプット指標（達成値）	令和5年度は2施設を支援	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 医師の労働時間が縮減された医療機関数 2 施設	
	（1）事業の有効性 事業の実施により、医療機関における医師の労働時間の縮減が図られたため効果があった。 （2）事業の効率性 補助対象者を限定しているため、効率的な支援となっている。	
その他		

令和 2 年度島根県計画に関する 事後評価

令和 7 年 1 月
島根県

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

☒ 行った

(実施状況)

- ・令和3年3月18日 令和2年度第2回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。
- ・令和4年3月11日 令和3年度第4回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。
- ・令和5年3月10日 令和4年度第3回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。
- ・令和6年3月9日 令和5年度第3回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。

☐ 行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

(2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

特になし

2. 目標の達成状況

令和2年度島根県計画に規定した目標を再掲し、令和5年度終了時における目標の達成状況について記載。

■島根県全体

1. 島根県の医療と介護の総合的な確保に関する目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

各圏域で合意が得られた病床の機能分化・連携に資する施設設備整備を始めとする様々な取組について総合的な支援を行う。

また、しまね医療情報ネットワーク（以下、「まめネット」）のさらなる利便性の向上を図ることにより、病病連携、病診連携の強化や中山間・離島地域の診療支援、地域包括ケアシステム構築のための多職種連携などに取り組む。

（数値目標）

- ・R2年度基金を活用した取組による県内医療機関の病床変動数
高度急性期・急性期機能▲238床、回復期機能74床、慢性期機能▲86床
- ・病床の機能分化・連携に資する施設整備等の取組を行う医療機関数
4施設（R2年度）
- ・病床の機能分化・連携促進につながる取組を行う区域数
7区域（県全区域）（R2年度）
- ・まめネット連携カルテの閲覧件数（月平均）
3,099件（H30年度）→3,700件（R2年度）
- ・まめネットカード発行枚数（県民の参加数）
57,074枚（R2.1）→60,000枚（R3.3）

＜地域医療構想で策定した各圏域の必要病床数＞

（2016年度）

	病床数 合 計	一般 病床	療養 病床
松 江	3,089	2,585	504
雲 南	598	405	193
出 雲	2,361	1,750	611
大 田	647	457	190
浜 田	1,128	731	397
益 田	847	595	252
隠 岐	135	111	24
県合計	8,805	6,634	2,171

（2025年度）

	病床数 合 計	高度 急性期	急性期	回復期	慢性期	増減数	増減率 (%)
松 江	2,474	212	810	712	740	▲615	▲19.9
雲 南	523	15	113	254	141	▲75	▲12.5
出 雲	1,661	255	644	421	341	▲700	▲29.6
大 田	403	13	93	174	123	▲244	▲37.7
浜 田	760	62	255	212	231	▲368	▲32.6
益 田	613	47	214	179	173	▲234	▲27.6
隠 岐	135	8	39	50	38	0	0.0
県合計	6,569	612	2,168	2,002	1,787	▲2,236	▲25.4

② 居宅等における医療の提供に関する事業

構想区域内完結型の在宅医療提供体制が整備されるよう、従事者確保対策、在宅療養に関する理解促進、多職種連携の強化や条件不利地域における体制整備などに取り組む。

(数値目標)

- ・ 往診・訪問診療を行う医療機関の割合の維持 (R2. 1. 1 時点 31. 1%)
- ・ 訪問診療を受けている患者数
5, 982 人 (H28 年度) → 6, 132 人 (R2 年度)
- ・ 訪問看護ステーションにおける看護職員数 (常勤換算)
412. 5 人 (R1. 10) → 430 人 (R2. 10)
- ・ 往診・訪問診療を行う歯科診療所数の維持 (R2. 1. 1 時点 43. 1%)
- ・ 2025 年までに特定行為を行う看護師 100 名を養成
- ・ まめネットカード発行枚数 (県民の参加数)
57, 074 枚 (R2. 1) → 60, 000 枚 (R3. 3)

③ 介護施設等の整備に関する事業

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 7 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

(数値目標) ※数値目標は、第 7 期介護保険事業計画に基づくもの (平成 29 年度 → 令和 2 年度)

- ・ 特別養護老人ホーム多床室のプライバシー保護のための改修 1 施設 (55 床)
- ・ 介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換 2 施設 (87 床)
- ・ 介護医療院 1 施設 (100 床)
- ・ 小規模介護医療院 2 施設 (41 床)
- ・ 認知症高齢者グループホーム 3 施設 (36 床)
- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、介護施設等へ配布するマスク等の衛生用品の一括購入を行う。また、簡易陰圧装置・換気設備の設置に対して支援を行う。

マスク等の衛生用品

簡易陰圧装置 63 施設

換気設備 40 施設

④ 医療従事者の確保に関する事業

平成 27 年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医療従事者の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いている。このような状況の中で、地域における医療提供体制が整備されるよう、さらなる従事者確保対策、地域偏在是

正対策や勤務環境改善に向けた取組などを行う。

また、県内における薬剤師・歯科衛生士の偏在が顕著であり特に県西部において不足が深刻であることから、その他の職種においても必要な医療従事者の確保対策を行い、地域全体で多職種によるチーム医療を維持、拡大することを目標とする。

(数値目標)

・しまね地域医療支援センターへの登録者対象者のうち医師少数区域等で研修・勤務する医師数

74 人 (R1 年度) → 114 人 (R6 年度)

・病院、公立診療所の医師の充足率 (医師多数区域を除く二次医療圏)

76.7% (R1 年度) → 90% (R6 年度)

・病院の看護師の充足率

96.4% (R1 年度) → 98.0% (R6 年度)

・県内の専門研修プログラムで研修を開始する医師数

45 人 (R1 年度) → 45 人 (R2 年度)

・鳥取大学から県内への派遣医師数の維持 (R1.10 181 人)

・産婦人科における医師の充足率維持 (R1 年度 78.0%)

・病院・公立診療所の医師充足率 (医師多数区域を除く二次医療圏)

76.7% (R1 年度) → 90.0% (R6 年度)

・分娩手当支給施設の産科・産婦人科医師数の維持 (H28 年度 65 人)

・分娩 1000 件当たりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数の維持
(H3 年度 14.6 人)

・小児 (二次・三次) 救急対応病院数の維持 (R1 年度 19 病院)

・県内からの医学科進学者数

49 人 (R1 年度) → 50 人 (R2 年度)

・歯科衛生士が勤務する歯科診療所数の維持 (H30.12 216 カ所)

・県内病院における薬剤師の充足率

81.2% (R1 年度) → 81.4% (R2 年度)

⑤ 介護従事者の確保に関する事業

平成 37 年度 (2025 年度) における介護職員需給ギャップ (1,006 人) の解消を目標とする。その際、介護人材の需給状況を調査の上、今後の施策展開をより効果的に進めるよう検討を進めるとともに、各種研修等を実施し、現任介護従事者に対するフォローアップ体制を充実させることで定着促進を図る。

(数値目標)

・令和 7 年度 (2025 年度) における介護職員需給ギャップ (1,006 人) の解消

2. 計画期間

令和2年度～令和7年度

□島根県全体（達成状況）

1）目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- ・ 県内医療機関の病床変動数

高度急性期・急性期▲86床、回復37床、慢性期▲31床（R5年度末時点）

※【目標値】高度急性期・急性期機能▲238床、回復期機能74床、慢性期機能▲86床

- ・ 病床の機能分化・連携に資する取組を行う医療機関数 2施設

※【目標値】4施設（R2年度）

- ・ まめネット連携カルテの閲覧件数（月平均）

2,164件（H29年度）→ 5,263件（R5年度）

※【目標値】3,700件（R2年度）

- ・ まめネットカード発行枚数（県民の参加数）

50,402枚（H31.1）→ 73,476枚（R6.3）

※【目標値】60,000枚（R3.3）

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・ 往診・訪問診療を行う歯科診療所割合の維持

R5.3時点 33.2% → R6.3時点 33.2%

※R2.1時点 43.1%

③ 介護施設等の整備に関する目標

R2計画事業執行なし

④ 医療従事者の確保に関する目標

- ・ 病院、公立診療所の医師の充足率（全域が医師少数区域等の二次医療圏）

76.7%（R1年度）→ 79.7%（R6年度）

※【目標値】90%（R6年度）

- ・ 病院の看護師の充足率

95.7%（H27年度）→ 95.7%（R6年度）

※【目標値】98.0%（R6年度）

- ・ 産婦人科における医師の充足率維持

H30年度：80.6% → R5年度：82.6%

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

令和4年度介護職員数 17,077人

2) 見解

(1) 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

①医療提供体制構築事業

計画期間中に2施設の病床の機能分化・連携に資する施設設備整備事業を支援したことにより高度急性期・急性期病床が86床、慢性期機能が31床減少し、回復期病床が37床増加しており、地域医療構想に基づく病床の再編が促進された。

②しまね医療情報ネットワーク整備事業

計画期間中、県内医療機関が行う電子カルテの整備や、各病院が行う「まめネット」の連携機能を強化するための改修、普及に向けた取組を支援したこと等により、ネットワーク接続機関数は増加している。

同意カード発行枚数はR6.3月末には73,476枚となり、順調に増加しているため、引き続き普及拡大に努める。

また、在宅医療における「まめネット」の活用等により、医療機関同士の連携のみならず、医療機関と介護施設の連携も強化されることから、今後も、多職種連携の主要なツールとして「まめネット」の活用を積極的に図っていく。

(2) 在宅医療の推進に関する事業

在宅医療に関する普及啓発や医療従事者の資質向上に係る事業を実施し、在宅医療について理解を深めるとともに、提供体制の充実を図った。

訪問診療を行う歯科診療所は前年度と同水準を維持できている。

(3) 介護施設等の整備に関する事業

R2 計画事業執行なし

(4) 医療従事者の確保

これまでの、地域医療支援センター運営事業や医学生奨学金の貸与等の医師確保の取組と、看護師の研修環境の整備、院内保育所の運営支援等による医療従事者の県内定着の取組により、数値目標の達成に向け一定の成果を得ている。

今後、さらに対策を進め、医療従事者の確保に積極的に取り組んでいく。

(5) 介護従事者の確保に関する事業

計画に記載した事業は着実に実施した。取組の成果は今後の統計調査により把握する。

3) 改善の方向性

- ・病床機能分化・連携、在宅医療の拡大に向け、地域医療構想調整会議等の場において地域の実情を踏まえた議論を活性化するための取り組みを実施していく。
- ・関係機関が協働して、在宅医療の普及に努めるとともに、在宅医療に携わる医療従事者の養成など提供体制の維持・強化に継続して取り組む。

4) 目標の継続状況

- ☒ 令和3年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和3年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況

令和2年度島根県計画に規定した事業について、令和5年度終了時における事業の実施状況について記載。

事業の区分	1. 医療機能の分化・連携に関する事業	
事業名	【NO.1】 医療提供体制構築事業	【総事業費】 114,625 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内医療機関等	
事業の期間	令和2年4月1日～令和8年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成28年10月に策定した地域医療構想の達成を図るには、東西に長い県土と離島の存在、全国に先駆けて進展する高齢化、中山間地域に点在する医療機関、開業医の高齢化と後継者不足等島根県の実情に合わせた「しまね型」の医療提供体制の構築が求められる。将来の医療需要や地域における関係者の協議を踏まえながら、求められる医療機能の充実に係る支援及び構想区域を越えた医療機能の連携・病床再編の促進等に取り組んでいく必要がある。	
	アウトカム指標：令和2年度基金を活用した取組による県内医療機関の病床変動数 ※（ ）内は地域医療構想記載の H37 必要病床数－H27 病床機能報告病床数 ・高度急性期・急性期機能 ▲332 床(▲2,047 床) ・回復期機能 74 床(630 床) ・慢性期機能 ▲86 床(▲586 床)	
事業の内容（当初計画）	島根の実情にあった医療提供体制の構築を目指し、各医療機関等が圏域での合意に基づき、地域医療構想達成に資する1に掲げる施設設備整備事業へ取り組む場合、必要な経費を支援する。 また、1の事業に取り組む医療機関等が、地域医療構想の達成にあたり施設整備事業だけではなく、2に掲げる事業を活用し、施設設備整備事業と一体となって地域医療構想の達成を図る場合、必要な経費を支援する。 1. 施設設備整備事業（主な事業） ・病床機能の転換 ・複数医療機関間の再編	

	・病床規模の適正化を伴う医療機能の充実 ・がん診療拠点病院の機能充実等 2. 施設設備整備関連事業 ・病床転換に伴い必要となる部門への医療従事者の派遣、確保等に必要となる事業等 ・病床転換や再編等に伴い必要となる人材を育成する事業等 (例：回復期機能への転換や回復期機能を強化することに伴い必要となる回復期病床の運用に必要な専門性の高い看護師を養成するための研修等) ・病床機能の転換や病床再編に取り組むにあたって必要となる調査・検討、又はコーディネーターの配置事業等						
アウトプット指標（当初の目標値）	圏域での合意に基づき病床機能転換等を行う医療機関数 4施設						
アウトプット指標（達成値）	圏域での合意に基づき病床機能転換等を行う医療機関数 2カ所						
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 令和5年度までの病床機能転換・削減状況は以下のとおり <table> <tr> <td>○高度急性期・急性期機能</td> <td>▲86床</td> </tr> <tr> <td>○回復期機能</td> <td>▲37床</td> </tr> <tr> <td>○慢性期機能</td> <td>▲31床</td> </tr> </table> （1）事業の有効性 目標とする施設数には達していないが、令和5年度までに、急性期病床が86床、慢性期病床が31床、回復期病床が37床減少しており、本事業を活用し医療機関を支援する事により、地域医療構想の達成に向けた病床の機能分化・連携に直接的な効果があったことから、引き続き、病床の機能分化・連携に取り組む医療機関への支援を行っていく。 （2）事業の効率性 地域医療構想調整会議において合意が得られた地域医療構想の達成に資する整備に限定して実施しており、圏域の議論の促進にも取り組んでいる。また、施設整備又は設備整備に当たって、各医療機関において入札等を実施することによりコストの低下を図った。	○高度急性期・急性期機能	▲86床	○回復期機能	▲37床	○慢性期機能	▲31床
○高度急性期・急性期機能	▲86床						
○回復期機能	▲37床						
○慢性期機能	▲31床						
その他	医療機関の施設整備（2カ所） 日立記念病院（やすぎ博愛クリニック）、隠岐病院						

事業の区分	1. 医療機能の分化・連携に関する事業	
事業名	【NO.2】 しまね医療情報ネットワーク整備事業	【総事業費】 0 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県、医療機関等	
事業の期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	本県は、東西に長い（約 230 km）県土と離島の存在、全国に先駆けて進展する高齢化、医師の地域偏在、といった課題を抱えている。このような状況の中で、限られた医療資源を活用し、効率的で質の高い医療提供体制が整備されるよう、しまね医療情報ネットワーク（以下、「まめネット」）を整備・活用し、構想区域を越えた医療機能の分化連携と病床再編を促進するとともに、地域包括ケアシステム構築のための多職種連携などに取り組む必要がある。	
	アウトカム指標： ・ネットワーク利用件数（連携カルテ閲覧件数） 現状値（H30 年度平均）3,099 件／月 →目標値（令和2年度平均）3,700 件／月 ・同意カードの発行枚数 現状値（R2.1 月末）57,074 枚 →目標値（R3.3 月末）60,000 枚	
事業の内容（当初計画）	・まめネットの整備等（まめネット連携アプリケーション整備、まめネットに接続するための院内システム整備等の経費）	
アウトプット指標（当初の目標値）	・連携アプリケーション（在宅ケア支援サービス等）の改修 2 件 ・まめネットの情報提供が新たに可能となる施設の数 5 施設	
アウトプット指標（達成値）	令和5年度事業は過年度計画により実施している。（過年度分事後評価参照）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 過年度計画により実施したため令和2年度計画分は執行していない。	
	（1）事業の有効性 令和2年度計画分は執行していない。	

	(2) 事業の効率性 令和2年度計画分は執行していない。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO. 6】 在宅歯科医療推進対策事業	【総事業費】 1,663 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県歯科医師会	
事業の期間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれる中、在宅歯科の分野においても適切な医療を提供できるよう体制の維持を図る必要がある。	
	アウトカム指標： 往診・訪問診療を行う歯科診療所割合の維持 R2.1.1 時点 43.1%	
事業の内容（当初計画）	在宅歯科医療の体制維持や関係者の資質向上を図るため、歯科専門職を中心として医療・福祉・介護職等の多職種の関係者に在宅歯科医療のために必要な知識や技術等の研修を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	歯科専門職等に対する研修会の開催 3 回	
アウトプット指標（達成値）	・ 歯科衛生士及び歯科技工士に対し、在宅歯科医療に関する知識の普及及び技術向上のための研修会を開催した R3 年度 2 回、R4 年度 2 回、R5 年度 2 回	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 往診・訪問診療を行う歯科診療所割合 40.2% (H29.10) → 43.9% (R2.3) → 33.2% (R5.3) → 33.2% (R6.3)	
	（1）事業の有効性 往診・訪問診療を行う歯科診療所割合は減少しており、アウトカム指標が未達成となったが、直近 2 年は横ばいになった。また、本事業を通じて、歯科衛生士・歯科技工士が歯科医療の実施に必要な知識や技術の向上について、一定の効果があつた。往診・訪問診療を行う歯科診療所の維持に向けて、引き続き、在宅歯科医療の体制整備及び質の向上を図っていききたい。	

	（２）事業の効率性 島根県歯科医師会に委託することにより、各地区における在宅歯科医療に関わる歯科衛生士及び歯科技工士の取組状況や、課題等の情報共有を効率的に行うことができる。さらに、現場の課題に柔軟に対応した上で、より専門的な研修が開催できるとともに、歯科衛生士等を派遣する側である歯科医師の理解にもつながっている。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 14】 研修医研修支援資金の貸与	【総事業費】 709 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県	
事業の期間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成 27 年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いている。このような状況は特に特定診療科において顕著であり、医師確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標： 産婦人科における医師の充足率維持 R1 年度 78.0%	
事業の内容（当初計画）	県内で産婦人科等の専門医取得を目指す初期臨床研修医や専門医養成プログラムにより研修を行う後期研修医に対して研修支援資金を貸与する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	研修支援資金貸与者の継続的確保 4 人／年	
アウトプット指標（達成値）	研修支援資金貸与者の継続的確保 1 人／年	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： ・ R6. 10 月に勤務医師実態調査を実施 (産婦人科における医師の充足率 R6 年度 82.6 %)	
	（１）事業の有効性 本事業により、県内で研修を行う研修医が増加し、産婦人科における医師の充足率維持の目標を達成したため、県内医療機関の医療提供体制の維持につながった。 （２）事業の効率性 適切な貸与額、返還免除条件を設定することにより、コストの低下を図っている。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 21】 医療勤務環境改善支援センター事業	【総事業費】 2,371 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県	
事業の期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成27年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師・看護師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医療従事者の勤務環境改善に向けた取組を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標： ・病院・公立診療所の医師の充足率（医師多数区域を除く二次医療圏） R1年度 76.7% → R6年度 90.0% ・病院の看護師の充足率 R1年度 96.4% → R6年度 98.0%	
事業の内容（当初計画）	県内医療機関に勤務する、医師・看護師等の医療スタッフの離職防止や医療安全の確保を図るため、医療勤務環境改善支援センターを設置し、医療機関が自主的に行う勤務環境改善の取組を支援する。（訪問支援、相談対応のほか、医療機関への普及啓発等を行う）	
アウトプット指標（当初の目標値）	センターの支援により勤務環境改善計画を策定する医療機関数 4施設	
アウトプット指標（達成値）	センターの支援により勤務環境改善計画を策定する医療機関数 1施設	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： ・病院・公立診療所の医師の充足率 全域が医師少数区域等の二次医療圏 R6年度 79.7% ・病院の看護師の充足率 R6年度 95.7% ・勤務環境改善実施計画策定病院数 32病院（R5年度）	
	（1）事業の有効性 センターが訪問支援等を行うことにより、医療機関の自主的な取組をサポートすることができ、医療従事者の勤務環境改善を図ることで医療従事者の確保につながった。	

	(2) 事業の効率性 関係者が一体となって支援することで、効率的・経済的に実施している。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 参入促進	
	(中項目) 介護人材の「すそ野」拡大	
	(小項目) 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業	
事業名	【No. 1 (介護分)】 介護や介護の仕事理解促進事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 1千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	2025年に向けて介護人材の確保が喫緊の課題となる中、介護の魅力を広く発信し、介護の社会的評価を高めることにより、介護につきまとうネガティブなイメージを払拭し、若年層が将来の職業として「介護」を選択する機運の醸成が必要になっている。	
アウトカム指標	アウトカム指標：介護や介護の仕事へのイメージアップ等を感じる介護関係者及び一般県民の人数増加につなげる。	
事業の内容	①シルバーウィーク（9月）から介護の日前後の期間（11月）を中心に、介護や介護の仕事に関する理解を深める啓発活動を実施する。 ②年間を通じた介護の普及啓発活動に取り組む。	
アウトプット指標（当初の目標値）	啓発活動に取り組む団体数：39	
アウトプット指標（達成値）	啓発活動に取り組む団体数：39	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 啓発活動に取り組む団体数：39	
	（1）事業の有効性 益田市で介護の日イベントを実施し、一般の方に向けて。介護や介護の仕事理解促進や魅力を啓発することができる。 （2）事業の効率性 一般の方が参加しやすいイベントを実施することで、介護や介護の仕事の魅力発信ができ、職業選択における介護分野への参入促進に繋がる。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 参入促進 (中項目) 介護人材の「すそ野」拡大 (小項目) 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業	
事業名	【No. 2 (介護分)】 保険者等による福祉介護人材確保・定着促進事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 13,198千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	介護人材の確保の状況は、地域の実情により異なるため、市町村の地域の実情に応じた確保対策や定着促進に係る取組も重要となっている。	
アウトカム指標	アウトカム指標：2025年度における介護職員需給ギャップ（461人）の緩和	
事業の内容	市町村が地域単位で実施する人材確保対策・定着促進事業を支援する。 ・介護や介護の仕事に係る普及啓発活動 ・未経験者や潜在的な介護人材の参入促進 等	
アウトプット指標（当初の目標値）	事業実施市町村数：11（保険者）	
アウトプット指標（達成値）	事業実施市町村数：11（保険者）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 事業実施市町村数：11（保険者）	
	（１）事業の有効性 広域保険者、市町村が実施する人材確保対策・定着促進事業の実施を支援し、介護人材の確保、定着に資する事業を実施する （２）事業の効率性 広域保険者、市町村がそれぞれ独自で実施する人材確保対策・定着促進事業をの实施を支援することにより、介護人材の確保・定着に資する事業を実施することができる	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 参入促進	
	(中項目) 地域のマッチング機能強化	
	(小項目) 介護未経験者に対する研修支援事業	
事業名	【No. 3 (介護分)】 中高年齢者等への入門的研修事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 990千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域		
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	・福祉・介護職場における人材不足の解消は、喫緊の課題であり、2025年までの高齢化の進行と人材需給バランスを見据えた介護人材確保対策の強化が必要となっている。 ・介護福祉士の資格取得を目指して、直接又は日本語学校を経由して介護福祉士養成施設に留学する外国人を、将来、介護の専門職として雇用しようとする介護施設等が、当該留学生に奨学金等を貸与・給付しているが、介護施設等の負担軽減が課題となっている。	
アウトカム指標	アウトカム指標：2025年度における介護職員需給ギャップ（461人）の緩和	
事業の内容	就労意欲のある中高年齢者等への生活援助従事者研修の実施	
アウトプット指標（当初の目標値）	研修の修了者：年間40人	
アウトプット指標（達成値）	研修の修了者：18人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 研修の修了者：18人	
	（1）事業の有効性 短期間での受講が可能な研修を実施することで、介護未経験者が受講しやすい環境を確保でき、介護分野で働く際の不安の払拭等が行え、参入促進に繋がった。	
事業の有効性・効率性	（2）事業の効率性 就労前に、介護分野の基礎的知識や技術を学ぶことで、働く際の不安の払拭が行え、また未経験者と比べ就労後に即戦力として活躍することができ、質の高い介護サービスの提供に繋がる。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 参入促進 (中項目) 地域のマッチング機能強化 (小項目) 多様な人材層(若者・女性・高齢者)に応じたマッチング機能強化事業	
事業名	【No. 4 (介護分)】 再就職支援コーディネート事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 20,431千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	離職した介護福祉士等の登録制度開始にあわせ、再就職の支援を強力に進めていく必要がある。	
アウトカム指標	アウトカム指標：介護士バンクに登録し就職した人数 50名	
事業の内容	福祉人材センターにコーディネーターを配置し、離職した介護人材や他産業からの転職者等に対する再就職支援、相談支援を行う。	
アウトプット指標(当初の目標値)	介護職の新規求職者数が毎年1割前後減少している中、離職した介護福祉士の届出情報を管理するデータベース「介護士バンク」を活用して潜在的な介護士を掘り起こすことで減少分をカバーする。介護士バンク登録者数250名	
アウトプット指標(達成値)	○求人求職開拓及び就職相談(施設・事業所訪問による求人開拓・相談支援を実施) 114カ所 ○県内における就職相談会 実施回数33回 参加者数141人 ○介護福祉士等届出者数 91名	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 介護士バンクに登録し就職した人数：39名	
	(1) 事業の有効性 ○離職者の届出をきっかけに、個人カルテを作成した。 ○カルテに記載された求職者のライフスタイルや就職先の希望内容を踏まえ、継続的かつ積極的に求人情報等を提供し続けることにより、再就職への相談受付や就職支援につながっている。	
事業の有効性・効率性	(2) 事業の効率性 再就職支援コーディネーターは、松江市内に2名、浜田市内に2名配置することで、身近に相談できる窓口として機能するようにした。	
その他	東西に長く、離島を抱え、中山間地域が大半を占める島根県では、松江市、浜田市などの都市部以外に在住する求職者への相談・就職支援機能も必要となっている。	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 参入促進 (中項目) 介護人材の「すそ野」拡大 (小項目) 外国人留学生及び特定技能1号外国人の受入環境整備事業	
事業名	【No. 5 (介護分)】 外国人留学生奨学金等支給支援事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 1,732千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	・福祉・介護職場における人材不足の解消は、喫緊の課題であり、2025年までの高齢化の進行と人材需給バランスを見据えた介護人材確保対策の強化が必要となっている。 ・介護福祉士の資格取得を目指して、直接又は日本語学校を経由して介護福祉士養成施設に留学する外国人を、将来、介護の専門職として雇用しようとする介護施設等が、当該留学生に奨学金等を貸与・給付しているが、介護施設等の負担軽減が課題となっている。	
アウトカム指標	アウトカム指標：2025年度における介護職員需給ギャップ(461人)の緩和	
事業の内容	介護福祉士資格の取得を目指す外国人留学生に対して学費や生活費などを給付する介護施設等について、当該介護施設等が行う奨学金等の一部を助成	
アウトプット指標(当初の目標値)	留学生数・・・30名 1年目(日本語学校) 15名 2年目、3年目(介護福祉養成施設) 15名	
アウトプット指標(達成値)	留学生数・・・12名 1年目(日本語学校) 4名 2年目、3年目(介護福祉養成施設) 8名	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 留学生数・・・12名 1年目(日本語学校) 4名 2年目、3年目(介護福祉養成施設) 8名	
	(1) 事業の有効性 介護施設等が、当該留学生に奨学金等を貸与・給付する際に、介護施設等の負担軽減を図ることにより、外国人介護職員の確保を図ることができる。 (2) 事業の効率性 県が外国人留学生に奨学金を貸与する介護施設に、補助金を交付することにより、介護施設等の負担軽減が図られ、将来の介護施設での外国人職員の確保を進めることができる。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 資質の向上 (中項目) キャリアアップ研修の支援 (小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業	
事業名	【No. 6 (介護分)】 訪問看護師確保対策事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 10,900千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域包括ケアを推進する上で訪問看護は不可欠の事業であるが、それを担う訪問看護ステーションにおいて、訪問看護師等の介護人材確保が困難な状況にある。また本県では訪問看護における介護保険適用の割合が医療保険適用よりも多く、介護人材としての訪問看護ステーションの従事者確保は重要課題である。	
アウトカム指標	アウトカム指標：訪問看護師確保数：24名	
事業の内容	潜在看護師等が訪問看護事業所に採用され、独り立ちするまでの(訓練期間中の)人件費を負担することにより、潜在看護師等の積極的な採用が図られるようにする。(補助対象期間：6ヶ月間)	
アウトプット指標(当初の目標値)	訪問看護師確保数：24名	
アウトプット指標(達成値)	訪問看護師確保数：25名	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 訪問看護師確保数：25名	
	(1) 事業の有効性 再就職を希望している潜在看護師や、訪問看護に興味のある病院看護師の掘り出し及びその看護師の雇用につなげることができた。	
	(2) 事業の効率性 潜在看護師や訪問看護に興味のある病院看護師が、訪問看護ステーション等で訪問看護業務に従事することを支援することで、訪問看護師の雇用促進が図られ、効率的な人材確保につながっている。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 資質の向上 (中項目) キャリアアップ研修の支援 (小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業	
事業名	【No. 7 (介護分)】 訪問看護ステーション出向研修事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 6,764千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域包括ケアを推進する上で訪問看護は不可欠の事業であるが、それを担う訪問看護ステーションにおいて、訪問看護師等の介護人材確保が困難な状況にある。また本県では訪問看護における介護保険適用の割合が医療保険適用よりも多く、介護人材としての訪問看護ステーションの従事者確保は重要課題である。	
アウトカム指標	アウトカム指標：出向研修修了者：7人	
事業の内容	病院の看護師が一定期間、地域の訪問看護ステーションに出向し、訪問看護に従事しながら退院支援・在宅療養支援のスキルアップを図ることにより、訪問看護が担える看護師の養成を進める。	
アウトプット指標（当初の目標値）	出向研修修了者：7人	
アウトプット指標（達成値）	出向研修修了者：6人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 出向研修修了者：6人	
	（1）事業の有効性 ・本事業を通じ、出向者が訪問看護での学びを病院内で共有・活用していくことにより、病院における訪問看護の理解を促進し、魅力を発信することにつながり、また、出向元の病院と出向先の訪問看護ステーション間での退院支援・退院調整の円滑化、連携強化が図られている。 ・病院看護師が本事業に参加することで、訪問看護に興味を持ち、将来的に訪問看護の担い手となり得る看護人材を地域に増やすことにつながっている。 ・研修期間、訪問看護ステーションでは人員が増えるため、その他の訪問看護師が研修に参加できる等、訪問看護ステーションの質の向上に繋がっている。	
その他	（2）事業の効率性 コーディネーターを配置することで、病院と訪問看護ステーション間のマッチング、出向条件の調整、出向期間中の情報共有や相談支援等をスムーズにし、効果的な事業実施につながっている。	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 資質の向上	
	(中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成	
	(小項目) 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業	
事業名	【No. 8 (介護分)】 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 313千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	認知症の人及びMC Iの人が、容態に応じた適時・適切な医療・介護が受けられる体制の構築を図る。	
アウトカム指標	アウトカム指標：認知症ケアパスを作成・活用する市町村数 19市町村	
事業の内容	別紙のとおり	
アウトプット指標（当初の目標値）	別紙のとおり	
アウトプット指標（達成値）	1 介護従事者向け認知症研修事業 (1) 認知症対応型サービス事業管理者研修修了者 41人 (2) 認知症対応型サービス事業開設者研修修了者 11人 (3) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修修了者 22人 (4) 認知症介護基礎研修修了者 975人 2 認知症サポート医養成研修 認知症サポート医の養成数 17名 3 認知症サポート医フォローアップ研修事業 研修参加認知症サポート医 名中 95名 4 かかりつけ医等認知症対応力研修修了者 0人 5 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業 研修参加者数 38人 6 認知症初期集中支援チーム員育成のための研修 初期集中支援チーム設置市町村数19か所 7 看護師の認知症対応力向上研修修了者 75人 8 認知症介護指導者フォローアップ研修修了者 1人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 認知症ケアパスを作成・活用する市町村数 18市町村	
	（1）事業の有効性 ○介護従事者研修受講生が増加し、施設における認知症ケアの向上が図られた。 ○「認知症初期集中支援チーム員」「認知症地域支援推進員」の研修受講により、市町村で配置に向けた取り組みが進んだ。（早期発見・早期対応の取組が進んだ） ○認知症サポート医が増加し、認知症の診療体制の整備が図られた。 ○医療従事者の研修により、医療現場での認知症対応力向上が図られた。 （2）事業の効率性 ○介護従事者研修会を福祉人材センターに委託することで、効率的に実施できた。 ○認知症初期集中支援チーム員研修、認知症地域支援員研修、認知症サポート医養成研修を国が認めた研修センターに委託して実施することで効果的、効率的に実施できた。 ○認知症対応力向上研修を認知症疾患医療センター、看護協会と連携して実施することで、効果的、効率的に実施できた。	
その他		

(別紙)

事業の内容

- 1 介護従事者向け認知症研修事業
介護サービス事業所等の管理者等に対して、認知症ケアに必要な知識や技術などを修得させ、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図る。
- 2 認知症サポート医養成研修
国立長寿医療研究センターに委託して、かかりつけ医等への助言や地域連携その推進役になる認知症サポート医を養成する。
- 3 認知症サポート医フォローアップ研修事業
認知症サポート医に対して認知症の診断・治療・ケア等に関する研修、症例検討、グループ討議等を実施し、地域における認知症の人への支援体制の充実・強化を図るとともに、地域における認知症サポート医同士の連携強化を図る。
- 4 かかりつけ医等認知症対応力研修
かかりつけ医に対し、適切な認知症診療の知識・技術や認知症の人とその家族を支える知識と方法を習得するための研修を実施し、認知症の初期からの支援体制の構築を図る。
また、歯科医師、薬剤師に対しても、医療と介護の連携の重要性等を習得するための研修を実施し、認知症の支援体制構築の担い手づくりを図る。
- 5 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業
病院勤務の医師、看護師等の医療従事者に対し、認知症の人や家族を支えるために必要な基本知識や、医療と介護の連携の重要性、認知症ケアの原則等の知識について習得するための研修を実施し、病院での認知症の人の手術や処置等の適切な実施の確保を図る。
- 6 認知症初期集中支援チーム員育成のための研修
認知症初期集中支援チームの構成員要件となる研修を、国立長寿医療研究センターに委託して実施する。
- 7 看護師の認知症対応力向上研修
看護師に対して、適切な認知症診療の知識・技術や認知症の人本人とその家族を支える知識と方法を習得するための研修を実施し、認知症の初期からの支援体制の構築を図る。
- 8 認知症介護指導者フォローアップ研修
認知症介護実践者研修を企画・立案し、研修を実施する指導者に対し、最新の専門知識や技術を習得するための研修を認知症介護研究・研修センターに委託して実施する。

アウトプット指標

- 1 介護従事者向け認知症研修事業
 - (1) 認知症対応型サービス事業管理者研修修了者 48人
 - (2) 認知症対応型サービス事業開設者研修修了者 24人
 - (3) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修修了者 24人
 - (4) 認知症介護基礎研修修了者 135人
- 2 認知症サポート医養成研修 認知症サポート医の養成数 18名
- 3 認知症サポート医フォローアップ研修事業 研修参加認知症サポート医 100名中35名
- 4 かかりつけ医等認知症対応力研修修了者 70人
- 5 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業 研修参加者数 70人
- 6 認知症初期集中支援チーム員育成のための研修 初期集中支援チーム設置市町村数19か所
- 7 看護師の認知症対応力向上研修修了者 60人
- 8 認知症介護指導者フォローアップ研修修了者 1人

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 資質の向上	
	(中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成	
	(小項目) 地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上事業	
事業名	【No. 9 (介護分)】 在宅医療・介護連携事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 104千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域ケア個別会議・地域ケア推進会議を効果的に開催し、地域包括ケアシステムの構築を図る。	
アウトカム指標	アウトカム指標：地域ケア推進会議の開催 19市町村	
事業の内容	地域包括支援センター等に従事する職員の資質向上や在宅医療・介護連携の取り組みを推進するために、研修会や検討会を開催する。また住民理解を促進する啓発資材の作成や講演会を開催する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	全県の地域包括支援センターから出席 100人 各圏域ごとの取り組み実施（検討会、研修会、啓発資材作成） 7圏域	
アウトプット指標（達成値）	全県の地域包括支援センターから出席 131人 各圏域ごとの取り組み実施（検討会、研修会、啓発資材作成） 7圏域	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 地域ケア推進会議の開催 19市町村	
	（１）事業の有効性 ○各圏域や市町村における在宅医療・介護連携に向けて、多職種による顔の見える関係づくりや、医療従事者・介護従事者など関係者の資質向上につながっている。 （２）事業の効率性 ○各保健所の地域包括ケア推進スタッフや市町村担当者とも協働・連携することで、効率的な会議や研修実施につながっている。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 資質の向上	
	(中項目) 地域包括ケア構築ための広域的人材養成	
	(小項目) 地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上事業	
事業名	【No. 10 (介護分)】 生活支援コーディネーター活動支援研修事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 464千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域包括ケアを推進するために、地域資源の発掘や関係者のネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」の配置が必要とされている。	
	アウトカム指標	アウトカム指標：研修を受けて生活支援コーディネーターとなる者の数の増加と質の向上を図る。 生活支援コーディネーター養成研修：50人 生活支援コーディネーターフォローアップ研修：80人
事業の内容	生活支援コーディネーター養成のための研修を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	アウトプット指標：受講者数 生活支援コーディネーター養成研修：50人 生活支援コーディネーターフォローアップ研修（情報交換会）：80人	
アウトプット指標（達成値）	アウトプット指標：受講者数 生活支援コーディネーター養成研修：20人 生活支援コーディネーターフォローアップ研修（情報交換会）：43人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 生活支援コーディネーター養成研修：20人 生活支援コーディネーターフォローアップ研修（情報交換会）：43人	
	（1）事業の有効性 生活支援コーディネーターに資格要件はないが、都道府県が行う養成研修を修了することが望ましいとされており、この研修を実施することで、生活支援コーディネーターの地域での有効的な活動につながっている。 （2）事業の効率性 地域支援事業実施者である市町村や介護保険者が独自に養成研修を実施することは非効率であり、生活支援コーディネーターの横の連携にもつながることから、県で実施することが効率的である。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 資質の向上 (中項目) 地域包括ケア構築ための広域的人材養成 (小項目) 権利擁護人材育成事業	
事業名	【No. 11 (介護分)】 権利擁護人材育成事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 4,903千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	松江市、出雲市、大田市、浜田市、益田市、江津市、邑南町の区域	
事業の実施主体	市町村（松江市、出雲市、大田市、浜田市、益田市、江津市、邑南町）	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進行に伴い増加の見込まれる、親族等による成年後見の困難な人々(例：認知症高齢者等)への、成年後見人材の確保。	
アウトカム指標	アウトカム指標：市民後見人名簿登録者数の増加	
事業の内容	・ 市民後見人養成研修の実施 ・ 権利擁護人材（市民後見人、法人後見支援員等）の活動を継続的に支援するための体制の構築 ・ 市民後見人の活動マニュアル（仮称）等の作成 ・ 認知症高齢者等の権利擁護に関する相談業務の充実	
アウトプット指標（当初の目標値）	・ 市民後見人養成研修の受講者数:100人	
アウトプット指標（達成値）	・ 市民後見人養成研修の受講者数:135人、フォローアップ等158人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 ・ 市民後見人名簿新規登録者:47人	
	（１）事業の有効性 新規の研修受講者だけでなく過去の研修受講者向けのフォローアップ・スキルアップを目的とした研修や、研修修了者が高齢者の権利擁護のために活動する上で必要とされる支援体制の整備も実施されており、権利擁護人材の確保・育成を図る上で有効な事業内容となっている。	
その他	（２）事業の効率性 実施主体である市町村においては、日常生活自立支援事業や法人後見事業で権利擁護に係るノウハウを有する市社会福祉協議会に委託することにより、切れ目のない権利擁護の支援体制構築に向け効率的な研修会を実施することができた。	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 労働環境・処遇の改善	
	(中項目) 人材育成力の強化	
	(小項目) 新人介護職員に対するエルダー、メンター制度等導入支援事業	
事業名	【No. 12 (介護分)】 エルダー・メンター制度等導入支援事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 2,259千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	介護職場での離職者のうち、入職後3年以内に辞める者が全体の6割を占めており、新人職員の定着に向けた取り組みが喫緊の課題となっている。また、離職の理由としては、職場の人間関係を理由に挙げる者も多い状況となっていることから、精神的なサポート役を担う先輩職員（エルダー）を養成し、早期離職防止や定着促進を図る必要がある。	
アウトカム指標	アウトカム指標：2025年度における介護職員需給ギャップ（461人）の解消	
事業の内容	新人職員がいる施設からエルダーを担う職員を選出し、育成研修・フォローアップ研修や巡回相談、成果報告会を実施しエルダーを育成する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	実施事業所数 3事業所	
アウトプット指標（達成値）	実施事業所数 10事業所	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 実施事業所数 10事業所	
	（1）事業の有効性 ○新人職員に寄り添って、仕事や人間関係の悩みを受け止め、精神的なサポート役を担う先輩職員（エルダー）や指導者（メンター）を養成することで、早期離職防止や定着促進に繋がっている。 ○「エルダー育成研修会」→「各職場での活動開始」→「巡回相談」→「フォローアップカフェ・個別相談」→「成果報告会」という事業スケジュールにより、新人職員だけでなく、エルダーへのサポート体制も 非常に効果的な事業となっている （2）事業の効率性 ○福祉人材センターに委託することで、効率的に事業を実施することができた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 労働環境・処遇の改善 (中項目) 緊急時介護人材等支援 (小項目) 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業	
事業名	【No. 13】 介護サービス継続支援事業 (コロナ)	【総事業費】 38,784千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	介護サービスは、要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものであるため、新型コロナウイルスの感染等によりサービス提供に必要な職員が不足した場合でもサービスの継続が求められる。 アウトカム指標：介護サービス事業所・施設等による介護サービスの提供の継続	
事業の内容 (当初計画)	新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援するとともに、平時から緊急時に備えた応援派遣体制を構築する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	緊急時に備えた応援体制の構築並びに緊急時における介護人材の確保及び職場環境の復旧・改善	
アウトプット指標 (達成値)	緊急時に備えた応援体制の構築並びに緊急時における介護人材の確保及び職場環境の復旧・改善	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 緊急時に備えた応援体制の構築並びに緊急時における介護人材の確保及び職場環境の復旧・改善	
	(1) 事業の有効性 介護サービス事業所・施設等において、新型コロナウイルスへの感染防止対策を行うことにより、介護を必要とする高齢者やその家族の日常生活の維持に必要なサービスを提供する体制を確保することにつながる。 (2) 事業の効率性 介護サービス事業所・施設等における新型コロナウイルスへの感染防止対策を支援することにより、必要な介護人材の確保が可能となる。	
その他		

事業の区分	6. 勤務医の働き方改革の推進に関する事業	
事業名	【No. 25（医療分）】 地域医療勤務環境改善体制整備事業	【総事業費】 84,987 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内に所在する医療機関	
事業の期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	2024 年 4 月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始に向け、医師の労働時間短縮を進める必要がある。	
	アウトカム指標： ・医師の労働時間が短縮された医療機関数 3 施設	
事業の内容（当初計画）	医師の労働時間短縮に向けた取組を総合的に実施するために必要な費用を支援する。	
アウトプット指標（当初目標値）	対象となる施設数 3 施設	
アウトプット指標（達成値）	令和5年度は2施設を支援	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 医師の労働時間が縮減された医療機関数 2 施設	
	（1）事業の有効性 事業の実施により、医療機関における医師の労働時間の縮減が図られたため効果があった。 （2）事業の効率性 補助対象者を限定しているため、効率的な支援となっている。	
その他		

令和元年度島根県計画に関する 事後評価

令和 7 年 1 月
島根県

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

☒ 行った

(実施状況)

- ・令和2年3月9日 令和元年度第2回島根県地域医療支援会議（書面開催）において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。
- ・令和3年3月18日 令和2年度第2回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。
- ・令和4年3月11日 令和3年度第4回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。
- ・令和5年3月10日 令和4年度第3回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。
- ・令和6年3月9日 令和5年度第3回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。

☐ 行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

(2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

特になし

2. 目標の達成状況

令和元年度島根県計画に規定した目標を再掲し、令和5年度終了時における目標の達成状況について記載。

■島根県全体（目標と計画期間）

1. 島根県の医療と介護の総合的な確保に関する目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

しまね医療情報ネットワーク（まめネット）のさらなる利便性の向上を図ることにより、病病連携、病診連携の強化や中山間・離島地域の診療支援、地域包括ケアシステム構築のための多職種連携などに取り組む。

（数値目標）

- ・まめネット連携カルテの閲覧件数（月平均）
2,164 件（H29 年度） → 3,100 件（R1 年度）
- ・まめネットカード発行枚数（県民の参加数）
50,402 枚（H31.1） → 55,000 枚（R2.3）

<参考：地域医療構想で策定した各圏域の必要病床数>

（2016 年度）

	病床数 合 計	一般 病床	療養 病床
松 江	3,089	2,585	504
雲 南	598	405	193
出 雲	2,361	1,750	611
大 田	647	457	190
浜 田	1,128	731	397
益 田	847	595	252
隠 岐	135	111	24
県合計	8,805	6,634	2,171



（2025 年度）

	病床数 合 計	高度 急性期	急性期	回復期	慢性期	増減数	増減率 (%)
松 江	2,474	212	810	712	740	▲615	▲19.9
雲 南	523	15	113	254	141	▲75	▲12.5
出 雲	1,661	255	644	421	341	▲700	▲29.6
大 田	403	13	93	174	123	▲244	▲37.7
浜 田	760	62	255	212	231	▲368	▲32.6
益 田	613	47	214	179	173	▲234	▲27.6
隠 岐	135	8	39	50	38	0	0.0
県合計	6,569	612	2,168	2,002	1,787	▲2,236	▲25.4

② 居宅等における医療の提供に関する事業

構想区域内完結型の在宅医療提供体制が整備されるよう、従事者確保対策、在宅療養に関する理解促進、多職種連携の強化や条件不利地域における体制整備などに取り組む。

（数値目標）

- ・訪問診療を実施する診療所、病院数
270 カ所（H27 年度） → 287 カ所（R2 年度）

- ・訪問診療を受けている患者数
5,769 人（H27 年度）→ 6,132 人（R2 年度）
- ・訪問看護ステーションにおける訪問看護職員数（常勤換算）
317 人（H29.3）→ 327 人（H29.10）→ 380 人（R2.3）
- ・緩和ケア研修終了者数
1,370 人（H30 年度）→ 1,450 人（R1 年度）
- ・往診・訪問診療を行う歯科診療所割合の維持（H29.10 時点 40.2%）
- ・2025 年までに特定行為を行う看護師 100 名を養成

③ 介護施設等の整備に関する事業

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 7 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

（数値目標）※数値目標は、第 7 期介護保険事業計画（H29 年度→R1 年度）に基づくもの

- ・特別養護老人ホーム多床室のプライバシー保護のための改修 3 施設（66 床）
- ・介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換 3 施設（108 床）

④ 医療従事者の確保に関する事業

平成 27 年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医療従事者の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いている。このような状況の中で、地域における医療提供体制が整備されるよう、さらなる従事者確保対策、地域偏在是正対策や勤務環境改善に向けた取組などを行う。

また、県内における薬剤師・歯科衛生士の偏在が顕著であり特に県西部において不足が深刻であることから、その他の職種においても必要な医療従事者の確保対策を行い、地域全体で多職種によるチーム医療を維持、拡大することを目標とする。

（数値目標）

- ・しまね地域医療支援センターへの登録者のうち県内で研修・勤務する医師数
184 人（H30.3）→ 175 人（R2.3）
- ・病院、公立診療所の医師の充足率
80.1%（H30 年度）→ 80%（R1 年度）
- ・病院の看護師の充足率
96.8%（H30 年度）→ 97%（R1 年度）
- ・県内の専門研修プログラムで研修を開始する医師数
37 人（H30 年度）→ 40 人（R1 年度）
- ・鳥取大学から県内への派遣医師数の維持（H30.10 174 人）
- ・産婦人科における医師の充足率維持（H30 年度 80.6%）
- ・病院・公立診療所の医師充足率維持（松江・出雲区域以外）（H30 年度 77.2%）
- ・分娩手当支給施設の産科・産婦人科医師数の維持（H28 年度 65 人）
- ・分娩 1000 件当たりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数の維持

(H28 年度 16.5 人)

- ・小児（二次・三次）救急対応病院数の維持（H30 年度 18 病院）
- ・県内からの医学科進学者数
50 人（H30 年度） → 50 人（R1 年度）
- ・歯科衛生士が勤務する歯科診療所数の維持（H30.12 216 カ所）
- ・県内病院における薬剤師の充足率
81.0%（H30 年度） → 81.2%（R1 年度）

⑤ 介護従事者の確保に関する事業

平成 37 年度（2025 年度）における介護職員需給ギャップ（1,006 人）の解消を目標とする。その際、介護人材の需給状況を調査の上、今後の施策展開をより効果的に進めるよう検討を進めるとともに、各種研修等を実施し、現任介護従事者に対するフォローアップ体制を充実させることで定着促進を図る。

(数値目標)

- ・令和 7 年度（2025 年度）における介護職員需給ギャップ（1,006 人）の解消

2. 計画期間

令和元（平成31）年度～令和 6 年度

□島根県全体（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- ・まめネット連携カルテの閲覧件数（月平均）
2,164 件（H29 年度） → 5,263 件（R5 年度）
※【目標値】3,100 件（R1 年度）
- ・まめネットカード発行枚数（県民の参加数）
50,402 枚（H31.1） → 73,476 枚（R6.3）
※【目標値】55,000 枚（R2.3）

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・往診・訪問診療を行う診療所・病院数
※【目標値】270 カ所（H27 年度） → 287 カ所（R2 年度）
最新の統計データがないため出典の異なる同様の指標で評価した。
- ・訪問診療を実施する医療機関数（診療所、病院数）
267 カ所（H29 年度） → 270 カ所（R5(2023)年度）
- ・訪問診療を受けている患者数
※【目標値】5,769 人（H27 年度） → 6,132 人（R2 年度）

最新の統計データがないため出典の異なる同様の指標で評価した

・訪問診療を受けている患者数

5,847 人（H29(2017)年度） → 6,197 人（R5(2023)年）

・緩和ケア研修修了者数

1,370 人（H30 年度） → 1,763 人（R5 年度）

※【目標値】1,370 人（H30 年度） → 1,450 人（R1 年度）

③ 介護施設等の整備に関する目標

R元計画事業執行なし

④ 医療従事者の確保に関する目標

・病院、公立診療所の医師の充足率

76.5%（H27 年度） → 85.1%（R6 年度）

※【目標値】80%（R1 年度）

・病院の看護師の充足率

96.8%（H30 年度） → 95.7%（R6 年度）

※【目標値】97%（R1 年度）

・産婦人科における医師の充足率維持

H30 年度：80.6% → R6 年度：82.6%

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

令和4年度介護職員数 17,077人

2) 見解

（1）地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

計画期間中、各病院が行う「まめネット」の連携機能を強化するための改修、普及に向けた取組を支援したこと等により、ネットワーク接続機関数は増加している。

同意カード発行枚数はR6.3月末には73,476枚となり、順調に増加しているため、引き続き普及拡大に努める。

また、在宅医療における「まめネット」の活用等により、医療機関同士の連携のみならず、医療機関と介護施設の連携も強化されることから、今後も、多職種連携の主要なツールとして「まめネット」の活用を積極的に図っていく。

（2）在宅医療の推進に関する事業

在宅医療に関する普及啓発や医療機関の体制整備を支援し、在宅医療について理解を深めるとともに、提供体制の充実を図った。

(3) 介護施設等の整備に関する事業

R元計画事業執行なし

(4) 医療従事者の確保

これまでの、地域医療支援センター運営事業や医学生奨学金の貸与等の医師確保の取組と、看護師の研修環境の整備、院内保育所の運営支援等による医療従事者の県内定着の取組により、数値目標の達成に向け一定の成果を得ている。

今後、さらに対策を進め、医療従事者の確保に積極的に取り組んでいく。

(5) 介護従事者の確保に関する事業

計画に記載した事業は着実に実施した。取り組みの成果は今後の統計調査により把握する。

3) 改善の方向性

- ・病床機能分化・連携、在宅医療の拡大に向け、地域医療構想調整会議等の場において地域の実情を踏まえた議論を活性化するための取り組みを実施していく。
- ・関係機関が協働して、在宅医療の普及に努めるとともに、在宅医療に携わる医療従事者の養成など提供体制の維持・強化に継続して取り組む。

4) 目標の継続状況

- ☒ 令和2年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和2年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況

令和元年度島根県計画に規定した事業について、令和5年度終了時における事業の実施状況について記載。

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No.1（医療分）】 しまね医療情報ネットワーク整備事業	【総事業費】 386,031 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県、医療機関等	
事業の期間	平成31年4月1日～令和7年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	本県は、東西に長い（約 230 km）県土と離島の存在、全国に先駆けて進展する高齢化、医師の地域偏在、といった課題を抱えている。このような状況の中で、限られた医療資源を活用し、効率的で質の高い医療提供体制が整備されるよう、しまね医療情報ネットワーク（以下、「まめネット」）を整備・活用し、構想区域を越えた医療機能の分化連携と病床再編を促進するとともに、地域包括ケアシステム構築のための多職種連携などに取り組む必要がある。 アウトカム指標： - ネットワーク利用件数（連携カルテ閲覧件数） 現状値（H29 年度平均）2,164 件／月 →目標値（R1 年度平均）3,100 件／月 - 同意カードの発行枚数 現状値（H31.1 月末）50,402 枚 →目標値（R2.3 月末）55,000 枚	
事業の内容（当初計画）	- まめネットの整備等（まめネット連携アプリケーション整備、まめネットに接続するための院内システム整備等の経費） - まめネットを普及拡大し、医療・介護の連携に活用するため、病院等が行う患者の同意取得促進の活動を支援。	
アウトプット指標（当初の目標値）	- 連携アプリケーション（周産期医療情報共有システム等）の改修 4 件 - まめネットへの情報提供が新たに可能となる施設の数 5 施設 - まめネット普及支援員を配置する医療機関数 5 病院	

アウトプット指標（達成値）	・連携アプリケーション（周産期医療情報共有システム等）の改修 4件 ・まめネットへの情報提供が新たに可能となる施設の数 5施設
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： ネットワーク利用件数（連携カルテ閲覧件数） 2,164件（H29年度）→3,574件／月（R3年度平均）→4,722件／月（R4年度平均）→（R5年度平均）5,263件／月 同意カードの発行状況 50,402枚（H31.1）→66,552枚（R4.3）→70,188枚（R5.3）→（R6.3）73,476枚 （１）事業の有効性 新型コロナウイルス感染症対応のためまめネット普及支援員の配置がなかったが、本事業によりネットワーク利用件数（連携カルテ閲覧件数）が5,263件／月に増加し、目標を達成した。まめネットへの参加者、参加医療機関を増加させることにより、他職種間の情報連携を促進し、質の高い医療・介護の提供に役立った。 在宅医療における「まめネット」の活用等により、医療機関同士の連携のみならず、医療機関と介護施設の連携も強化されることから、今後も、多職種連携の主要なツールとして「まめネット」の活用を積極的に図っていく。 （２）事業の効率性 診療情報、健診情報、調剤情報、介護情報等をまめネットに一元的に集約することにより、低コストで効率的な情報連携の仕組みを整備できる。
その他	

	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.2（医療分）】 医療連携推進事業	【総事業費】 4,894 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	診療所を中心としたチーム	
事業の期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上が必要。	
	アウトカム指標： ・ 訪問診療を実施する診療所、病院数 270 ヲ所（H27 年度） → 287 ヲ所（R2 年度） ・ 訪問診療を受けている患者数 5,769 人（H27 年度） → 6,132 人（R2 年度）	
事業の内容(当初計画)	地域における医療連携の取組の促進を図るため、郡市医師会単位においてモデル事業として行われる小規模な医療連携の取組（小規模なチーム作り）に必要な経費を県が補助する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	在宅医療に取り組む連携チーム数 10 チーム	
アウトプット指標（達成値）	R5 年度までに、3つの連携チームが構築され、地域における新たな医療体制の構築に向けた活動が活発化した。具体的には、看取り代診医システム運用のための検討会や、在宅医療に関わる医療介護専門職による多職種連携チームによる症例検討・研修会の実施等、各地域で多様な取組が実施され、県内の在宅医療提供体制の充実が図られた。	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： ・ 訪問診療を行っている医療機関数（診療所、病院数） 267 ヲ所（H29(2017) 年度） → 270 ヲ所（R5(2023) 年度） ・ 訪問診療を受けている患者数 5,847 人（H29(2017) 年度） → 6,197 人（R5(2023) 年度） ※市町村国民健康保険・後期高齢者医療広域連合による医療レセプトデータより抽出	
	（1）事業の有効性 在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上を図るとともに、地域の実情に応じた医療関係者の自発的な取組を喚起することができ、在宅医療提供体制に係る具体的な取組の普及を図ること	

	とができた。 (2) 事業の効率性 適切な補助要件、補助基準等を設定することにより、コストの低下を図っている。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.4（医療分）】 地域医療・在宅医療に関する住民理解促進事業 在宅医療に関する病院等の体制整備事業	【総事業費】 0 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県、県内に所在する病院等	
事業の期間	平成31年4月1日～令和7年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上が必要。 アウトカム指標： ・ 訪問診療を実施する診療所、病院数 270 カ所（H27 年度） → 287 カ所（R2 年度） ・ 訪問診療を受けている患者数 5,769 人（H27 年度） → 6,132 人（R2 年度）	
事業の内容(当初計画)	在宅医療に関する県民の理解を深めるため、各種媒体を通じたわかりやすい広報を実施するとともに、普及・啓発の役割を担う医療従事者の養成を支援する。 また、病院が在宅医療を地域で主体的に推進していくためには、病院に勤務するすべての職種がその必要性を十分理解した上で、組織全体で取り組むことが不可欠であるため、病院における研修をはじめとする体制整備を総合的に支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・ 在宅医療についての普及啓発シンポジウムの開催 1 回 ・ 在宅医療についての研修等に取り組む病院数 6 病院	
アウトプット指標（達成値）	令和5年度事業は過年度計画により実施している。（過年度分事後評価参照）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 過年度計画により実施したため令和元年度計画分は執行していない。 （1）事業の有効性 令和元年度計画分は執行していない。 （2）事業の効率性 令和元年度計画分は執行していない。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.6（医療分）】 在宅緩和ケアを行う開業医等研修事業	【総事業費】 420 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県	
事業の期間	平成31年4月1日～令和7年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上が必要。	
	アウトカム指標：緩和ケア研修修了者数 H30 年度時点 1,370 人 → H31 年度 1,450 人	
事業の内容（当初計画）	医療用麻薬の使用への抵抗感や緩和ケアに対する漠然とした不安感を解消し、在宅での緩和ケアを進めるため、開業医等を対象とした緩和ケア研修会を開催する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	開業医を主な対象とした緩和ケア研修の開催 1 回	
アウトプット指標（達成値）	開業医を主な対象とした緩和ケア研修の開催： 令和5年度は研修会の実施内容等の見直しのみ実施した。 PCA ポンプの整備数：8 カ所	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 平成30年度時点 1,370 人 → 令和5年度時点 1,763 人	
	（1）事業の有効性 在宅緩和ケアを行う開業医等研修事業は、開業医など在宅医療に関わる従事者向けの研修会を県医師会に委託し実施を検討したが、実施内容や開催方法の見直しが必要となったため、令和5年度は実施していない。 PCAポンプ整備支援事業では、薬局のPCAポンプ整備の費用を補助し、薬局でのPCAポンプの普及が進んだことで、より多くの患者の痛みやつらさの緩和に繋がった。 （2）事業の効率性 在宅緩和ケアを行う開業医等研修事業は、実施内容や開催方法を見直したことで、翌年度以降効率的に実施する。 PCAポンプ整備支援事業では、島根県薬剤師会と連携することにより、PCAポンプを必要としている薬局が確実に整備できるよう補助し、薬局のPCAポンプの整備を促進することがで	

	き、在宅での緩和ケアの提供体制がより充実した。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.16（医療分）】 研修医研修支援資金の貸与	【総事業費】 26,400 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県	
事業の期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成27年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いている。このような状況は特に特定診療科において顕著であり、医師確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標：産婦人科における医師の充足率維持 (H30年度 80.6%)	
事業の内容(当初計画)	県内で産婦人科等の専門医取得を目指す初期臨床研修医や専門医養成プログラムにより研修を行う後期研修医に対して研修支援資金を貸与する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	研修支援資金貸与者の継続的確保 4人/年	
アウトプット指標 (達成値)	研修支援資金貸与者の継続的確保 1人/年	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： ・R6.10月に勤務医師実態調査を実施 (産婦人科における医師の充足率 R6年度 82.6%)	
	(1) 事業の有効性 本事業により、県内で研修を行う研修医が増加し、産婦人科における医師の充足率維持の目標を達成したため、県内医療機関の医療提供体制の維持につながった。 (2) 事業の効率性 適切な貸与額、返還免除条件を設定することにより、コストの低下を図っている。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.24（医療分）】 医療勤務環境改善支援センター事業	【総事業費】 6,302 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県	
事業の期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成27年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師・看護師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医療従事者の勤務環境改善に向けた取組を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標： ・病院・公立診療所の医師の充足率 H30年度 80.1% → R1年度 80% ・病院の看護師の充足率 H30年度 96.8% → R1年度 97%	
事業の内容（当初計画）	県内医療機関に勤務する、医師・看護師等の医療スタッフの離職防止や医療安全の確保を図るため、医療勤務環境改善支援センターを設置し、医療機関が自主的に行う勤務環境改善の取組を支援する。（訪問支援、相談対応のほか、医療機関への普及啓発等を行う）	
アウトプット指標（当初の目標値）	センターの支援により勤務環境改善計画を策定する医療機関数 6施設	
アウトプット指標（達成値）	センターの支援により勤務環境改善計画を策定する医療機関数 5施設	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： ・病院・公立診療所の医師の充足率 R6年度 85.1% ・病院の看護師の充足率 R6年度 95.7% ・勤務環境改善実施計画策定病院数 32病院（R5年度）	
	（1）事業の有効性 センターが訪問支援等を行うことにより、医療機関の自主的な取組をサポートすることができ、医療従事者の勤務環境改善を図ることで医療従事者の確保につながった。 （2）事業の効率性 関係者が一体となって支援することで、効率的・経済的に実施している。	

その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.25（医療分）】 医療従事者の確保に関する支援事業 医療従事者研修環境整備事業	【総事業費】 19,014 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内に所在する病院、郡市医師会	
事業の期間	平成31年4月1日～令和7年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成27年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師・看護師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医療従事者確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標： ・ 病院・公立診療所の医師の充足率 H30年度 80.1% → R1年度 80% ・ 病院の看護師の充足率 H30年度 96.8% → R1年度 97%	
事業の内容(当初計画)	・ 県内の医療従事者を確保するため、各病院が独自に取り組む医療従事者確保のための勧誘活動に要する経費を県が補助する。 ・ 県内の病院及び郡市医師会が、地域医療構想に基づき、二次医療圏域内において必要となる医療従事者の確保のための勧誘活動に要する経費を県が補助する。 ・ 二次医療圏ごとに、医療技術及び提供医療の質の向上を図るため、圏域内の医療従事者を対象とした研修を病院が実施する場合、研修実施に要する経費を県が補助する。(原則として二次医療圏で1病院を対象とする。)	
アウトプット指標 (当初の目標値)	・ 独自に医療従事者の確保に取り組む病院の数 17 病院 ・ 各医療圏域での研修開催 4 回	
アウトプット指標 (達成値)	・ 医療従事者確保に取り組む病院の数 17 病院 ・ 各二次医療圏域での研修開催回数 34 回	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： R6.10月に看護職員実態調査及び勤務医師実態調査を実施。 (病院・公立診療所の医師の充足率 R6年度 85.1%) (病院の看護師の充足率 R6年度 95.7%)	

	（１）事業の有効性 充足率は横ばいだが、病院が独自に取り組む医療従事者確保のための勧誘活動等を支援することにより、県内の医療従事者の確保推進につながった。また、県内の各医療圏域での研修開催にかかる経費を支援することで、医療従事者の研修機会を確保し、医療技術及び提供医療の向上を図ることができ、医療従事者の確保に一定の効果があつた。今後、充足率向上に寄与するよう病院等に対し、本事業の活用した従事者確保の取組みについて、引き続き啓発していきたい。 （２）事業の効率性 適切な基準額、対象経費等を設定することにより、コストの低下を図っている。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 資質の向上	
	(中項目) キャリアアップ研修の支援	
	(小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業	
事業名	【No. 4 (介護分)】 訪問看護師確保対策事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 5,340千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域包括ケアを推進する上で訪問看護は不可欠の事業であるが、それを担う訪問看護ステーションにおいて、訪問看護師等の介護人材確保が困難な状況にある。また本県では訪問看護における介護保険適用の割合が医療保険適用よりも多く、介護人材としての訪問看護ステーションの従事者確保は重要課題である。	
	アウトカム指標	アウトカム指標：訪問看護師確保数：24名
事業の内容	潜在看護師等が訪問看護事業所に採用され、独り立ちするまでの（訓練期間中の）人件費を負担することにより、潜在看護師等の積極的な採用が図られるようにする。（補助対象期間：6ヶ月間）	
アウトプット指標（当初の目標値）	訪問看護師確保数：24名	
アウトプット指標（達成値）	訪問看護師確保数：24名	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 訪問看護師確保数：25名	
	（1）事業の有効性 再就職を希望している潜在看護師や、訪問看護に興味のある病院看護師の掘り出し及びその看護師の雇用につなげることができた。 （2）事業の効率性 潜在看護師や訪問看護に興味のある病院看護師が、訪問看護ステーション等で訪問看護業務に従事することを支援することで、訪問看護師の雇用促進が図られ、効率的な人材確保につながっている。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 資質の向上	
	(中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成	
	(小項目) 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業	
事業名	【No. 2 (介護分)】 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 1千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	認知症の人及びMC Iの人が、容態に応じた適時・適切な医療・介護が受けられる体制の構築を図る。	
アウトカム指標	アウトカム指標：認知症ケアパスを作成・活用する市町村数 19市町村	
事業の内容	別紙のとおり	
アウトプット指標（当初の目標値）	別紙のとおり	
アウトプット指標（達成値）	1 介護従事者向け認知症研修事業 (1) 認知症対応型サービス事業管理者研修修了者 41人 (2) 認知症対応型サービス事業開設者研修修了者 11人 (3) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修修了者 22人 (4) 認知症介護基礎研修修了者 975人 2 認知症サポート医養成研修 認知症サポート医の養成数 17名 3 認知症サポート医フォローアップ研修事業 研修参加認知症サポート医 名中 95名 4 かかりつけ医等認知症対応力研修修了者 0人 5 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業 研修参加者数 38人 6 認知症初期集中支援チーム員育成のための研修 初期集中支援チーム設置市町村数19か所 7 看護師の認知症対応力向上研修修了者 75人 8 認知症介護指導者フォローアップ研修修了者 1人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 認知症ケアパスを作成・活用する市町村数 18市町村	
	(1) 事業の有効性 ○介護従事者研修受講生が増加し、施設における認知症ケアの向上が図られた。 ○「認知症初期集中支援チーム員」「認知症地域支援推進員」の研修受講により、市町村で配置に向けた取り組みが進んだ。（早期発見・早期対応の取組が進んだ） ○認知症サポート医が増加し、認知症の診療体制の整備が図られた。 ○医療従事者の研修により、医療現場での認知症対応力向上が図られた。 (2) 事業の効率性 ○介護従事者研修会を福祉人材センターに委託することで、効率的に実施できた。 ○認知症初期集中支援チーム員研修、認知症地域支援員研修、認知症サポート医養成研修を国が認めた研修センターに委託して実施することで効果的、効率的に実施できた。 ○認知症対応力向上研修を認知症疾患医療センター、看護協会と連携して実施することで、効果的、効率的に実施できた。	
その他		

(別紙)

事業の内容

- 1 介護従事者向け認知症研修事業
介護サービス事業所等の管理者等に対して、認知症ケアに必要な知識や技術などを修得させ、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図る。
- 2 認知症サポート医養成研修
国立長寿医療研究センターに委託して、かかりつけ医等への助言や地域連携その推進役になる認知症サポート医を養成する。
- 3 認知症サポート医フォローアップ研修事業
認知症サポート医に対して認知症の診断・治療・ケア等に関する研修、症例検討、グループ討議等を実施し、地域における認知症の人への支援体制の充実・強化を図るとともに、地域における認知症サポート医同士の連携強化を図る。
- 4 かかりつけ医等認知症対応力研修
かかりつけ医に対し、適切な認知症診療の知識・技術や認知症の人とその家族を支える知識と方法を習得するための研修を実施し、認知症の初期からの支援体制の構築を図る。
また、歯科医師、薬剤師に対しても、医療と介護の連携の重要性等を習得するための研修を実施し、認知症の支援体制構築の担い手づくりを図る。
- 5 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業
病院勤務の医師、看護師等の医療従事者に対し、認知症の人や家族を支えるために必要な基本知識や、医療と介護の連携の重要性、認知症ケアの原則等の知識について習得するための研修を実施し、病院での認知症の人の手術や処置等の適切な実施の確保を図る。
- 6 認知症初期集中支援チーム員育成のための研修
認知症初期集中支援チームの構成員要件となる研修を、国立長寿医療研究センターに委託して実施する。
- 7 看護師の認知症対応力向上研修
看護師に対して、適切な認知症診療の知識・技術や認知症の人本人とその家族を支える知識と方法を習得するための研修を実施し、認知症の初期からの支援体制の構築を図る。
- 8 認知症介護指導者フォローアップ研修
認知症介護実践者研修を企画・立案し、研修を実施する指導者に対し、最新の専門知識や技術を習得するための研修を認知症介護研究・研修センターに委託して実施する。

アウトプット指標

- 1 介護従事者向け認知症研修事業
 - (1) 認知症対応型サービス事業管理者研修修了者 48人
 - (2) 認知症対応型サービス事業開設者研修修了者 24人
 - (3) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修修了者 24人
 - (4) 認知症介護基礎研修修了者 135人
- 2 認知症サポート医養成研修 認知症サポート医の養成数 18名
- 3 認知症サポート医フォローアップ研修事業 研修参加認知症サポート医 100名中35名
- 4 かかりつけ医等認知症対応力研修修了者 70人
- 5 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業 研修参加者数 70人
- 6 認知症初期集中支援チーム員育成のための研修 初期集中支援チーム設置市町村数19か所
- 7 看護師の認知症対応力向上研修修了者 60人
- 8 認知症介護指導者フォローアップ研修修了者 1人

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 資質の向上 (中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成 (小項目) 地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上事業	
事業名	【No. 3 (介護分)】 在宅医療・介護連携事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 1千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域ケア個別会議・地域ケア推進会議を効果的に開催し、地域包括ケアシステムの構築を図る。	
アウトカム指標	アウトカム指標：地域ケア推進会議の開催 19市町村	
事業の内容	地域包括支援センター等に従事する職員の資質向上や在宅医療・介護連携の取り組みを推進するために、研修会や検討会を開催する。また住民理解を促進する啓発資材の作成や講演会を開催する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	全県の地域包括支援センターから出席 100人 各圏域ごとの取り組み実施 (検討会、研修会、啓発資材作成) 7圏域	
アウトプット指標 (達成値)	全県の地域包括支援センターから出席 131人 各圏域ごとの取り組み実施 (検討会、研修会、啓発資材作成) 7圏域	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 地域ケア推進会議の開催 19市町村	
	(1) 事業の有効性 ○各圏域や市町村における在宅医療・介護連携に向けて、多職種による顔の見える関係づくりや、医療従事者・介護従事者など関係者の資質向上につながっている。 (2) 事業の効率性 ○各保健所の地域包括ケア推進スタッフや市町村担当者とも協働・連携することで、効率的な会議や研修実施につながっている。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 資質の向上	
	(中項目) 地域包括ケア構築ための広域的人材養成	
	(小項目) 地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上事業	
事業名	【No. 4 (介護分)】 生活支援コーディネーター活動支援研修事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 1千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域包括ケアを推進するために、地域資源の発掘や関係者のネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」の配置が必要とされている。	
	アウトカム指標	アウトカム指標：研修を受けて生活支援コーディネーターとなる者の数の増加と質の向上を図る。 生活支援コーディネーター養成研修：50人 生活支援コーディネーターフォローアップ研修：80人
事業の内容	生活支援コーディネーター養成のための研修を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	アウトプット指標：受講者数 生活支援コーディネーター養成研修：50人 生活支援コーディネーターフォローアップ研修（情報交換会）：80人	
アウトプット指標（達成値）	アウトプット指標：受講者数 生活支援コーディネーター養成研修：20人 生活支援コーディネーターフォローアップ研修（情報交換会）：43人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 生活支援コーディネーター養成研修：20人 生活支援コーディネーターフォローアップ研修（情報交換会）：43人	
	（1）事業の有効性 生活支援コーディネーターに資格要件はないが、都道府県が行う養成研修を修了することが望ましいとされており、この研修を実施することで、生活支援コーディネーターの地域での有効的な活動につながっている。 （2）事業の効率性 地域支援事業実施者である市町村や介護保険者が独自に養成研修を実施することは非効率であり、生活支援コーディネーターの横の連携にもつながることから、県で実施することが効率的である。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 労働環境・処遇の改善 (中項目) 緊急時介護人材等支援 (小項目) 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業	
事業名	【No. 5】 介護サービス継続支援事業（コロナ）	【総事業費】 9,714千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	介護サービスは、要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものであるため、新型コロナウイルスの感染等によりサービス提供に必要な職員が不足した場合でもサービスの継続が求められる。 アウトカム指標：介護サービス事業所・施設等による介護サービスの提供の継続	
事業の内容（当初計画）	新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援するとともに、平時から緊急時に備えた応援派遣体制を構築する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	緊急時に備えた応援体制の構築並びに緊急時における介護人材の確保及び職場環境の復旧・改善	
アウトプット指標（達成値）	緊急時に備えた応援体制の構築並びに緊急時における介護人材の確保及び職場環境の復旧・改善	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 緊急時に備えた応援体制の構築並びに緊急時における介護人材の確保及び職場環境の復旧・改善	
	（1）事業の有効性 介護サービス事業所・施設等において、新型コロナウイルスへの感染防止対策を行うことにより、介護を必要とする高齢者やその家族の日常生活の維持に必要なサービスを提供する体制を確保することにつながる。 （2）事業の効率性 介護サービス事業所・施設等における新型コロナウイルスへの感染防止対策を支援することにより、必要な介護人材の確保が可能となる。	
その他		

平成30年度島根県計画に関する 事後評価

令和7年1月
島根県

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

☒ 行った

(実施状況)

- ・平成31年3月4日 平成30年度第2回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。
- ・令和2年3月9日 令和元年度第2回島根県地域医療支援会議（書面開催）において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。
- ・令和3年3月18日 令和2年度第2回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。
- ・令和4年3月11日 令和3年度第4回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。
- ・令和5年3月10日 令和4年度第3回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。
- ・令和6年3月9日 令和5年度第3回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。

☐ 行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

(2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

特になし

2. 目標の達成状況

平成30年度島根県計画に規定した目標を再掲し、令和5年度終了時における目標の達成状況について記載。

■島根県全体（目標と計画期間）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

各圏域で合意が得られた病床の機能分化・連携に資する施設設備整備を始めとする様々な取組について総合的な支援を行う。

また、しまね医療情報ネットワーク（以下、「まめネット」）のさらなる利便性の向上を図ることにより、病病連携、病診連携の強化や中山間・離島地域の診療支援、地域包括ケアシステム構築のための多職種連携などに取り組む。

（数値目標）

- ・30年度基金を活用した取組による県内医療機関の病床変動数
高度急性期・急性期機能▲196床、回復期機能182床、慢性期機能▲137床
- ・病床の機能分化・連携に資する取組を行う医療機関数
7施設（H30年度）
- ・病床の機能分化・連携促進につながる取組を行う区域数
7区域（県全区域）（H30年度）
- ・まめネット連携カルテの閲覧件数（月平均）
2,164件（H29年度） → 2,300件（H30年度）
- ・まめネットカード発行枚数（県民の参加数）
44,653枚（H30.3） → 50,000枚（H31.3）

<地域医療構想で策定した各圏域の必要病床数>

（2016年度）

	病床数 合 計	一般 病床	療養 病床
松 江	3,089	2,585	504
雲 南	598	405	193
出 雲	2,361	1,750	611
大 田	647	457	190
浜 田	1,128	731	397
益 田	847	595	252
隠 岐	135	111	24
県合計	8,805	6,634	2,171



（2025年度）

	病床数 合 計	高度 急性期	急性期	回復期	慢性期	増減数	増減率 (%)
松 江	2,474	212	810	712	740	▲615	▲19.9
雲 南	523	15	113	254	141	▲75	▲12.5
出 雲	1,661	255	644	421	341	▲700	▲29.6
大 田	403	13	93	174	123	▲244	▲37.7
浜 田	760	62	255	212	231	▲368	▲32.6
益 田	613	47	214	179	173	▲234	▲27.6
隠 岐	135	8	39	50	38	0	0.0
県合計	6,569	612	2,168	2,002	1,787	▲2,236	▲25.4

② 居宅等における医療の提供に関する目標

構想区域内完結型の在宅医療提供体制が整備されるよう、従事者確保対策、在宅療養に関する理解促進、多職種連携の強化や条件不利地域における体制整備などに取り組む。

(数値目標)

- ・ 訪問診療を実施する診療所、病院数
270カ所 (H27年度) → 287カ所 (R2年度)
- ・ 訪問診療を受けている患者数
5,769人 (H27年度) → 6,132人 (R2年度)
- ・ 訪問看護ステーションにおける訪問看護職員数 (常勤換算)
321人 (H29.5) → 380人 (R1年度)
- ・ 緩和ケア研修修了者数
1,228人 (H29年度) → 1,308人 (H30年度)
- ・ 往診・訪問診療を行う歯科診療所数の維持 (H28年度175カ所)
- ・ 2025年までに特定行為を行う看護師100名を養成
- ・ まめネットカード発行枚数 (県民の参加数)
44,653枚 (H30.3) → 50,000枚 (H31.3)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

(数値目標)※数値目標は、第7期介護保険事業計画 (H29年度→R2年度) に基づくもの

- ・ 特別養護老人ホーム多床室のプライバシー保護のための改修 3施設 (76床)
- ・ 介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換 4施設 (328床)

④ 医療従事者の確保に関する目標

平成27年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医療従事者の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いている。このような状況の中で、地域における医療提供体制が整備されるよう、さらなる従事者確保対策、地域偏在是正対策や勤務環境改善に向けた取組などを行う。

また、県内における薬剤師・歯科衛生士の偏在が顕著であり特に県西部において不足が深刻であることから、その他の職種においても必要な医療従事者の確保対策を行い、地域全体で多職種によるチーム医療を維持、拡大することを目標とする。

(数値目標)

- ・ しまね地域医療支援センターへの登録者のうち県内で研修・勤務する医師数
120人 (H27年度) → 175人 (R1年度)
- ・ 病院、公立診療所の医師の充足率

- 76.5% (H27年度) → 80% (R1年度)
- ・病院の看護師の充足率
 - 95.7% (H27年度) → 97% (R1年度)
- ・県内の専門研修プログラムで研修を開始する医師数
 - 37人 (H30年度) → 40人 (R1年度)
- ・鳥取大学から県内への派遣医師数の維持 (H30.4 182人)
- ・産婦人科における医師の充足率維持 (H29年度 75.6%)
- ・病院・公立診療所の医師充足率維持 (松江・出雲区域以外) (H29年度 73.1%)
- ・分娩手当支給施設の産科・産婦人科医師数の維持 (H28年度 65人)
- ・分娩1000件当たりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数の維持 (H28年度 16.5人)
- ・小児 (二次・三次) 救急対応病院数の維持 (H29年度 18病院)
- ・県内からの医学科進学者数
 - 41人 (H28年度) → 50人 (R1年度)
- ・歯科衛生士が勤務する歯科診療所数の維持 (H28.12 245カ所)
- ・人口10万人あたりの薬剤師数の維持 (H28.12 162.2人)

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

平成37年度 (2025年度) における介護職員需給ギャップ (1,006人) の解消を目標とする。その際、介護人材の需給状況を調査の上、今後の施策展開をより効果的に進めるよう検討を進めるとともに、各種研修等を実施し、現任介護従事者に対するフォローアップ体制を充実させることで定着促進を図る。

(数値目標)

- ・平成37年度 (2025年度) における介護職員需給ギャップ (1,006人) の解消

2. 計画期間

平成30年度～令和6年度

□島根県全体 (達成状況)

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

H30計画事業執行なし

② 居宅等における医療の提供に関する事業

- ・訪問診療を実施する診療所、病院数

※【目標値】270カ所 (H27年度) → 287カ所 (R2年度)

最新の統計データがないため出典の異なる同様の指標で評価した

- ・訪問診療行っている医療機関数（診療所、病院数）
267ヵ所（H29(2017)年度） → 270ヵ所（R5(2023)年度）
- ・訪問診療を受けている患者数
※【目標値】5,769人（H27年度）→ 6,132人（R2年度）
最新の統計データがないため出典の異なる同様の指標で評価した
- ・訪問診療を受けている患者数
5,847人（H29(2017)年度） → 6,197人（R5(2023)年度）
- ・緩和ケア研修修了者数
1,228人（H29年度）→ 1,763人（R5年度）
※【目標値】1,308人（H30年度）

③ 介護施設等の整備に関する目標

H30計画事業執行なし

④ 医療従事者の確保に関する目標

H30計画事業執行なし

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

令和4年度介護職員数 17,077人

2) 見解

(1) 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

H30計画事業執行なし

(2) 在宅医療の推進に関する事業

在宅医療に関する普及啓発や医療機関の体制整備を支援し、在宅医療について理解を深めるとともに、提供体制の充実を図った。

訪問診療を行う医療機関数は計画当初から着実に増えている。

(3) 介護施設等の整備に関する事業

H30計画事業執行なし

(4) 医療従事者の確保

H30計画事業執行なし

(5) 介護従事者の確保に関する事業

計画に掲載した事業は着実に実施した。取り組みの成果は今後の統計調査により把握する。

3) 改善の方向性

- ・ 病床機能分化・連携、在宅医療の拡大に向け、地域医療構想調整会議等の場において地域の実情を踏まえた議論を活性化するための取り組みを実施していく。
- ・ 関係機関が協働して、在宅医療の普及に努めるとともに、在宅医療に携わる医療従事者の養成など提供体制の維持・強化に継続して取り組む。

4) 目標の継続状況

- ☒ 平成31年度（令和元年度）計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 平成31年度（令和元年度）計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況

平成30年度島根県計画に規定した事業について、令和5年度終了時における事業の実施状況について記載。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.3（医療分）】 医療連携推進事業	【総事業費】 12,316千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	診療所を中心としたチーム	
事業の期間	平成30年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上が必要。 アウトカム指標： ・ 訪問診療を実施する診療所、病院数 270ヵ所（H27年度） → 287ヵ所（R2年度） ・ 訪問診療を受けている患者数 5,769人（H27年度） → 6,132人（R2年度）	
事業の内容(当初計画)	地域における医療連携の取組の促進を図るため、郡市医師会単位においてモデル事業として行われる小規模な医療連携の取組（小規模なチーム作り）に必要な経費を県が補助する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	在宅医療に取り組む連携チーム数 10チーム	
アウトプット指標 (達成値)	R5年度までに、10の連携チームが構築され、地域における新たな医療体制の構築に向けた活動が活発化した。具体的には、看取り代診医システム運用のための検討会や、在宅医療に関わる医療介護専門職による多職種連携チームによる症例検討・研修会の実施等、各地域で多様な取組が実施され、県内の在宅医療提供体制の充実が図られた。	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： ・ 訪問診療を行っている医療機関数（診療所、病院数） 267ヵ所（H29(2017)年度） → 270ヵ所（R5(2023)年度）	

	・ 訪問診療を受けている患者数 5,847人（H29(2017)年度） → 6,197人（R5(2023)年度） ※市町村国民健康保険・後期高齢者医療広域連合による医療レセプトデータより抽出
	（１）事業の有効性 上記の代替指標が改善したこと等から、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上を図ることができた。 地域の実情に応じた医療関係者の自発的な取組を喚起することができ、在宅医療提供体制に係る具体的な取組の普及を図ることができた。 （２）事業の効率性 適切な補助要件、補助基準等を設定することにより、コストの低下を図っている。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.5（医療分）】 地域医療・在宅医療に関する住民理解促進事業 在宅医療に関する病院の体制整備事業	【総事業費】 2,110 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県、県内に所在する病院	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上が必要。 アウトカム指標： ・訪問診療を実施する診療所、病院数 270 カ所（H27 年度） → 287 カ所（R2 年度） ・訪問診療を受けている患者数 5,769 人（H27 年度） → 6,132 人（R2 年度）	
事業の内容（当初計画）	在宅医療に関する県民の理解を深めるため、各種媒体を通じたわかりやすい広報を実施するとともに、普及・啓発の役割を担う医療従事者の養成を支援する。 また、病院が在宅医療を地域で主体的に推進していくためには、病院に勤務するすべての職種がその必要性を十分理解した上で、組織全体で取り組むことが不可欠であるため、病院における研修をはじめとする体制整備を総合的に支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・在宅医療についての普及啓発シンポジウムの開催 1 回 ・在宅医療についての研修等に取り組む病院数 6 病院	
アウトプット指標（達成値）	・普及啓発シンポジウムの開催 1 回 ・在宅医療についての研修等に取り組む病院数 6 病院	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： ・訪問診療行っている医療機関数（診療所、病院数） 267 カ所（H29(2017)年度） → 270 カ所（R5(2023)年度） ・訪問診療を受けている患者数 5,847 人（H29(2017)年度） → 6,197 人（R5(2023)年度） ※市町村国民健康保険・後期高齢者医療広域連合による医療レセプトデータより抽出	
	（1）事業の有効性 在宅医療を普及拡大していくためには、医療従事者と医療を受	

	ける県民双方の理解が不可欠であるが、行政、病院がそれぞれの立場から普及啓発活動を実施することにより、県全体で在宅医療について理解を深めるという機運を醸成することが可能となる。 （２）事業の効率性 補助対象を医療機関単位としたことで、各地域・病院の実情に即した普及啓発活動を実施することができた。また、院内研修の開催や、全国各地で開催される在宅医療関連の外部研修を受講させることにより、各医療機関が多角的な視点から在宅医療に関する知識を深めることができた。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.7（医療分）】 在宅緩和ケアを行う開業医等研修事業	【総事業費】 1,176千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県	
事業の期間	平成30年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上が必要。	
	アウトカム指標：緩和ケア研修修了者数 H29年度時点 1,228人 → H30年度 1,308人	
事業の内容（当初計画）	医療用麻薬の使用への抵抗感や緩和ケアに対する漠然とした不安感を解消し、在宅での緩和ケアを進めるため、開業医等を対象とした緩和ケア研修会を開催する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	開業医を主な対象とした緩和ケア研修の開催 2回	
アウトプット指標（達成値）	開業医を主な対象とした緩和ケア研修の開催： 令和5年度は研修会の実施内容等の見直しのみ実施した。 PCAポンプの整備数：8カ所	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 平成29年度時点 1,228人 → 令和5年度時点 1,763人	
	（1）事業の有効性 在宅緩和ケアを行う開業医等研修事業は、開業医など在宅医療に関わる従事者向けの研修会を県医師会に委託し実施を検討したが、実施内容や開催方法の見直しが必要となったため、令和5年度は実施していない。 PCAポンプ整備支援事業では、薬局のPCAポンプ整備の費用を補助し、薬局でのPCAポンプの普及が進んだことで、より多くの患者の痛みやつらさの緩和に繋がった。 （2）事業の効率性 在宅緩和ケアを行う開業医等研修事業は、実施内容や開催方法を見直したことで、翌年度以降効率的に実施する。 PCAポンプ整備支援事業では、島根県薬剤師会と連携することにより、PCAポンプを必要としている薬局が確実に整備できるよう補助し、薬局のPCAポンプの整備を促進することがで	

	き、在宅での緩和ケアの提供体制がより充実した。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 参入促進 (中項目) 介護人材の「すそ野」拡大 (小項目) 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業	
事業名	【No. 1 (介護分)】 介護や介護の仕事理解促進事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 2,118千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	2025年に向けて介護人材の確保が喫緊の課題となる中、介護の魅力を広く発信し、介護の社会的評価を高めることにより、介護につきまとうネガティブなイメージを払拭し、若年層が将来の職業として「介護」を選択する機運の醸成が必要になっている。	
アウトカム指標	アウトカム指標：介護や介護の仕事へのイメージアップ等を感じる介護関係者及び一般県民の人数増加につなげる。	
事業の内容	①シルバーウィーク（9月）から介護の日前後の期間（11月）を中心に、介護や介護の仕事に関する理解を深める啓発活動を実施する。 ②年間を通じた介護の普及啓発活動に取り組む。	
アウトプット指標（当初の目標値）	啓発活動に取り組む団体数：39	
アウトプット指標（達成値）	啓発活動に取り組む団体数：39	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 啓発活動に取り組む団体数：39	
	（1）事業の有効性 益田市で介護の日イベントを実施し、一般の方に向けて。介護や介護の仕事理解促進や魅力を啓発することができる。	
	（2）事業の効率性 一般の方が参加しやすいイベントを実施することで、介護や介護の仕事の魅力発信ができ、職業選択における介護分野への参入促進に繋がる。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 参入促進 (中項目) 参入促進のための研修支援 (小項目) 介護未経験者に対する研修支援事業	
事業名	【No. 2 (介護分)】 新任介護職員定着支援事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 1,057千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	介護人材不足の中、未経験で介護職に就いた職員のスキルアップが現場で望まれている。	
	アウトカム指標	アウトカム指標：2025年度における介護職員需給ギャップ（461人）の緩和
事業の内容	初任段階の介護職員（介護関係の資格等を有しない者）に、介護職員初任者研修を受講させた場合に当該経費を支援	
アウトプット指標（当初の目標値）	介護職員初任者研修受講者： 年間 20人	
アウトプット指標（達成値）	介護職員初任者研修受講者： 年間 9人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 介護職員初任者研修受講者： 年間 9人	
	（1）事業の有効性 事業補助を受けることで、資格がなく経験の浅い介護職員が研修を受講しやすい環境を雇用主（事業所）が整えやすくすることにより、介護職員初任者研修修了者の増加に寄与している。	
	（2）事業の効率性 より質の高い介護サービスを提供できるようになり、また介護現場に不安のあった職員のスキルやモチベーションが向上することで、早期離職の防止に繋がると考えられる。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 参入促進 (中項目) 地域のマッチング機能強化 (小項目) 介護未経験者に対する研修支援事業	
事業名	【No. 3 (介護分)】 中高年齢者等への入門的研修事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 610千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域		
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	・福祉・介護職場における人材不足の解消は、喫緊の課題であり、2025年までの高齢化の進行と人材需給バランスを見据えた介護人材確保対策の強化が必要となっている。 ・介護福祉士の資格取得を目指して、直接又は日本語学校を經由して介護福祉士養成施設に留学する外国人を、将来、介護の専門職として雇用しようとする介護施設等が、当該留学生に奨学金等を貸与・給付しているが、介護施設等の負担軽減が課題となっている。	
アウトカム指標	アウトカム指標：2025年度における介護職員需給ギャップ（461人）の緩和	
事業の内容	就労意欲のある中高年齢者等への生活援助従事者研修の実施	
アウトプット指標（当初の目標値）	研修の修了者：年間40人	
アウトプット指標（達成値）	研修の修了者：18人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 研修の修了者：18人	
	（１）事業の有効性 短期間での受講が可能な研修を実施することで、介護未経験者が受講しやすい環境を確保でき、介護分野で働く際の不安の払拭等が行え、参入促進に繋がった。 （２）事業の効率性 就労前に、介護分野の基礎的知識や技術を学ぶことで、働く際の不安の払拭が行え、また未経験者と比べ就労後に即戦力として活躍することができ、質の高い介護サービスの提供に繋がる。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 資質の向上 (中項目) キャリアアップ研修の支援 (小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業	
事業名	【No. 4 (介護分)】 訪問看護師確保対策事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 4,678千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域包括ケアを推進する上で訪問看護は不可欠の事業であるが、それを担う訪問看護ステーションにおいて、訪問看護師等の介護人材確保が困難な状況にある。また本県では訪問看護における介護保険適用の割合が医療保険適用よりも多く、介護人材としての訪問看護ステーションの従事者確保は重要課題である。	
	アウトカム指標	アウトカム指標：訪問看護師確保数：24名
事業の内容	潜在看護師等が訪問看護事業所に採用され、独り立ちするまでの（訓練期間中の）人件費を負担することにより、潜在看護師等の積極的な採用が図られるようにする。（補助対象期間：6ヶ月間）	
アウトプット指標（当初の目標値）	訪問看護師確保数：24名	
アウトプット指標（達成値）	訪問看護師確保数：25名	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 訪問看護師確保数：25名	
	（１）事業の有効性 再就職を希望している潜在看護師や、訪問看護に興味のある病院看護師の掘り起し及びその看護師の雇用につなげることができた。	
	（２）事業の効率性 潜在看護師や訪問看護に興味のある病院看護師が、訪問看護ステーション等で訪問看護業務に従事することを支援することで、訪問看護師の雇用促進が図られ、効率的な人材確保につながっている。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 資質の向上 (中項目) キャリアアップ研修の支援 (小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業	
事業名	【No. 5 (介護分)】 介護支援専門員資質向上研修等事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 5,229千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	要介護者等ができる限り住み慣れた地域で、最期まで尊厳をもって自分らしい自立した日常生活を送るため、適切なケアマネジメントを行うことが重要であり、その役割を担う介護支援専門員の資質向上を図る。	
アウトカム指標	アウトカム指標：各種介護支援専門員研修受講者数	
事業の内容	①介護支援専門員実務研修 研修対象者：介護支援専門員実務研修受講試験の合格者 ②介護支援専門員再研修 研修対象者：介護支援専門員証の有効期間が満了し、再度証交付を受けようとする者 ③介護支援専門員更新研修（実務未経験者） 研修対象者：介護支援専門員証が有効な5年間に実務経験がなく、有効期間が概ね2年以内に満了する介護支援専門員 ④介護支援専門員更新研修（実務経験者）兼専門研修課程Ⅱ 研修対象者：実務従事後3年以上の介護支援専門員 ⑤介護支援専門員更新研修（実務経験者）兼専門研修課程Ⅰ 研修対象者：実務従事後6ヶ月～3年未満の介護支援専門員 ⑥主任介護支援専門員研修 研修対象者：地域包括支援センターや特定事業所加算を取得している居宅介護支援事業所に配置され、介護支援専門員の指導や助言等を行う主任介護支援専門員 ⑦主任介護支援専門員更新研修 研修対象者：主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間が概ね2年以内に満了する主任介護支援専門員 ※②、③は同時開催	
アウトプット指標（当初の目標値）	①介護支援専門員実務研修 研修の受講者数：90人 ②介護支援専門員再研修 研修の受講者数：80人 ③介護支援専門員更新研修（実務未経験者） 研修の受講者数：60人 ④介護支援専門員更新研修（実務従事経験者）兼専門研修課程Ⅱ 研修の受講者数：540人 ⑤介護支援専門員更新研修（実務経験者）兼専門研修課程Ⅰ 研修の受講者数：400人 ⑥主任介護支援専門員研修 研修の受講者数：150人 ⑦主任介護支援専門員更新研修 研修の受講者数：300人	
アウトプット指標（達成値）	①介護支援専門員実務研修 研修の受講者数：80人 ②介護支援専門員再研修 研修の受講者数：78人 ③介護支援専門員更新研修（実務未経験者） 研修の受講者数：70人 ④介護支援専門員更新研修（実務従事経験者）兼専門研修課程Ⅱ 研修の受講者数：223人 ⑤介護支援専門員更新研修（実務経験者）兼専門研修課程Ⅰ 研修の受講者数：62人 ⑥主任介護支援専門員研修 研修の受講者数：39人 ⑦主任介護支援専門員更新研修 研修の受講者数：87人	

事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 ①介護支援専門員実務研修 研修の受講者数：90人 ②介護支援専門員再研修 研修の受講者数：100人 ③介護支援専門員更新研修（実務未経験者） 研修の受講者数：60人 ④介護支援専門員更新研修（実務従事経験者）兼専門研修課程Ⅱ 研修の受講者数：450人 ⑤介護支援専門員更新研修（実務経験者）兼専門研修課程Ⅰ 研修の受講者数：250人 ⑥主任介護支援専門員研修 研修の受講者数：15人 ⑦主任介護支援専門員更新研修 研修の受講者数：250人
	（１）事業の有効性 介護支援専門員に対して、多様な生活状況等に応じて、多職種協働を図りながらケアマネジメントを実践できるよう、専門知識及び技能の修得を図り、介護支援専門員の資質向上へとつながってきている。 （２）事業の効率性 研修事業を島根県福祉人材センターに委託することで、効率的に事業を実施することができた。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 資質の向上	
	(中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成	
	(小項目) 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業	
事業名	【No. 6 (介護分)】 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 2,837千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	認知症の人及びMC Iの人が、容態に応じた適時・適切な医療・介護が受けられる体制の構築を図る。	
アウトカム指標	アウトカム指標：認知症ケアパスを作成・活用する市町村数 19市町村	
事業の内容	別紙のとおり	
アウトプット指標（当初の目標値）	別紙のとおり	
アウトプット指標（達成値）	1 介護従事者向け認知症研修事業 (1) 認知症対応型サービス事業管理者研修修了者 41人 (2) 認知症対応型サービス事業開設者研修修了者 11人 (3) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修修了者 22人 (4) 認知症介護基礎研修修了者 975人 2 認知症サポート医養成研修 認知症サポート医の養成数 17名 3 認知症サポート医フォローアップ研修事業 研修参加認知症サポート医 名中 95名 4 かかりつけ医等認知症対応力研修修了者 0人 5 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業 研修参加者数 38人 6 認知症初期集中支援チーム員育成のための研修 初期集中支援チーム設置市町村数19か所 7 看護師の認知症対応力向上研修修了者 75人 8 認知症介護指導者フォローアップ研修修了者 1人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 認知症ケアパスを作成・活用する市町村数 18市町村	
	(1) 事業の有効性 ○介護従事者研修受講生が増加し、施設における認知症ケアの向上が図られた。 ○「認知症初期集中支援チーム員」「認知症地域支援推進員」の研修受講により、市町村で配置に向けた取り組みが進んだ。（早期発見・早期対応の取組が進んだ） ○認知症サポート医が増加し、認知症の診療体制の整備が図られた。 ○医療従事者の研修により、医療現場での認知症対応力向上が図られた。 (2) 事業の効率性 ○介護従事者研修会を福祉人材センターに委託することで、効率的に実施できた。 ○認知症初期集中支援チーム員研修、認知症地域支援員研修、認知症サポート医養成研修を国が認めた研修センターに委託して実施することで効果的、効率的に実施できた。 ○認知症対応力向上研修を認知症疾患医療センター、看護協会と連携して実施することで、効果的、効率的に実施できた。	
その他		

(別紙)

事業の内容

- 1 介護従事者向け認知症研修事業
介護サービス事業所等の管理者等に対して、認知症ケアに必要な知識や技術などを修得させ、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図る。
- 2 認知症サポート医養成研修
国立長寿医療研究センターに委託して、かかりつけ医等への助言や地域連携その推進役になる認知症サポート医を養成する。
- 3 認知症サポート医フォローアップ研修事業
認知症サポート医に対して認知症の診断・治療・ケア等に関する研修、症例検討、グループ討議等を実施し、地域における認知症の人への支援体制の充実・強化を図るとともに、地域における認知症サポート医同士の連携強化を図る。
- 4 かかりつけ医等認知症対応力研修
かかりつけ医に対し、適切な認知症診療の知識・技術や認知症の人とその家族を支える知識と方法を習得するための研修を実施し、認知症の初期からの支援体制の構築を図る。
また、歯科医師、薬剤師に対しても、医療と介護の連携の重要性等を習得するための研修を実施し、認知症の支援体制構築の担い手づくりを図る。
- 5 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業
病院勤務の医師、看護師等の医療従事者に対し、認知症の人や家族を支えるために必要な基本知識や、医療と介護の連携の重要性、認知症ケアの原則等の知識について習得するための研修を実施し、病院での認知症の人の手術や処置等の適切な実施の確保を図る。
- 6 認知症初期集中支援チーム員育成のための研修
認知症初期集中支援チームの構成員要件となる研修を、国立長寿医療研究センターに委託して実施する。
- 7 看護師の認知症対応力向上研修
看護師に対して、適切な認知症診療の知識・技術や認知症の人本人とその家族を支える知識と方法を習得するための研修を実施し、認知症の初期からの支援体制の構築を図る。
- 8 認知症介護指導者フォローアップ研修
認知症介護実践者研修を企画・立案し、研修を実施する指導者に対し、最新の専門知識や技術を習得するための研修を認知症介護研究・研修センターに委託して実施する。

アウトプット指標

- 1 介護従事者向け認知症研修事業
 - (1) 認知症対応型サービス事業管理者研修修了者 48人
 - (2) 認知症対応型サービス事業開設者研修修了者 24人
 - (3) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修修了者 24人
 - (4) 認知症介護基礎研修修了者 135人
- 2 認知症サポート医養成研修 認知症サポート医の養成数 18名
- 3 認知症サポート医フォローアップ研修事業 研修参加認知症サポート医 100名中35名
- 4 かかりつけ医等認知症対応力研修修了者 70人
- 5 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業 研修参加者数 70人
- 6 認知症初期集中支援チーム員育成のための研修 初期集中支援チーム設置市町村数19か所
- 7 看護師の認知症対応力向上研修修了者 60人
- 8 認知症介護指導者フォローアップ研修修了者 1人

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 資質の向上	
	(中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成	
	(小項目) 地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上事業	
事業名	【No. 7 (介護分)】 在宅医療・介護連携事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 1,537千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域ケア個別会議・地域ケア推進会議を効果的に開催し、地域包括ケアシステムの構築を図る。	
アウトカム指標	アウトカム指標：地域ケア推進会議の開催 19市町村	
事業の内容	地域包括支援センター等に従事する職員の資質向上や在宅医療・介護連携の取り組みを推進するために、研修会や検討会を開催する。また住民理解を促進する啓発資材の作成や講演会を開催する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	全県の地域包括支援センターから出席 100人 各圏域ごとの取り組み実施（検討会、研修会、啓発資材作成） 7圏域	
アウトプット指標（達成値）	全県の地域包括支援センターから出席 131人 各圏域ごとの取り組み実施（検討会、研修会、啓発資材作成） 7圏域	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 地域ケア推進会議の開催 19市町村	
	（１）事業の有効性 ○各圏域や市町村における在宅医療・介護連携に向けて、多職種による顔の見える関係づくりや、医療従事者・介護従事者など関係者の資質向上につながっている。 （２）事業の効率性 ○各保健所の地域包括ケア推進スタッフや市町村担当者とも協働・連携することで、効率的な会議や研修実施につながっている。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 資質の向上	
	(中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成	
	(小項目) 地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上事業	
事業名	【No. 8 (介護分)】 生活支援コーディネーター活動支援研修事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 535千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域包括ケアを推進するために、地域資源の発掘や関係者のネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」の配置が必要とされている。	
	アウトカム指標	アウトカム指標：研修を受けて生活支援コーディネーターとなる者の数の増加と質の向上を図る。 生活支援コーディネーター養成研修：50人 生活支援コーディネーターフォローアップ研修：80人
事業の内容	生活支援コーディネーター養成のための研修を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	アウトプット指標：受講者数 生活支援コーディネーター養成研修：50人 生活支援コーディネーターフォローアップ研修（情報交換会）：80人	
アウトプット指標（達成値）	アウトプット指標：受講者数 生活支援コーディネーター養成研修：20人 生活支援コーディネーターフォローアップ研修（情報交換会）：43人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 生活支援コーディネーター養成研修：20人 生活支援コーディネーターフォローアップ研修（情報交換会）：43人	
	（1）事業の有効性 生活支援コーディネーターに資格要件はないが、都道府県が行う養成研修を修了することが望ましいとされており、この研修を実施することで、生活支援コーディネーターの地域での有効的な活動につながっている。 （2）事業の効率性 地域支援事業実施者である市町村や介護保険者が独自に養成研修を実施することは非効率であり、生活支援コーディネーターの横の連携にもつながることから、県で実施することが効率的である。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 資質の向上 (中項目) 地域包括ケア構築ための広域的人材養成 (小項目) 権利擁護人材育成事業	
事業名	【No. 9 (介護分)】 権利擁護人材育成事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 2,016千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	松江市、出雲市、大田市、浜田市、益田市、江津市、邑南町の区域	
事業の実施主体	市町村（松江市、出雲市、大田市、浜田市、益田市、江津市、邑南町）	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進行に伴い増加の見込まれる、親族等による成年後見の困難な人々(例：認知症高齢者等)への、成年後見人材の確保。	
アウトカム指標	アウトカム指標：市民後見人名簿登録者数の増加	
事業の内容	・ 市民後見人養成研修の実施 ・ 権利擁護人材（市民後見人、法人後見支援員等）の活動を継続的に支援するための体制の構築 ・ 市民後見人の活動マニュアル（仮称）等の作成 ・ 認知症高齢者等の権利擁護に関する相談業務の充実	
アウトプット指標（当初の目標値）	・ 市民後見人養成研修の受講者数:100人	
アウトプット指標（達成値）	・ 市民後見人養成研修の受講者数:135人、フォローアップ等158人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 ・ 市民後見人名簿新規登録者:47人	
	（１）事業の有効性 新規の研修受講者だけでなく過去の研修受講者向けのフォローアップ・スキルアップを目的とした研修や、研修修了者が高齢者の権利擁護のために活動する上で必要とされる支援体制の整備も実施されており、権利擁護人材の確保・育成を図る上で有効な事業内容となっている。	
その他	（２）事業の効率性 実施主体である市町村においては、日常生活自立支援事業や法人後見事業で権利擁護に係るノウハウを有する市社会福祉協議会に委託することにより、切れ目のない権利擁護の支援体制構築に向け効率的な研修会を実施することができた。	

平成 29 年度島根県計画に関する 事後評価

令和 7 年 1 月
島根県

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

☒ 行った

(実施状況)

- ・平成30年3月12日 平成29年度第2回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。
- ・平成31年3月4日 平成30年度第2回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。
- ・令和2年3月9日 令和元年度第2回島根県地域医療支援会議（書面開催）において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。
- ・令和3年3月18日 令和2年度第2回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。
- ・令和4年3月11日 令和3年度第4回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。
- ・令和5年3月10日 令和4年度第3回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。
- ・令和6年3月9日 令和5年度第3回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。

☐ 行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

(2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

特になし

2. 目標の達成状況

平成29年度島根県計画に規定した目標を再掲し、令和5年度終了時における目標の達成状況について記載。

■島根県全体（目標と計画期間）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

各圏域で合意が得られた病床の機能分化・連携に資する施設設備整備を始めとする様々な取組について総合的な支援を行う。

また、しまね医療情報ネットワーク（以下、「まめネット」）のさらなる利便性の向上を図ることにより、病病連携、病診連携の強化や中山間・離島地域の診療支援、地域包括ケアシステム構築のための多職種連携などに取り組む。

（数値目標）

- ・病床の機能分化・連携に資する取組を行う医療機関数 8施設
- ・病床の機能分化・連携促進につながる取組を行う区域数 7区域（県全区域）
- ・まめネット連携カルテの閲覧件数（月平均）
1,076件（H27年度）→2,000件（H29年度）→2,300件（H30年度）
- ・まめネットカード発行枚数（県民の参加数）
36,908枚（H28.3）→45,000枚（H30.3）→50,000枚（H31.3）

<地域医療構想で策定した各圏域の必要病床数>

（2016年度）

	病床数 合 計	一般 病床	療養 病床
松 江	3,089	2,585	504
雲 南	598	405	193
出 雲	2,361	1,750	611
大 田	647	457	190
浜 田	1,128	731	397
益 田	847	595	252
隠 岐	135	111	24
県合計	8,805	6,634	2,171



（2025年度）

	病床数 合 計	高度 急性期	急性期	回復期	慢性期	増減数	増減率 (%)
松 江	2,474	212	810	712	740	▲615	▲19.9
雲 南	523	15	113	254	141	▲75	▲12.5
出 雲	1,661	255	644	421	341	▲700	▲29.6
大 田	403	13	93	174	123	▲244	▲37.7
浜 田	760	62	255	212	231	▲368	▲32.6
益 田	613	47	214	179	173	▲234	▲27.6
隠 岐	135	8	39	50	38	0	0.0
県合計	6,569	612	2,168	2,002	1,787	▲2,236	▲25.4

② 居宅等における医療の提供に関する目標

構想区域内完結型の在宅医療提供体制が整備されるよう、従事者確保対策、在宅療養に関する理解促進、多職種連携の強化や条件不利地域における体制整備などに取り組む。

(数値目標) ※数値目標は、島根県保健医療計画及び島根県総合発展計画第3次実施計画に基づくもの

- ・ 往診・訪問診療を行っている医療機関数
576カ所(H29.3) → 577カ所(H29年度)
- ・ 訪問看護ステーションにおける訪問看護職員数(常勤換算)
321人(H29.5) → 380人(R1年度)
- ・ 在宅(老人ホームを含む)の看取り率
20.7%(H27年) → 21.0%(H29年)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

(数値目標) ※数値目標は、第6期介護保険事業計画(H26年度→H29年度)に基づくもの

- ・ 地域密着型介護老人福祉施設 480床 → 578床
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所におけるサービス見込量
20人 → 142人
- ・ 認知症対応型デイサービスセンターにおけるサービス見込量
876人 → 966人
- ・ 認知症高齢者グループホームにおけるサービス見込量 1,896人 → 2,046人
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービス見込量 1,220人 → 1,578人
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービス見込量 21人 → 139人

④ 医療従事者の確保に関する目標

平成27年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医療従事者の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いている。このような状況の中で、地域における医療提供体制が整備されるよう、さらなる従事者確保対策、地域偏在是正対策や勤務環境改善に向けた取組などを行う。

また、県内における薬剤師・歯科衛生士の偏在が顕著であり特に県西部において不足が深刻であることから、その他の職種においても必要な医療従事者の確保対策を行い、地域全体で多職種によるチーム医療を維持、拡大することを目標とする。

(数値目標) ※数値目標は、島根県総合発展計画第3次実施計画に基づくもの

- ・ しまね地域医療支援センターへの登録者のうち県内で研修・勤務する医師数

120人（H27年度）→175人（R1年度）

- ・病院、公立診療所の医師の充足率

76.5%（H27年度）→80%（R1年度）

- ・病院の看護師の充足率

95.7%（H27年度）→97%（R1年度）

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

令和7年度（2025年度）における介護職員需給ギャップ（326人）の解消を目標とする。その際、介護人材の需給状況を調査の上、今後の施策展開をより効果的に進めるよう検討を進めるとともに、各種研修等を実施し、現任介護従事者に対するフォローアップ体制を充実させることで定着促進を図る。

（数値目標）

- ・令和7年度（2025年度）における介護職員需給ギャップ（326人）の解消

⑥ 計画期間

平成29年度～令和6年度

□島根県全体（達成状況）

1）目標の達成状況

（1）地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

H29計画事業執行なし

（2）居宅等における医療の提供に関する事業

- ・往診・訪問診療を行っている医療機関数

576カ所（H28年度）→577カ所（H29年度）

最新の統計データがないため下記の指標により評価した

- ・訪問診療行っている医療機関数（診療所、病院数）

267カ所（H29(2017)年度）→270カ所（R5(2023)年度）

- ・訪問診療を受けている患者数

5,847人（H29(2017)年度）→6,197人（R5(2023)年度）

（3）介護施設等の整備に関する事業

H29計画事業執行なし

（4）医療従事者の確保

H29計画事業執行なし

(5) 介護従事者の確保に関する事業

令和4年度介護職員数 17,077人

2) 見解

(1) 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

H29 計画事業執行なし

(2) 在宅医療の推進に関する事業

①在宅医療の推進に関する事業

在宅医療に関する普及啓発や医療機関の体制整備を支援し、在宅医療について理解を深めるとともに、提供体制の充実を図った。

訪問診療を行う医療機関数は計画当初から着実に増えている。

(3) 介護施設等の整備に関する事業

H29 計画事業執行なし

(4) 医療従事者の確保

H29 計画事業執行なし

(5) 介護従事者の確保に関する事業

計画に掲載した事業は着実に実施した。取り組みの成果は今後の統計調査により把握する。

3) 改善の方向性

- ・病床機能分化・連携、在宅医療の拡大に向け、地域医療構想調整会議等の場において地域の実情を踏まえた議論を活性化するための取り組みを実施していく。
- ・関係機関が協働して、在宅医療の普及に努めるとともに、在宅医療に携わる医療従事者の養成など提供体制の維持・強化に継続して取り組む。

4) 目標の継続状況

- ☒ 平成30年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 平成30年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況

平成29年度島根県計画に規定した事業について、令和5年度終了時における事業の実施状況について記載。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 5（医療分）】 地域医療・在宅医療に関する住民理解促進事業 在宅医療に関する病院の体制整備事業	【総事業費】 10,037 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県、県内に所在する病院	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上が必要。	
	アウトカム指標：往診・訪問診療を行っている医療機関数 H29.3 月 576 カ所 → H30.3 月 577 カ所	
事業の内容（当初計画）	在宅医療に関する県民の理解を深めるため、各種媒体を通じたわかりやすい広報を実施するとともに、普及・啓発の役割を担う医療従事者の養成を支援する。 また、病院が在宅医療を地域で主体的に推進していくためには、病院に勤務する全ての職種がその必要性を十分理解した上で、組織全体で取り組むことが不可欠であるため、病院における研修をはじめとする体制整備を総合的に支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・在宅医療についての普及啓発シンポジウムの開催 1 回 ・在宅医療についての研修等に取り組む病院数 6 病院	
アウトプット指標（達成値）	・普及啓発シンポジウムの開催 1 回 ・在宅医療についての研修等に取り組む病院数 39 病院	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： アウトカム指標 577 カ所（H30.4）は、改定前の島根県保健医療計画から引用した指標であり、計画改定（H30）後の指標により評価したところ、訪問診療を行っている医療機関数、患者数ともに	

	増加している。 ・訪問診療行っている医療機関数（診療所、病院数） 267 カ所（H29(2017)年度） → 270 カ所（R5(2023)年度） ・訪問診療を受けている患者数 5,847 人（H29(2017)年度） → 6,197 人（R5(2023)年度） ※市町村国民健康保険・後期高齢者医療広域連合による医療レセプトデータより抽出 （１）事業の有効性 在宅医療を普及拡大していくためには、医療従事者と医療を受ける県民双方の理解が不可欠であるが、行政、病院がそれぞれの立場から普及啓発活動を実施することにより、県全体で在宅医療について理解を深めるという機運を醸成することが可能となる。 （２）事業の効率性 補助対象を医療機関単位としたことで、各地域・病院の実情に即した普及啓発活動を実施することができた。また、院内研修の開催や、全国各地で開催される在宅医療関連の外部研修を受講させることにより、各医療機関が多角的な視点から在宅医療に関する知識を深めることができた。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 参入促進	
	(中項目) 介護人材の「すそ野」拡大	
	(小項目) 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業	
事業名	【No. 1 (介護分)】 介護や介護の仕事理解促進事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 731千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	2025年に向けて介護人材の確保が喫緊の課題となる中、介護の魅力を広く発信し、介護の社会的評価を高めることにより、介護につきまとうネガティブなイメージを払拭し、若年層が将来の職業として「介護」を選択する機運の醸成が必要になっている。	
アウトカム指標	アウトカム指標：介護や介護の仕事へのイメージアップ等を感じる介護関係者及び一般県民の人数増加につなげる。	
事業の内容	①シルバーウィーク（9月）から介護の日前後の期間（11月）を中心に、介護や介護の仕事に関する理解を深める啓発活動を実施する。 ②年間を通じた介護の普及啓発活動に取り組む。	
アウトプット指標（当初の目標値）	啓発活動に取り組む団体数：39	
アウトプット指標（達成値）	啓発活動に取り組む団体数：39	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 啓発活動に取り組む団体数：39	
	（1）事業の有効性 益田市で介護の日イベントを実施し、一般の方に向けて。介護や介護の仕事理解促進や魅力を啓発することができる。 （2）事業の効率性 一般の方が参加しやすいイベントを実施することで、介護や介護の仕事の魅力発信ができ、職業選択における介護分野への参入促進に繋がる。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 資質の向上 (中項目) キャリアアップ研修の支援 (小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業	
事業名	【No. 2 (介護分)】 介護支援専門員資質向上研修等事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 2,000千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	要介護者等ができる限り住み慣れた地域で、最期まで尊厳をもって自分らしい自立した日常生活を送るため、適切なケアマネジメントを行うことが重要であり、その役割を担う介護支援専門員の資質向上を図る。	
アウトカム指標	アウトカム指標：各種介護支援専門員研修受講者数	
事業の内容	①介護支援専門員実務研修 研修対象者：介護支援専門員実務研修受講試験の合格者 ②介護支援専門員再研修 研修対象者：介護支援専門員証の有効期間が満了し、再度証交付を受けようとする者 ③介護支援専門員更新研修（実務未経験者） 研修対象者：介護支援専門員証が有効な5年間に実務経験がなく、有効期間が概ね2年以内に満了する介護支援専門員 ④介護支援専門員更新研修（実務経験者）兼専門研修課程Ⅱ 研修対象者：実務従事後3年以上の介護支援専門員 ⑤介護支援専門員更新研修（実務経験者）兼専門研修課程Ⅰ 研修対象者：実務従事後6ヶ月～3年未満の介護支援専門員 ⑥主任介護支援専門員研修 研修対象者：地域包括支援センターや特定事業所加算を取得している居宅介護支援事業所に配置され、介護支援専門員の指導や助言等を行う主任介護支援専門員 ⑦主任介護支援専門員更新研修 研修対象者：主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間が概ね2年以内に満了する主任介護支援専門員 ※②、③は同時開催	
アウトプット指標（当初の目標値）	①介護支援専門員実務研修 研修の受講者数：80人 ②介護支援専門員再研修 研修の受講者数：78人 ③介護支援専門員更新研修（実務未経験者） 研修の受講者数：70人 ④介護支援専門員更新研修（実務従事経験者）兼専門研修課程Ⅱ 研修の受講者数：223人 ⑤介護支援専門員更新研修（実務経験者）兼専門研修課程Ⅰ 研修の受講者数：62人 ⑥主任介護支援専門員研修 研修の受講者数：39人 ⑦主任介護支援専門員更新研修 研修の受講者数：87人	
アウトプット指標（達成値）	①介護支援専門員実務研修 研修の受講者数：73人 ②介護支援専門員再研修 研修の受講者数：69人 ③介護支援専門員更新研修（実務未経験者） 研修の受講者数：86人 ④介護支援専門員更新研修（実務従事経験者）兼専門研修課程Ⅱ 研修の受講者数：250人 ⑤介護支援専門員更新研修（実務経験者）兼専門研修課程Ⅰ 研修の受講者数：77人 ⑥主任介護支援専門員研修 研修の受講者数：46人 ⑦主任介護支援専門員更新研修 研修の受講者数：140人	

事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 ①介護支援専門員実務研修 研修の受講者数：90人 ②介護支援専門員再研修 研修の受講者数：100人 ③介護支援専門員更新研修（実務未経験者） 研修の受講者数：60人 ④介護支援専門員更新研修（実務従事経験者）兼専門研修課程Ⅱ 研修の受講者数：450人 ⑤介護支援専門員更新研修（実務経験者）兼専門研修課程Ⅰ 研修の受講者数：250人 ⑥主任介護支援専門員研修 研修の受講者数：15人 ⑦主任介護支援専門員更新研修 研修の受講者数：250人
	（１）事業の有効性 介護支援専門員に対して、多様な生活状況等に応じて、多職種協働を図りながらケアマネジメントを実践できるよう、専門知識及び技能の修得を図り、介護支援専門員の資質向上へとつながってきている。 （２）事業の効率性 研修事業を島根県福祉人材センターに委託することで、効率的に事業を実施することができた。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 資質の向上	
	(中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成	
	(小項目) 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業	
事業名	【No. 3 (介護分)】 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 2千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	認知症の人及びMC Iの人が、容態に応じた適時・適切な医療・介護が受けられる体制の構築を図る。	
アウトカム指標	アウトカム指標：認知症ケアパスを作成・活用する市町村数 19市町村	
事業の内容	別紙のとおり	
アウトプット指標（当初の目標値）	別紙のとおり	
アウトプット指標（達成値）	1 介護従事者向け認知症研修事業 (1) 認知症対応型サービス事業管理者研修修了者 41人 (2) 認知症対応型サービス事業開設者研修修了者 11人 (3) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修修了者 22人 (4) 認知症介護基礎研修修了者 975人 2 認知症サポート医養成研修 認知症サポート医の養成数 17名 3 認知症サポート医フォローアップ研修事業 研修参加認知症サポート医 名中 95名 4 かかりつけ医等認知症対応力研修修了者 0人 5 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業 研修参加者数 38人 6 認知症初期集中支援チーム員育成のための研修 初期集中支援チーム設置市町村数19か所 7 看護師の認知症対応力向上研修修了者 75人 8 認知症介護指導者フォローアップ研修修了者 1人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 認知症ケアパスを作成・活用する市町村数 18市町村	
	(1) 事業の有効性 ○介護従事者研修受講生が増加し、施設における認知症ケアの向上が図られた。 ○「認知症初期集中支援チーム員」「認知症地域支援推進員」の研修受講により、市町村で配置に向けた取り組みが進んだ。（早期発見・早期対応の取組が進んだ） ○認知症サポート医が増加し、認知症の診療体制の整備が図られた。 ○医療従事者の研修により、医療現場での認知症対応力向上が図られた。 (2) 事業の効率性 ○介護従事者研修会を福祉人材センターに委託することで、効率的に実施できた。 ○認知症初期集中支援チーム員研修、認知症地域支援員研修、認知症サポート医養成研修を国が認めた研修センターに委託して実施することで効果的、効率的に実施できた。 ○認知症対応力向上研修を認知症疾患医療センター、看護協会と連携して実施することで、効果的、効率的に実施できた。	
その他		

(別紙)

事業の内容

- 1 介護従事者向け認知症研修事業
介護サービス事業所等の管理者等に対して、認知症ケアに必要な知識や技術などを修得させ、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図る。
- 2 認知症サポート医養成研修
国立長寿医療研究センターに委託して、かかりつけ医等への助言や地域連携その推進役になる認知症サポート医を養成する。
- 3 認知症サポート医フォローアップ研修事業
認知症サポート医に対して認知症の診断・治療・ケア等に関する研修、症例検討、グループ討議等を実施し、地域における認知症の人への支援体制の充実・強化を図るとともに、地域における認知症サポート医同士の連携強化を図る。
- 4 かかりつけ医等認知症対応力研修
かかりつけ医に対し、適切な認知症診療の知識・技術や認知症の人とその家族を支える知識と方法を習得するための研修を実施し、認知症の初期からの支援体制の構築を図る。
また、歯科医師、薬剤師に対しても、医療と介護の連携の重要性等を習得するための研修を実施し、認知症の支援体制構築の担い手づくりを図る。
- 5 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業
病院勤務の医師、看護師等の医療従事者に対し、認知症の人や家族を支えるために必要な基本知識や、医療と介護の連携の重要性、認知症ケアの原則等の知識について習得するための研修を実施し、病院での認知症の人の手術や処置等の適切な実施の確保を図る。
- 6 認知症初期集中支援チーム員育成のための研修
認知症初期集中支援チームの構成員要件となる研修を、国立長寿医療研究センターに委託して実施する。
- 7 看護師の認知症対応力向上研修
看護師に対して、適切な認知症診療の知識・技術や認知症の人本人とその家族を支える知識と方法を習得するための研修を実施し、認知症の初期からの支援体制の構築を図る。
- 8 認知症介護指導者フォローアップ研修
認知症介護実践者研修を企画・立案し、研修を実施する指導者に対し、最新の専門知識や技術を習得するための研修を認知症介護研究・研修センターに委託して実施する。

アウトプット指標

- 1 介護従事者向け認知症研修事業
 - (1) 認知症対応型サービス事業管理者研修修了者 48人
 - (2) 認知症対応型サービス事業開設者研修修了者 24人
 - (3) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修修了者 24人
 - (4) 認知症介護基礎研修修了者 135人
- 2 認知症サポート医養成研修 認知症サポート医の養成数 18名
- 3 認知症サポート医フォローアップ研修事業 研修参加認知症サポート医 100名中35名
- 4 かかりつけ医等認知症対応力研修修了者 70人
- 5 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業 研修参加者数 70人
- 6 認知症初期集中支援チーム員育成のための研修 初期集中支援チーム設置市町村数19か所
- 7 看護師の認知症対応力向上研修修了者 60人
- 8 認知症介護指導者フォローアップ研修修了者 1人

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 資質の向上 (中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成 (小項目) 地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上事業	
事業名	【No. 4 (介護分)】 在宅医療・介護連携事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 1千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域ケア個別会議・地域ケア推進会議を効果的に開催し、地域包括ケアシステムの構築を図る。	
アウトカム指標	アウトカム指標：地域ケア推進会議の開催 19市町村	
事業の内容	地域包括支援センター等に従事する職員の資質向上や在宅医療・介護連携の取り組みを推進するために、研修会や検討会を開催する。また住民理解を促進する啓発資材の作成や講演会を開催する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	全県の地域包括支援センターから出席 100人 各圏域ごとの取り組み実施 (検討会、研修会、啓発資材作成) 7圏域	
アウトプット指標 (達成値)	全県の地域包括支援センターから出席 131人 各圏域ごとの取り組み実施 (検討会、研修会、啓発資材作成) 7圏域	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 地域ケア推進会議の開催 19市町村	
	(1) 事業の有効性 ○各圏域や市町村における在宅医療・介護連携に向けて、多職種による顔の見える関係づくりや、医療従事者・介護従事者など関係者の資質向上につながっている。 (2) 事業の効率性 ○各保健所の地域包括ケア推進スタッフや市町村担当者とも協働・連携することで、効率的な会議や研修実施につながっている。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 資質の向上	
	(中項目) 地域包括ケア構築ための広域的人材養成	
	(小項目) 地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上事業	
事業名	【No. 5 (介護分)】 生活支援コーディネーター活動支援研修事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 90千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域包括ケアを推進するために、地域資源の発掘や関係者のネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」の配置が必要とされている。	
	アウトカム指標	アウトカム指標：研修を受けて生活支援コーディネーターとなる者の数の増加と質の向上を図る。 生活支援コーディネーター養成研修：50人 生活支援コーディネーターフォローアップ研修：80人
事業の内容	生活支援コーディネーター養成のための研修を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	アウトプット指標：受講者数 生活支援コーディネーター養成研修：50人 生活支援コーディネーターフォローアップ研修（情報交換会）：80人	
アウトプット指標（達成値）	アウトプット指標：受講者数 生活支援コーディネーター養成研修：20人 生活支援コーディネーターフォローアップ研修（情報交換会）：43人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 生活支援コーディネーター養成研修：20人 生活支援コーディネーターフォローアップ研修（情報交換会）：43人	
	（1）事業の有効性 生活支援コーディネーターに資格要件はないが、都道府県が行う養成研修を修了することが望ましいとされており、この研修を実施することで、生活支援コーディネーターの地域での有効的な活動につながっている。 （2）事業の効率性 地域支援事業実施者である市町村や介護保険者が独自に養成研修を実施することは非効率であり、生活支援コーディネーターの横の連携にもつながることから、県で実施することが効率的である。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 資質の向上 (中項目) 地域包括ケア構築ための広域的人材養成 (小項目) 権利擁護人材育成事業	
事業名	【No. 6 (介護分)】 権利擁護人材育成事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 2,807千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	松江市、出雲市、大田市、浜田市、益田市、江津市、邑南町の区域	
事業の実施主体	市町村（松江市、出雲市、大田市、浜田市、益田市、江津市、邑南町）	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進行に伴い増加の見込まれる、親族等による成年後見の困難な人々(例：認知症高齢者等)への、成年後見人材の確保。	
アウトカム指標	アウトカム指標：市民後見人名簿登録者数の増加	
事業の内容	・ 市民後見人養成研修の実施 ・ 権利擁護人材（市民後見人、法人後見支援員等）の活動を継続的に支援するための体制の構築 ・ 市民後見人の活動マニュアル（仮称）等の作成 ・ 認知症高齢者等の権利擁護に関する相談業務の充実	
アウトプット指標（当初の目標値）	・ 市民後見人養成研修の受講者数:100人	
アウトプット指標（達成値）	・ 市民後見人養成研修の受講者数:135人、フォローアップ等158人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 ・ 市民後見人名簿新規登録者:47人	
	（１）事業の有効性 新規の研修受講者だけでなく過去の研修受講者向けのフォローアップ・スキルアップを目的とした研修や、研修修了者が高齢者の権利擁護のために活動する上で必要とされる支援体制の整備も実施されており、権利擁護人材の確保・育成を図る上で有効な事業内容となっている。	
その他	（２）事業の効率性 実施主体である市町村においては、日常生活自立支援事業や法人後見事業で権利擁護に係るノウハウを有する市社会福祉協議会に委託することにより、切れ目のない権利擁護の支援体制構築に向け効率的な研修会を実施することができた。	

平成 28 年度島根県計画に関する 事後評価

令和 7 年 1 月
島根県

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

☒ 行った

(実施状況)

- ・平成29年3月17日 平成28年度第3回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。
- ・平成30年3月12日 平成29年度第2回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。
- ・平成31年3月4日 平成30年度第2回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。
- ・令和2年3月9日 令和元年度第2回島根県地域医療支援会議（書面開催）において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。
- ・令和3年3月18日 令和2年度第2回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。
- ・令和4年3月11日 令和3年度第4回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。
- ・令和5年3月10日 令和4年度第3回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。
- ・令和6年3月9日 令和5年度第3回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。

☐ 行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

(2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

特になし

2. 目標の達成状況

平成28年度島根県計画に規定する目標を再掲し、令和5年度終了時における目標の達成状況について記載。

■島根県全体（目標） ※H28基金計画の目標を転記

1. 島根県の医療と介護の総合的な確保に関する目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

島根県においては、東西に長い（約230km）県土と離島の存在、全国に先駆けて進展する高齢化、医師の地域偏在、といった課題を抱えている。このような状況の中、限られた医療資源を活用し、効率的で質の高い医療提供体制が整備されるよう、将来の医療需要や関係機関の協議を踏まえ、求められる医療機能の充実に係る支援及び構想区域を越えた医療機能の連携・病床再編の促進などに取り組む。

なお、地域医療構想が策定されるまでの間は、回復期病床への転換等、構想未策定の現状でも必要な病床機能の分化及び連携に向けた施設設備整備への支援を図る。

また、しまね医療情報ネットワーク（以下、「まめネット」）のさらなる利便性の向上を図ることにより、病病連携、病診連携の強化や中山間・離島地域の診療支援、地域包括ケアシステム構築のための多職種連携などに取り組む。

（数値目標）

- ・病床の機能分化・連携に資する取組を行う医療機関数 7箇所
- ・病床の機能分化・連携促進につながる取組を行う区域数 7区域（県全区域）
- ・まめネット連携カルテの閲覧件数（月平均）
1,076件（H27年度）→1,400件（H30年度）
- ・まめネットカード発行枚数（県民の参加数）
25,186枚（H28.3）→35,000枚（H29.3）

② 居宅等における医療の提供に関する事業

構想区域内完結型の在宅医療提供体制が整備されるよう、従事者確保対策、在宅療養に関する理解促進、多職種連携の強化や条件不利地域における体制整備などに取り組む。

（数値目標）※数値目標は、島根県保健医療計画及び島根県総合発展計画第3次実施計画に基づくもの

- ・往診・訪問診療を行っている医療機関数
576カ所（H28.3）→577カ所（H29年度）
- ・訪問看護ステーションにおける訪問看護職員数（常勤換算）
311人（H28.3）→380人（H31年度）

- ・在宅（老人ホームを含む）の看取り率

19.5%（H27.3）→21.0%（H29年度）

③ 介護施設等の整備に関する事業

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

（数値目標）※数値目標は、第6期介護保険事業計画（H26年度→H29年度）に基づくもの

- ・地域密着型介護老人福祉施設 480 床→ 578 床
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所におけるサービス見込量 20 人→ 142 人
- ・認知症対応型デイサービスセンターにおけるサービス見込量 876 人→ 966 人
- ・認知症高齢者グループホームにおけるサービス見込量 1,896 人→2,046 人
- ・小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービス見込量 1,220 人→1,578 人
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービス見込量 21 人→ 139 人

④ 医療従事者の確保に関する事業

平成27年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医療従事者の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いている。このような状況の中で、地域における医療提供体制が整備されるよう、さらなる従事者確保対策、地域偏在是正対策や勤務環境改善に向けた取組などを行う。

また、県内における薬剤師・歯科衛生士の偏在が顕著であり特に県西部において不足が深刻であることから、その他の職種においても必要な医療従事者の確保対策を行い、地域全体で多職種によるチーム医療を維持、拡大することを目標とする。

（数値目標）※数値目標は、島根県総合発展計画第3次実施計画に基づくもの

- ・しまね地域医療支援センターへの登録者のうち県内で研修・勤務する医師数 120 人（H27年度）→ 175 人（H31年度）
- ・病院、公立診療所の医師の充足率 76.5%（H27年度）→ 80%（H31年度）
- ・病院の看護師の充足率 95.7%（H27年度）→ 97%（H31年度）

⑤ 介護従事者の確保に関する事業

平成37年度（2025年度）における介護職員需給ギャップ（326人）の解消を目標とする。その際、介護人材の需給状況を調査の上、今後の施策展開をより効果的に進めるよう検討を進めるとともに、各種研修等を実施し、現任介護従事者に対するフォローアップ体制を充実させることで定着促進を図る。

(数値目標)

- ・平成37年度(2025年度)における介護職員需給ギャップ(326人)の解消

2. 計画期間

事業区分1、2、4に関する事業 平成28年度～平成30年度

事業区分3、5に関する事業 平成28年度～令和5年度

□島根県全体(達成状況)

1) 目標の達成状況

- (1) 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
H28計画事業執行なし
- (2) 居宅等における医療の提供に関する事業
H28計画事業執行なし
- (3) 介護施設等の整備に関する事業
H28計画事業執行なし
- (4) 医療従事者の確保
H28計画事業執行なし
- (5) 介護従事者の確保に関する事業
令和4年度介護職員数 17,077人

2) 見解

- ・ 介護従事者の確保に関する事業
計画に掲載した事業は着実に実施した。取り組みの成果は今後の統計調査により把握する。

3) 目標の継続状況

- ☒ 平成29年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 平成29年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 基本整備 (中項目) 基盤整備 (小項目) 介護人材確保対策連携強化事業(協議会設置等)	
事業名	【No. 1 (介護分)】 福祉・介護人材確保推進会議事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 485千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	2025年に向けて介護人材の確保・離職防止が喫緊の課題となる中、官民一体となって、現状や課題を共有し、対策を推進する必要がある	
	アウトカム指標	2025年度における介護職員需給ギャップ(461人)の緩和
事業の内容	行政、職能団体、事業者団体や教育機関等で構成される福祉・介護人材確保推進会議を設置し、県内の介護従事者の確保・定着へ向けた普及啓発、人材確保・育成、労働環境改善等に関する協議を行い対策を進める。	
アウトプット指標(当初の目標値)	推進会議開催: 2～3回	
アウトプット指標(達成値)	推進会議開催: 2回	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 推進会議開催: 2回	
	(1) 事業の有効性 推進会議での情報共有や意見交換を通じて、現状の実態把握、分析を行い、課題解決に向けた取組を検討・実施することで、県内の介護従事者の確保、定着へ向けた普及啓発、人材確保・育成、労働環境改善等に関する協議を行い対策を進めることができる (2) 事業の効率性 推進会議の場で行政、職能団体、事業者団体等が一堂に会し、情報共有や意見交換を通じて、課題解決に向けた取組を検討、実施することで、人材確保対策を進めることができる。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 基盤整備	
	(中項目) 基盤整備	
	(小項目) 人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業	
事業名	【No. 2】 人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業 事業認証評価制度実施事業	【総事業費】 1千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	介護事業者の人材育成・確保の取り組みを「見える化」し、介護事業者の切磋琢磨を進め、業界全体のレベルアップとボトムアップを推進するとともに、介護職を志す者の参入と定着促進を図る必要がある。 アウトカム指標：令和5年度からの認証評価制度導入	
事業の内容（当初計画）	介護人材に取り組む事業者に対する認証評価制度の導入	
アウトプット指標（当初の目標値）	認証評価制度（宣言制度）の導入	
アウトプット指標（達成値）	認証評価制度（宣言制度）の開始	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 宣言を行った事業所（法人）数 4 法人	
	（1）事業の有効性 福祉・介護人材の育成や、処遇・職場環境の改善による定着促進に取り組む福祉・介護事業者が「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所」として宣言し、自らの取組について若者や求職者へ情報発信することで、福祉・介護業界への参入の促進を図ることができる。 （2）事業の効率性 ホームページバナーなどの広報媒体を作成し、制度周知を行った。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 資質の向上 (中項目) キャリアアップ研修の支援 (小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業	
事業名	【No. 3 (介護分)】 訪問看護師確保対策事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 10,407千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域包括ケアを推進する上で訪問看護は不可欠の事業であるが、それを担う訪問看護ステーションにおいて、訪問看護師等の介護人材確保が困難な状況にある。また本県では訪問看護における介護保険適用の割合が医療保険適用よりも多く、介護人材としての訪問看護ステーションの従事者確保は重要課題である。	
	アウトカム指標	アウトカム指標：訪問看護師確保数：24名
事業の内容	潜在看護師等が訪問看護事業所に採用され、独り立ちするまでの(訓練期間中の)人件費を負担することにより、潜在看護師等の積極的な採用が図られるようにする。(補助対象期間：6ヶ月間)	
アウトプット指標(当初の目標値)	訪問看護師確保数：24名	
アウトプット指標(達成値)	訪問看護師確保数：25名	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 訪問看護師確保数：25名	
	(1) 事業の有効性 再就職を希望している潜在看護師や、訪問看護に興味のある病院看護師の掘り起し及びその看護師の雇用につなげることができた。	
	(2) 事業の効率性 潜在看護師や訪問看護に興味のある病院看護師が、訪問看護ステーション等で訪問看護業務に従事することを支援することで、訪問看護師の雇用促進が図られ、効率的な人材確保につながっている。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 資質の向上 (中項目) キャリアアップ研修の支援 (小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業	
事業名	【No. 4 (介護分)】 介護支援専門員資質向上研修等事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 800千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	要介護者等ができる限り住み慣れた地域で、最期まで尊厳をもって自分らしい自立した日常生活を送るため、適切なケアマネジメントを行うことが重要であり、その役割を担う介護支援専門員の資質向上を図る。	
アウトカム指標	アウトカム指標：各種介護支援専門員研修受講者数	
事業の内容	①介護支援専門員実務研修 研修対象者：介護支援専門員実務研修受講試験の合格者 ②介護支援専門員再研修 研修対象者：介護支援専門員証の有効期間が満了し、再度証交付を受けようとする者 ③介護支援専門員更新研修（実務未経験者） 研修対象者：介護支援専門員証が有効な5年間に実務経験がなく、有効期間が概ね2年以内に満了する介護支援専門員 ④介護支援専門員更新研修（実務経験者）兼専門研修課程Ⅱ 研修対象者：実務従事後3年以上の介護支援専門員 ⑤介護支援専門員更新研修（実務経験者）兼専門研修課程Ⅰ 研修対象者：実務従事後6ヶ月～3年未満の介護支援専門員 ⑥主任介護支援専門員研修 研修対象者：地域包括支援センターや特定事業所加算を取得している居宅介護支援事業所に配置され、介護支援専門員の指導や助言等を行う主任介護支援専門員 ⑦主任介護支援専門員更新研修 研修対象者：主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間が概ね2年以内に満了する主任介護支援専門員 ※②、③は同時開催	
アウトプット指標（当初の目標値）	①介護支援専門員実務研修 研修の受講者数：90人 ②介護支援専門員再研修 研修の受講者数：100人 ③介護支援専門員更新研修（実務未経験者） 研修の受講者数：60人 ④介護支援専門員更新研修（実務従事経験者）兼専門研修課程Ⅱ 研修の受講者数：450人 ⑤介護支援専門員更新研修（実務経験者）兼専門研修課程Ⅰ 研修の受講者数：250人 ⑥主任介護支援専門員研修 研修の受講者数：150人 ⑦主任介護支援専門員更新研修 研修の受講者数：250人	
アウトプット指標（達成値）	①介護支援専門員実務研修 研修の受講者数：80人 ②介護支援専門員再研修 研修の受講者数：78人 ③介護支援専門員更新研修（実務未経験者） 研修の受講者数：70人 ④介護支援専門員更新研修（実務従事経験者）兼専門研修課程Ⅱ 研修の受講者数：223人 ⑤介護支援専門員更新研修（実務経験者）兼専門研修課程Ⅰ 研修の受講者数：62人 ⑥主任介護支援専門員研修 研修の受講者数：39人 ⑦主任介護支援専門員更新研修 研修の受講者数：87人	

事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 ①介護支援専門員実務研修 研修の受講者数：90人 ②介護支援専門員再研修 研修の受講者数：100人 ③介護支援専門員更新研修（実務未経験者） 研修の受講者数：60人 ④介護支援専門員更新研修（実務従事経験者）兼専門研修課程Ⅱ 研修の受講者数：450人 ⑤介護支援専門員更新研修（実務経験者）兼専門研修課程Ⅰ 研修の受講者数：250人 ⑥主任介護支援専門員研修 研修の受講者数：15人 ⑦主任介護支援専門員更新研修 研修の受講者数：250人
	（１）事業の有効性 介護支援専門員に対して、多様な生活状況等に応じて、多職種協働を図りながらケアマネジメントを実践できるよう、専門知識及び技能の修得を図り、介護支援専門員の資質向上へとつながってきている。 （２）事業の効率性 研修事業を島根県福祉人材センターに委託することで、効率的に事業を実施することができた。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 資質の向上	
	(中項目) キャリアアップ研修の支援	
	(小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業	
事業名	【No. 5 (介護分)】 介護職員医療的ケア研修体制整備事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 5,651千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	これまで運用上やむを得ず行われていた介護職員等による喀痰吸引等業務について、より安全性を確保するため法制度に基づき行われることとなった。高齢社会により喀痰吸引等行為を必要とする人が増加する可能性がある中、そのニーズに安全かつ速やかに対応できるようにするため、介護職員等の研修体制の構築を図る。	
アウトカム指標	アウトカム指標：直近年度の認定特定行為業務従事者認定数300人／年程度を維持する。	
事業の内容	在宅、老人福祉施設、介護保険施設等において、医師・看護職員との連携・協力のもとに、喀痰吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等の人材を養成する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	介護職員等によるたんの吸引等研修事業の実施…認定特定行為業務従事者の養成 指導者講習の実施…たんの吸引等研修に係る指導者の養成 検討委員会の実施…事業実施に係る関係団体との意見交換、情報交換等の実施	100名程度 80名程度 年2回
アウトプット指標（達成値）	介護職員等によるたんの吸引等研修事業の実施…認定特定行為業務従事者の養成 指導者講習の実施…たんの吸引等研修に係る指導者の養成 検討委員会の実施…事業実施に係る関係団体との意見交換、情報交換等の実施	48名 34名 年1回
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 介護職員等によるたんの吸引等研修事業の実施…認定特定行為業務従事者の養成 48名 指導者講習の実施…たんの吸引等研修に係る指導者の養成 34名 検討委員会の実施…事業実施に係る関係団体との意見交換、情報交換等の実施 年1回	
	（１）事業の有効性 介護職員等のたんの吸引等研修事業と指導者講習を実施することにより、認定特定行為業務従事者の認定数が年々増加しており、医療的ケアを必要とする人の介護サービス等の選択肢を増やすことにつながっている。 （２）事業の効率性 介護職員等の研修の機会を増やすことに加え、介護職員等を指導する看護師等の指導力向上を促進することにより、研修回数と、研修の質と安全性の確保について効率的に高めることにつながっている。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 資質の向上	
	(中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成	
	(小項目) 地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上事業	
事業名	【No. 6 (介護分)】 在宅医療・介護連携事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 1千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域ケア個別会議・地域ケア推進会議を効果的に開催し、地域包括ケアシステムの構築を図る。	
アウトカム指標	アウトカム指標：地域ケア推進会議の開催 19市町村	
事業の内容	地域包括支援センター等に従事する職員の資質向上や在宅医療・介護連携の取り組みを推進するために、研修会や検討会を開催する。また住民理解を促進する啓発資材の作成や講演会を開催する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	全県の地域包括支援センターから出席 100人 各圏域ごとの取り組み実施（検討会、研修会、啓発資材作成） 7圏域	
アウトプット指標（達成値）	全県の地域包括支援センターから出席 131 人 各圏域ごとの取り組み実施（検討会、研修会、啓発資材作成） 7圏域	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 地域ケア推進会議の開催 19市町村	
	（1）事業の有効性 ○各圏域や市町村における在宅医療・介護連携に向けて、多職種による顔の見える関係づくりや、医療従事者・介護従事者など関係者の資質向上につながっている。 （2）事業の効率性 ○各保健所の地域包括ケア推進スタッフや市町村担当者とも協働・連携することで、効率的な会議や研修実施につながっている。	
その他		

平成27年度島根県計画に関する 事後評価

令和7年1月
島根県

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

☒ 行った

(実施状況)

- ・平成28年8月2日 平成28年度第1回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。
- ・平成29年3月17日 平成28年度第3回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。
- ・平成30年3月12日 平成29年度第2回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。
- ・平成31年3月4日 平成30年度第2回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。
- ・令和3年3月18日 令和2年度第2回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。
- ・令和4年3月11日 令和3年度第4回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。
- ・令和5年3月10日 令和4年度第3回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。
- ・令和6年3月9日 令和5年度第3回島根県地域医療支援会議において、基金事業の執行状況について報告し、意見聴取を行った。

☐ 行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

(2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

研修等へ参加しやすい環境の整備（東西に長い島根県の地理的条件を考慮した開

催地の選定等)

(平成28年8月2日開催の島根県地域医療支援会議における指摘事項)

2. 目標の達成状況

平成27年度島根県計画に規定する目標を再掲し、平成29年度終了時((3)については令和5年度終了時)における目標の達成状況について記載。

■島根県全体(目標) ※H27基金計画の目標を転記

① 島根県の医療と介護の総合的な確保に関する目標

(1) 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

- ・回復期病床への転換等、地域医療構想未策定の現状でも必要な病床機能の分化及び連携に向けた施設設備整備を支援することにより、病床機能の再編を促進し、効率的で質の高い医療提供体制を構築することを目標とする。

(2) 居宅等における医療の提供に関する事業

① 在宅医療の推進に関する事業

- ・各医療圏での具体的な取組の支援や医療機関等における体制整備を通じ、地域医療再生基金で成果を上げたモデル的な取組を普及拡大することを目標とする。
- ・不採算地域の訪問看護ステーションの経営支援や病院・診療所の在宅医療サービス内容の明示及び情報共有を市町村事業として行い、在宅医療を量的に拡大することを目標とする。
- ・在宅における認知症・がん対策、在宅歯科診療や訪問薬剤指導の体制を整備し、在宅医療の質を向上することを目標とする。

(数値目標)

- ・往診・訪問診療を行っている医療機関数
558カ所(H27.3月)→577カ所(H29年度)
- ・訪問看護ステーションにおける訪問看護職員数(常勤換算)
283人(H27.3月)→297人(H29年度)
- ・在宅(施設を含む)の看取り率
19.5%(H27.3月)→21.0%(H29年度)

② 医療連携の強化・促進に関する事業

- ・地域医療再生基金で全県域に整備した医療情報ネットワークシステム(まめネット)による情報共有体制やヘリコプター等による広域搬送体制を活用し、医療圏内

の病院と診療所の連携はもとより医療圏を超えた病院間の機能分担と連携を推進することにより、全県を視野に入れた病床機能の再編を促進し、効率的で質の高い医療提供体制を構築することを目標とする。

(数値目標)

- ・しまね医療情報ネットワークシステム（愛称：まめネット）
487カ所（H27.6月末）→700カ所（H27年度）
- ・「まめネットカード」発行枚数（県民の参加数）
15,110枚（H27.6月末）→35,000枚（H27年度）

(3) 介護施設等の整備に関する事業

- ・地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期及び第7期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行うことを目標とする。

(数値目標) ※数値目標は、第6期及び第7期介護保険事業計画に基づくもの
＜H27年度当初分＞

・地域密着型介護老人福祉施設	1か所29床
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	3か所
・小規模多機能型居宅介護事業所	7か所
・認知症対応型デイサービスセンター	1か所
・認知症高齢者グループホーム	2か所36床
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	1か所
・地域包括支援センター	1か所

＜H27年度補正分＞

・地域密着型介護老人福祉施設	1か所29床
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1か所
・小規模多機能型居宅介護事業所	3か所
・認知症高齢者グループホーム	16か所171床
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	2か所
・介護医療院	3か所58床

(4) 医療従事者の確保に関する事業

- ・平成25年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師・看護師の不足など地域の医療体制は厳しい状況であり、一層の対策が必要であるため、継続的な医師確保対策及び看護師確保対策を行うとともに、医療従事者の勤務環境の改善を促進し、地域における医療提供体制を維持することを目標とする。
- ・県内における薬剤師・歯科衛生士の偏在が顕著であり、特に県西部において不足が

深刻であることから、その他の職種においても必要な医療従事者の確保対策を行い、地域全体で多職種によるチーム医療を維持、拡大することを目指す。

(数値目標)

- ・しまね地域医療支援センターへの登録者のうち県内で研修・勤務する医師数
95人(H27.3月)→151人(H30.3月)
- ・第7次看護職員需給見通しに対応した看護職員数の確保
10,782人(H26年末)→11,227人(H27年末)

(5) 介護従事者の確保に関する事業

- ・高齢化がピークを迎える2020年～2025年前後には、多くの介護職員(50歳代)の退職が見込まれること、高齢化と同時に少子化も進行し、新たに介護職員となる新規学卒者の減少が懸念されることから、新規学卒者をはじめとした若年層に向けた取組や退職後の「団塊の世代」など中高年齢層の活力を介護の現場に活かす取組により、介護職員を増加させることを目標とする。

(数値目標)

- ・2025年度に向け、介護職員の増加(1,202人)を目標とする。

②計画期間

事業区分1に関する事業 平成27年度～平成29年度

事業区分3、5に関する事業 平成27年度～令和5年度

事業区分2、4に関する事業 平成27年4月1日～平成29年3月31日

□島根県全体(達成状況)

1) 目標の達成状況

(1) 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

H27計画事業執行なし

(2) 居宅等における医療の提供に関する事業

H27計画事業執行なし

(3) 介護施設等の整備に関する事業

<H27年度当初分>

- ・地域密着型介護老人福祉施設 【目標値】1か所29床→【達成状況】1か所29床
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 【目標値】3か所→【達成状況】3か所
- ・小規模多機能型居宅介護事業所 【目標値】7か所→【達成状況】5か所
- ・認知症対応型デイサービスセンター 【目標値】1か所→【達成状況】1か所

・認知症高齢者グループホーム	【目標値】2か所36床→【達成状況】3か所72床
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	【目標値】1か所→【達成状況】1か所
・地域包括支援センター	【目標値】1か所→【達成状況】3か所
・介護医療院	【達成状況】12床
・介護老人福祉施設	【達成状況】134床
・家族面会室の整備	【達成状況】1か所

<H27年度補正分>

・地域密着型介護老人福祉施設	【目標値】1か所29床→【達成状況】1か所29床
・上記に併設されるショートステイ用居室	【達成状況】1か所11床
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	【目標値】1か所→【達成状況】1か所
・小規模多機能型居宅介護事業所	【目標値】3か所→【達成状況】4か所
・認知症高齢者グループホーム	【目標値】16か所171床→【達成状況】17か所207床
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	【目標値】2か所 →【達成状況】4か所
・介護医療院	【目標値】3か所58床→【達成状況】246床
・介護老人福祉施設	【達成状況】205床
・介護老人保健施設	【達成状況】100床
・養護老人ホーム	【達成状況】50床

(4) 医療従事者の確保

H27計画事業執行なし

(5) 介護従事者の確保に関する事業

令和4年度 介護職員数17,077名

2) 見解

(1) 介護施設等の整備に関する事業

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期～第8期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備が進んだ。

(2) 介護従事者の確保に関する事業

計画に掲載した事業は着実に実施した。取組の成果は今後の統計調査により把握する。

3) 目標の継続状況

- ☒ 平成28年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 平成28年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況

平成27年度島根県計画に規定した事業について、令和5年度終了時における事業の実施状況を記載。

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業	
事業名	島根県介護施設等整備事業	【総事業費】 2,288,632千円
事業の対象となる区域	県東部・県西部	
事業の実施主体	島根県内	
事業の期間	平成27年4月1日～令和6年3月31日	
背景にある医療・介護ニーズ	地域包括ケアシステムを構築していく上で、地域密着型サービスを提供する場が不足していると思われるため、今後も整備が必要。	
	アウトカム指標：要介護度3以上の特養入所希望者数の減少	
事業の内容 (当初計画)	地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の整備等を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。 <H27年度当初分> ・地域密着型介護老人福祉施設 1か所29床 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 3か所 ・小規模多機能型居宅介護事業所 7か所 ・認知症対応型デイサービスセンター 1か所 ・認知症高齢者グループホーム 2か所36床 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 1か所 ・地域包括支援センター 1か所 <H27年度補正分> ・地域密着型介護老人福祉施設 1か所29床 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1か所 ・小規模多機能型居宅介護事業所 3か所 ・認知症高齢者グループホーム 16か所171床 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 2か所 ・介護医療院 3か所58床	
アウトプット指標（当初の目標値）	① 地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。 <H27年度当初分> ・地域密着型介護老人福祉施設 1か所29床 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 3か所	

	・小規模多機能型居宅介護事業所 7か所 ・認知症対応型デイサービスセンター 1か所 ・認知症高齢者グループホーム 2か所36床 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 1か所 ・地域包括支援センター 1か所 ＜H27年度補正分＞ ・地域密着型介護老人福祉施設 1か所29床 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1か所 ・小規模多機能型居宅介護事業所 3か所 ・認知症高齢者グループホーム 16か所171床 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 2か所 ・介護医療院 3か所58床 ②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。 ③介護施設等の整備に必要な定期借地権設定のための一時金に対して支援を行う。 ④介護サービスの改善を図るための既存施設等の改修に対して支援を行う。
アウトプット指標（達成値）	地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の整備等を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。 ◆H27年度当初分 ・地域密着型介護老人福祉施設 29床（1カ所） ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 3カ所 ・認知症高齢者グループホーム 72床（3カ所） ・小規模多機能型居宅介護事業所 5カ所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所 ・介護医療院 12床 ・地域包括支援センター 3カ所 ・介護老人福祉施設 134床 ・認知症対応型デイサービスセンター 1カ所 ・家族面会室の整備 1カ所 ◆H27年度補正分 ・地域密着型介護老人福祉施設 29床（1カ所） ・上記に併設されるショートステイ用居室 11床（1カ所） ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1カ所 ・認知症高齢者グループホーム 207床（17カ所） ・小規模多機能型居宅介護事業所 4カ所

	・看護小規模多機能型居宅介護事業所 4カ所 ・介護老人福祉施設 205床 ・介護医療院 246床 ・介護老人保健施設 100床（1カ所） ・養護老人ホーム 50床（1カ所）
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標:要介護度3以上の特養入所希望者数の減少確認できていない → 事業終了後の直近の調査状況を集計中のため （１）事業の有効性 上記のとおり未確認ではあるが、地域密着型サービス施設等の整備を行ったことにより、当サービス等を利用できる方が増え、地域包括ケアシステムの構築に向けた整備も含め、県内各地域において安心して生活できる体制の構築が図られていると感じる。 （２）事業の効率性 ホームページに掲載することやそれを周知することにより、市町村や事業者に対して一定の共通認識や透明性、及び手続きに関する効率化を図ることができた。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 資質の向上 (中項目) キャリアアップ研修の支援 (小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業	
事業名	【No. 1 (介護分)】 訪問看護師確保対策事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 12千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域包括ケアを推進する上で訪問看護は不可欠の事業であるが、それを担う訪問看護ステーションにおいて、訪問看護師等の介護人材確保が困難な状況にある。また本県では訪問看護における介護保険適用の割合が医療保険適用よりも多く、介護人材としての訪問看護ステーションの従事者確保は重要課題である。	
アウトカム指標	アウトカム指標：訪問看護師確保数：24名	
事業の内容	潜在看護師等が訪問看護事業所に採用され、独り立ちするまでの（訓練期間中の）人件費を負担することにより、潜在看護師等の積極的な採用が図られるようにする。	
アウトプット指標（当初の目標値）	訪問看護師確保数：24名	
アウトプット指標（達成値）	訪問看護師確保数：25名	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 訪問看護師確保数：25名	
	（1）事業の有効性 再就職を希望している潜在看護師や、訪問看護に興味のある病院看護師の掘り起し及びその看護師の雇用につなげることができた。	
	（2）事業の効率性 潜在看護師や訪問看護に興味のある病院看護師が、訪問看護ステーション等で訪問看護業務に従事することを支援することで、訪問看護師の雇用促進が図られ、効率的な人材確保につながっている。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 参入促進 (中項目) 地域のマッチング機能強化 (小項目) 多様な人材層(若者・女性・高齢者)に応じたマッチング機能強化事業	
事業名	【No. 1 (介護分)】 介護福祉士資格取得(実務者研修ルート)促進事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 217千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成28年度から、実務者ルートによる介護福祉士受験資格として実務者研修受講が義務付けられたが、離島や中山間地域などでは受講の機会が少なく、受講が困難な現任職員が出ている。そこで、離島中山間地域で実務者研修のスクーリングを開催する養成施設へ支援を行うことで、受講機会の増進を図る必要がある。	
アウトカム指標	アウトカム指標：介護福祉士の増	
事業の内容	離島や中山間地域での実務者研修の経費を助成することにより介護福祉士資格取得者の増加を図る。	
アウトプット指標(当初の目標値)	実務者研修開催回数：年間5回	
アウトプット指標(達成値)	実務者研修開催回数：年間1回	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 実務者研修開催回数：年間1回	
	(1) 事業の有効性 実務者研修スクーリングの開催場所は、受講者が多数見込める市部に集中するため、離島や中山間地域などでの受講機会が少なかったが、離島中山間地域でスクーリングを開催する実務者養成施設へ開催経費等支援することにより、離島中山間地域での受講機会を増やすことが出来た。	
	(2) 事業の効率性 受講機会が増えたことで資格取得を目指す現任職員の増進に繋がった。また研修を受講した職員により質の高い介護サービスを提供できるようになり、職員のスキルやモチベーションが向上することで、早期離職の防止にも繋がると考えられる。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 資質の向上	
	(中項目) 研修代替要員の確保支援	
	(小項目) 各種研修に係る代替要員の確保対策事業	
事業名	【No. 2】 介護職員実務者研修代替職員確保支援事業	【総事業費】 1,363千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	島根県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成28年度から、実務者ルートによる介護福祉士受験資格として実務者研修受講が義務付けられたため、現任介護職員が当該研修を受講しやすいよう、代替要員の確保について支援を行う必要がある。 アウトカム指標：介護福祉士の増	
事業の内容（当初計画）	介護職員実務者研修受講のための代替職員にかかる人件費を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	介護職員実務者研修受講のための代替職員確保 年間100名	
アウトプット指標（達成値）	介護職員実務者研修受講のための代替職員確保 9の施設において、13名の現任職員が実務者研修を受講するための代替職員を確保することができた。	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 介護職員実務者研修受講のための代替職員確保 年間13名	
	（1）事業の有効性 代替職員の確保をすることにより現任職員に実務者研修の受講機会を増やすことができた。 今後も引き続き、施設の代替職員確保を支援していく必要がある。 （2）事業の効率性 対象経費や基準額をわかりやすく設定することで、申請事務の効率化を図った。	
その他	東西に長く、離島を抱え、大半を中山間地域が占める島根県は、スクリーニングの開催場所が都市部に集中しているため、スクリーニング会場へ通うにも時間もかかるため、代替職員の雇用人経費や交通費だけでなく、中山間地域でのスクリーニング開催の機会をより増やしていくことも必要となっている。	